

青森県報

号外第53号
平成二十年
平成二十一年
(令和元年)
(金曜日)

三 次

監査委員

包括外部監査の結果..... (事務面) ... |

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成19年度の包括外部監査人倉成磨氏から平成20年3月21日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年5月2日

青森県監査委員 林 忠男
同 元木篤子
同 阿部広悦
同 森内之保留

平成 19 年度

青森県教育委員会の財務に関する事務の執行について
(所管する財団法人青森県育英奨学会の財務に関する事務の執行を含む)

包括外部監査結果報告書

包括外部監査結果報告書 目次

第1章 外部監査の概要 1

- I. 外部監査の種類 1
- II. 特定の事件 (テーマ) 1
- III. 特定の事件を選定した理由 1
- IV. 外部監査の視点 2
- V. 外部監査対象期間 3
- VI. 外部監査実施期間 3
- VII. 監査補助者の資格及び氏名 3
- VIII. 利害関係 3

第2章 外部監査の対象 4

- I. 地方教育行政組織 4
- II. 教育委員会 5
- III. 青森県教育委員会の概要 7
- IV. 青森県教育委員会の予算・決算 13
- V. 包括外部監査の実施方法 20

第3章 外部監査の結果及び意見 (総論) 22

平成 20 年 3 月

青森県包括外部監査人

倉 成 磨

| | | |
|---------------------------------|-------|-----|
| 第4章 事業の監査 | | 32 |
| I. 教育政策課（対象事業目次） | | 32 |
| II. 職員福利課（対象事業目次） | | 36 |
| III. 学校施設課（対象事業目次） | | 40 |
| IV. 義務教育課（対象事業目次） | | 82 |
| V. 県立学校課（対象事業目次） | | 127 |
| VI. スポーツ健康課（対象事業目次） | | 193 |
| VII. その他学校監査の対象になった事項（対象事業目次） | | 251 |
| VIII. 事業費予算決算に関する課題 | | 255 |
| 第5章 財団法人青森県育英奨学会の財務事務の監査 | | 264 |
| I. 財団法人青森県育英奨学会の概要 | | 264 |
| II. 青森県学生寮運営事業 | | 274 |
| III. 大学奨学金貸与事業 | | 279 |
| IV. 高校奨学金貸与事業 | | 289 |
| 第6章 岐入事務の監査 | | 300 |
| I. 学校施設課 | | 300 |
| II. 義務教育課 | | 302 |
| III. 県立学校課 | | 303 |
| IV. 県立高等学校 | | 309 |
| 第7章 授業料減免事務の監査 | | 344 |
| I. 授業料減免制度の概要 | | 344 |
| II. 県立高等学校の減免事務 | | 353 |
| 参考事項 私費会計の状況 | | 363 |
| 2. 教育機関の不正事件に対する県民の信頼性 | | |
| I. 私費会計の概念 | | 363 |
| II. 各学校の私費会計の全体像 | | 364 |
| III. 私費会計に対する監査権限 | | 366 |
| IV. 各学校別の私費会計の実態 | | 367 |

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに「青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

II. 特定の事件(テーマ)

青森県教育委員会の財務に関する事務の執行について
(所管する財団法人青森県育英奨学会の財務に関する事務の執行を含む)

III. 特定の事件を選定した理由

1. 青森県における教育施策の重要性

本県は厳しい財政運営が続く中で、暮らしやすさでは他に負けない地域を目指す生活創造社会の形成を政策目標に掲げており、政策実現のために「わくわく^{てくてく}10」という名称の10のテーマを設定し、テーマごとに重点事業を定めて事業の選択と集中を行っている。その中でも、昨年の包括外部監査のテーマとした産業雇用関連施策は最も要緊の政策課題であるが、それを下支えする関係にある重要なテーマは「人財」関連施策である。人財の育成には「教育」施策が中心となることから、まずは教育行政の執行機関である教育委員会を対象とする必要性を感じた。また、一昨年の教育基本法の改正を受けて、「教育改革」「教育再生」という言葉がメディアで頻繁に取り上げられるようになり、教育行政は大転換期にあることから、これまでの、そして今後の地方分権推進の流れの中で、本県の地方教育施策を詰め細かに検証するには良い時期であるとも思われた。それに加えて、歴史的に本県高校生の大学進学率は全国的に下位に位置してきたが、全日制高等学校の在学生1人あたりの公費支出額²は全国平均よりも高いデータが示されている。そのような教育行政の効率性や有効性の観点からも、青森県教育委員会（以下、「県教委」という。）の実施する教育事業は県民の関心が高いと思われたことから、監査テーマとすることは有意義だと考えた。

¹ 平成18年度の本県大学進学率は39.9%、全国平均は51.2%である。
² 平成16年度で本県は131万円、全国平均は114万円である。同年度の特別支援学校の1人あたりの教育費は796万円である。

る横領事件、財団法人青森市文化スポーツ振興公社の主幹による着服事件といった教育関連機関の不正事件が発生し、青森県民は公の機関に対する信頼感を失っている。これに裏付けたかのように、県の監査委員事務局による定期監査で県教委関係に関して指摘事項とされた項目数は、平成17年度分としては指摘20項目³、注意38項目となり多い数である。これら3つの機関のうち前者2つは県教委の所管であり、不正行為が発生する土壤や風土が教育委員会という首長から独立した組織に横断的に存在している可能性は無いか、未然に防止するシステムが機能しているか、といった観点から、県教委を外部監査の対象とすることは県民のニーズに合致することだと考えた。

IV. 外部監査の視点

1. 監査の切り口

歳入、歳出の有無を問わず、教育を事業という切り口で捉えて監査を実施した。そのような思想を前提としたことから、監査の対象は主要な教育事業、その事業を行うための財源となる歳入の事務、歳入とはならないが重要な授業料等減免事業及び奨学金貸与事業、歳入ではないが学校の教育活動事業を補足する収入（財源）となる私費会計全般とした。

2. 監査の要点

- (1) 実施した事業、歳入事務に係る全般的な手続は法令や規則、規程、予算、契約等に準拠して適正に執行されているか。
- (2) 実施した事業の実績値が計画的に把握され、予算と対比され報告されているか。
- (3) 自営事業としていることに非効率性はないか。補助事業、委託事業とともに、交付先・委託先は適切か。
- (4) 事業の実績報告、検査確認が適時適切に行われているか。
- (5) 事業費の支出先の経営状況や運営状況、事業実施状況を確実に把握・監督しているか。
- (6) 教育委員会と事業実施現場（学校、教育事務所）との事業に関する認識の共有が図られているか。
- (7) 事業実施の効果は適切に測定されているか。その結果は次年度以降の事業実施にあたり生かされているか。
- (8) 委託契約の締結に十分な競争性が確保されているか。特に、学校現場において継続的取引による不正の温床はないか。
- (9) 県の歳入事務は適正か。特に授業料の未収金は本当に無いか。
- (10) 授業料の減免手続は適正かつ公正・公平か。
- (11) 公費の監査を補足する観点から、学校の私費会計は適正に管理されているか。監査機能は必要十分か、県費との混同はないか。

3. 主な監査手続

- (1) 事前に提出を受けた概要書を分析した。
- (2) 関係書類、ファイルを閲覧した。
- (3) 担当課・担当者への質問、意見聴取を行った。
- (4) 17の県立学校、2教育事務所、2地域県民局地域整備部、県総合学校教育センターに往査し、事業の実施状況、出納事務、契約事務、歳入事務、減免事務の執行状況を確認した。

その他、個別事業の監査手続については、第4章以降の各監査対象事業等の部分に記載した。

V. 外部監査対象期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日（必要に応じて過年度に遡及した）

VI. 外部監査実施期間

平成19年9月3日から平成20年3月7日まで

VII. 監査補助者の資格及び氏名

| | | |
|-------|-------|---------|
| 補 助 者 | 公認会計士 | 倉 成 貴弘 |
| 補 助 者 | 公認会計士 | 手 島 宗久 |
| 補 助 者 | 公認会計士 | 西 谷 俊広 |
| 補 助 者 | 公認会計士 | 吉 田 柳一郎 |
| 補 助 者 | 公認会計士 | 笠 原 勉 |
| 補 助 者 | 公認会計士 | 後 廉 元一 |

VIII. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

³項目の内訳としては、歳出開連が8項目、契約開連が5項目、内部統制及び現金が各3項目、財産が1項目である。

第2章 外部監査の対象

I 教育委員会

1. 制度の概要

教育委員会（以下、「委員会」と略する。）は、地方自治法180条の5の定めにより、都道府県、市町村ならびに地方公共団体の組合に置かれる地方公共団体の教育行政を担う執行機関である。委員会は、文部科学省、地方公共団体の議会、地方公共団体の長に対し、また都道府県と市町村の委員会との関係において独立性を有している。委員会は原則5名の教育委員によって構成され、都道府県や指定都市においては6名で構成することができます。教育委員は人格が高潔で、教育・学術・文化に関する意見を有する者の中から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。任期は4年で再任も可能である。教育における政治的中立性を確保するため、委員定数の2分の1以上が同一の政党に属することを禁じている。なお、教育長以外の委員は、地方公共団体の議員や常勤職員との兼職が禁止されている。教育委員は地域住民の意向をできる限り反映するために教育や教育行政に関して選ばれ、素人であることが望ましいとされる。教育委員長は委員のうちから互選によって選ばれ、委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。教育長は委員会の指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。また、教育長は教育行政に関する高度の専門的知識と技術を有する玄人であることが求められる。

委員会には事務を処理するために事務局が置かれ（地教行法第18条）、教育長が事務を統括し、職員の指揮監督を行う。この事務局を教育庁と呼ぶことが一般的であることから、本報告書においても「教育庁」ということとした。

2. 教育委員会の職務権限

地方自治法第180条の8において、委員会の行政執行権が定められており、地教行法第23条に具体的に以下の権限が明記されている。

・ 学校など教育機関の設置、管理及び廃止に関すること

・ 教育財産の管理に関すること

- ・ 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- ・ 児童生徒等の就学、入学、転学、退学に関すること
- ・ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導に関すること
- ・ 教科書その他の教材の取扱いに関すること
- ・ 校舎などの施設や教具などの設備の整備に関すること

・ 教育関係職員の研修に関すること

- ・ 教育関係職員、児童生徒等の保健、安全、厚生、福利に関すること
- ・ 学校など教育機関の環境衛生に関すること
- ・ 学校給食に関すること
- ・ 青少年教育、女性教育、公民館活動など社会教育に関すること
- ・ スポーツに関すること

3. 議会

議会の権限としては、教育事務に関する条例の制定と改廃、教育事務に要する予算の決定、教育委員の任命と罷免に対する同意などがある。

4. 地方公共団体の長

首長の権限としては、教育委員会の委員を任命することのほか、大学に関すること、私立学校に関すること、教育財政に関する事務などとえば教育予算案の作成、公立学校の授業料に関する条例案の作成、教育財産の取得処分、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約締結などがある。

5. 地方分権

平成9年の「地方分権推進委員会」の勧告においては教育行政についても触れられ、その後の教育関係法規が大幅に改正される契機となつた。教育行政にあっても行政改革の断行、地方分権の推進、規制緩和の促進、情報公開の促進、市民の参加と地域との共生という流れが明らかなものとされ、現在においてもその進行途上にあると言える。

- ・文化財保護に関すること
 - ・エネスコ活動に関すること
 - ・教育に関する法人に関すること
 - ・教育に関する調査、指定統計に関すること
 - ・教育行政に関する相談、広報に関すること

3. 教育委員会制度の特徴

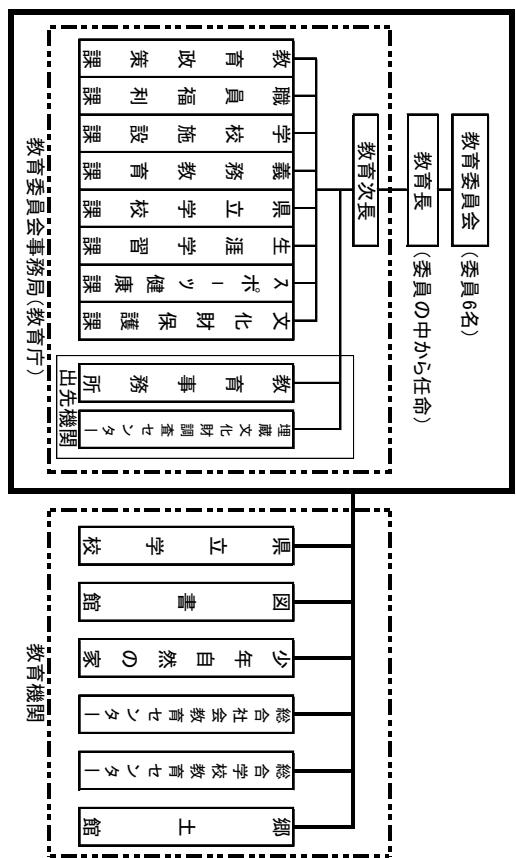
- ①住民統制 (layman Control) と専門的指導制 (professional leadership) の調和
多様な地域住民の意思の反映と教育行政の専門性の連携により運営されること。

②教育行政の中立性・安定性の確保
公選制ではなく任命制によることで、政治的中立性や人材バランスを確保できる。

③一般行政からの相対的独立性
一般行政組織から独立した行政委員会として独立性が保障されている。

④地方自治
地方分権化の中での教育長の任命承認制や機関委任事務廃止など、地方自治の促進が模索されている。

2. 県教委の組織図



平成18年4月1日現在、県立学校は88校、少年自然の家は3所である。

3. 県教委の職員数

平成 19 年 5 月 1 日現在の県教委の職員数は下表のとおりである。

職員数

| 1. 教育委員会事務局（本庁） | 人数 | 3. 学校以外の教育機関 | 人数 |
|-------------------|-----|--------------------|--------|
| 教育長 | 1 | 図書館 | 28 |
| 教育次長 | 2 | 少年自然の家 | 34 |
| 教育政策課 | 20 | 総合社会教育センター | 27 |
| 職員福利課 | 23 | 総合学校教育センター | 75 |
| 学校施設課 | 24 | 郷土館 | 23 |
| 義務教育課 | 25 | 学校以外の教育機関職員合計 | 187 |
| 県立学校課 | 34 | 4. 他の公益法人へ派遣 | 1 |
| 生涯学習課 | 17 | 学校以外の職員合計(1+2+3+4) | 575 |
| スポーツ健康課 | 43 | 5. 学校 | |
| 文化財保護課 | 30 | 小学校 | 6,137 |
| 教育委員会事務局（本庁）合計 | 219 | 中学校 | 3,667 |
| 2. 教育委員会事務局（出先機関） | | 高等学校（全日制） | 3,287 |
| 東北教育事務所 | 19 | 高等学校（定時制） | 209 |
| 西北教育事務所 | 24 | 高等学校（通信制） | 33 |
| 中南教育事務所 | 21 | 特別支援学校 | 1,196 |
| 上北教育事務所 | 23 | 学校合計 | 14,529 |
| 下北教育事務所 | 21 | | |
| 三八教育事務所 | 40 | | |
| 埋蔵文化財調査センター | | | |
| 教育委員会事務局（出先機関）合計 | 168 | 総合計(1+2+3+4+5) | 15,104 |

県教委の平成 19 年度職員定数は、下表のとおり定められている。

| 区分 | 人数 |
|---------------|--------|
| 教育委員会事務局職員合計 | 309 |
| 学校以外の教育機関職員合計 | 192 |
| 合計 | 501 |
| 小学校 | 5,882 |
| 中学校 | 3,522 |
| 高等学校（全日制） | 3,263 |
| 高等学校（定時制） | 209 |
| 高等学校（通信制） | 25 |
| 特別支援学校 | 1,140 |
| 学校合計 | 14,041 |

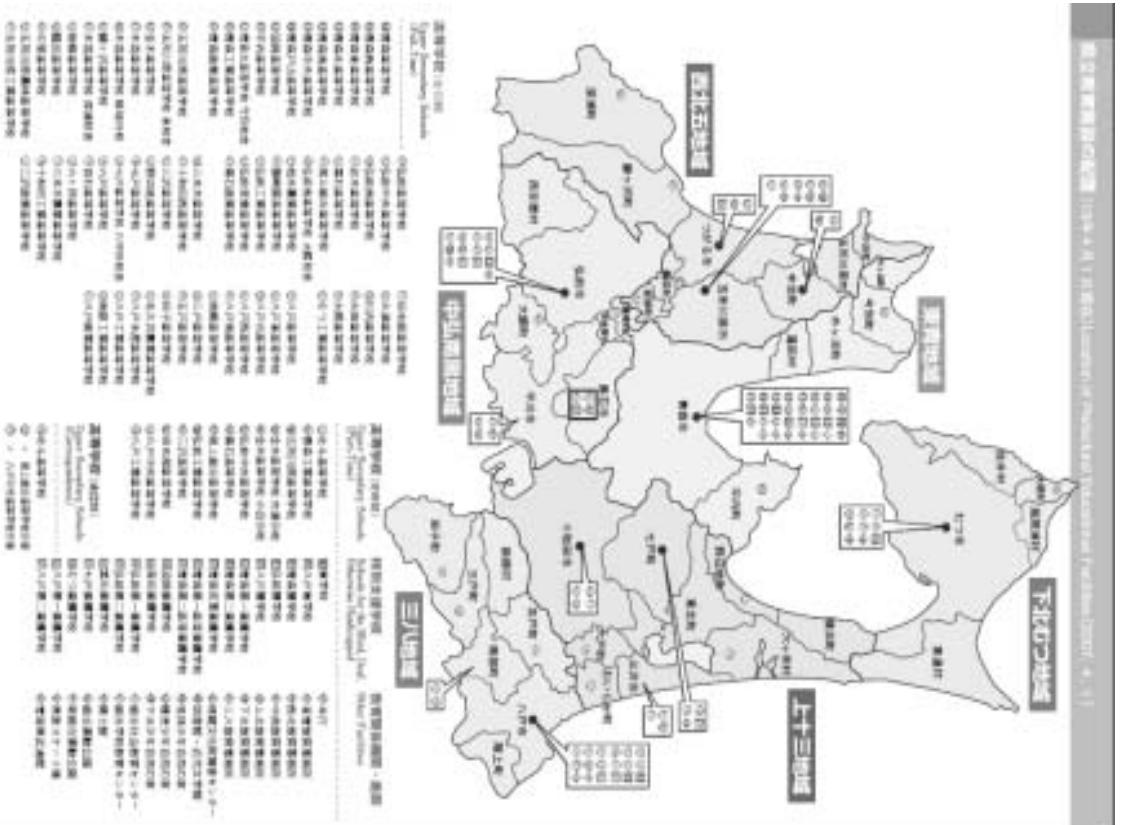
なお、職員数が職員定数を超過しているように見えるのは、病気や産休等の教員の代替職員が職務に就いているためという説明を受けた。

また、上表中にある「特別支援学校」は、学校教育法改正により平成 19 年 4 月から盲・聾・養護学校を総称する名称として定められたものである。それ以前は特殊教育諸学校と総称されていたが、監査対象年度が平成 18 年度であることから、本報告書においては、原則として「特殊教育諸学校」という表記で統一している。

4. 県立教育施設の配置

本県の県立教育施設の配置は下図のようになっている。

(出典：「青森県の教育」平成 19 年度版)



5. 青森県教育施策の方針

県教委は以下の教育施策の方針を定めている。

| |
|---|
| 青森県教育委員会は、豊かな心と郷土に対する誇りを持ち、健康で、創造性に富み、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、 |
| 一人一人の学習と社会参加を実現する社会教育 |
| 未来へ伝える貴重な文化財の保存・活用 |
| 活力と感動を生み出すスポーツ |
| を、市町村教育委員会、その他関係機関・団体との連携を図りながら推進します。 |

(平成17年1月12日決定)

6. 分野別方針と重点

委員会の所掌する分野は、学校教育、社会教育、保健体育、文化財保護の4つに分類されることが多い。県教委は各分野の方針と重点を以下のように掲げて、施策を推進している。

(1) 学校教育指導

1. 方針

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、教育は人づくりという原点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢をはぐくむ学校教育の推進に努める。

2. 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等に主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かしうるよう、道徳性の育成に努める。

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いの個性を認め合い、協力してよりよい生活を築いていくことができるよう、自主的、実践的な態度の育成に努める。

(4) 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心と体を一体としてとらえ、健康でたくましい体をはぐくむ教育の推進に努める。

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域との連携を図りながら、

心の結びつきを基調とした指導に努める。

(6) 進路指導の充実

一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、計画的、組織的、継続的な指導に努める。

(7) 國際化に応じた教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

(8) 情報化に応じた教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

(9) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

(10) 研修の充実

教職の専門性を高め、教育活動の充実を図るために、計画的・積極的な研修の推進に努める。

(2) 社会教育行政

1. 方針

県民が心のふれあいを深め、生涯にわたって自己の啓発・向上をめざし、生きがいのある充実した生活をおくるとともに、豊かで住みよい地域社会をつくり出しができるよう、一人一人の学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努める。

2. 重点

(省略)

(3) 保健体育行政

1. 方針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・スポーツ及び健康教育の充実並びにスポーツの振興に努める。

2. 重点

(1) 学校体育・スポーツの充実

児童生徒が、自ら進んで運動に親しみ、質や能力を身に付けるとともに、健康の増進と体力の向上が図られるよう、学校体育・スポーツの充実に努める。

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、家庭や地域との連携を図り、学校保健・学校安全及び食に関する指導を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

(3) スポーツの振興

県民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりを推進し、スポーツの振興に努める。

⁴ 「生きる力」は、我が国における教育活動全般の目標概念を示す教育界のキーワードである。

(4) 文化財保護行政

1. 方針

郷土に対する愛着と誇りを培い、うるおいのある県民生活を実現するため、未來へ伝える貴重な文化財の保存・活用に努める。

2. 重点

(省略)

7. 教育庁各課の主な業務内容

| 課名 | 主な業務内容（抜粋） |
|---------|--|
| 教育政策課 | 教育委員会開催に関する事、県議会との連絡調整、教育施策の企画立案・調整、知事部局との連絡調整、施設評価・事業評価の総括、行政改革推進の総括、予算編成・分析、決算の総括、監査の総括、調査統計、出版、ホームページ、教育庁情報システムに関すること等。 |
| 職員福利課 | 共済組合、恩給、職員の人事、研修、市町村教育委員会に対する指導・援助・連絡調整、教職員の給与・退職手当・旅費に関する事、義務教育国庫負担事務に関する事、職員の健康管理、教職員互助会、共済年金に関する事等。 |
| 学校施設課 | 物品の調達・管理、出納、県立学校の管理費・美習費・設備・施設整備・建築・用地取得・大規模改修、教育財産の維持修繕管理、教職員住宅に関する事等。 |
| 義務教育課 | 教育事務所に関する事、県費負担教職員に関する事、市町村立小・中学校及び幼稚園に関する事等。 |
| 県立学校課 | 県立高等学校及び中学校に関する事、特別支援学校に関する事、県総合学校教育センターに関する事、青森県育英奨学会に関する事 |
| スポーツ健康課 | 県有体育施設の管理運営に関する事、スポーツ振興センター共済給付に関する事、学校におけるスポーツ・運動部活動に関する事、青森県学校保健会に関する事、健康教育及び学校給食に関する事、学校職員の健康管理に関する事、社会体育に関する事、生涯スポーツ・競技スポーツに関する事等。 |
| 生涯学習課 | 省略 |
| 文化財保護課 | 省略 |

8. 教育事務所の主な業務内容

| 区分 | 業務内容（抜粋） |
|--------|---|
| 各教育事務所 | 小中学校教職員に関する事、小中学校教育の専門的事項の指導に関する事、小中学校教職員の研修に関する事、幼稚園教育の指導及び援助に関する事、文化財保護政策の指導・助言に関する事、公民館・図書館に関する事 |
| 特別会計 | 計 |
| 合計 | 944,353,202 |
| | 922,237,192 |
| | 901,846,907 |

(注)千円未満端数は四捨五入により表示している。

IV 青森県教育委員会の予算・決算

委員会は定められた職務権限については知事の指揮監督を離れて独立して処理するが、地方自治法138条の3の定めに基づき、知事の所轄の下に相互に連絡を図り、すべて一體的に役割を果たす必要がある。そのため、委員会の権限に属しない事項が地方自治法第180条の6に規定されており、予算の作成と執行、議会の議決が必要な議案の提出、決算を議会の認定に付すこと等は知事の権限とされている。ただし、地教行法第29条により、知事は委員会の意見を聞いた上で議案を作成し、これを議会に提出することが必要とされている。

1. 予算・決算の状況

(1) 過去3年度の青森県の歳出決算の推移

過去3年度の県の歳出決算は、下表のとおりである。

青森県の歳出決算の推移(過去3年度)

(単位:千円、%)

| 区分 | 年度 | | 平成16年度決算額 | | 平成17年度決算額 | | 平成18年度決算額 | |
|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-----------|-----|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 一般会計 | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 議会費 | 1,347,338 | 0.17 | 1,277,802 | 0.17 | 1,273,441 | 0.17 | | |
| 総務費 | 37,904,883 | 4.86 | 37,109,431 | 4.97 | 36,013,706 | 4.94 | | |
| 民生費 | 63,630,116 | 8.16 | 68,375,533 | 9.16 | 71,841,292 | 9.86 | | |
| 環境保健費 | 25,378,500 | 3.25 | 27,586,866 | 3.70 | 24,700,298 | 3.39 | | |
| 労働費 | 3,134,950 | 0.40 | 1,918,566 | 0.26 | 1,836,560 | 0.25 | | |
| 農林水産業費 | 105,020,354 | 13.46 | 90,718,481 | 12.16 | 84,136,051 | 11.54 | | |
| 商工費 | 65,899,621 | 8.45 | 57,281,614 | 7.68 | 53,943,293 | 7.40 | | |
| 土木費 | 120,059,572 | 15.39 | 113,607,035 | 15.22 | 113,205,642 | 15.53 | | |
| 警察費 | 33,288,599 | 4.27 | 33,298,669 | 4.46 | 32,591,264 | 4.47 | | |
| 教育費 | 160,982,983 | 20.63 | 155,529,712 | 20.84 | 154,296,276 | 21.17 | | |
| 災害復旧費 | 3,613,951 | 0.46 | 8,889,883 | 1.19 | 3,581,888 | 0.49 | | |
| 公債費 | 128,768,864 | 16.50 | 121,791,625 | 16.32 | 118,404,726 | 16.24 | | |
| 諸支出費 | 31,135,678 | 3.99 | 28,876,908 | 3.87 | 33,158,236 | 4.55 | | |
| 予備費 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | | |
| 計 | 780,255,409 | 100.00 | 746,262,095 | 100.00 | 728,982,673 | 100.00 | | |
| 特別会計 | | | | | | | | |
| 合計 | 164,057,793 | 100.00 | 175,975,067 | 100.00 | 172,864,234 | 100.00 | | |
| | 944,353,202 | | 922,237,192 | | 901,846,907 | | | |

(2) 県教委の予算・決算
①過去 5 年度の歳入・歳出決算
過去 5 年度の県教委の歳入、歳出決算額の推移は下表のとおりである。歳入面では、歳入の使用料及び手数料の減少、国庫負担金の減少などにより、一般財源の増加が顕著である。歳出面では、県一般会計に占める教育費の割合が 20% 前後と高いことがわかる。また、この歳出には私立学校等に係る金額が含まれないために、先に記載した教育費全体額とは一致しない。

教育費歳入の過去 5 年間の款項別推移表

(単位:千円)

| 款項 | 項目 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 8款 | 使用料及び手数料 | 4,222,561 | 4,034,854 | 3,975,311 | 3,858,428 | 3,612,209 |
| 1項 | 使用料 | 4,098,789 | 3,915,854 | 3,888,038 | 3,744,605 | 3,497,569 |
| 2項 | 手数料 | 123,772 | 119,000 | 112,273 | 113,823 | 114,642 |
| 9款 | 国庫支出金 | 45,641,153 | 40,729,169 | 35,832,912 | 30,271,198 | 24,608,107 |
| 1項 | 国庫負担金 | 44,119,210 | 40,052,898 | 35,327,580 | 29,325,693 | 23,295,577 |
| 2項 | 国庫補助金 | 1,431,136 | 454,044 | 317,359 | 772,271 | 1,115,638 |
| 3項 | 委託金 | 90,807 | 222,227 | 187,973 | 173,234 | 198,892 |
| 10款 | 財産収入 | 374,044 | 284,789 | 285,659 | 315,182 | 380,036 |
| 1項 | 財産運用収入 | 92,634 | 84,226 | 80,214 | 87,669 | 86,124 |
| 2項 | 財産売払収入 | 281,410 | 200,563 | 205,445 | 227,513 | 293,912 |
| 12款 | 総入金 | 366,398 | 413,043 | 394,573 | 0 | 0 |
| 2項 | 基金総入金 | 366,398 | 413,043 | 394,573 | 0 | 0 |
| 14款 | 諸収入 | 402,875 | 650,527 | 720,521 | 844,979 | 942,925 |
| 3項 | 貸付金元利收入 | 18,339 | 18,344 | 94 | 1,010 | 647 |
| 4項 | 受託事業収入 | 264,705 | 476,952 | 533,533 | 630,054 | 592,299 |
| 5項 | 受益事業収入 | 261,130 | 26,624 | 39,663 | 38,571 | 33,064 |
| 7項 | 輸入 | 93,641 | 128,607 | 87,231 | 175,344 | 311,915 |
| 15款 | 県債 | 5,887,000 | 3,429,000 | 3,070,000 | 706,000 | 1,897,000 |
| 1項 | 県債 | 5,887,000 | 3,429,000 | 3,070,000 | 706,000 | 1,897,000 |
| 一般財源 | | 111,280,609 | 112,058,875 | 110,582,615 | 113,662,590 | 117,257,484 |
| 計 | | 168,174,640 | 161,600,257 | 154,861,591 | 149,658,377 | 148,697,761 |

教育費歳出の過去 5 年間の項目別推移表

(単位:千円)

| 項目 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1項 教育総務費 | 5,627,396 | 5,605,475 | 5,409,109 | 5,532,830 | 5,571,683 |
| 1 教育委員会費 | 15,68 | 14,650 | 15,457 | 14,591 | 3,753 |
| 2 事務局費 | 37,249 | 35,757 | 41,184 | 34,976 | 41,264 |
| 3 教育行政費 | 2,138,581 | 2,243,204 | 2,187,432 | 2,562,969 | 3,371,665 |
| 4 教職員人事費 | 37,028 | 361,071 | 344,746 | 324,279 | 301,632 |
| 5 教育指導費 | 82,380 | 882,817 | 834,131 | 649,084 | 456,374 |
| 6 総合学校教育センター費 | 814,342 | 784,555 | 774,524 | 765,470 | 235,367 |
| 7 恩給及び退職年金費 | 361,114 | 322,833 | 273,724 | 227,872 | 195,110 |
| 8 財産管理費 | 1,069,274 | 960,608 | 937,911 | 953,589 | 962,518 |

②性質別予算額(17、18年度当初予算ベース)

(単位:千円)

| 区分 | 細区分 | 平成17年度 当初予算額 | 平成18年度 当初予算額 | 増減額 | 人件費 | |
|---------------|-----|-----------------|-----------------|------------|-----------|---------|
| | | | | | 扶助費 | 扶助費 |
| 義務的経費 | 小計 | 138,404,850 | 136,971,527 | -1,433,323 | 361,236 | 364,279 |
| 投資的経費(普通建設事業) | | | 3,377,228 | 4,588,444 | 1,216,216 | |
| 物件費 | | 6,894,399 | 6,617,704 | -276,695 | | |
| 維持修繕費 | | 595,639 | 541,825 | -53,814 | | |
| 補助費等・賞付金 | | 1,356,006 | 1,437,405 | 81,399 | | |
| 小計 | | 8,846,044 | 8,596,934 | -249,110 | | |
| 合計 | | 150,623,122 | 150,156,905 | -466,217 | | |

(③課別予算額（17、18年度当初予算ベース）

(単位:千円)

| 教育庁課名 | 平成17年度 当初予算額 | 平成18年度 当初予算額 | 増減額 |
|---------|-----------------|-----------------|------------|
| 教育政策課 | 134,193 | 75,812 | -58,381 |
| 職員福利課 | 136,349,930 | 134,962,151 | -1,387,779 |
| 学校施設課 | 5,868,576 | 7,208,226 | 1,339,650 |
| 義務教育課 | 400,138 | 346,031 | -54,107 |
| 県立学校課 | 1,716,405 | 1,870,462 | 154,057 |
| 生涯学習課 | 2,543,530 | 2,377,432 | -166,098 |
| スポーツ健康課 | 2,235,515 | 1,909,895 | -325,620 |
| 文化財保護課 | 1,374,835 | 1,406,896 | 32,061 |
| 合計 | 150,623,122 | 150,156,905 | -466,217 |

(3) 県立学校、教育事務所の予算

県立学校、教育事務所の予算は、教育庁各課からの予算令達によって確保され、執行される。平成18年度の各課からの予算令達額は以下のとおりである。

①県立学校（合計）

(単位:千円)

| 令達元 | 令達予算額 |
|---------|------------|
| 職員福利課 | 7,559,085 |
| 学校施設課 | 4,026,925 |
| 義務教育課 | 183,377 |
| 県立学校課 | 409,956 |
| スポーツ健康課 | 348,360 |
| 合計 | 12,523,705 |

②教育事務所（合計）

(単位:千円)

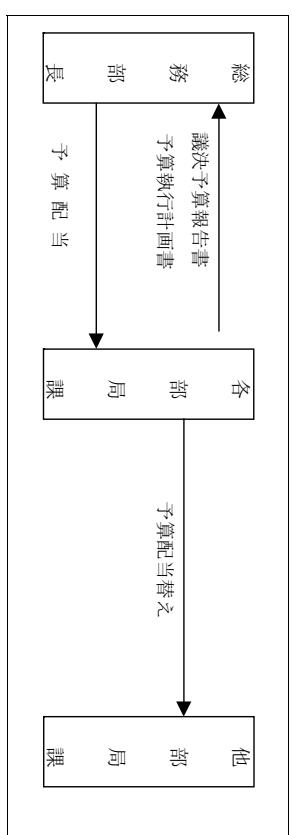
| 令達元 | 令達予算額 |
|---------|-----------|
| 職員福利課 | 4,443,445 |
| 学校施設課 | 26,899 |
| 義務教育課 | 167,114 |
| 県立学校課 | 5,513 |
| 生涯学習課 | 9,412 |
| スポーツ健康課 | 2,746 |
| 合計 | 4,655,130 |

ても県土整備部監理課に予算の配当替えを行うことによって、教育庁では予算執行が行わられない仕組みとなっている。これらの「予算の配当」、「予算の令達」は監査上のキーワードともいえる用語であるため、説明を受けたとおり記載することとする。

[用語の説明]

●予算の配当について

「予算の配当」とは、予算の議決に伴い、総務部長に各部局の長が「議決予算報告書」、「歳入・歳出」予算執行計画書」を提出し、それに基づいて総務部長から「歳入予算通知書」、「歳入予算配当通知書」により予算を配当される行為のことという。この「予算の配当」により、各部局・課に議決された予算が配当されることとなり、各課での予算執行が可能となる。なお、「予算の配当」は、当初予算においては上半期と下半期の2回に分けて配当され、補正予算においては各補正予算が議決された後に配当される。



●予算の配当替えについて

「予算の配当替え」とは、各部局・課に配当された予算をその部局・課以外の部局・課で執行する必要がある場合、その予算を移動する行為のことをいう。なお、「予算の配当替え」は基本的に「予算の配当」と同時期に行うが、その後成立した歳出予算で緊急に執行を要する場合は、隨時できるものとされている。

(配当替えの事例)

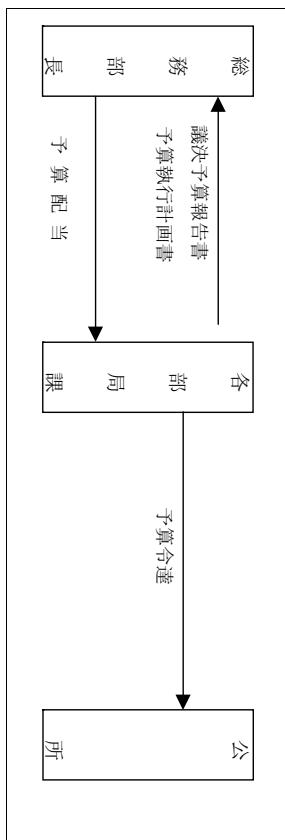
- ①部局間での配当替え：教育委員会→各部局
給料に係る人件費関係、營繕依頼に係る建設工事
- ②教育委員会の各課間での配当替え：本庁8課→本庁8課
旅費関係（平成18年度限り、平成19年度から総務部人事課へ）

●予算の令達について

「予算の令達」とは、実際に執行する公所に対して予算を配当する行為のことをいう。予算の配当は本庁8課のみに配当されることから、各出先機関、各教育機関が執行するための予

算を配当する必要がある。この行為については各部局・課に付する「予算の配当」とは別に「予算の令達」とされている。また、各出先機関、各教育機関は直接「予算の配当」を受けられないことから、「予算の配当替え」とも違うこととなる。組織委員会の各出先機関と教育機関の内、教育事務所と県立学校は予算要求を行っておらず、その他の公所はそれぞれで予算要求を行ってはいるものの予算は各主管課に配当されるので、各主管課より各公所へ予算令達されることとなる。

なお、予算の令達時期と令達額（予算の範囲内及び各公所の長の執行権限の範囲内において）については、各課の判断に委ねられているが、計画的に行うこととされている。



予算令達をおおまかに区分すると、次のようになる。

（令達時期について）

- ①4月1日契約の場合は、年度前または年度当初に予算令達を行う。
 - ②学校の管理運営費などについては、令達時期を定期に分けて行う。
 - ③事業の実施時期に合わせて行う。
- なお、各課では令達予算の過不足、執行状況等を把握するため、定期的に確認を行っており、最終的に2月補正予算時期又は年度末に不用額の引き揚げを行う場合が多いとされているが、年度をまたぐ経費については引き揚げをせずに学校等に残しておくことも認められている。教育事務所と県立学校以外の出先機関と教育機関は、各公所で予算要求をしていることから「予算の配当」と同時に令達されることになる。

（令達額の算定について）

- ①恒常的な管理・運営的経費や例年実施している事業については、前年度の実績等に基づいて必要額を算定している。
- ②事業費や維持修繕経費等については、所要見込額に基づき必要額を算定している。

2. 県教委の重点推進プロジェクトの平成18年度予算

本県の10の重点推進プロジェクトのうち、監査の対象とした県教委の実施事業のほとんどは「自立する人づくり推進プロジェクト」に属しており、平成18年度においては県教委全体で101事業が重点事業に指定された。

(1) プロジェクトの目的（原文）

生活創造社会を実現する上で最も大切なのが、未来の青森県づくりの財産となる人づくりです。特に、未来を担う子どもたちが地域を担う人財として成長していくような環境づくりを進めていくことが重要です。このためには、子どもたちが夢を抱き、その実現に向かって主体的に取り組むための確かな学力を身に付ける環境づくりを進めることが必要です。また、子どもたちが自らの生き方に自信を持ち、自立した社会生活を営むことができるように、様々な人や物とのかかわりを通して豊かな人間性を身に付けるとともに、夢や希望に向かってチャレンジする心を育むことも大切です。このプロジェクトは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を担いながら、一体となって自立する人づくりを推進し、社会の一翼を担い、貢献できる人財を育てることを目的とするものです。

(2) 取組戦略

県は上記の目的に向かって、4つの戦略に分類して、各戦略に重点事業を設けている。

| 戦略テーマ | 戦略予算合計 | 左のうち18年度新規重点事業 | |
|--|------------------|----------------|-----------|
| 戦略1 確かな学力身に付ける教育の推進 (具体的な事業名) | 11事業 873,143千円 | 3事業 | 16,306千円 |
| ①小・中連携教育の推進②学習サポートの推進③高等学校グランデザイン会議④スクールサポーターの配置⑤地域における特別支援教育の充実⑥少人数学級編成⑦学習状況調査の実施⑧教員研修の充実⑨企業スピリッツ研修⑩養護学校等における医療的ケア実施体制の整備 | | | |
| 戦略2 豊かな人間性を身に付ける教育の推進 (具体的な事業名) | 11事業 54,341千円 | 1事業 | 28,190千円 |
| ①ライフサポートセンター②子ども社会交流体験活動の推進③自然体験活動のプログラム集作成④特色ある学校づくり⑤読書活動の推進⑥教育相談体制の充実 | | | |
| 戦略3 チャレンジする心を育む教育の推進 (具体的な事業名) | 9事業 94,807千円 | 5事業 | 64,158千円 |
| ①仕事学びの推進②キャリア教育の促進③医学部等難関大学・学部志望生徒への支援④高校生の進路志望達成の支援⑤盲・聾・養護学校生徒の就職力の育成 | | | |
| 戦略4 地域の教育力を高める取組の推進 (具体的な事業名) | 10事業 18,065千円 | 1事業 | 2,148千円 |
| ①親が学ぶ青少年キャリア形成の推進②学校と地域の協働による教育活動の推進③学校評議員の配置④地域づくりの人材育成 | | | |
| プロジェクト予算合計 | 41事業 1,040,356千円 | 10事業 | 110,802千円 |

ここに記載した新規重点事業は、県教委の事業のみである。

V 包括外部監査の実施方法

1. 監査対象事業の抽出

外部監査人がテーマを選定した後、県教委の予算・決算を分析し、重点事業に関する情報収集した。その後、一般に公表されている冊子「平成18年度青森県教育施策の概要」他から監査対象とする事業を課別に抽出した。この冊子には課別の主要事業名と平成18年度当初予算額が記載されており、県教委の実施予定事業の要約版といえるものである。

2. 監査対象課の抽出

先述したとおり、県教委の所管分野は学校教育、社会教育、保健体育、文化財保護の4つである。この中から、今年度の包括外部監査は学校教育と保健体育分野を対象とした。

社会教育と文化財保護分野を対象外とした理由は、平成14年度包括外部監査のテーマが県立図書館、県立郷土館などの文化・スポーツ関連施設の管理運営であったことから、重複する可能性が高いと考えたためである。その結果、教育庁内8課のうち生涯学習課と文化財保護課を除く6課を監査対象とした。また、学校教育分野で密接な関係にあることが推測された財団法人青森県育英奨学会の財務事務についても監査対象とした。

3. 事業予算・事業費実績の把握

監査前に所定のフォームで「事業の概要書」を担当者に作成してもらい、その中に予算・決算数値を記入してもらった。事業別決算数値は「平成18年度決算統計別集計表」の事業別数値から把握できる。すなわち、監査対象とした事業費実績は、この決算統計別集計表の数値である。この集計表は教育庁のみならず県庁全体が作成しており、財政課の指揮の下で総務省に提出する決算報告データの基礎となる重要なデータである。なお、事業費には人件費が含まれていないため、最もウェイトを占める人件費については、事業費として計上されている人件費を除いて、監査の対象にはしていない。

4. 事業予算令達先・配当替え先への往査

教育庁内6課の実施事業の監査を進める中で、教育庁内で使われる予算は極めて少額であることが判明した。例えば教育庁及び学校教職員の人事費は総務部人事課への配当替え、学校建設費等の大規模投資は県土整備部監理課への配当替え、教育事務所や県立学校の運営費、事業費は予算令達という手続きにより、県立学校等の令達先において執行されており、教育庁各課は数値の管理責任を有するものの、実績数値を検証するためには執行主体である学校等の教育現場に往査する必要が生じた。加えて、学校については授業料等の収入事務や減免事務、私費会計の実態について監査を実施する必要もあった。そのため、令達事業の金額的重要性や地域性を検討した結果から任意抽出した以下の県立学校と2教育事務所、2地域民局地域整備部、総合学校教育センターに往査することにした。

5. 監査結果報告書の構成

本報告書は「第3章 外部監査の結果及び意見（総論）」に統いて、事業の監査、育英奨学会の監査、歳入事務の監査、減免事務の監査、の各章と、参考事項として私費会計の状況とに分けて作成した。事業、歳入及び減免事務の章は各課別・学校別、私費会計の状況については学校別に分けて作成している。また、事業の章の各課の最初のページに監査対象とした事業の一覧表を挿入している。そこに☆印のついた事業は県教委の重点事業である。なお、事業の監査は教育庁で抽出した事業について、教育庁で全般的な監査を行った後、予算令達先のうち監査に赴いた学校、教育事務所等において予算執行手続きの監査を行った。よって、監査手続や事業概要、監査の結果及び意見については事業単位で報告書を作成している。予算令達先においてのみ監査対象となった事業や項目については、各課の事業の監査の後に、その他学校監査の対象となつた事項としてまとめて記載している。

| 往査先区分 | 名 称 | 監査対象項目 |
|-------|--|---|
| 県立学校 | 青森東高校、青森工業高校、浪岡高校、五所川原高校、弘前実業高校、弘前南高校、大間高校、三沢高校、百石高校、五戸高校、野辺地高校、八戸工業高校、三木木農業高校、名久井農業高校、八戸商業高校、八戸第二養護学校 | 事業（各課）、歳入、減免、その他の財務事務を対象とし、補足として、私費会計の状況把握を行った。 |
| 教育事務所 | 三八教育事務所、下北教育事務所 | 事業（義務教育課）、その他財務事務 |
| その他 | 地城整備部（青東地城県民局、三八地城県民局） 青森県総合学校教育センター | 事業（学校施設課） 事業（県立学校課） |

第3章 外部監査の結果及び意見(総論)

監査の結果、総論として、以下に記載した事項について改善や検討を要する点が認められた。これらには県教委全般に関係する項目が多く含まれており、また、県立学校等の教育機関の財務事務についても検討を要することが多い。

1. 県教育委員会における事業費の予算決算制度（第4章関連）

県教委は、政策目的に向かって教育施策を立案し、教育事業を実施した後、有効性や効果に関する評価や検証を経たうえで事業継続や見直し、廃止を判断するサイクルを日々、自己完結的に行っている。このうち、予算・決算といった財務的な面に焦点を当てる、現状では、事業経費を事業単位で正確に捕捉しない仕組みになっており、事業費実績が事業費予算に対して実態を表していないため、その事業を財務的な観点から検証する、あるいは実績を踏まえて次年度の事業予算に反映する（フィードバック機能）などの対応を行うにあたって、誤った判断を引き起こしかねない状態にあることが明らかになった。

また、県の財政が厳しく政策経費が削減される中で、選択と集中の理念に基づき効率的な予算での重点的事業の実施が強く求められていることからも、人的な操作によって共通費的あるいは運営費的な経費を実態とは異なる数値で各事業に織り込むことは、事業ごとに予備費的な経費を確保することにもなりかねない。たとえば、教員4名の内地留学費予算に対して1名の実績であった「義務教育課26. 特殊教育内地留学事業」、「スポーツ健康課10. 健康教育推進事業」などはその典型例である。また、「学校施設課2. 校舎等建築事業」等の投資的経費については、規定に従って積算された予算を執行するに当たって、入札の結果生じた予算残を、他の事業費に流用する行為が容認され続けている実態に加え、設計変更の都度作成すべき指示投票を、工期末近くになってまとめて作成するという、eruleに準拠しない事務の存在も明らかになつた（学校施設課10. 校舎等建築工事（特殊教育諸学校））。それとは別に、予算要求の積算の甘さについては「義務教育課6. 学習状況調査」の印刷委託契約や、総合学校教育センターの研修講座事業などに共通して見られた。

現代社会の基礎となる情報化教育については、学校施設課による設備整備事業のうち、実際は需用費の積算内訳であるだけの学習指導用ソフトウェアの購入費用について、県民の目に触れる教育施設の概要書に記載されているにもかかわらず、学校現場ではソフトウェアの購入目的以外の支出に向けられていることが多く、県民の誤解を招く可能性があることが明確となった（学校施設課9. 及び同16.）。

以上のことから、翌年度予算の確保のためにその予備費的な経費を使い切るような執行事務に陥ることも懸念される。これらのこととは、県教委予算がすべて事業単位で立案・編成されていることに起因して、その結果、実績の把握を予算と同じレベルで行うことから実務上困難であること、事業費予算が運営費予算の補充的位置づけになってきた実態があるとも言えると考える。

教育改革が進む中で、教育委員会にはマネジメント機能の強化が求められている。監査の結果、県教委の場合、いわゆるPDCAサイクルの中のC(Check)機能が極めて弱く、

機能不全に陥っていることが強く感じられたところである。公正性・透明性が強く求められる事後監視型社会においては、Checkの後には監査(Audit)機能が必要であり、行政には更にその後に説明責任(Accountability)が求められる。監査機能については、教育機関単位での日常的な監視体制、予算令達元からの予算執行内容のモニタリング強化、補助金交付先である任意団体等への監視機能の強化、実施事業全般に関する実績費に対する内部監査を行う機能を設置することなど、県教委全般の監査制度の充実が必要である。今後はPDCAサイクルをこれまで以上に機能させて公正・適正な県教育行政を実現すると同時に、教育施策の有効性に関する評価は長いスパンでしか認識されない、というような甘言に迎合することは許されないのであって、県民に対する説明責任を果たす上でも、今後は一定のルールに基づいた正確な事業費実績の把握に努めるべきである。本県の公的機関における不正事件の反省を踏まえ、今後はあおもり力を結集し、強力な監査機能を特徴とした青森(Aomori)型教育事業マネジメントモデルを全国に向けて発信することを期待したい。

2. 深度ある事業の選択と集中（第4章関連）

予算を別枠で確保された県の重点事業は、県の直面する様々な課題の解決に有効でなければならぬ。生活創造社会の実現に向けて、現在の県の抱える最重要課題は「産業雇用対策」であることは異論のないところである。それに関連して、歴史的に本県の産業構造は農林水産業や公共工事に依存した建設業を中心としてきたが、特に製造業の集積がないことについては、知事のトップセールスなどにより、改めの農林水産業施策や企業誘致戦略が現在積極的に展開されている。また、医師不足に悩む本県においては、補助金制度創設や産学連携、定員増などの施策が次々と実施に移されている。それら別メニューで重点戦略化された事業に共通して求められるのは、「人財」育成戦略であり、県教委の事業の必要性と有効性は言うまでもないところである。

監査の結果、このような県の政策課題に対して県教委の事業が実施され、有効であることは確認できたが、限られた財源の中では更に対象を絞り込む必要性を感じられたところである。たとえば、県立学校課の実施した「22. 夢実現チャレンジプラン事業」は本県の大学進学率向上、医師不足解消を見据えた有効な事業であるが、次年度予算は削減予定である。そうであれば、思いきって更に対象者を重点的に絞込み、予算の中で事業を最高のパフォーマンスとする努力がなされなければならない。実際、年に30名程度しか医学部に進学しない本県であれば、対象者が在籍する高校は事実上限られている。また、大学進学率の底上げと難関大学の合格率の上昇についても「同19. 進学力ステップアップ支援事業」の実施に当たり、更に地域や対象を絞り込むことは難しくないと思われる。それは義務教育課程からの結果であることは、「義務教育課6. 学習状況調査」により明らかとなつた正答率の低い特定地域に対する底上げ策を、市町村教育委員会と更に密接に連携して実施することは有用と考えられる。また、農林水産業や中小企業者の将来の後継者問題についても、「県立学校課17. 中学校の専門高校体験入学事業」や「同20. スクールアイデンティティプログラム」はこれまで以上に前向きで積極的な推進が期待されるところであり、

今後の製造業の企業誘致に備えて、工業高校の理科設備やソフトウェアの重点配置が今まで以上に必要であると感じられた。これらは生徒個人にとって教育機会に不公平が生じるものではなく、それぞれの高校の特色を高めることとともに、生徒個人の目標に応じて、県の将来を託すための投資に他ならない。

このように、限られた財源の下では、単なる公平な予算配分の論理に基づき漫然と施策を講じるのではなく、県の政策課題（目的）に対して、最低のコストと最短の時間で実現するために、教育現場の競争意識を高めながら、実施事業の重点化と集約化を更に推し進める必要があると思われた。

3. 補助事業等の実績報告について（第4章関連）

県教委は多くの教育関連法人・関連団体に補助金・負担金の交付と委託費の支出を行って教育施策を推進している。この支出については事業完了とともに、補助金等交付先から補助・委託対象事業に関する実績報告書の提出を受け、県教委はその適正性について検査確認を行わなければならない。しかしながら、例えば青森県体育協会（スポーツ健康課29.）及び青森県高等学校文化連盟に対する補助事業（県立学校課4.）については、検査確認事務は実質的に行われていないことが明らかになった。また、青森県高等学校文化連盟（県立学校課3.）、青森県中学校文化連盟（義務教育課5.）、青森県高等学校体育連盟（スポーツ健康課19.）、各種研究大会開催事務局（県立学校課42.）から提出のあった実績報告書は交付要綱に定められた提出期限を過ぎているが、教育庁の検査確認事務においては特別の指摘はなされていなかった。これは事業完了日が明確ではないことが一因と考えられるが、事業完了日は大会開催日と定めて、残務や支払事務、報告準備作業等を行う一定期間を設定した上で、できるだけ速やかに実績報告書の提出を受けて検査確認事務を実施することが望まれるところである。それに加えて、県体協や高文連、中文連については当該団体に一定以上の余剰金の発生も認められることから、事業の選択と集中の観点から、補助金額の見直しが必要な時期と考えられる。

その他、提出期限を過ぎた提出に関しては、中南教育事務所の中学校教育課程地区研究集会事業といった自営事業（義務教育課23.）でも発見され、委託事業についても社団法人青森県医師会の健康教育推進事業（スポーツ健康課10.）について発見された。加えて、市町村教育委員会が行った事業に関する事業報告書の内容的な誤りが散見されるとともに、内容的にも不十分ものが認められた。たとえ国庫事業であるが故に県の財政負担の無い事業であっても、県全般への教育施策の浸透のために、事業実績を確認し、市町村と連携して事業の有効性を検証し、報告しなければならない。

現状では、特に補助金交付先の任意団体については、会計年度末の会計報告後でなければ事業実績が確定しない形になっており、結果的に県教委の検査確認事務が年度末前後の短期間に集中して職員の作業効率を落としている懸念すらある。

それ以外にも、世界女子カーリング選手権開催費補助金（スポーツ健康課17.）について、交付要綱上は、生じた余剰金690万円のうちの一部を返還要求することが可能な状況の中で、県教委3名の判断により、実績報告書提出前の段階で、大会組織委員会から青森

市への寄付を口頭で容認するという不透明な意思決定手続と財務事務手続の不足も発見された。

このような監査結果からは、事業実施にあたり連携あるいは協調・協力関係にあるといいよりも、補助金等交付先に対する依存体質があるために、そのチェックに対する意識が希薄であるということができよう。事業の企画立案機能を發揮するべき県教委が、任意団体等の実施事業に対して依存し、資金負担をするのみで検証機能が無いことの表れでもある。

4. 財団法人青森県育英奨学会の財務事務（第5章関連）

県教委最大の補助金交付先是財団法人青森県育英奨学会であるが、監査の結果、当財団法人については多くの問題が認められた。

(1) 高校生に対する奨学金事業について

国から移管された高校生奨学金事業については、県教委は行政改革の観点から、実施主体を本法人とした経緯があるが、現状においては県職員が職務に専念する義務の免除により事業及び管理事務を主体的に行っており、外部の公益法人による事業とするとの有効性及び効率性が十分に認識される状態にはない。

今後予測される貸与希望者の増加と延滞債権の増加に備えるためには、県の行政改革の理念である自主自立の法人運営を目標として、近い将来はプロパー職員の雇用及び人材（財）育成が必要である。その場合には、役職員の入件費や法人運営経費を捻出しなければならないため、現在の無利子貸与制度を継続するだけでの法人運営は不可能であると考えられる。従って、今後は有利子の貸与制度を設けることの検討が不可避と思われるとともに、無利子貸与制度を維持する場合には、諸経費負担を勘案すると県の直営事業とすることも視野に入れるを得ないといえよう。その場合のメリットとしては、地方交付税措置された財源を弾力的に活用できること、増え続ける県立高校の授業料減免制度の利用者、特に教育長判断や校長判断により減免している生徒に対して、奨学金制度の利用促進を訴えることで歳入の増加を図ることも可能になると考える。

(2) 延滞債権と引当金の計上

大学生への奨学金のうち18百万円が延滞状況にあるが、決算上、貸倒引当金の計上はされていない。本法人の財政状態を適切に表示し、将来の貸倒れリスクに備えるために相応額を引当計上すべきである。また、当該延滞金は年々増加傾向にあり、将来の貸出原資を圧迫している。奨学生の延滞問題は全国的な社会問題となつており、奨学生及び家族のモラルの問題もあるが、貸与財源は県の補助金であること、弁済金は将来の貸与原資に直接していることを再認識した上で、このような実態を放置することなく延滞防止や弁済促進に関する有効な諸施策を講じる必要がある。

一方、高校生への奨学金は、本格的な返還の開始が平成21年度であることから延滞は少額にとどまっているが、現状の要回収債権に対する延滞率は1割程度（人數ベースでは2

(割程度)に達していることから、貸与金の延滞、不良債権化を未然防止する必要性から、返還業務や延滞対応などのマニュアル化と将来的な人的体制の整備が強く望まれる。

(3) 公益法人会計基準への準拠性

本法人の決算書は各年度間の繰越収支差額が不一致であり、また、給食会計が決算書に反映されないなど、公正妥当な決算書とは認められないものである。また、必要な注記事項が付されていないなど、公益法人会計基準に準拠してはいなかった。来るべき公益法人制度改革に対応するため、法人内部における会計実務の知識の習熟に努めるとともに、監事監査の実効性の確保や、一定規模以上の公益法人にその導入に努めるべきとされている外部監査の導入などを検討すべきと思われる。

また、平成18年度以降、新公益法人会計基準が適用され、各公益法人は早期に対応が求められている。公益法人改革と関連し、特定公益法人の認定を受ける必要性から判断すると、法人の財務状況の透明性確保と情報公開への前向きな姿勢が必要であることから、新会計基準の導入を推進すべきと考える。

(4) 法令遵守

会計基準への準拠性の他にも、会計帳簿の保存や資産経緯の変更登記に関する事について、法令違反の状態が継続していることが認められた。法令遵守に対する意識を強く持ち、今後は速やかに必要な対応をすべきである。

5. 県に事務局を置く法人、任意団体への県職員の関わり方について（第4章関連）

県教委は教育施策の方針に記載のとおり、さまざまな教育機関・団体と連携して事業を推進している。県教委事務局の中には関連する多くの任意団体の事務局が設置されており、それらへの人的資源の提供は一定の規律の下で、最小限度の負担で明確かつ適正に行われるべきものであるが、一部の団体について、職務実態とかけ離れた職務専念義務の免除が承認されている実態、また、団体等の金銭の管理方法について改善を要する点が発見された。具体的には、県立学校課所管の財團法人青森県育英奨学会（県立学校課27.）、スポーツ健康課所管の青森県学校保健会（スポーツ健康課32.）については、実態以上の免除時間の承認を受けて人的支援を行っており、承認手続きが形骸化していることが明らかになつた。また、スポーツ健康課内に設置された青森県体育指導委員協議会（スポーツ健康課18.）、青森県生涯スポーツフェスティバル実行委員会（同25.）の金銭管理を県職員が行うことについて、リスク管理の観点から不十分であること、実効ある監査体制となつてないことが問題点として認められた。

そもそも、任意団体の事務局を県に置くことについては、県事業との密接な関連を有する団体について経済的合理性の観点から例外的に容認されるものと判断されるが、本県においては行政改革の推進を図るために関与の見直しが継続的に行われているところでもある。事業実施上連携するにあたり、県の役割や人的経済的負担を総合的に検討した上で、公務に支障の無い範囲での関わり方を目標にしなければならないと考える。

6. 不適切な会計処理について（第4章、第6章関連）

監査の結果、不適切な会計処理と思われる事案が発見された。まずは農業高校において、農産物を販売した歳入について、PTA会計等他団体を通して会計処理を行うことにより、事務処理によって県の歳入となる時期を調整することが可能になっており、PTA名義の通帳に多額の不明な残高が生じていることが明らかになった（歳入事務 三本木農業高校）。

次に、県主催事業の開催にあたり県民から一定の実費負担金を徴収している場合に、県の歳入に計上せずに別会計を設け、支出と同額とすることで事務の簡素化を図っているにもかかわらず、実際の支出金額と徴収金額との差額が判明したことについて十分な説明が得られなかつた。（県立学校課1. 夢実現人づくりプラン、類似内容としてスポーツ健康課20.あなたにフィット！スポーツ事業）

厳しい県財政の中、政策目的の実現のために必要不可欠な教育事業を実施するに当つて、一定の負担を県民に求めるることは行政にとって必要なことである。それが農産物であろうと、わずかにお茶代、資料代であろうと、折角確保した財源については一定のルールに則り公正適正に会計処理がなされるべきものであり、その公正性透明性が担保されなければ県民の理解は得られるものではない。事業費の一部負担に対しては、当然に県は県民に対する説明責任を有しているものと考える。

これ以外にも、一部の事業について非常勤職員の出勤簿が給与支払の基礎となる月日と一致せずに、調整されていることを窺わせる事実も明らかとなつた（スポーツ健康課21.スポーツコミュニケーション推進事業）。

これらの会計処理については、すべてが公費に関係するものであることから、十分な調査と改善策を講じるよう期待したいところである。

7. 県立高校授業料等について（第6章、第7章関連）

(1) 授業料等の未収金

県立高校の生徒ないしその保護者に対しては、負担の公平性の観点から一定の受益者負担を授業料という形で求めている。このような教育サービスの対価である授業料については、他県では公立高校の授業料の未収金が少なからず問題になっているところである。しかし本県では、口座振替制度や教職員の徴収努力によって、未収金発生の未然防止システムが機能しており、これまで県教委としても年度末現在での未収金の存在を把握しております、監査人もそのような前提で監査を実施したところである。

一方、本県は官民ともに大変厳しい経済環境にあり、生徒の保護者の生活も決して楽ではないと思われることから、授業料の支払いが滞る場合も少なからず存在する。事実、多くの私立高校は多額の未収金も抱え、資金繰りへの悪影響や決算上、徴収不能損失や徴収不能引当金を見込むことは経験的で認識されている。

これらを踏まえて包括外部監査を実施した結果、監査した15校中3校で、県立高校側が修学旅行代金や学年費などの私費会計を利用して、未収金を回収したかのような会計操作を行い、県教委に対して未収金を隠蔽している事実が判明した。

したがって、このようないくつかの問題を講じている高校が他にないか、実態調査を実施し、未収授業料の実態を県民に対して明らかにする必要があると考える。また、このようないくつかの問題を解決するためには、県民に対する説明責任を果たさない結果になることから、職員の意識の向上も課題である。

更には、授業料減免審査の連絡誤り、入学者選抜手数料の報告漏れによる歳入の計上漏れ、すなわち未収金の存在が包括外部監査の結果から発覚した。このことからも、高校側及び県教委側双方のチェック体制の確立・強化が急務であるといえる。

(2) 減免制度

県経済の悪化に比例する形で、授業料減免制度の利用件数、金額は近年急上昇し、平成18年度においては355百万円もの減免額となっている。県全体の授業料に対する減免率は件数ベースで13.1%、金額ベースで9.3%にものぼっており、県財政への悪影響が懸念されるレベルとなっている。監査の結果、高校から県教委に報告した減免金額に誤りがあること、及び高校から報告のあった金額を県教委が集計漏れしていた事実が発見された。減免額は歳出ではなく歳入のマイナス処理となることから、予算決算数値上、事業費として表示されない。しかしながら、減免額への県民の関心は高いと判断されることから、たゞえ事業費として計上することはなくとも、正確な数字を集計して、納税者たる県民の情報公開ニーズに適切に対応しなければならない。また、免除決定後の家庭の所得状況等の把握について、手続的に不足と思われる点が発見された。加えて、授業料減免手續について、福祉事務所との連絡体制が不十分な高校が見られたが、減免の条件を満たさず事後に納入義務が生じるケースにより、潜在的な未収金を発生させることにならないか危惧するところである。教育機会の公平性を担保する制度であることから、正当な事務手続と情報公開が必要と考える。

(3) 内部統制・牽制機能の強化

本県経済環境の悪化から、授業料の口座振替時に残高不足となり、現金で納付するケースが少なくない状況にある。現金の取扱いが増えることは、不正行為発生の可能性を高めることになりかねない。

高校の事務部門は少人数で対応している場合がほとんどであり、監査の結果、県の財務規則に違反して現金を数日間事務室にて保管している不適切な財務事務も発見された。このように不正や紛失等のリスクが高まっている現状を踏まえ、口座引落しの回数等の見直しをするなどにより現金納付の件数を減らす仕組みを検討するとともに、現金の確認体制や高校から県への現金納入手続の徹底を行い、内部牽制の不備がないか再確認する必要がある。

9. 監査対応の不十分性（全般）

今回往査した監査対象機関に共通することとして、余分な警戒心を抱き、監査対応について不慣れであることが感じられた。感想にはなるが、これまでの本県包括外部監査の対象となった機関の中で、最も対応慣れしていないとの心証を得た。往査した機関の中でも特に教育庁については、例えば双方ともに限られた日程の中での監査日程調整は大変難しく、事前に対象事業を示しているにもかかわらず監査説明は他の公所にあることを通知しないことにより、監査資源のロスが発生したこと、事前提出を依頼した外部の公益法人等の計算書類等について入手が遅れたためなのか、提出について交渉が必要となり監査時間のロスが生じたこと、監査上必要な資料の提出について、個人情報保護法の観点から提出することに疑義生じたとのことで、県庁行政経営推進室の手を煩わせることになるなど、本年度の外部監査を実施する上で苦労したことは事実である。また、学校については一部を除いて好意的に対応して頂いたが、回答するに当たって県教委にお伺いをしてから回答する部分があるようであり、難しい立場にあることを推測させられた。外部監査人は反而面調査権や強制調査権を持ってはいないため、使命感に基づき愚直に外部監査を行っている。監査対象機関との良好な協力関係の下で、監査上必要な資料が速やかに提供されなければ、十分な監査を行うことができない。外部監査制度の趣旨や効用について十分な理解を頂けるならば、本県の学校教育を受けた1人として、また本県に生きる公認会計士を代表して、今後の誠実かつ適切な監査対応を衷心より希望するものである。

10. 私費会計の状況（参考事項関連）

生徒の学校納入金は県費と私費とに分かれて会計が区分され、県費は県の歳入となり、私費は学校の管理下で徴収目的に見合った事業等の財源とされる。この私費会計については、現行制度上、包括外部監査人の監査権限が及ばない部分であるが、県行政経営推進室、県教委及び学校の理解と協力の下で、監査を補足する目的で閲覧を行った。その結果、以下に記載した改善を要する重要な事項が発見されたため、ここに記載する。

(1) 私費会計の位置付けと使用実態

私費会計は、生徒の保護者から徴収した学生諸納付金のうち、県の歳入として取り扱わぬものであり、PTA会費や学年費、生徒会費等が該当する。

これらの私費会計は原則として徴収した各目的（主として教育及びその付随活動への充当）に沿って使用されているが、中には県費の不足を補う目的で旅費等に充当しているものもあり、繰引きが不明確になっている実態も見受けられた。

このように、その使用実態から準公費的な性格を有する場合も少なくないため、現状のような各高校・各担当者に管理等が一任された状況は望ましいとはいはず、改善を要する。

(2) 統一的なルールの制定

私費会計は県費ではないため、その執行や管理に当たって県の各種規則等に必ずしも従う必要はない。そのため、各校でそれぞれに運用されているものの、明文化された財務規定や内規等を設けているとは限らず、同じ高校内においても担当者ごとに取扱いや管理の仕方が異なるケースも見られた。また、証拠書類の不備や預金残高の不一致など、牽制が不十分と見受けられるケースも少なからず見受けられた。

直接的には県に管理責任や説明責任が生じるわけではないが、県の一機関である県立高校が責任を負うべき立場であることは変わりなく、また、資金を拠出している保護者からすれば、授業料とそれ以外の諸費用で取扱いに違いを設けることに納得ができるものではないと思われる。また、高校ごとにその管理状況にばらつきが出ることは望ましいことではなく、一定の管理水平を達成する仕組み・ルールが必要である。

したがって、県立高校全体を所管する立場にある県教委の積極的な主導により、各高校に私費会計に関する規則の制定やそれに従った運用を促すべきである。また、内部統制、内部牽制の在り方など、適切な管理事務を推進するための研修等の実施も有益と考える。

(3) 監査制度の活用

(2) のルールが遵守され、資産保全や事務手続が適切になされていることを担保する観点から、会計担当者の複数化や担当期間の短縮、ローテーション制の導入を行うことで内部統制を強化するとともに、監査人として保護者代表等外部の関係者を受け入れ、決算の透明性確保と保護者に対する説明責任を果たす仕組みを構築すべきである。更に望ましくは、私費については県の監査制度の対象になっていない現状を踏まえ、内部監査の強化に加えて、他県に先駆けて私費会計に対する公的監査制度の導入が期待されるところである。

(4) その他

私費会計の預金残高を見ると、生徒会費や部活動費などの残高が多額になっている高校が散見された。これら残金のうちに、本来保護者に返還るべきものも多いと思われるが、徴収した金銭の残余額を返還するケースは少なく、ほとんどの過去からの余剰金が累

積されたものである。この余剰金は結果的に、高校すなわち学校長判断で一定の用途に充當することが可能であり、ながら埋蔵金のごとき様相を呈している。実際に、決算報告書に記載の無い多額の定期預金が発見され、また私費会計の証拠書などからは、私費会計として取扱われていない学校独自の財源の存在を窺わせる内容も発見されたところである。一方、このように多額の現金が明確なルールがないままに各高校で管理されている限り、再び不正を招来しかねず、そのような事態が生じた場合には、結果として県ないし県の教育体制・教育機関に対する県民の信用を著しく損ねることにもなりかねない。したがって、このことについても県教委は傍観するのではなく、指導力を発揮して、実態把握を行うなどの対応が望まれる。

また、これらについていわば県教委に報告義務のない帳簿外の予算、既得権のような認識をもち、実態が判明することについて抵抗を感じる教職員もいるかもしれないが、県民に開かれた学校、地域と共存する学校を志向するにあたって、生徒や保護者並びに県民に対する情報公開と説明責任を果たす観点から、適切な私費会計の在り方にについて検討を進めることがあるものと考える。

第4章 事業の監査

I 教育政策課

監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 番号 | 事業名称 | 予算額 | 実績額 |
|----|-----------------|--------|--------|
| 1 | 教育調査統計の実施事業 | 1,774 | 1,665 |
| 2 | 広報広聴活動の推進事業 | 7,114 | 5,375 |
| 3 | 教育行政情報システムの推進事業 | 58,398 | 58,123 |

1. 教育調査統計の実施事業

(1) 目的

教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とした国の指定統計調査や、本県教育行政の基礎資料とするための県単独の調査を実施した。

(2) 事業概要

本事業費により、下記調査を実施した。

| 区分 | 調査統計名称 |
|--------|--|
| 国の指定調査 | 「学校基本調査」に係る審査・集計 「地方教育費調査」 |
| 県単独調査 | 「中学校等卒業者の進路状況調査」 「高等学校等卒業予定者の進路状況調査」 「中学校等卒業予定者の進路志望状況調査」 「高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査」 |

(3) 事業経費

歳出(目)：教育行政費

| 節 | 事業経費(千円) | 主な内容 |
|-------|----------|----------------------|
| 旅費 | 48 | 文部科学省説明会(2月15日山形県開催) |
| 需用費 | 1,555 | 製本費、コピー代、トナー代、ファイル代 |
| 通信運搬費 | 61 | 切手代 |
| 合計 | 1,664 | |

(4) 実施した手続

教育政策課担当者に事業内容について質問するとともに、事業経費について、支出負担行為兼支出命令票、旅行命令簿、請求書、検査調査、物品購入調査等と契合した。

(5) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】概算経費の計上と共通経費の配賦について

監査の結果、本事業の旅費の実額は2名分72千円であるが、48千円の予算を超過した24千円は人当割旅費から支出されていた。この人当割旅費は、財政課から特定の事業に要すことが求められない管理費的な旅費である。また、需用費については学校一覧印刷製本費698千円と教育便覧印刷製本費213千円を除いた644千円は府内コピー代、トナー代、ファイル代、切手代についても概算額との説明を受けた。予算超過した旅費について予算額を実績額としてシステム入力することは財務会計上の操作であり、実態を反映していない無駄な事務作業である。また、課内の共通経費については事業別予算の策定期階から一定の配賦基準を設定して事業経費として認識し、決算ベースでも同じ配賦基準で事業経費に配賦する方法が、事業別の予算実績比較の観点から望ましいと考える。

2. 広報広聴活動の推進事業

(1) 概要

① 事業内容

教育行政施策、事業内容、行事等について正しい理解と協力が得られるよう、効果的な広報・広聴活動を行った。本事業費で作成した広報媒体等は以下のとおりである。

- ・教育広報あおもりけん(年4回、臨時増刊号1回発行)
(従来、同種の媒体を教員向けに年6回、小中高の父兄向けに2回発行していたが、財政事情の厳しいおり、両者を合体し年4回発行することにした。臨時増刊号は、高校入試の制度変更について周知が徹底されていないとの意見があつたため発行したものである。)
- ・青森県の教育(年1回発行)
- ・グラフで見る青森県の教育(年1回発行)
- ・あおもり教育フォーラム(年3回開催)

② 事業費実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 5,431 | 6,003 | 5,375 | 5,840 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、配布部数一覧表、開札一覧表、予定価格算定内訳等を査閱した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】予定価格の適正な算定について

「教育広報あおもりけん」の作成委託契約に関連して、16社の指名競争入札を実施した結果、13社の入札があり、開札一覧表を見る限り競争原理が働いているものと推察された。しかしながら、入札に当たり県が算定した予定価格6,785千円は、実際の落札価格の2倍以上の数字であった。この入札結果を見ると、落札業者を含めた2社が300万円前後の他は500万円が1社、他の10社はすべて700万円以上とかなりの開きが見受けられた。納品物の品質に問題が無ければ、この入札結果は県にとって大変有意義なものである。そもそも本事業の18年度予算は事業全体で7,114千円であることから、この広報誌だけで6,785千円の予定価格を設定してしまうことは、他の広報誌やフォーラムの予算がほとんど無いことになってしまふ。予定価格算定調書を検討したところ、かなり縦密に計算された結果のように見受けられた。つまり、幸いにも低価格入札者がいたことで、他の広報誌も製作できることになったとも思えないことから、広報誌別の予定価格と事業予算とがリンクしていないことも想像できるところである。このような入札結果は次年度予算の積算に反映されるべきであるが、次年度予算は微増である。このことからも、今後は実際の予定価格をベースにした事業費予算の設定が求められるとともに、この事業費実績は翌年度以降の予算作成にあたって重要な情報としなければならないと考える。

3. 教育行政情報システムの推進事業

(1) 概要

① 事業内容

教育行政の効率化を図るために、教育行政情報を処理するシステムの開発・運用・保守を行なうなど、教育行政における情報処理と事務処理の合理化・効率化を推進した。本事業費により実施された事業は以下のとおりである。

- ・教育庁情報システムの運用・保守
- ・全庁 LAN と教育庁 LAN の統合後の運用・保守
- ・教育行政情報システムの開発・運用・保守
- ・県教育委員会ホームページ運用・管理
- ② 事業費実績等

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|---------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 109,676 | 99,673 | 58,123 | 54,138 |

(2) 実施した手続
担当者に質問するとともに、見積一覧表、検査証明等記録表、算定基礎の明細等を查阅した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】情報システム維持管理の業務委託について

本事業費の多くは、教育庁情報システム維持管理業務の委託料である。平成18年度までの個別サブシステムのバッチ処理、オンライン処理の委託先、および平成19年度の委託先および契約金額は下記のとおりである。

| 区分 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| バッチ | 相手先 A社 | A社 | B社 | B社 | B社 |
| | 契約金額 9,916 | 10,836 | 9,765 | | |
| オンライン | 相手先 B社 | B社 | B社 | 16,493 | 13,608 |
| | 契約金 5,670 | 5,443 | 6,123 | | |

平成18年度の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号の規定により随意契約とし、見積書徵取業者を1者としている。その理由及び背景は下記のとおりである。

教育庁情報システムのうち、オンライン処理システムについては、平成11年度以降、一貫してB社が業務を請け負い、システムの維持管理を行い、相当数のプログラム修正により、知識技術の蓄積を図っている。また、バッチ処理システムについては、過去10年以上に渡り一貫して請け負ってきたA社が平成17年度契約解退の意向を表したことから、指名競争入札を行ったところ、指名業者13社のうちB社以外の12社すべての業者が入札辞退し、再度の入札に付しても落札者がなかつたことから、B社と随意契約を締結した。その後、同社はこれまでのオンライン処理システムでのノウハウを活用し、現行システムの内容把握に努め、システム運用を行い、相当数のプログラム修正により、知識技術の蓄積を図っている。
システムの維持管理業務については、従前からの修正内容を正確に把握した上で作業を行い、システムの利用に支障が生じないようにしなければならない。オンライン処理及びバッチ処理システムに関する知識技術を蓄積しているB社以外の業者が作業を行う場合には、システムの各種修正内容や現行システムの内容把握に多くの時間を要し、業務処理に重大な支障が生じる恐れがある。

上記理由から、平成18年度はバッチ、オンライン共にB社を契約の相手方と定め、契約に至っている。理由は理解できなくはないが、今後、情報システムの根幹を長く1者に依存することになるのは、リスク管理の面でも必ずしも好ましいとはいえない。価格面と品質面での競争の促進、システムの安定的運用と緊急対策の両面から考え、一般競争入札の方法を検討することが望ましいと考える。

II 職員福利課

監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

| (単位:千円) | | | |
|-----------|---------------|---------------|-----------------|
| 番号 | 事業名称 | 予算額 | 実績額 |
| 1 | 教職員の健康管理の充実事業 | 15,550 | 15,528 |
| 2 | 教職員互助会補助金 | 64,607 | 64,607 |
| 合計 | | 2,320人 | 18,464千円 |

1. 教職員の健康管理の充実事業

(1) 概要

教職員の疾病予防及び早期発見のための健康診断を行うことを目的とした委託事業である。

(2) 事業内容等

平成18年度においては、レディース検診やがん検診などで延べ2,320人の健康診断を想定して事業を行った。受診希望者は、無料でこれらの健康診断を受けられる。これらの健康診断は毎年、想定した検診人数と一人当たりの検診費用を乗じた金額を上限額として公立学校共済組合青森支部（以下、「共済組合」という）に委託して行われている。想定人数を上回った場合や検診単価が高くなってしまった場合、予算を超えることになるが、その分は共済組合の負担となる。

共済組合とは随意契約となっていて、これは、2,000人余りの受診希望者の事務手続きを行わなければならないことから、共済組合以外へは事実上、委託不可能という理由からである。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績は以下のとおりである。

| 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|---------|----------|----------|
| 事業費実績 | 7,777千円 | 18,342千円 | 15,528千円 |
| (検診の内容) | | | |
| レディース検診 | — | 1,700人 | 1,700人 |
| 胃がん検診 | — | 200人 | 200人 |
| 大腸がん検診 | — | 250人 | 250人 |
| 脳ドック | — | 170人 | 170人 |
| 人間ドック | 145人 | — | — |
| 一日検診 | 122人 | — | — |

平成16年度は、検診の内容が異なっているため、金額が少なくなっている。

平成18年度の検診内容は以下のとおりである。

| 検診の種類 | 対象 | 人数 | 共済組合からの実績報告金額 |
|---------|-----------|--------|---------------|
| レディース検診 | 女性教職員 | 1,700人 | 13,740千円 |
| 胃がん検診 | 30歳以上の教職員 | 200人 | 979千円 |
| 大腸がん検診 | 30歳以上の教職員 | 250人 | 446千円 |
| 脳ドック | 40歳以上の教職員 | 170人 | 3,298千円 |
| 合計 | | 2,320人 | 18,464千円 |

実際の検診人数は、想定人数よりも多い。その超過人数分は共済組合の負担となるので、実績報告書には想定人数分の記載しかない。共済組合からの実績報告の金額が予算を超過しているのは、検診の単価が予定より高くなつたためである。

(2) 実施した手続

本事業の概要等について、実施要綱を入手し、福祉互助グループの担当者に質問した。また、共済組合への委託費の支出について実績報告書との整合性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】 事業費の積算について

担当者に聞いたところ、検診の内容とその受診させる人数については、何か根拠をもつて決めているわけではないとのことであった。すなわち、民間や他の県職員との比較を行っているわけでもなく、実際の希望者がどのくらいいて、その何割をカバーできているのかも調査しているわけでもない。従来から用意されている予算に検診単価で割った数字を想定人数にしているだけなので、現実に必要な人数ではなく、上限予算という位置づけでしかない。

限られた財源から、このように必要不可欠な事業に配分されるコストに關しても、負担率や負担額、健診メニューの内容について、教職員以外の他の県職員や民間企業との比較を予め実施し、どの程度の人数をどの程度の助成割合で、県で負担することが社会通念上妥当なのかという観点から検討が必要であると思われる。

2. 教職員互助会補助金

(1) 概要

①目的
青森県公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために、教職員の福利厚生事業を行う財団法人青森県教職員互助会（以下、「教職員互助会」という。）に対し補助金を交付し、同会の健全な経営に資することを目的とする。

(2) 事業内容等

イ. 教職員互助会の概要

教職員互助会は、県民の教育・文化活動を支援するほか、教職員が共に助け合うことにより、県内教職員全体の生活の安全と福祉の向上を図り、安心して職務に専念することが出来るようになることを目的として、昭和39年4月に任意団体として設立し、昭和61年11月に公益法人として改組された。加入資格は公立学校共済組合青森支部の組合員（ただし、任意組織組合員を除く。）と教職員互助会の職員等の13,995人（平成18年度末現在）であり、財源は会員の掛金（毎月給料の71,000円）と県からの補助金によって運営されている（ただし、平成19年度からは県からの補助金は廃止になっている）。組織体制は、理事長（教育長）以下3名の役員と監事（3名）、教育関係者からなる理事会（23名）と評議員会（37名）とを設置しており、日常業務は県教育庁職員福利課内の事務局（6名）で実施している。

ロ. 補助の根拠

県は地方公務員法第42条（厚生制度）で「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされ、青森県職員の互助団体に関する条例第4条（助成）で「県は、互助団体に対し、その円滑な運営を図るため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付し、又はその財産を無償で使用させることができる。任命権者は、互助団体の円滑な運営を図るため、その所属する職員を互助団体の業務に従事させることができる。」とされている。この条例に基づき県は教職員互助会に対し補助を実施し、互助会業務に対して県職員を従事させている。

③ 事業予算・実績等

過去3年間の補助金交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 補助金交付実績 | 82,719 | 65,578 | 64,607 |
| 一般財源 | 82,719 | 65,578 | 64,607 |

補助金交付の対象となる事業の予算、実績額は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 助成対象事業 | 予算額 | 実績額 | 助成額 | 備考 |
|--------------|---------|---------|--------|-----------------------------------|
| 入院見舞金 | 25,750 | 23,984 | 64,607 | 入院1日につき500円 |
| 死亡弔慰金 | 8,800 | 5,900 | | 会員死亡250,000円等 |
| 災害見舞金 | 3,350 | 600 | | 災害の程度に応じて最高300,000円 |
| 妊娠健診補助費 | 5,200 | 5,180 | | 1回の妊娠につき20,000円 |
| リフレッシュ助成費 | 10,560 | 10,220 | | 在会20年10,000円、在会30年20,000円 |
| 介護給付金 | 4,340 | 1,302 | | 介護休業手当金等を受けるに至ったときに給付 |
| 共済組合保健事業助成費 | 37,350 | 37,350 | | 共済組合の実施する健診事業・健康づくり事業・一般事業等に助成する。 |
| 施設利用補助費 | 14,100 | 12,984 | | 指定宿泊施設1,000円控除 |
| 舞台芸術公演入場券購入費 | 4,800 | 4,775 | | 会員と家族に舞台芸術公演の鑑賞する機会を提供する。 |
| 合計 | 114,250 | 102,276 | 64,607 | — |

（2）実施した手続

事業の概要等について、職員福利課の担当者に質問した。必要に応じて一部証憑と突合し内容を確認した。

（3）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】教職員互助会への補助金廃止について

県は県職員厚生会（平成18年度補助額2,146万円）、県警察協会（同補助額915万円）とともに教職員互助会（同補助額6,460万円）に対する補助金を平成19年度から廃止した。互助会等への補助金交付は、全国的にも職員厚遇などの批判を受けており、平成16年度までに廃止した宮城県・千葉県を初めとして平成19年度までに互助会等に対する公費支出を全廃止した都道府県は本県を含めて21になる。

県からの補助金は教職員互助会収入全体の12.4%（64,607÷517,963千円）を占める。また、教職員互助会の純資産は預金が主な内容であり、平成18年度末現在の預金残高は768,203千円にも上る。このような金銭的な補助以外にも人的な支援があり、資金的に潤沢な団体に対する補助は相当前より廃止しても良かったのではないかと考えられる。県の財政改革に伴い民間への補助金が削減されている中、県は職員の福利厚生事業に関して、県、共済組合、互助会等の役割分担を明確化させ、県民の理解の得られる範囲内の事業を開拓していくことが望まれる。

III 学校施設課

監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 番号 | 事業名称 | 該当頁 | 予算額 | 実績額 |
|----|--------------------------|-----|---------|---------|
| 1 | 緊急耐震対策事業 | 41 | 342,960 | 235,414 |
| 2 | 校舎等建築事業 | 42 | 37,068 | 36,632 |
| 3 | 用地取得事業 | 43 | 60,242 | 60,241 |
| 4 | 用地造成整備事業 | 44 | 482,770 | 316,539 |
| 5 | 大規模改修事業 | 45 | 341,278 | 294,032 |
| 6 | 産業教育設備整備事業 | 46 | 212,630 | 225,656 |
| 7 | 教育用コンピュータ整備事業 | 51 | 55,491 | 55,305 |
| 8 | 理科教育等設備整備事業 | 54 | 12,796 | 12,795 |
| 9 | 学習指導用ソフトウェア整備事業 | 59 | 25,972 | 25,972 |
| 10 | 校舎等建築事業（特殊教育諸学校） | 63 | 658,662 | 636,879 |
| 11 | 大規模改修事業（特殊教育諸学校） | 67 | 35,632 | 25,264 |
| 12 | 理科教育等設備整備事業（特殊教育諸学校） | 68 | 2,906 | 2,906 |
| 13 | 盲・聾・養護学校設備整備事業 | 69 | 1,692 | 1,692 |
| 14 | スクールバス整備事業 | 70 | 24,148 | 27,747 |
| 15 | 教育用コンピュータ整備事業（特殊教育諸学校） | 71 | 30,641 | 30,641 |
| 16 | 学習指導用ソフトウェア整備事業（特殊教育諸学校） | 72 | 7,394 | 7,394 |
| 17 | 教職員住宅借上事業 | 73 | 201,343 | 200,201 |
| 18 | 職員公舎解体事業 | 77 | 56,290 | 9,198 |
| 19 | 土地改良事業負担金 | 77 | 2,111 | 1,572 |
| 20 | 文教施設整備指導費 | 78 | 4,596 | 4,571 |
| 21 | 都市計画下水道事業受益者負担金 | 79 | 3,458 | 2,784 |
| 22 | 高等学校修繕等負担金 | 80 | 9,456 | 7,145 |
| 23 | 高等学校協議会等負担金 | 80 | 8,279 | 7,501 |
| 24 | 切手の受扱、残高について（下北教育事務所） | 81 | — | — |

1. 緊急耐震対策事業

(1) 概要

平成 6 年の三陸はるか沖地震や平成 7 年の阪神淡路大震災の被害状況に鑑み、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築された鉄筋コンクリート造校舎について、平成 8 年度から平成 12 年度までの 5 カ年計画で耐震診断を行い、その結果に基づき改築や補強など所要の工事を行っており、今後も計画的に整備を進めていく事業費である。財源は起債及び一般財源である（臨時高等学校整備事業費 95% と一般財源 5% もしくは地域再生債 100% と一般財源 0%）。過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|-----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 1,336,633 | 241,956 | 235,414 | 696,213 |
| 起債 | 1,125,000 | 5,000 | 101,000 | 661,000 |

(2) 実施した手続

本事業の内容等について、学校施設課施設グループの担当者に質問した。

- ・入札手続きの合規性につき下記の視点から関連書類を検討した。
 - ・引渡書、完成届出書、検査調査など一連の書類の収取状況及び整理状況が適切か、
 - ・契約及び変更契約は適切に締結されているか、
 - ・競争入札のものが指名競争入札で行われていないか、
 - ・分割発注が行われていないか、
 - ・参加申込型指名競争入札において公告は適切に行われているか、
 - ・落札率は妥当か
 - ・指名業者の数は規則に準拠しているか、
 - ・低入札で保留となった場合の処理は妥当か

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他事業費の同一節間の予算流用について

- ・本事業については総事業費のみを把握しており、実施した工事別の金額を示す内訳書が作成されていない。監査の結果、平成 18 年度の実際の事業費実績は以下のとおり 245,962 千円であり、(1) の 235,414 千円のうち(節)工事請負費及び(節)委託料の合計 234,631 千円を超していた。この理由は、県立青森高校建設費の一部を他事業（2. 校舎等建築事業）の予算で負担したためである。

(単位：千円)

| 学校名 | 工事内容 | 金額 |
|--------|--------|---------|
| 青森東高校 | 外構工事 | 12,649 |
| 青森高校 | フレール解体 | 24,231 |
| 青森高校 | 新校舎建設 | 122,266 |
| 青森工業高校 | 地質調査等 | 86,816 |
| 合計 | | 245,962 |

校の校舎改修を実施したもので、一般財源を原資としている。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| — | — | — | 36,632 | 1,423 |

(2) 実施した手続

「1. 緊急耐震対策事業」に記載したとおりである。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】他事業費の同一節間の予算流用について

本事業についても総事業費のみを把握しており、実施した工事別の金額を示す内訳書が作成されていない。平成18年度の事業費実績は以下のとおり 17,296 千円であり、(1) の 36,632 千円のうち (節) 工事請負費及び (節) 委託料の合計 36,428 千円に満たない。これは県立青森西高校の新校舎建設費 11,331 千円、県立弘前南高校の電波障害調査 588 千円、県立青森西高校の大規模改修 56 千円、その他の高校への施設修繕等のための令達額 7,157 千円を本事業で負担しているからである。意見内容は「1. 緊急耐震対策事業」の【意見①】と同様である。

(単位：千円)

| 学校名 | 工事内容 | 金額 |
|--------|------|--------|
| 三本木高校 | 設計委託 | 630 |
| 三本木高校 | 工事請負 | 10,892 |
| 弘前中央高校 | 設計委託 | 630 |
| 弘前中央高校 | 工事請負 | 5,144 |
| 合計 | | 17,296 |

3. 用地取得事業

(1) 概要

県立青森工業高校用地の土地開発基金からの引継ぎに要する経費を計上した事業費である。財源は起債及び一般財源である（臨時高等学校整備事業債 95% と一般財源 5% もしくは地域再生債 100% と一般財源 0%）。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|---------|----------|
| 事業費実績 | 28,288 | — | 600,241 | — |
| 起債 | — | — | 600,000 | — |
| 一般財源 | 28,288 | — | 241 | — |

(1) 概要

老朽化した校舎・体育馆の改修を進めるとして、平成18年度は弘前中央高校の仮設図書館改修を実施したものである。また、社会の変化や生徒の多様化に対応して特色ある学科・コースや平成6年の総合学科の設置、定時制・通信制の再編に伴う施設の整備を行っており、平成18年度は県立三本木高校付属中学校の平成19年度開校に向け、三本木高

(2) 実施した手続
事業の内容等について学校施設課施設グループの担当者に質問し、関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】起債による事業の利息相当額について
用地取得をした土地開発基金は県財政課に帰属しており、県の特別会計の一つである。
青森県土地開発基金管理規則2条によれば、基金は土地などの直接取得のほか、青森県公共用地先行取得事業特別会計への貸付や青森県土地開発公社への貸付を行うこととされる。
また同10条において、基金財産を引継ぐ場合の引継ぎ額は取得価額に相当する額に総務部長の定める利子相当額を加算して得た額とすると定めている。この規定に従い、本事業においても取得原価相当額に利息相当額7,886千円を加算した額で引継が行われている。
しかしに、本事業の財源は一般財源ではなく6億円の起債によつていることから、県内部の会計間の振替につき利息相当額を加算することについては疑義が生じる。なぜなら、財源が一般財源ならば、一般会計から特別会計への付替であり県の財政に与える影響は中立的であるが(付替え 자체の問題は別として)、起債によるのであれば、県内部の取引によって更に利息負担が生じ、起債金額が利息相当額分膨らんで県民の将来の負債を増やすこととなってしまうと考えられるからである。

学校施設課を通じて財政課に確認したところ、旧自治省からの通知に基づき利息相当額を加算した金額を引継価額としている、とのことであった。他県の情報を入手した範囲では、奈良県と宮城県の土地開発基金管理規則も同様の規定となっていた(ただし起債との関係は不明である)。外部に貸付けた場合との整合性を保つため直接取得の場合にも利子相当額を上乗せしているものと考えられるが、起債残高を意味もなく増やしている感がある。

4. 用地造成整備事業

(1) 概要

県立高校の運動場整備や用地造成に係る事業である。平成18年度は青森東高校の校舎改築に伴う運動場設計、青森工業高校の移転改築のために取得した用地の造成工事を実施している。財源は起債及び一般財源である(臨時高等学校整備事業債95%と一般財源5%もしくは地域再生債100%と一般財源0%)。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|---------|--------|---------|----------|
| 事業費実績 | 137,925 | 73,828 | 316,539 | 50,876 |
| 起債 | — | 65,000 | 299,000 | 44,000 |
| 一般財源 | 137,925 | 8,828 | 17,539 | 6,876 |

(2) 実施した手続
「1. 緊急耐震対策事業」に記載したとおりである。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他事業費の同一節間の予算流用について
本事業についても総事業費のみを把握しており、実施した工事別の金額を示す内訳書が作成されていない。平成18年度の事業費実績は以下のとおり312,220千円であり、(1)の316,539千円のうち(簡工事請負費及び(簡)委託料の合計312,728千円に満たない)。これは、県立青森高校への施設移設のための令達額91千円、県立青森西高校の大規模改修416千円を本事業費で負担したためである。意見内容は「1. 緊急耐震対策事業」の【意見①】と同様である。

| 学校名 | 工事内容 | 金額 |
|--------|----------|---------|
| 青森工業高校 | 第一工区用地造成 | 181,851 |
| 青森工業高校 | 第二工区用地造成 | 92,757 |
| 青森工業高校 | 外周フェンス工事 | 32,267 |
| 青森東高校 | 測量調査 | 3,465 |
| 青森工業高校 | 工事監理 | 1,879 |
| 合計 | | 312,220 |

5. 大規模改修事業

(1) 概要

県立高校の施設設備について、築後20~30年経過すると風雨雪又は経年劣化等により、その機能が低下し雨漏り・蒸気漏れ等が発生するなど学校管理上支障が出るため、全面的な改修を実施する事業である。財源は起債及び一般財源である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|---------|---------|---------|----------|
| 事業費実績 | 855,624 | 110,817 | 294,032 | 184,256 |
| 起債 | 809,000 | 89,000 | 293,000 | 174,000 |
| 一般財源 | 46,624 | 21,817 | 1,032 | 10,256 |

(2) 実施した手続

「1. 緊急耐震対策事業」に記載したとおりである。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他事業費の同一範囲の予算流用について
本事業についても実施した事業の内訳書が作成されていない。平成18年度の実績は以下のとおり 291,721千円であり、(1)の294,032千円のうち(節)工事請負費及び(節)委託料の合計額292,129千円に満たない。これは、県立深浦高校への施設修繕のための令達額408千円を本事業費で負担させたからである。意見内容は「1. 緊急耐震対策事業」の【意見①】と同様である。

| （単位：千円） | | |
|---------|----------------|---------|
| 学校名 | 工事内容 | 金額 |
| 田子高校 | 管理特別教室棟屋上・外壁工事 | 87,055 |
| 三木農業高校 | 特別教室棟屋上・外壁工事 | 187,332 |
| 青森南高校 | 第一体育館耐震補強 | 12,095 |
| 青森西高校 | 第二体育館内部・外部工事 | 4,504 |
| 弘前南高校 | 第一体育館屋根・外壁工事 | 735 |
| 合計 | | 291,721 |

6. 産業教育設備整備事業

(1) 概要

産業教育を行う高等学校に対し、産業教育を行うために必要な実験実習の設備の充実を図ることを目的としている。

② 事業内容等

本事業は下記のア.～エ.の4つの設備別に区分されて事業が実施されている。

ア.特別装置

産業教育振興法、産業教育振興法施行令、産業教育振興法施行規則に基づく施設整備計画に従って、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱（平成18年7月13日18文科施第186号）の交付対象事業として実施されるもので、工業高校などの職業実習に関連する装置を対象としており、財源は国1/3、県2/3となっている。

イ.情報処理教育設備

文書処理設備の販借料で、県の単独事業（以下、「県単事業」という。）である。もともとはワープロが対象であったが、今はパソコンに置き換わっている。平成17年度までは、リース契約が債務負担行為であることから、実務上は単年度契約を締結し口頭等による長期契約を締束していたが、平成18年度からは「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」により長期契約が可能となつた。

ウ.一般設備

上記の特別装置には該当しない設備で、県単事業である。

エ.リニューアル事業
産業教育設備のリニューアル（更新）に係るもので、県単事業のものとア.の安全・安心な学校づくり交付金交付要綱の交付対象事業として実施されたものがある。

産業教育設備については、県では第1期リニューアル事業（平成8年度から平成15年度）により高度化・高機能化を図ってきたが、更新を必要とする設備が未だ多いことから、平成16年度より第2期（平成16年度から平成27年度）が開始している。対象設備は整備から概ね30年を経過する設備とし、年額75,000千円（12年間総額900,000千円）としている。

③ 事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

ア.特別装置

| （単位：千円） | | |
|---------|---------------|--------|
| 学校名 | 装置名 | 当初計画額 |
| 南部工業高校 | 万能材料試験機 | — |
| 八戸工業高校 | 電子計算組織 | 34,198 |
| 八戸工業高校 | マニピュレータ教育システム | — |
| 八戸水産高校 | 電子計算組織 | 15,705 |
| 尾上総合高校 | 電子計算組織 | 34,198 |
| 浪岡高校 | 電子計算組織 | 10,280 |
| 合計 | | 94,381 |

予算令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 学校名 | 装置名 | 当初計画額 | 事業費実績（工事請負費、備品購入費） | 国庫負担金 | 県負担金 |
|--------|---------------|--------|--------------------|--------|--------|
| 南部工業高校 | 万能材料試験機 | — | 19,007 | 6,335 | 12,672 |
| 八戸工業高校 | 電子計算組織 | 34,198 | 34,221 | 11,407 | 22,814 |
| 八戸工業高校 | マニピュレータ教育システム | — | 20,055 | 6,685 | 13,370 |
| 八戸水産高校 | 電子計算組織 | 15,705 | 15,205 | 5,068 | 10,137 |
| 尾上総合高校 | 電子計算組織 | 34,198 | 34,199 | 11,399 | 22,800 |
| 浪岡高校 | 電子計算組織 | 10,280 | 10,780 | 3,593 | 7,187 |
| 合計 | | 94,381 | 133,470 | 44,487 | 88,983 |

なお、上表の事業費実績と一致しないのは、南部工業高校の万能材料試験機、八戸工業高校のマシンシングセンタ教育システムについては当初県単事業（リニューアル事業）で計画されていたが、国庫補助金が交付されることになり2月補正が行われた経緯があり、県教委は当初計画ベースで事業費実績を集計しているからである。
八戸工業高校の監査において、入札状況を監査したところ、5社の競争入札を実施していた。

イ.情報処理教育設備

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

予算令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 県立学校名 員 | 予 算 | | | 事業費実績 (使用料及び賃借料) |
|------------|---------|----------|----------|---------------------|
| | 定 台数 | 整備 年度 | 総額 年額 | |
| 木造高校 | 40 | 41 | 13 | 30,228 |
| 深浦高校 | 35 | 36 | 15 | 27,206 |
| 浪岡高校 | 40 | 41 | 14 | 30,717 |
| 七戸高校 | 40 | 41 | 14 | 30,717 |
| 百石高校 | 40 | 41 | 13 | 30,228 |
| 青森商業高校 | 40 | 41 | 14 | 30,717 |
| 八戸商業高校 | 40 | 41 | 15 | 30,717 |
| 黒石商業高校 | 40 | 41 | 17 | 30,717 |
| 三沢商業高校 | 40 | 41 | 17 | 30,228 |
| 北斗高校 | 40 | 41 | 16 | 30,717 |
| 合計 | | | | 38,249 |
| | | | | 35,931 |

購入後 6 年の更新計画となつていて、平成 17 年度以降は、商業高校のみの更新予定である。

ウ.一般設備

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 事業費実績 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| | 4,621 | 5,099 | 5,000 | 3,772 |
| 一般財源 | 619 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 4,002 | 5,099 | 5,000 | 3,772 |

往査した予算令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 学校名 | 令達額 台数 | 事業費実績 | | 対象設備 |
|---------|-----------|-------|----|-------|
| | | 金額 | 台数 | |
| 名久井農業高校 | 19 | 2,554 | 29 | 2,193 |

(名久井農業高校の入札の状況)

当初の令達額は 2,195 千円で、25 台について入札を実施して購入した。その結果、入札により予算が余ったので、その残額で同機種を 4 台追加購入した。

追加の 4 台の購入についても、見積もり合わせを行い、結果的に同じ業者から同じ金額での

(単位:千円)

| 学校名 | 事業費実績 (工事請負費、備品購入費) | | 対象設備 マニピュセタ教育システム |
|---------|------------------------|--------|----------------------|
| | 学校名 | 金額 | |
| 八戸工業高校 | | 20,055 | |
| 三本木農業高校 | | 8,281 | 農作業機器 |

| 学校名 | 事業費実績 (工事請負費、備品購入費) | | 対象設備 マニピュセタ教育システム |
|---------|------------------------|--------|----------------------|
| | 学校名 | 金額 | |
| 八戸工業高校 | | 20,055 | |
| 三本木農業高校 | | 8,281 | 農作業機器 |

(2) 実施した手続

① 教育庁

・事業の概要等について、学校施設課の担当者に質問した。

・ア.特別装置については、安全・安心な学校づくり交付金の補助金関連資料について教育庁で内容を確認した。また、指名業者一覧表を各高校より入手し、指名競争入札の状況を確認した。

・各学校に令達して実施しているイ.情報処理教育設備、ウ.一般設備、エ.リニューアル事業については、一部の高校について証憑書類を入手し、内容を確認した。

② 令達先 (三本木農業高校、名久井農業高校)

・物品購入調書、請求書、支出負担行為兼支出命令票と突合した。

・「備品出納票」を確認した。

・入札、見積もり合わせのプロセスについての資料を閲覧した。

・「備品出納票」と産業教育設備で購入した際に作成される「設備個別表」を確認した。また、購入した現物を実査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の方を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

- ・生活科学科の定員は 35 名であり、授業を効率的に進め、実習の充実を図るために一人 1 台のミシンの設置が必要であるが、今回購入台数が 25 台であることから、追加購入を行うことが了承された。
- ・令達額との差額 2 千円は、減額令達で精算している。

購入になった。

【意見①】パソコンの整備購入予算及び管理について
上記イ.の情報処理教育設備につき、青森商業高校について契約書等を取り寄せたところ、当初予算では、年額4,477千円整備台数41台のところ実際には平成18年度年額4,461千円43台（初年度契約平成14年度）のパソコンのリース契約が行われていた。これは、パソコン整備時の留年している生徒を含めた在籍人数での整備台数であり、予算内であれば台数を増加することは問題なく、台数増加に関する伺い書等の書類は保管していないが、当時の学校施設課担当者の了承を得ているはずであるとのことだった。また、予算書においては契約金額確定後も実績金額が使用されることではなく、金額及び台数も当初予算のままとされている。他校についても予算金額と実績金額は一致しておらず、予算を超過しているものもある。リース契約であるため当初契約金額が確定すれば、以後5年間の支払金額は確定するものであり、正確な実績把握及び契約年度以降の予算作成のためには、実績値を使用していくことが望ましい。

県では、生徒40名（1クラス）と教師1名との合わせて41台分を基本としてパソコンの整備計画を立てているが、上記の例にもあるように各高校では計画通りの台数を配備しているわけではなく、学校施設課でも各校の正確なパソコン整備台数を管理していない状況にある。

計画変更があるパソコン整備については、金額及び台数につき伺い書類等を各高校から収集して承認するようにし、学校施設課でも正確なパソコン台数・リース料単価等を把握・管理していく必要がある。

【意見②】パソコンの整備状況について

パソコンの整備状況は、基本的に普通科のみの高校については教育用コンピュータ1セット（1クラス分）のみで、商業科を有するところ又は商業高校、工業高校などはCAD装置・情報実習装置（電子商取引実習用）等を含めて2~5セットのパソコン等を有している。中でも、黒石商業高校と三沢商業高校の2校に関しては情報基礎用装置・情報応用装置・CAD用装置（又はPOS用）・情報実習装置・文書処理装置の5セットを有している。県では5セットある高校は今後減らす方向にあることであるが、他高校とのバランスも考慮して適正なパソコン配置を検討していく必要がある。情報処理教育設備の文書処理設備は、もともとはワープロを対象としたものであったが、最近はパソコンが対象となっている。いわゆる情報基礎用装置として使用するパソコンと機能的には差異がなく、平成17年度以降は、商業高校のみの更新予定であるとのことだが、商業高校においてもそもそも文書処理設備として更新していく必要があるのか検討の余地がある。

青森県6全体の高等学校の教育用コンピュータ1台あたりの生徒数は5.5人（平成18年3月31日現在、文部科学省調べ）であり、全国平均が5.7人に対してほぼ平均値であるが、

上記イ.の情報処理教育設備につき、青森商業高校について契約書等を取り寄せたところ、当初予算では、年額4,477千円整備台数41台のところ実際には平成18年度年額4,461千円43台（初年度契約平成14年度）のパソコンのリース契約が行われていた。これは、パソコン整備時の留年している生徒を含めた在籍人数での整備台数であり、予算内であれば台数を増加することは問題なく、台数増加に関する伺い書等の書類は保管していないが、当時の学校施設課担当者の了承を得ているはずであるとのことだった。また、予算書においては契約金額確定後も実績金額が使用されることではなく、金額及び台数も当初予算のままとされている。他校についても予算金額と実績金額は一致しておらず、予算を超過しているものもある。リース契約であるため当初契約金額が確定すれば、以後5年間の支払金額は確定するものであり、正確な実績把握及び契約年度以降の予算作成のためには、実績値を使用していくことが望ましい。

県では、生徒40名（1クラス）と教師1名との合わせて41台分を基本としてパソコンの整備計画を立てているが、上記の例にもあるように各高校では計画通りの台数を配備しているわけではなく、学校施設課でも各校の正確なパソコン整備台数を管理していない状況にある。

計画変更があるパソコン整備については、金額及び台数につき伺い書類等を各高校から収集して承認するようにし、学校施設課でも正確なパソコン台数・リース料単価等を把握・管理することで調達情報の共有化を図り、調達価格に一層のコスト削減を反映させる余地はあると考える。

【意見④】事業別実績について（三本木農業高校）

当初合意額と実際執行額との差額は減額令達になっているが、産業教育設備整備～リニューアル事業として減額令達になっているのではなく、理科教育設備整備事業の減額令達と合わせて行われていた。このため、理科教育設備整備事業の減額令達額分だけ、本事業の実績額が過少に集計されている。本来は、事業別に予算組みされ、事業別に決算報告されるべきであるから、この場合も事業別に減額令達をするのが望ましい執事務だと考えられる。県教委も事業別の減額令達を行うことが望ましいと考えているが、事務コストの観点から、合算による減額令達を行っている旨の説明を受けた。

7. 教育用コンピュータ整備事業**(1) 概要**

① 目的
情報教育を行う高等学校に対し、情報教育を行うために必要な実験実習の設備の充実を図ることを目的としている。

② 事業内容等

本事業は下記のア.とイ.の2つの設備別に区分されて事業が実施されている。

⁶ 本県の県庁所在地である青森市の公立小学校のパソコン設置台数は1校当たり17.4台と、全国の県庁所在地の中で最低である。最高は宮崎市117.3台と実に6.7倍の格差である（出典：「地方崩壊・再生の道はあるか」日本経済新聞社編）。教育現場の高度情報化への対応は、高等学校以前に義務教育課程から取り組むことで、高等学校の情報化投資の将来的リターンは増加すると考えることから、市町村との連携は重視されるべきである。

これは商業高校・工業高校等のコンピュータ台数も加味しての数値であり、普通高校において教育用コンピュータ1台あたりの生徒数をみると、必ずしも機会均等とは言えない現実があると考える。県内普通高校の教育コンピュータ1台あたりの生徒数を比較すると、大規模校では1台あたりの生徒数が23.4人なのにに対して、少ない高校は2.5人となっており、10倍近く開きが認められる。

今後、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、高度情報化に対応した教育を格段に提供するために、現状に自己満足することなく、より充実したコンピュータ整備のあり方・適正配置について検討していく余地があると考える。

ア.教育用コンピュータ整備費

県立高校における情報教育を推進するため、県では平成7年度から生徒1人に1台のコンピュータの整備をしてきたが6年を経過し故障の頻度が高まってきており、新しい教育用ソフトが使用できない、処理速度が遅いなど授業に様々な影響が出て来ており更新の必要性に迫られている。

平成12年度に整備した弘前南高校、三本木高校、平内高校、青森高校、青森北高校、八戸南高校について購入後6年を経過することによる更新費用及び平成16年度・平成17年度に更新した13校のリース料も含むものである。

イ.理科教育等設備整備

理科教育振興法の趣旨に鑑み、県立高校の理科教育設備の充実を図るもので、学校教育設備整備費等補助金交付要綱に基づく国庫補助対象事業（国1/2、県1/2）で、平成18年度は大間高校の算数数学教育設備を整備している。

③事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

ア.教育用コンピュータ整備費

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| 事業費実績 | 3,707 | 20,758 | 42,464 | 58,215 |

予算令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 学校名 | 予算 | | | 実績金額 |
|--------|----|------|------|--------|
| | 定員 | 整備台数 | 整備年度 | |
| 板柳高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 川内高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 青森戸山高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 青森東高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 青森南高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 八戸西高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 大郷高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 弘前中央高校 | 40 | 41 | 17 | 2,965 |
| 三沢高校 | 40 | 41 | 16 | 2,965 |
| 五所川原高校 | 40 | 41 | 16 | 2,965 |
| 八戸東高校 | 40 | 41 | 16 | 2,965 |
| 金木高校 | 40 | 41 | 16 | 2,965 |
| 青森西高校 | 40 | 41 | 16 | 2,965 |
| 弘前南高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 三本木高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 平内高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 青森高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 青森北高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 八戸南高校 | 40 | 41 | 18 | 683 |
| 合計 | | | | 42,651 |
| | | | | 38,076 |

イ.理科教育等設備整備

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 25,061 | 23,733 | 12,841 | 11,556 |
| 国庫負担金 | 12,508 | 11,863 | 6,420 | 5,778 |
| 一般財源 | 12,553 | 11,870 | 6,421 | 5,778 |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、学校施設課の担当者に質問した。各学校に令達して実施している事業については、一部の高校について記録書類入手し、内容を確認した。また、県立大間高校に往查して、関係書類を閲覧し、現物を実査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】パソコンの整備購入予算及び台数管理について

予算書においてはリース契約金額確定後も実績金額が使用されることではなく、金額及び台数も当初予算のままとされている。リース契約であるため当初契約金額が確定すれば、以後5年間の支払金額は確定するものであり、正確な実績把握及び契約年度以降の予算作成のためには、実績値を使用していくことが望ましい。

県では、生徒40名（1クラス）と教師1名の合わせて41台分を基本としてパソコンの整備計画をたてているが、各高校では計画通りの台数を配備しているわけではなく、学校施設課でも各校の正確なパソコン整備台数を管理していない状況にある。計画変更があるパソコン整備については、金額及び台数につき伺い書類を各高校から微収して承認するようにし、学校施設課でも正確なパソコン台数・リース料単価等を把握・管理していく必要があろう。

【意見②】パソコンの整備状況について

「6. 産業教育設備整備」の【意見②】と同様である。

【意見③】パソコンの県の一括購入等の検討について

「6. 産業教育設備整備」の【意見③】と同様である。

8. 理科教育等設備整備**(1) 概要**

①目的
理科教育振興法の趣旨に鑑み、県立高校の理科教育等設備充実を図ることを目的としている。

②事業内容等
イ 事業内容

理科教育振興法、学校教育設備整備費等補助金交付要綱に基づき、高校に対して理科教育用の実験実習器具等を整備するものである。設備の取得価格が1個又は1組4万円以上の中ものが国庫補助対象となり、1/2が補助される。学校教育設備整備費等補助金交付要綱によれば、高等学校の理科教育設備につき品目と基準数量が定められている。例えば顕微鏡なら171組、光の実験用具は39組等々となっている。高校1校当りの基準額も定められており、学級数の合計が27学級以下の学校（県内の高校はこれにすべて該当する）は81,674千円であり、これを目標として理科教育設備を整備しているものである。

ロ 理科教育設備の補助金申請及び購入手続の流れ

理科教育設備の補助金の申請及び購入手続等は、学校教育設備整備費等補助金交付要綱に基づき以下のように行われる。

- i 4月に文部科学省より事業計画の提出要請があり、4月末までに大まかに事業計画を提出する。
- ii 7月初旬に文部科学省から補助金交付の内定通知がある。
- iii 7月に各高校に設備整備の要望を照会し、7月末までに回答を得る。この時点では1者からだけの見積書を添付する。
- iv 7月末までに整備率（理科教育等設備現有額／高校1校当りの基準額）の低い高校を優先して交付対象高校を決定し高校の要望を考慮して、文部科学省に対して補助金の交付申請を行う。
- v 9月に文部科学省から補助金の交付決定がおりる。
- vi 各高校に予算を令達し、高校は数社より見積書を徴収し決定された業者から理科教育等設備を3月末までに購入する。この時点で7月に徴収した見積書の単価よりは若干競争力が反映された価格となることもあり、当初予算とは必ずしも一致しないことがある。
- vii 各高校では機械器具検査調査・実績報告書を作成し県に提出する。
- viii 4月に県では各高校の実績報告書をとりまとめ文部科学省に提出する。

③事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 16,874 | 15,945 | 12,795 | 9,595 |
| 国庫負担金 | 5,663 | 11,270 | 3,950 | 3,160 |
| 一般財源 | 11,211 | 4,675 | 8,845 | 6,435 |
| 合計 | 7,900 | 3,950 | 3,950 | 3,139 |
| | | | | 874 |
| | | | | 11,914 |

往査した令達先の事業内容は以下のとおりである。

| 往査実施高校名 | 購入設備 | 備考 |
|---------|---|--|
| 八戸商業高校 | 大型超伝導体実験セット | |
| 三沢高校 | 超音波洗浄器具、顕微鏡、光学用水槽（国庫補助）、結晶構造組立セット、簡易霧箱実験セット（県費） | |
| 三木木農業高校 | DNA模型 | |
| 名久井農業高校 | 水平寸だれ式波動実験器 静電高圧発生装置、地盤変動美 | ○3業者で相見積りを取って決定した。予定価格は100万円以上だったが、83万円におさまつた。 |

また、予算令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

| | |
|------------|--|
| 機器、超音波洗浄器等 | ○当初の令達額 886 千円に対し、購入した金額が 830 千円だったため、その余った金額で、追加で「発電機とモーター実験機」を購入することにした。これは、本来もっと高い金額の機材であったが、値切って、予算内に収まるようにした。したがって、予算ぴったりの使いきりとなっている。一応、追加購入した物の定価がわかる資料を確認したところ 63 千円であったので、55 千円の実際購入額は、合理的な範囲と解する。 |
|------------|--|

(2) 實施した手続

① 教育庁

事業の概要等について、学校施設課の担当者に質問した。学校教育設備整備費等補助金開帳資料について県庁で内容を確認した。各学校に令達して実施している事業なので、一部の高校について証憑書類を入手し、内容を確認した。

② 令達先

- ・物品購入調書、請求書、支出命令票と突合した。
- ・「備品出納票」を確認した。
- ・理科設備整備台帳と照合した。
- ・購入した現物を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】学校教育設備整備費等補助金の実績報告書の記載誤りについて

学校教育設備整備費等補助金実績報告書（理科教育等設備整備費補助）について、学校事業別内訳の基準数量が平成18年度に改正になっているにもかかわらず、旧基準等により誤った記載をしているものが7校（青森西高校、青森北高校、弘前高校、三沢高校、八戸工業高校、名久井農業高校、三沢商業高校）、記載漏れしているもの1校（川内高校）があった。高校では正確な基準数量を記載するよう留意し、県も高校に対して基準の改正を周知徹底し、国への提出前には基準数量等の実績報告書の確認作業を行う必要がある。

【指摘②】理科設備台帳の未整備と現物数量の不一致について（三沢高校）

国庫補助事業で購入した理科設備は、国の定めた基準数量、前年度末現有数量、本年度整備数量等を記載した所定の書式で整備実績報告書を学校が提出する。本校の整備実績報告書を閲覧したところ、まず基準数量の欄について、平成18年度から基準数量が変更になっているにも関わらず平成17年度の数量で記載して提出されていた。更に、理科整備台帳

を閲覧したところ、数量記入の繰越作業が遅れており、正確な記載を確認できなかつた。この台帳は平成17年度までの期間に関わるものから、平成18年度からのものに繰越されおり、平成18年度以降の台帳に前年度末数量と本年度整備数量を記載するべきものであったが、その事務が未了となつてある。加えて、平成18年度に整備した品目の現物実査を行つた結果、担当教諭の管理下にある顕微鏡は台帳上の数量をかなり上回る実数であることが明らかとなつた。耐用年数の如何に係らず、実数が台帳上の数量に一致しなければ、台帳管理していることが無意味となるため、速やかに実数把握を行い、実効ある備品管理を行つべきである。

【意見①】各高校への予算配分方法の見直しについて

上記イ.の理科教育設備の補助金申請及び購入手続の流れで記載したように、高校から7月に微収した要望額と実際の購入額が必ずしも一致せず実績額が低くなる可能性があること（補助金の減額となる可能性もあるので避けたいこと）、学校教育設備整備費等補助金交付要綱に定める理科教育設備の品目に該当しない可能性がある備品等が高校より要望されることもあることから、県では高校からの要望額を全額国庫補助金対象にせず、7割を補助金対象資産にし3割を県単事業として充当している。現状として整備率の優先順位により、要望を出した高校すべてが理科教育設備等を整備できるわけではない。例えば3割の県単事業分を他の高校の理科教育設備等の整備に当てられるよう県単予算の配分割合を3割から2割にすることで、より多くの高校に対しての設備整備が可能となる。より適正で効果的な予算配分方法の見直しの検討が望まれる。7月の高校からの要望照会時にあらかじめ数社の見積書入手し適正単価での購入金額を確定しておくことも一法である。

また、平成18年度の実績報告書によれば、青森東高校は電子てんびんの基準数量は16組に対して32組を保有しており、このように基準数量を大幅に超える品目がある一方、未整備の品目も多く見られるところである。品目別の整備状況を各高校別に把握し、整備率の低い品目を重点的に整備することも各校への配分に当たつて考慮することも必要であると考える。

これとは別に、少額備品に関しては、基本的に国庫補助対象外の高校を対象にして整備率が低い学校を優先して予算が令達されている。結果を見ると優先順位3位の八戸東高校が総予算874千円の半分程度もの420千円の令達を受け第5希望の備品まで購入している。機械的配分によりこのようになったとの説明であったが、要望を出した高校すべてが備品の購入ができるわけではないので、少額備品に関して1校あたりの予算配分の上限額を定めるなどして、より多くの高校に配分することも実務上可能である。

全国的な理科教育設備の整備率の平均は10%（平成17年度）であり、本県は11.30%で全国平均を上回る整備率ではあるものの文部科学省の基準からすれば低い水準にあることは間違いない。生徒の理科離れが指摘されている中で、理科教育の重要性が叫ばれている昨今、将来の研究者・技術者を育成すべく国庫負担を活用し理科教育設備の整備充実を図ることは今後も必要性が高いと考えられる。特に製造業の集積が弱い本県の産業構造を考

えると、限られた予算のなかで、本県の将来像を見据えた重点的な配分方法の見直しが望まれるところである。

【意見②】理科教育設備の県の一括購入等の検討について

理科教育設備の購入は、高校ごとに数社から見積書を徵収し単価を決定して行っている。実績報告書を通じたところ、各校に共通した品目が散見された。生徒用の顕微鏡などは6校が購入しており同性能・同品質のものは確認はできなかったが、その購入単価は40,425円から67,830円とかなりの幅が見られた。

県による一括購入・一般競争入札の実施や調達情報の共用化を図り、調達価格に一層のコスト削減を反映させることは可能であると考えられる。

【意見③】国庫補助事業対象設備と県財源負担設備との優位性（青森東高校）

理科教育等設備整備費補助事業は国庫補助事業であり、交付要綱に規定された品目・品名のものについて、基本的に国・県が1/2負担で整備するものである。学校施設課では各学校の購入希望にできる限り応えるスタンスで、緊急性や公平性を基準に整備実績をあげているところである。本校の場合は、平成18年度は当初購入希望のほぼ全てを整備することができたが、他校においては、国庫補助品目が整備できない状況も確認されることから、学校施設課においては、緊急性を十分勘案して、より詳細な情報をもとに、限られた財源下で各学校の購入要望に十分応えられるよう、より適正な配分が期待されるところである。また、県負担で整備されたデジタルカメラは、当初計画時点では COOLPIX ミクロシステムの整備予定であったが、変更されての購入となつた。なお、この購入業者は9. 学習指導用ソフトウェア整備事業【意見⑥】にある3社のうちの1社である。理科教用設備も情報機器も幅広く取り扱う業者であることは理解できるが、取扱商品に専門性を有することで価格低減を可能とする業者も複数あると思われるところから、相見積書の徵収先を再検討する必要性を感じられたところである。

*1) パソコンソフト購入費の実績金額は不明である（不明の理由は【意見⑦】を参照願いたい）。高校に令達された需用費総額は33,980千円でありこの金額の中に含まれる。

*2) 「使用料及び賃借料」で処理されるソフトウェアライセンスの購入は、②事業内容等にも記載したように除雪費用の減少によって、予算12,835千円に対して各高校令達額合計は24,939千円と大幅に増加した。

往査した令達先のうち、三本木農業高校の事業費等は以下のとおりである。
(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------------|--------|--------|--------|----------|
| 当初予算 需用費（全日制） | 25,972 | 25,972 | 25,972 | 25,972 |
| 当初予算 使用料及び賃借料 | | | *1) | 12,835 |
| 当初予算 需用費（定時制） | | | *2) | 12,835 |
| | | | 302 | |

9. 学習指導用ソフトウェア整備事業

(1) 概要

①目的

情報教育を推進するために、学習支援ソフトウェアを整備する。

②事業内容等

各高校に対して、情報教育に必要なソフトウェア及びソフトウェアライセンスを整備することが事業内容である。ソフトウェアの購入については第11節「需用費（その他需用費）」とされ、ソフトウェアライセンスの購入は第14節「使用料及び賃借料」と処理される。

ソフトウェアに関しては事務消耗品などのその他の需用費と一緒にして学校に令達されるため、学校側では当初設定された予算額（パソコンソフト生徒割1人1,000円）をソフトウェアの購入にあてるという認識は全くなく、本事業の実績は不明である。

ソフトウェアライセンスについては各高校からパソコンソフトに関する調査票を取り寄せ、予算の執行状況をみて各高校の令達額を決定している。因みに平成18年度は県内全土で小雪のため除雪費用（除雪ブルバーグ上揚げ料）は同じ節「使用料及び賃借料」で処理されているがかららず、各高校では3月に大量のソフトウェアライセンスが購入された。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----------|-------|------|----------|
| 使用料及び賃借料 | 998 | 977 | ソフトウェア購入 |

県に対する要望どおり、「Flash8Pro-PL MLP NEW License E」を購入している。

(2) 実施した手続

① 教育庁

事業の概要等について学校施設課の担当者に質問した。本事業は各学校に令達して実施しているため、一部の高校について証憑書類を入手し、内容を確認した。

② 令達先（三本木農業高校）

- ・請求書、支出負担行為兼支出命令票、検査調書と突合した。
- ・見積もり合わせのプロセスについての資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】ソフトウェアライセンスの購入本数の見直しについて

十和田西高校において、駅すぱあと 178 千円（50 ライセンス）を購入していた。本校観光科の生徒数は平成 18 年 5 月 1 日現在 90 名（各学年 1 クラスで総計 3 クラス）であり募集定員は 35 人である。50 ライセンスの使用状況を確認してもらったところ、情報処理室のパソコン 43 台と残り 7 台は教師のパソコンに使用しているとのことだった。十和田西高校には、情報処理室の他に観光実習室があり、そのパソコン台数は 36 台であるが、本来であればこれにインストールすべきソフトであると考えられる。普通科の生徒も授業で使用することがあるとのことだが、授業でのソフトの使用方法や使用頻度等を考慮して本当に必要な数のソフトウェアの更新を行うべきであると考える。

【意見②】所内文書の正確な記載および内部管理について

学校施設課に提出されたパソコンソフトに関する調査票において、十和田西高校では上記の駆すぱあととのソフトを私費会計で購入したとの記載があり、私費会計で購入したソフトの更新費用を県費から出すことは望ましくないと考えたため、高校側に内容を確認してもらったところ、もともとは平成 14 年度に教育用パソコンを整備したときにあわせて購入したもので、平成 17 年度に私費での購入を検討したが購入しなかったものを担当者が私費で購入したものと思い込み、誤った記載をしたとの説明を受けた。調査票の内容については、正確な記載が必要であることは言うまでもないが、そもそも調査票提出時に、記載内容について学校施設課から高校に対して内容を確認すべきものであったと考える。所内文書の正確性や内部管理に留意する必要がある。

【意見③】パソコンソフトに関する調査票の有効活用について

ソフトウェアライセンスの整備希望に当たっては、高校から学校施設課にパソコンソフトに関する調査票が提出される。調査票には整備希望のソフト名・本数・単価だけでなく、現在使用しているソフトの設置場所・本数等も記載する様式になっている。学校施設課では整備希望のデータのみを使用しているが、既存のソフトの情報もデータ集積することに

より、今後のソフト整備計画あるいは購入単価等の情報共有化に役立つと考えられ、積極的に活用すべきであると考える。

【意見④】予算管理・統制について

六ヶ所高校についてパソコンソフトに関する調査票によると、弥生会計プロフェッショナル 06 を 420 千円（5 本×定価@84 千円）の整備希望であり、高校には 420 千円の令達がなされた。内容確認のため高校から証憑書類を取り寄せたところ、実際に購入していたのは、弥生スクールパック製品 218 千円ヒー太郎 2007 他ソフト 21 本 272 千円であった。合計額は令達後に、高校が実際に何を買ったかの確認は行ってはいないが、学校施設課では予算令達後に、高校が実際に何を買ったかの確認は行ってはいないが、高校では令達に沿った予算執行が行われていると認識しているとの説明を受けた。このような予算令達時だけのチェックでは、予算管理・統制がきかず、予算要求の際には高めの金額を要求して、余剰差額を自由にあるいは目的外に使用する行為が発生する可能性がある。当初要求との変更が生じた場合には、県に報告後、余剰差額の減額令達または他の物品購入申請をさせる等、学校予算の管理・統制を徹底する必要がある。

【意見⑤】学習指導用ソフトウェアの県の一括購入等の検討について

学習指導用ソフトウェアの購入は、高校ごとに数社から見積書を微収し単価を決定している。パソコン希望一覧を通じたところ、各校に共通したソフトが散見された。一太郎のソフトウェアライセンスは 6 校が購入しており、その購入単価は 6,974 円から 8,400 円とかなりの幅が見られた。五所川原高校は、総額 10 万円以下のため相見積もりをとらずに一太郎のソフトウェアライセンスを購入しているが、その購入単価は定価の 8,400 円である。ソフトウェアは量販店やネット販売などで少なくとも定価未満での購入がもはや一般的であり、高校の経済的合理性を全く無視した購入方法は理解しかねる。県財政の厳しい中、少しでも廉価での購入を高校は心掛けるべきである。

また、取引先の㈱B は青森西高校に対しては見積書において購入単価 6,825 円を提示して契約を締結している一方で、大湊高校に対しては 7,833 円の見積り単価を提示しており、別業者の㈱M が 7,280 円で契約を締結していた。送料を考慮したとしても、相見積による適正な価格競争が行われているのか疑念が生じる事案である。

このような実証例が発見されたことからも、学習指導用ソフトウェアに関して県による一括購入・一般競争入札の実施や調達情報の共有化を図り、調達価格に一層のコスト削減を反映させる余地はあると考える。

【意見⑥】複数業者の相見積の微収について（青森東高校）

学校施設課では本事業を実施するに当たり、学校から見積書が添付された「パソコンソフトに関する調査票」の提出を受けている。この見積書は 1 社のみのものであるが、実際に予算要求が認められた場合には、学校側では金額に応じて相見積りを 3 社から微収し、最も安い価格を提示した業者と随意契約を締結している。本校が契約した業者は当初見積

もりの金額から更に若干安い金額を記載して、競争意識を示している。しかしながら、この業者は学校内の他のパソコンについても独占的に納入した実績を持つており、事実上は完全に競争環境が整っているとは言い難い状況にある。事実、平成18年度に高等学校管理費（備品購入費）で購入しているパソコン、プリンター等は、全く同一の3社から相見積りを徴収し、すべて当該社からの購入となっている。

(単位：千円)

| 品名 | 金額 | 請求日 |
|-------------------|-----|--------|
| デスクトップパソコン NEC | 183 | 3月15日 |
| デスクトップパソコン NEC | 176 | 2月13日 |
| カラーレーザープリンタ ゼロックス | 269 | 11月15日 |
| トレーキャビネット | 277 | 11月15日 |

本校においては競争環境を確保する努力が見受けられること、情報機器の汎用性・機能性に関する特質から指名業者に偏りが生まれることについて全く理解できないわけではない。しかしながら、全く同一の3社から見積を徴収するのではなく、相見積りに参加する取引業者の数を更に増加させ、その中の3社から必要に応じて見積書を徴収する方法にすることで、競争環境が進化すると考える。

【意見⑦】特定目的のない事業費の令達（三本木農業高校、名久井農業高校、他全校共通）

本事業の需用費は、高等学校管理費の需用費の一部として令達され、高校側としては、灯油代等の一般的な管理費として総額管理され、その一部として支出しているだけであるため、特段「学習指導用ソフトウェア整備事業」として、特定の目的のために支出することを意識していない現状にある。学校施設課は高校に対する予算措置の説明に当たり、需用費には学習用ソフトウェア購入費用も含まれていることを通知しているが、高校側では需用費の中に埋没しており、例えば、名久井農業高校におけるソフト購入取引は2件しかなく、本事業の令達額310千円に対して77千円の支出であった。

このような高校側の予算執行実態や金額的なことを勘案すると、敢えて「青森県教育施策の概要」に特記するほどの事業とは思えないし、それにより県民からは情報化教育予算と誤解を受ける可能性があると思われる。したがって、本事業費については予算核算上の使い方に留め、学習指導用ソフトウェア整備費として公表する必要性は無いと考える。

（配当替え額及び執行額）

(単位：千円)

| 節 | 配当替え額 | 執行額 | 支出内容 |
|-------|---------|---------|------------------|
| 工事請負費 | 574,615 | 574,615 | 八戸第一養護学校の校舎の増築工事 |

○八戸第二養護学校での校舎等建築事業 (令達予算額及び執行額と工事実績)

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-------|-------|-------|---------|
| 工事請負費 | 4,953 | 4,953 | 校舎の改修工事 |

10. 校舎等建築事業（特殊教育諸学校）

(1) 概要

特殊教育諸学校の施設整備について、高等部や重複学級の設置、教室不足の解消を図ることも、障害の種別や程度に応じた教育内容の充実、学習環境の改善を図るために整備を行うことを目的としている。学校建設費予算の校舎等建築事業と同じ目的の事業であるが、こちらは、養護学校費予算から出ているために別事業となっている。

② 事業内容等

学校施設の工事といつても、整備・修繕や改修工事などは、大規模改修事業や学校の管理予算で扱われることになっていて、本事業は、校舎を増築、建替える場合のような大規模建設工事が対象となっている。

平成18年度においては、主に、八戸第二養護学校の生徒数増加に対応するため、校舎（普通教室、職員室、食堂厨房など）を増築し、その他内部改修工事を行った。県有建築物の新增改築及び改修等で大規模なもの當需業務については、県土整備部（地域県民局地域整備部）が執行することとされているため、県土整備部監理課に配当替えをした上で、三八地域県民局に予算令達が行われ、予算執行された。

③ 事業実績等

平成18年度の事業費実績等は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成18年度 |
|-------|----------|
| 学校名 | 八戸第二養護学校 |

工事の内容

校舎増築

平成18年度の金額のうち145,020千円は国庫負担金、211,000千円は公立学校施設整備事業債である。工事内容が校舎建築の場合には2分の1又は3分の1の国庫補助があるが、その国庫負担事業の国庫でまかねない部分は、公立学校施設等整備事業債の起債により、その75%を充当することができるようになっている。

○三八地域県民局での校舎等建築事業

本事業費により、実際に整備された工事は以下のとおりである。

| 工事内容 | 執行額 | 備考 |
|----------------|-------|---|
| 給食室改修工事 | 2,466 | 既存の厨房を作業場に改修(見積もり合わせによる選定) |
| 仮設玄関(仮用い)等設置工事 | 388 | 風除設置工事中の仮玄関設置(見積もり合わせによる選定) |
| 上記の撤去工事 | 84 | 随意契約で上記工事の業者に依頼 |
| 靴洗い場設置工事 | 588 | 見積もり合わせによる選定 |
| 体育館カーテンレール交換工事 | 449 | 組引き用のカーテンレールに交換(見積もり合わせによる選定) |
| L.A.N.I.工事 | 394 | 校舎改築工事に伴う仮設職員室のL.A.N.I.工事(見積もり合わせにより選定) |
| 更衣室床工事 | 483 | 床が腐食により危険だったため改修(見積もり合わせによる実施) |
| 無線アンテナ工事 | 98 | 過去に工事実績のある業者と随意契約 |
| 合計 | 4,953 | |

(2) 実施した手続

① 教育庁

事業の概要等について、施設グループの担当者に質問した。

施設グループが直接行っている工事については、工事の書類を確認した。

各学校に令達して実施している工事については、学校からの要求書とそれに添付されている見積書を確認した。

② 令達先等（三八地城県民局、八戸第二養護学校）

工事の業者選定プロセスについて関連資料を閲覧して確認した。

支出金額について契約書、請求書、支出命令票と合符した。

検査調書、引渡書で完成日時を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 変更契約の指示について

三八地城県民局地域整備部に往査して校舎増築工事に関する契約書類を確認したところ、

仕様変更等により、工事内容及び契約額の変更が行われた工事について、工事毎に業者や変更内容が異なっているにも関わらず、指示票の日付は1月29日、変更契約日は2月8日で、完成間近になっての契約締結となっていた。完成引渡し日は2月28日であり、1月29日の変更指示では、完成日に間に合うはずがないため、請負業者は変更契約の締結前に変更後の仕様に基づいて部材の発注や、工事を開始していると考えられる。事実、弱電設備工事においては、変更後の仕様に基づく部材が10月18日に搬入されていた。

設計変更事務については、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」（昭和60年5月27日付け青監第336号）によって取扱いが定められており、同要領第2条及び第4条により、県は契約変更手続前に変更内容を請負者へ「指示票」により指示する事ができ、請負者は

これにより変更後の仕様に基づき工事を進めることができる。また、同要領第5条により、変更内容が同第4条第2項に定める金額要件未満である場合には、契約変更の手続きを工期末に行うこととも認められている。しかしながら、設計変更手続として同要領第4条には「設計変更は、その必要が生じた都度、～内容を掌握し、～内容が予算の範囲内であることを確認した上、～指示票により行う」と規定され、指示票のない設計変更工事の開始を認めているわけではない。

このことについて確認していただいた結果、監督員が、毎週1回行われる関係者の定期協議の打合せ議事録が指示票に代わるものと判断して、工期末近くの1月29日にまとめて指示票を作成したことが明らかとなった。また、本工事のようないかに大きな工事については、学校施設課の了承の下で内容変更が行われているが、工事現場レベルにおける内容変更の事務手続きの面では、ルールに基づいていないことは明白である。工事期間中の関係者との協議の過程で必要となつた変更工事等については、工事依頼元と執行先との設計変更に關わる実態認識を共有し、ルールを遵守した手続きにより、適時に適正な事務が行わなければならないと考える。

【意見①】 事業の目的外支出について

八戸第一養護学校において、三八地城県民局での執行以外に校舎の増築に関連しない工事、例えば、靴洗い場設置工事、体育館カーテンレール交換工事、更衣室床工事について予算が執行された。これは当初事業の目的外の支出行為ということであり、事業別予算に対する実績費の把握という観点からは好ましいことではない。また、無線アンテナ工事は、学校施設課からの予算令達がない工事であり、他の工事で余った令達額を使用して工事を行っている。一方、学校施設課からは口頭で承認をもらっているとのことであるが、文書の取り交わしは必要と考える。そもそも、上記の工事は入札の結果、校舎等建築事業の工事費が予算額より大幅に下回ったその余剰分を財源としているが、このように余った予算について、事業の目的外支出や令達の要求をしていない工事の支出が、県民に知らされることなく実施されるのならば、議会の承認手続きや学校施設課内の承認手続きが全く無意味になってしまう。他に必要な工事支出があるならば、原則的には補正予算を組むなどして執行すべきであり、予算流用した場合には課内の承認手続きと工事実績の公表が必要と考える。

【意見②】 他事業の同一節間の予算流用について

予算の要求・承認段階では、八戸第一養護学校の校舎増築工事として658,662千円の予算であったにもかかわらず、実際には、八戸第一養護学校以外の養護学校の工事に39,109千円が使われていた。これは、もともとの八戸第一養護学校の工事費が、設計や入札の段階で安くなり、その余った予算を他の学校の整備改修等の工事に当てたものである。この中には、一般の維持管理費用でまかなうことされている工事も含まれており、事業別決算上、実施した個々の工事内容・金額を開示する必要がないことから、他の事業費を流用しているのは事業別に予算を持つ効果を無くすものである。補正予算や議会にかけると迅速に対

応できないという主張や、学校現場で緊急性を要する整備改修が生じているのも事実であるから、不当・不合理な流用ではないと思われるが、予算の使用実績については正しく説明しなければならない。また、正しく議会に説明して、必要な改修設備の予算要求を行うことも重要な県教委の仕事である。執行機関の責任の下で流用した予算については、流用の背景や理由、金額等に関する説明方法を検討し、住民の監視機能が働くことが理念的であると考える。

【意見③】修繕・保守費に係わる予算について

本事業の予算を使って実施した工事の内容を検討すると、そこで改修している内容には、本来、ここまでひどくなる前に適時に必要な予算措置を講じて、適正に実施されていなければならぬものが数多くあった。例えば、以下のようないくつかある。

- ・ 八戸第一養護学校の給食設備の給水栓の改修：「学校給食衛生管理の基準」で定められた、直接手指を触ることのないよう、ひじで操作できるレバーになっていなかつたため、八戸保健所から指導を受けていた。
- ・ 青森第二養護学校の防風ネット張替補修工事：平成18年10月にグランドの防風ネットが破損し、安全対策上早期に改修する必要があった。
- ・ 青森第一高等養護学校の厨房給湯ボイラー取替工事：経年劣化により、年に数回故障が生じており、その度修理をしている状態であった。
- ・ 八戸第二養護学校の生徒更衣室床改修工事：床が木材であり、腐食が著しく、床が抜けることも予想される状態であった。
- ・ 浪岡養護学校のエレベータ主ロープ等取替工事：エレベータ主ロープ及び調速機用ロープの素線に破断が生じていることが定期点検で指摘された。
- ・ 七戸養護学校の地下タンク配管修理工事：地下タンク漏洩検査において腐食等により、注入管及び通気管に漏れが認められた。
- ・ 森田養護学校の受水槽設置用水中ポンプ及び配管、バルブ工事：受水槽内の水中ポンプの錆がひどく、飲料水の中に入り込み安全衛生上問題である（年1回の飲料水検査には合格している）。
- ・ 浪岡養護学校の非常用予備発電機蓄電池修繕：平成18年1月の定期点検で、発電機室内の非常用発電機始動用バッテリー上部に膨らみと亀裂が発見された。非常時に発電機が作動しなくなるおそれがある。

これらは緊急性の高い工事であるため、余った予算で対応したことは理解できる。しかし、たまたま予算が余った事業があつたので流用できたが、逆に言えば、平成18年度の校舎等建築事業で4千円もの予算が余らなかつた場合の県の対応については、県の財源面での確実性と危機管理体制に不安を覚える。県教委の説明では、緊急性の高い工事は、予算が余らなくとも別途維持修繕予算での対応をしていたとのことであったが、4千円ものの工事予算は、迅速に工面するには大変大きな金額であると考える。

三八地域県民局の担当者にお伺いすると、やはり設施設は、定期的な修繕・メンテナンスを行うことがその設備の寿命を延ばすことになるという説明を受けた。安全衛生に関する

わる施設の修繕等については、もっと綿密な調査を行い、必要な予算を計上して対応すべきである。

【意見④】事業の計画性について

八戸第一養護学校の平成18年度の増築工事は、平成14年ごろからの要望・計画であり、平成16年度に設計を終えていた工事である。そのため、その後の生徒数の増加により、平成19年度現在すでに定員一杯の状態であり、特別教室を普通教室に転用して使用していく従来の状況を改善し、特別教室を復元するという目的だったはずが、すでに特別教室を普通教室に転用している実態が見受けられた。また、今後も特別支援教育に関する法改正で、生徒数の増加を感じなければならない状況とのことであった。

財源面での問題により、工事が先送りされたことで当初計画 자체が実態と乖離してしまったと思われるが、校舎増築の計画に当たっては、長期的な視野に立った計画が求められるため、今後の校舎等建築事業については、今回の工事についての反省を生かして、より綿密な計画を立てるよう希望する。

11. 大規模改修事業（特殊教育諸学校）

(1) 概要

①目的

県立特殊教育諸学校の施設整備について、建築後20~30年経過すると風雨雪又は経年劣化等により、その機能が低下し雨漏り・蒸気漏れ等が発生するなど学校管理上支障が出るため、全面的な改修が必要になってくる。このため、通常の小破修繕とは別に、概ね1千万円以上の修繕を「大規模改修」として、校舎の屋上、外壁、窓枠、内部又は給排水・暖房設備等の改修を行い、施設の耐久性の確保を図ることを目的としている。

②事業内容等

平成18年度は、浪岡養護学校の下水道接続工事を行っているが、これは、下水道施設が劣化したことではなく、制度として必要な下水道工事を行ったということである。

③事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|----------|----------|--------|----------|
| 事業費実績 | 2,451 | 32,227 | 25,264 | 25,264 |
| 学校名 | 青森第一養護学校 | 青森第一養護学校 | 浪岡養護学校 | |
| 工事の内容 | 下水道切替 | 下水道切替 | 下水道切替 | |

平成18年度の金額のうち25,000千円は地域再生事業債を財源としている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、管財グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

1.2. 理科教育等設備整備事業（特殊教育諸学校）

(1) 概要

①目的
理科教育振興法の趣旨に鑑み、県立特殊教育諸学校の理科教育等設備充実を図ることを目的とする事業であり、県立高校への理科教育等設備整備事業と趣旨は同じものである。
②事業内容等
補助対象となる設備やその交付手続きは、学校教育設備整備費等補助金交付要綱に定められているが、具体的には、理科の授業で使用する実験用道具や映像模型資料の購入に充てている。その選定は、予算の総枠の中で、各学校の理科教諭の要求を開いた上で優先度合いを考慮し、決定している。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 3,532 | 2,826 | 2,906 | 2,325 |
| 国庫負担金 | 1,511 | 1,158 | 1,210 | 968 |
| 一般財源 | 2,021 | 1,668 | 1,696 | 1,357 |

購入する設備の金額により、国から2分の1または、3分の1の補助がある。

このうち、往査した令達先（八戸第二養護学校）の事業費は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-------|-------|------|--------|
| 備品購入費 | 986 | 986 | 理科教育設備 |
| 合計 | 986 | 986 | |

電子てんびん、原色植物標本用真空シーラー、液晶デジタルプロジェクター、ビジュアルプレゼンタ、デジタルカメラ、回転式黒板を購入している。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業の概要等について、補助金交付要綱入手し、財務グループの担当者に質問した。また、購入した器具等について、各学校からの領収調書と実績報告書などで確認し、添付されていた見積書との整合性も確認した。

②令達先（八戸第二養護学校）

見積もり合わせのプロセスを確認した。

請求書、支出命令票と突合した。

備品出納票を確認し、現物を実査した。

1.3. 盲・聾・養護学校設備整備事業

(1) 概要

①目的
県立特殊教育諸学校において、障害に応じた実習・特別活動等を実施するために必要な設備の充実を図ることを目的とした事業である。

②事業内容等

障害を抱えた児童・生徒には、通常の学校とは異なるカリキュラムが必要で、そのための特殊な設備、必要な設備を購入している。

平成18年度においては、以下のような設備を購入している。

- 青森聾学校：フラットループシステム（先生の声を直接レシーバーに届かせるシステム）の設備更新。これは、八戸聾学校や弘前聾学校にも設置してある設備である。
- 青森第一養護：耕運機1台。これは、作業学習（自立活動）の一環で技術面を身につけるため必要な設備ということで、作業効率を上げるため台数を増やした。
- 弘前第一養護：トランポリン1台。平衡感覚を養うための教育に使用するということで、新規導入した。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 2,601 | 2,158 | 1,692 | 1,354 |

毎年、事業費が減少傾向にあるのは、財政難の影響とのことであった。毎年、大体の予算が決められて、その枠内で各学校に予算を配分している状況のようである。

【意見①】備品等の保管について（八戸第二養護学校）
八戸第二養護学校での現物実査の結果、教材室に置いていないため、現物を確認できないものがあった。使用中のことであったが、授業が終わっても返却していないのは好ましいことではない。また、学校では定期的な現物実査を行っているとのことだったが、平成19年7月時点の確認業務は、担当者が入院したために実施していなかった。行うべき業務は代替の担当者により実施されなければならない。
また、備品については保管場所を定め、使い終わったらそこに返却するようにする必要がある。定期的な現物確認が必要なのはもちろんあるが、その際、担当者以外の者が行うことによって、より牽制が効くと思われる。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、財務グループの担当者に質問した。また、購入した物品の内容は確認したが、令達した学校からの購入実績の報告はないため、教育庁においては、証憑は実施できなかった。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業費予算と管理費予算の区分について

障害を抱えた児童生徒の教育のためには、必要な最低限の設備というものはあると思われるが、財政難から本事業の予算も減少傾向にあり、教育現場でも古い設備を我慢して使っている面もあるかと思われる。一方、本事業の予算要求は特に必要額を積み上げているわけではなく、毎年の大体の予算があつて、その枠内で各学校からの要望に優先順位をつけて予算を配分している状況である。しかし、事業予算が削られ続けても、その予算内で買えるものだけを買って、必要なものが買えなくとも我慢するという考えでは、教育水準の低下という結果に陥ってしまうおそれがあると考える。

現状では、特殊な設備のみを対象にしているわけではないので、職業教育のための工具や体育館のスクリーンも本事業の対象となっていることが、本事業の意義を薄くしているように思える。むしろ、障害を抱える児童生徒がゆえに必要な特殊な設備に対象を特化して事業を設計することにより、学校の管理費予算で購入すべきものと本事業として購入すべきものとの内容を明確になり、予算の使途に關する説明に對して県民の理解が得られやすくなるのではないだろうか。

結論として、管理費予算を補充する程度の位置づけではなく、障害を持つ児童生徒に対する、基本的な設備の充実を目的とした事業と位置づけることにより、眞に必要な設備については安易な予算の削減を難しくさせることができると考える。県教委としては、実際に障害者の教育現場がどの程度困っていて、どの程度の予算が必要なのかを今後精査した上、その必要性を堂々と主張し、予算要求に反映させるべきである。

1.4. スクールバス整備事業

(1) 概要

①目的

県立養護学校のスクールバス整備に要する経費をまかねる事業である。

②事業内容等

平成18年度は青森第二養護学校と弘前第一養護学校の2校に中型バスを1台ずつ購入した。いずれも老朽化による更新である。バスの修理や整備費は各学校の管理費から支出される事から、本事業は購入のみの事業である。

③事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------------------------------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 30,802 | 30,729 | 30,641 | 27,253 |
| このうち、往診した令達先(八戸第二養護学校)の事業費は以下のとおりである。 | | | | |

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|----------|-------|-------|------------|
| 使用料及び賃借料 | 1,998 | 1,997 | パソコン設備リース料 |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、財務グループの担当者に質問した。また、入札の手続について、予定価格調査書、開札一覧表、物品交換契約書（下取車があるので交換契約となる）などの関連書類と整合性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.5. 教育用コンピュータ整備事業（特殊教育諸学校）

(1) 概要

県立特殊教育諸学校の教育用コンピュータ（パソコン本体と周辺機器）のリース料にかかる経費を負担する事業である。

(2) 事業内容等

学校には、生徒がパソコン操作を学ぶためのコンピュータ室があり、これは特殊教育諸学校においても同様である。本事業では、このパソコンのリース料を各学校に令達している。対象はパソコン本体のほか、プリンターやデジタルカメラ、ネットワーク関連機器、机いすなどが含まれるが、例えば、盲学校においては、点字プリンターが必要になるなど、障害に応じて特殊な機器が必要になる場合がある。このように、学校ごとに事情がかなり異なるので、リース契約は学校単位でなされている。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------------------------------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 30,802 | 30,729 | 30,641 | 27,253 |
| このうち、往診した令達先(八戸第二養護学校)の事業費は以下のとおりである。 | | | | |

(2) 実施した手続
 ①教育厅
 事業の概要等について、財務グループの担当者に質問した。

②令達先（八戸第二養護学校）
 支出内容について、賃貸借契約書や支出命令票と合致した。また、賃借物を実査した。

- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。
- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。
- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 備品等の保管について（八戸第二養護学校）

備品の現物実査の結果、周辺機器のデジタルカメラやデジタルビデオカメラについては、使用中とのことで、一部しか確認できなかった。保管状況を見ると、リース資産もその他学校の備品も区別なく、パソコン準備室の同じ引き出しにあり、引き出しには鍵もかかっていない状況であった。比較的高価なこれら備品の管理としては、保管場所を決め、必要によっては鍵をかけられるようにしておき、セキュリティを高めると共に、貸出票を作るなどして、誰がいつ使用したのか、いつまで使用予定なのかが分かるようにして、管理体制を整える必要がある。

16. 学習指導用ソフトウェア整備事業（特殊教育諸学校）

(1) 概要

情報教育を推進するための学習支援ソフトウェアの整備費用を負担する事業である。

(2) 目的

学校教育で使用するパソコンのソフトウェアの購入代やライセンス費用などに使われることが本来の目的であるが、実際は、学校の管理費と合わせて予算令達され、令達された各学校側では一般的な需用費としてしか認識していない。従って、多くの場合、ソフトウェアの購入以外の消耗品等の購入に当たっている。事業としての実態はない。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 7,394 | 7,394 | 7,394 | 6,462 |

各学校の管理費予算と合わせての金額なので、実績額は不明であるが、平成18年度の令達一覧によると、ソフトウェアのライセンスとしての使用料・賃借料の金額は、4校で870千円であり、これについては、本来の事業目的通りに支出しているものと推測される。

なお、往査した令達先（八戸第二養護学校）の事業費は管理費と合わせて令達になるため、「9. 学習指導用ソフトウェア整備事業」と同じく、学校における事業実施の実態はない。すなわち、ソフトウェアの購入実績はなかった。

- (2) 実施した手続
 事業の概要等について、財務グループの担当者に質問した。

- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。
- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。
- (3) 監査の結果及び意見
 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

17. 教職員住宅借上事業

(1) 概要

この借上料は、過去に教職員住宅を建設する際に、公立学校共済組合（以下、「共済組合」という。）から借り入れた資金の償還費である。このスキームは以下のとおりである。
共済組合が建物を建設し、県と共済組合とは住宅譲渡契約を締結する。県は、15年間（ただし、構造が木造の場合は10年）で、譲渡代金を返済する。所有権の移転は、最終払込日をもって県に移転する。つまり、15年後に譲渡代金の全てを支払い完了後、初めて県有財産となり、そこで初めて処分等も県の裁量で可能になる。また、契約により、固定資産税は県が負担している。

上記スキームによる住宅譲渡契約は平成14年度以降は締結されていないが、上記のとおり県は15年間で譲渡代金を返済するため、契約上、平成29年までこの借上料の負担は継続する。事業費の内訳としては、下表に示した教職員住宅借上料（共済組合への借入金返済）と固定資産税相当額である。

(単位：千円)

| 内訳 | 教職員住宅借上料 | 固定資産税 | 合計 |
|-------|----------|-------|---------|
| 事業費実績 | 191,707 | 8,494 | 200,201 |

借上料の支払実績は、平成18年9月95,995千円、平成19年3月95,711千円である。
固定資産税は青森市他への支払いである。

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに関係する文書等を查閱した。また、受領している家賃について、サンプルで抽出し計算を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】コスト削減の意識と収入の増加策

平成19年3月支払の教職員住宅借上料の内訳明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 契約年月日 | 金利 | 回数 | 譲渡価額 | 利息相当額 | 譲渡代金 | 消費税等 | 払込金額 |
|--------|-----|----|-------|-------|-------|------|-------|
| 平成4年3月 | 7.0 | 30 | 5,921 | 207 | 6,129 | 177 | 6,306 |
| 平成5年3月 | 7.0 | 28 | 2,861 | 311 | 3,172 | 85 | 3,258 |
| 平成5年3月 | 7.0 | 28 | 2,820 | 306 | 3,126 | 84 | 3,211 |
| 平成5年3月 | 7.0 | 28 | 1,668 | 181 | 1,849 | 50 | 1,899 |
| 平成6年3月 | 7.0 | 26 | 2,986 | 560 | 3,546 | 89 | 3,636 |
| 平成6年3月 | 7.0 | 26 | 3,042 | 571 | 3,613 | 91 | 3,704 |
| 平成7年3月 | 6.0 | 24 | 2,747 | 631 | 3,378 | 82 | 3,461 |
| 平成7年3月 | 6.0 | 24 | 2,915 | 670 | 3,585 | 87 | 3,672 |
| 平成7年3月 | 6.0 | 24 | 2,976 | 684 | 3,660 | 89 | 3,749 |

| 平成8年3月 | 6.0 | 22 | 4,995 | 1,522 | 6,517 | 149 | 6,667 |
|---------|-----|----|--------|--------|--------|-------|--------|
| 平成10年3月 | 3.3 | 18 | 3,526 | 836 | 4,362 | 176 | 4,539 |
| 平成10年3月 | 3.3 | 18 | 3,471 | 822 | 4,294 | 173 | 4,467 |
| 平成11年3月 | 2.6 | 16 | 4,928 | 1,053 | 5,981 | 246 | 6,227 |
| 平成11年3月 | 2.6 | 16 | 5,000 | 1,069 | 6,070 | 250 | 6,320 |
| 平成12年3月 | 2.6 | 14 | 3,504 | 860 | 4,364 | 175 | 4,539 |
| 平成12年3月 | 2.6 | 14 | 3,657 | 898 | 4,555 | 182 | 4,738 |
| 平成13年3月 | 2.5 | 12 | 4,450 | 1,184 | 5,634 | 222 | 5,857 |
| 平成13年3月 | 2.5 | 12 | 4,377 | 1,165 | 5,542 | 218 | 5,761 |
| 平成14年3月 | 2.1 | 10 | 3,076 | 754 | 3,830 | 153 | 3,984 |
| 平成14年3月 | 2.1 | 10 | 3,066 | 752 | 3,818 | 153 | 3,971 |
| 平成15年3月 | 2.0 | 8 | 4,388 | 1,128 | 5,516 | 219 | 5,736 |
| | | | 76,380 | 16,171 | 92,551 | 3,160 | 95,711 |

上記の借上料の内訳明細からわかるように、平成10年以前に契約した物件に関する借入金利が年6%～7%と高くなっている。民間企業であれば経済的合理性の観点から、高金利の借入金は、低金利の借入金に借り換える努力を行うところであるが、そのような行動は今まで行われてこなかった。契約上、繰上げ償還をすることが可能であるかについて、県の担当者に確認してもらったところ可能との回答を得た。低金利の時代に入り、すぐに借り換えていたならば、相当の金額の県費を節約できたのではないだろうか。今となっては、これらの金利の高い契約は、返済期日が近づいているため、借入金の借り換えに伴う諸経費を考慮すれば県費節約の効果は小さいと見込まれるが、ゼロではないため検討が望まれる。また、平成29年度までの返済予定表があるか確認したところ、作成していないといふことであった。作成しない理由については、変動要因として固定資産税金額が未確定であるためとの説明を受けたが、過去の減価額を見積ることで概算額による返済予定表の作成は可能であると考える。与えられた条件下で、そのような将来の資金負担に関する計画やスキームを事前に検討することで、現時点でとるべき有利な方策が迅速に意思決定されなければならない。

いずれにせよ、繰上げ償還するための財源の問題が解消されない限り、現実的ではないことは思われるが、期間トータルでのコスト削減の意識を常に強く持って、不動産流動化の手法を検討したり、借り換えることで売却が早期化され、歳入が確保できることもスキームとしてはありうることもある。

歳入に目を向ければ、教職員公舎の家賃は、青森県公舎条例及び青森県公舎条例施行規則に基づき決定される。仮に75m²程度の新築の公舎に入居した場合、39,225円もしくは38,100円ということになる。一般的の相場と比較した場合、立地条件にもよるが、半値以下というものが普通の感覚ではないだろうか。近隣相場等の諸条件を総合的に勘案しながら、歳入の増加を目的とした適時な改定が求められる。

【意見②】建物の投資回収期間

譲渡代金の返済が完了していない住宅の中で3件を抽出し、受領している家賃で建物の取得価額が何年で回収できるかを示したのが下表である。

| 契約年月 日 | 所属 公舎名 | 戸 数 (m ²) | 1戸当 たりの 面積 (m ²) | 1戸当た りの受領 家賃 (円) | 1戸当た りの年間家 賃収入 (千 円) | 総戸数の 年間家賃 収入 (千 円) | 建物の取 得価格 (千円) | 回収 期間 (年) |
|------------|------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------|
| HB. 3. 29 | 七戸 (単身用) 高校 | 4 | 29 | 7,410 | 88 | 355 | | |
| | 七戸高校職員公舎 (世帯用) | 4 | 75 | 25,990 | 311 | 1,247 | | |
| H11. 3. 29 | 五所川原工業高校 川原 工業 職員公舎 (単身用) | 4 | 29 | 8,010 | 96 | 384 | | |
| | 五所川原工業高校 職員公舎 (世帯用) | 4 | 75 | 32,330 | 387 | 1,551 | | |
| | | | | 1,936 | 149,985 | 77 | | |
| H15. 3. 28 | 野辺 地高 校 | 野辺地高校職員公 舍 B (単身用) | 4 | 33 | 12,500 | 150,000 | 600 | |
| | 野辺地高校職員公 舍 B (世帯用) | 4 | 78 | 411,240 | 494,880 | 1,979 | | |
| | | | | 2,579 | 142,372 | 55 | | |

注 RC : 鋼筋コンクリート造、CB : コンクリートブロック造

築年数が5年を経過するたびに家賃が安くなる方向で金額改定されるため、一定時点を基準に単純な比較はできないが、おおよその傾向はつかめるといえる。結果は、それぞれ約80年、77年、55年と極めて長期となり、およそ民間では考えられない投資回収期間となっている。

全国で最下位を争う低県民所得の本県にあり、給与以外にも公務員の福利厚生制度の充実度に対しては他県以上に羨望の眼差しが向けられている。限られた財源の中でのような多額の支出がなされていることについては、投資コストに見合った収入の確保が必要であり、また利用率の観点からは、老朽化と個人の選択がより多様化していることを踏まえ、職員公舎の今後の方針について、再考の余地があるものと考える。

なお、現在、本県では「職員公舎集約・共同利用計画」と称して廃止する公舎を使い続ける公舎を選別し、平成20年度から24年度の期間に売却を促進する取組みを開始したところである。それによると、職員公舎は全体の2,583戸（498等）のうち空戸数は約3分の1の870戸である。この事業が計画以上のスピードで目標を達成することが期待される。

18. 職員公舎解体事業

(1) 概要

古くなった職員校舎を解体して更地にした後、職員公舎敷地を売却し、その収入を財源として、その範囲内で建築年度の古い公舎及び危険度の高い公舎を解体する事業である。

平成18年度は下表の解体事業を実施した。

| ○平成18年度公舎解体事業一覧 | | | | | | (単位：千円) |
|-----------------|---------|---------|-------|-------|-----|---------|
| 学校名等 | 境界確定測量費 | 鑑定評価手数料 | 広告掲載料 | 解体工事費 | 旅費 | 合計 |
| 五所川原高校 | 210 | 164 | 135 | 0 | 0 | 509 |
| 青森西高校 | 328 | 164 | 135 | 0 | 0 | 628 |
| 大湊高校 | 0 | 42 | 0 | 0 | 0 | 42 |
| 南郷高校 | 318 | 152 | 135 | 0 | 0 | 605 |
| 板柳高校 | 0 | 152 | 135 | 1,248 | 0 | 1,853 |
| 梵珠少年自然の家 | 0 | 0 | 0 | 2,500 | 0 | 2,500 |
| 旅費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 558 | 558 |
| 合計 | 1,175 | 676 | 540 | 6,248 | 558 | 9,197 |

○売却した職員公舎敷地

| 学校名 | 敷地面積 (m ²) | 最高の地価調査価格 (1 m ² 単価、円) | 1 m ² 単価×0.8 (円) | 売却額 (千円) |
|--------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------|
| 五所川原高校 | 638 | 77,300 | 61,840 | 39,453 |
| 青森西高校 | 340.55 | 38,800 | 31,040 | 10,570 |
| 大湊高校 | 354.68 | 17,000 | 13,600 | 4,823 |
| 南郷高校 | 375.44 | 23,900 | 19,120 | 7,178 |
| 合計 | 1,708.67 | | | 62,026 |

(2) 実施した手続き
担当者に質問するとともに、関係文書等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

19. 土地改良事業負担金

(1) 概要

農業高校の土地改良事業に関する負担金である。各農業高校への平成18年度の令達額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 五所川原農林高校 | 相木農業高校 | 三木木農業高校 | 名久井農業高校 | 合計 |
|----------|--------|---------|---------|-------|
| 622 | 477 | 483 | 19 | 1,601 |

(2) 実施した手続
担当者に質問するとともに、部門別実験・実習費等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

20. 文教施設整備指導費

(1) 概要

公立文教施設整備事業に必要な調査及び指導に要する経費の支出である。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| | 246 | 246 | 100 |

支松先は青森県公立学校施設整備期成会であり、青森県の期成会の主な活動内容は以下のとおりである。

- ア. 全国公立学校施設整備期成会への出席
- イ. 公立学校施設整備事務ハンドブック配布事業
- ウ. 公立学校施設整備事務担当者研修会の開催（年2回）
- エ. 公立学校優良施設観察研修会の開催

上記のほかに、学校建設をする際の財源確保を目的にした運動、陳情活動等も行う。

本会は市町村（市町村教育委員会を含む。）及び県教委を構成員とし、事務局は教育庁学校施設課内に置かれており、事務局長は学校施設課長である。負担金は県が100千円、市町村が467千円である。

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、期成会規約、事業実績報告書等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】期成会の運営の方向性

平成19年9月に北海道・東北期成会概要等調査が行われた。それによると、予算、収入等に關しては以下のとおりであった。本県は負担が多いことがわかる。

(単位：千円)

| 都道府県 | 平成19年度予算額 | | 平成19年度収入 | | 負担額 県 |
|------|-----------|-------|----------|-----|----------|
| | 市町村 | 県 | 市町村 | 県 | |
| 北海道 | 4,942 | 3,195 | 3,195 | 0 | 0 |
| 青森県 | 1,699 | 567 | 467 | 100 | 20 |
| 岩手県 | 846 | 195 | 175 | 20 | 0 |
| 秋田県 | 460 | 161 | 161 | 0 | 0 |
| 宮城県 | 722 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山形県 | 987 | 359 | 342 | 17 | 0 |
| 福島県 | 418 | 380 | 280 | 100 | 0 |
| 新潟県 | 972 | 500 | 500 | 0 | 0 |

(注：予算額には、前年度からの繰越金が含まれている。)

また、同調査の結果、期成会の今後の運営に関する各県担当者の意見には、以下のようなことが挙げられている。

- ・県期成会については、その後削減を終えたのではないか？
- ・行政改組から県期成会を解散し、事務の簡素化率化を図る必要がある。
- ・経理等の日常業務、幹事会、理事会等の事務が煩雑である。

・繰越金の無くなる平成22年度以降は解散せざるを得ないと考えられるが、現段階では全国期成会や各都道府県の動向を踏まえ、解散を視野に入れた検討を行うこととしている。

・県町村会から平成20年度以降の負担金を納入しない申し出があり、解散を含めて今後のあり方を検討中である。

・活動内容を要望活動、研修事業に絞り、負担金を減額した上で存続する。

担当者によると、本県の場合は研修事業や情報交換等の面で有用な活動になっているとのことであった。県及び県内の市町村の財政基盤の厳しい中で、期成会活動の事務負担も含めた費用対効果について十分に検討し、全国的な動向を見守りながら、本県期成会の今後の方向性を定めていく必要があると考える。

21. 都市計画下水道事業受益者負担金

(1) 概要

都市計画下水道受益者負担金の経費を負担するものである。
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 998 | 1,740 | 2,784 | 3,387 |

(2) 実施した手続

事業の内容等について、学校施設課管材グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

2.2. 高等学校研修等負担金

(1) 概要

教員の研修会等への参加費を負担するものである。
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|--|--------|--------|--------|----------|
| | 8,114 | 6,943 | 7,145 | 8,771 |
| 往査した青森東高校では全国校長会、青森県校長会、全国教頭会、青森県教頭会、全国事務長会、青森県事務長会、全国事務職員会、青森県事務職員会、青森県音楽部会、青森県理科部会などがそれぞれ開催している年1回の研修（一部東北大会もある）に参加していた。 | | | | |
| 金額 | | | | |
| 平成19年3月31日残高金額 | 281 | 169 | 79 | 170 |
| | 51 | 85 | 6 | |

(2) 実施した手続

事業内容等について、学校施設課管財グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.3. 高等学校協議会等負担金

(1) 概要

高等学校の協議会等への参加に係る費用を負担するものである。
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 8,293 | 7,765 | 7,501 | 7,861 |

(2) 実施した手続

事業の内容等について、学校施設課管財グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.4. 切手の受払、残高について（下北教育事務所）

(1) 概要

郵便切手の購入予算については、学校施設課の事務局費で予算合達が行われている。令達された教育事務所では、郵便切手の受払いについて金額別に受払簿を作成しており、払出しについては使用事由を摘要に記入している。

(2) 受払状況

下北教育事務所の平成18年度の切手受払数量と残高金額は下表のとおりであった。

(単位：枚)

| 種類 | 270円 | 200円 | 140円 | 120円 | 90円 | 80円 | 10円 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 18年4月1日現在 | 428 | 410 | 320 | 520 | 265 | 344 | 166 |
| 年間購入枚数（管理替え含む） | 1,630 | 1,280 | 1,000 | 2,450 | 820 | 1,980 | 870 |
| 年間使用枚数 | 1,014 | 841 | 751 | 1,553 | 509 | 1,260 | 372 |
| 19年3月31日現在 | 1,044 | 849 | 569 | 1,417 | 576 | 1,064 | 664 |
| 金額 | | | | | | | |
| 平成19年3月31日残高金額 | 281 | 169 | 79 | 170 | 51 | 85 | 6 |

(3) 実施した手続

切手受払簿を閲覧し、担当者に質問した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】切手の管理替えについて

上表からわかるように、平成18年度末の切手在庫が前年度末と比較して激増しており、それは年間使用枚数をも上回るほどである。金額ベースでは844千円である。この原因は、下北教育事務所が合達予算で2月8日に265千円分の切手を購入した直後に、学校施設課から切手現物の管理換えを365千円分受けたためである。管理換えの理由は文書発送とされ、これとは別に11月30日にも384千円の管理換えも受けている。この切手の管理換えは、一般的には教育事務所の予算不足によって、運営に支障が生じると判断される場合に、学校施設課が切手の分配を行なうものとの説明があった。学校施設課から提出を受けた下北教育事務所の合達予算執行見込額調には、今後の使用見込枚数に対する不足枚数が記載され、それを受けた管理換えであることは確かであるが、結果的に、この管理換えの必要性を窺い知るような事実は認められず、このような過大な切手在庫の存在については、教育事務所側の予算の適正な執行の観点から疑問の残るところである。また、切手の管理換え事務については、限られた予算を有効かつ効率的に事業等に振り向ける観点や公所別の支出実績把握の観点からは、要求された目的に実際に使われていることについて、学校施設課のチェックが必要だと考える。

IV 義務教育課

監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 番号 | 事業名称 | 該当頁 | 種別 | 重点事業 | 予算額 | 実績額 | (単位：千円) | | | |
|----|------------------------|-----|----|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 1 | すぐすく子育て支援費補助 | 83 | 補助 | — | 35,009 | 31,501 | | | | |
| 2 | 教職員定数 | 84 | 直営 | ☆ | — | — | | | | |
| 3 | あおもりっ子育みプラ×21事業 | 84 | 直営 | ☆ | 738,972 | 738,972 | | | | |
| 4 | わくわくスクール支援調査研究事業 | 86 | 直営 | ☆ | 67,712 | 67,581 | | | | |
| 5 | 青森県中学校文化運営支援事業 | 87 | 補助 | — | 2,680 | 2,224 | | | | |
| 6 | 学習状況調査 | 90 | 直営 | ☆ | 7,470 | 7,280 | | | | |
| 7 | 学習サポート推進事業 | 93 | 直営 | ☆ | 2,860 | 2,799 | | | | |
| 8 | 小・中学校連携教育推進事業 | 95 | 直営 | ☆ | 7,154 | 6,994 | | | | |
| 9 | エネルギーに関する教育支援事業費補助 | 97 | 補助 | — | 25,000 | 16,823 | | | | |
| 10 | キャリア教育促進事業 | 97 | 委託 | ☆ | 7,140 | 6,632 | | | | |
| 11 | 学校評価ガイドラインに基づく評価実践研究 | 98 | 委託 | — | 13,989 | 5,168 | | | | |
| 12 | 生徒指導総合連携推進事業 | 99 | 委託 | — | 800 | 800 | | | | |
| 13 | スクールカウンセラー配置事業 | 100 | 直営 | — | 62,016 | 61,454 | | | | |
| 14 | ハートケアアドバイザー配置事業 | 101 | 直営 | — | 3,529 | 3,991 | | | | |
| 15 | スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業 | 102 | 直営 | — | 11,009 | 11,691 | | | | |
| 16 | 子どもと親の相談員活用調査研究事業 | 104 | 委託 | — | 7,104 | 6,750 | | | | |
| 17 | 生徒指導協力員配置事業 | 105 | 委託 | — | 1,400 | 1,750 | | | | |
| 18 | 生徒指導必携（改訂版）の作成 | 106 | 直営 | — | 1,013 | 793 | | | | |
| 19 | 24時間電話相談事業 | 107 | 直営 | — | 3,393 | 3,350 | | | | |
| 20 | 豊かな体験活動推進事業 | 109 | 委託 | — | 8,619 | 8,700 | | | | |
| 21 | 教員海外派遣事業 | 109 | 直営 | — | 8,301 | 7,751 | | | | |
| 22 | 小学校教育課程地区研究集会事業 | 111 | 直営 | — | 800 | 736 | | | | |
| 23 | 中学校教育課程地区研究集会事業 | 113 | 直営 | — | 800 | 712 | | | | |
| 24 | 中堅教職員指導実践力向上研修事業 | 117 | 直営 | ☆ | 6,027 | 4,350 | | | | |
| 25 | 初任者研修事業 | 119 | 直営 | ☆ | 18,565 | 14,387 | | | | |
| 26 | 特殊教育内地留学事業 | 121 | 直営 | — | 5,125 | 5,125 | | | | |
| 27 | 教員内地留学事業 | 123 | 直営 | — | 2,107 | 2,107 | | | | |

直営：直営事業、補助：補助事業、委託：委託事業を示している。

☆印は県の重点推進事業（わくわくくん）を意味している。

| | | | | |
|----|---------------------|-----|----|---------|
| 28 | 指導主事・学校訪問に関する経費 | 124 | 直営 | 下北教育事務所 |
| 29 | 旅費の執行について | 125 | 直営 | 三八教育事務所 |
| 30 | 義務教育課開運事業に係る需用費について | 126 | 直営 | 三八教育事務所 |

上記3つは教育庁で監査対象とした事業ではないが、令達先監査で対象とした事業（支出）である。

1. すぐすく子育て支援費補助

(1) 概要

出生率の向上、親が安心して子どもを産み育てる環境づくり及び幼稚園への就園を促進するため、第3子以降の子どもに係る幼稚園保育料減免事業を実施する市町村に対し、その一部を助成するものであり、「すぐすく子育て支援費補助金」と呼ばれている。本事業の過去3年間の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|---------|--------|--------|
| | 106,826 | 68,406 | 31,501 |

本事業の実施により保護者の養育費の負担は軽減されたが、幼稚園就園率及び幼稚園児数の減少により親が子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりが推進されたことは言い難い状況にあるとの理由から、段階的に補助率下げてきた経過措置期間が終了したことで、平成9年度から行われてきた本事業は平成18年度をもって終了した。

(2) 実施した手続

事業内容等について、義務教育課の担当者に質問した。

交付要綱を入手し、関連書類を閲覧して、事務手続が交付要綱に準拠して行われているかどうかについて確認した。また、文教公安委員会議事録を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の方を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助実績と事業の廃止について

本事業の廃止の背景に関して平成16年11月19日の文教公安委員会議事録からは、少子化対策としての効果は見込まれないとの判断が低所得者層に対する経済的支援の必要性の判断に優先したものと読み取れる。平成18年度の補助実績をみると、補助金交付先市町村数は31、補助件数1,531件のうち生活保護世帯及び市町村民税均等割のみの世帯は221件と相当数にのぼっている。段階的に補助率を引き下げて緩和策を講じてきたが、高等学校の授業料减免事業と比較すると、かなりドライに事業を廃止した感がある。このようにかなりの対象者が依然としてある現実からは、低所得者家庭の経済的救済と幼児教育機会の提供は必要であるとも考えられる。実際、本県の幼稚園就園率は平成17年度で34.3%と、全国平均の57.7%を大幅に下回っている。事業の選択と集中の観点から決定された廢止であれば、事業終了後も目的が達成できなかつたことへの反省を怠ることなく、それを教訓にして、手法の多様化や対象の重点化の視点を加えて、市民の要望に応えて事業を継続している市町村に対するサポートをすることも県の役割だと考える。

2. 教職員定数

(1) 概要

学校数や児童生徒数に応じて、校種別毎、教職員の職種別毎に算出される人数を標準として教職員定数は決定されている。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」第6条等によれば、小・中学校の教職員の定数は学級数をもとに算定され、学級数の編制基準も同法律第3条に定められている。同法律の改正がない限り、定員は計算上自動的に決まり県が関与する余地はない。県は各学校からの報告を受けて集計・とりまとめをした上で国に報告している。計算上の定数と実際の教職員数が異なった場合は臨時職員の採用等で調整をしている。

(2) 実施した手続

事業内容等について、義務教育課の担当者に質問した。
各学校からの報告書類及び県から国への報告書類を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3. あおもりっ子育みプラン21事業 (☆)

(1) 概要

①目的
小中学校の1学級の児童生徒数は、国の設置基準により「40人以下」とされている。本県では、子どもたち一人一人を大切に一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、学級編制の彈力化を行へ、平成14年から少人数学級編制等を実施している。小学校においては、基本的な生活習慣・人間関係や社会生活のルールを身につけさせ、生涯にわたって学ぶ基礎を培うため、小学校1・2年生⁷を対象に実施し、また、中学校においては、学級担任制から教科担任制への移行など学習環境が大きく変化し、不登校などの生徒指導上の課題もあることから中学校1年生を対象に実施している。平成18年度については小中学校とも33人学級を基準に学級編制を行つた。

②事業の実施状況

(少人数学級編制)

| 区分 | 臨時講師 | 非常勤講師 | 計 |
|---------------|-------|-------|------|
| 小学校 | 81名 | 33名 | 114名 |
| 中学校 | 61名 | — | 61名 |
| 計 | 142名 | 33名 | 175名 |
| <hr/> | | | |
| (複式学級) | | | |
| 区分 | 非常勤講師 | | |
| 小学校 | 16名 | | |

③事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績及び次年度予算是以下のとおりである。
(単位:千円)

| 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|---------|---------|----------|
| 事業費実績 | 762,685 | 738,972 | 649,851 |

④施策評価の概要

県の施策評価調査によれば、臨時講師1人あたりの経費は年間約3,938千円、非常勤講師1人当たりの経費は年間約2,000千円であり、経費に見合った成果が上がっているため、継続することは妥当と判断している。

(2) 実施した手続

実施要項、臨時講師等数実績資料、経費積算根拠資料を閲覧し、担当者に質問を行つた。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】退職手当の計上区分について

本事業費は、ほぼ全額が臨時講師・非常勤講師にかかる人件費である。人件費には、本給のほか、各種手当や共済費を含んだ数値を含んで事業費に計上されている。しかし、本事業に係る講師等の退職手当については、予算上も決算上も教育費の(目) 小学校費・中学校費の中の退職手当に含まれて集計されており、本事業の経費としては集計がされていない。先述した県の施策評価の概要書にも、「小・中学校に配置した臨時講師及び非常勤講師の経費の決算は、本事業以外の人件費も含めた職員費として決算しており、本事業単独の決算額を算出できないため、当初予算額を記載しています。」と記載されている。事業に要するコスト全般を適切に把握し、有効な施策事業評価に資する観点から、本事業に係る講師等の退職手当も、予算上・決算上とも本事業に含めることを検討したほうが望ましいと考える。なお、本事業の講師として平成18年度に退職手当が支給された者について、集計した結果は以下のとおりであり、総事業費に占める比率はとても高いことがわかる。

(単位:千円)

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|------------|---------|---------|---------|
| 事業費 A | 462,301 | 216,671 | 788,972 |
| 退職手当 B※ | 14,427 | 9,273 | 23,700 |
| 計 | 476,728 | 285,944 | 762,685 |
| 比率 (B ÷ A) | 3.12% | 3.35% | 3.20% |

※本事業は単年度の事業であるため9割程度の者が1年以内の退職であるが、1割程度については複数年の勤務に対する退職金を一括して支給されている(産休代替教員が代替期間終了後に引き続き本事業の臨時教員になった場合等が該当する)。

また、複数年勤務への支給額の12ヶ月相当を計算した場合、次のようになる。

⁷ 小学校1年生学級において、子どもたちが勝手な行動をとることで学級が機能しなくなることを「小1プロブレム」という。この問題を解決するための施策の1つが少人数学級編制による加配である。

| (単位：千円) | | | |
|------------|--------|-------|--------|
| 退職手当支給額 | 小学校 | 中学校 | 計 |
| 複数年者調整額 | 14,427 | 9,273 | 23,700 |
| 差引B' | 4,177 | 1,618 | 5,796 |
| 比率(B' ÷ A) | 10.24% | 7.654 | 17.904 |
| | 2.21% | 2.76% | 2.42% |

4. わくわくスクール支援調査研究事業(☆)

(1) 概要

①目的

小・中学校の普通学級に在籍する多動傾向や要介助など、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援事業を、市町村が主体的に実施できるよう、平成17・18年度の2年間⁸で調査研究を行い、その間、県がスクールサポーターを配置して、児童生徒への支援を行うものである。

②事業の実施状況

| (配置人員) | | |
|--------|--------|--------|
| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 小学校 | 99名 | 65名 |
| 中学校 | 16名 | 12名 |
| 計 | 115名 | 77名 |

このうち、三八教育事務所においては、多動傾向や要介助など特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援事業として、管内の13学校(小学校11校、中学校2校)にスクールサポーターを配置した。各学校から要望書を提出させ、児童生徒の程度に応じて配置の要否を判断して決定している。

③事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| (事業費実績) | | |
|---------|---------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 事業費実績 | 101,110 | 67,581 |

このうち、往査した令達先(三八教育事務所、下北教育事務所)の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 三八教育事務所 | 下北教育事務所 | 支出内容 |
|-----|---------|---------|------|
| 報酬 | 11,375 | 6,998 | 人件費 |
| 共済費 | 51 | 31 | |
| 合計 | 11,426 | 7,029 | |

- ④施策評価の概要
普通学級に在籍する多動傾向や要介助の児童生徒を含めた学級全体の教育活動の充実と確かな学力の向上につながっている。サポーターとなる人材確保や経費面での課題があるとされている。

(2) 実施した手続

- ①教育庁
実施要項、スクールサポーター配置資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

- ②令達先(三八教育事務所、下北教育事務所)
・実施要綱入手した。
・報酬の支出について確認を行い、扶養控除等申告書を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

- 【指摘①】設置要項への準拠性について(下北教育事務所)
スクールサポーター設置要項には次のように規定がある。

- (任用)
第4 サポーターは、地方公務員法第16条各号に該当しない者のうちから1年を超えない期間を任期として任用する。

監査の結果、下北教育事務所管内では、5名が平成17,18年度と2年続けて任用されていた。下北地域はスクールサポーターとなる人材が少なく、2年続けての任用になってしまったという担当者の説明であったが、設置要項に反していると思われる。要項は遵守しなければならない。

5. 青森県中学校文化連盟支援事業

(1) 概要

①目的

県内の中学校における文化活動を支援し、文化活動の健全な振興・発展に資することを目的とし、青森県中学校文化連盟(以下、「中文連」という。)が行う事業に係る活動経費の負担等を行うものである。中文連の事務局は青森市新城中学校に置かれており、校長が中文連の会長をつとめ、預金も管理している。

②事業の実施状況

第5回青森県中学校総合文化祭開催経費の負担金を出し、また、県中学校総合文化祭の開催経費及び全国中学校文化連盟総合文化発表会、中文連の運営経費について、中文連に対して青森県中学校文化振興事業補助金の交付を行った。

③事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

⁸県事業としては平成18年度で終了したが、たとえば八戸市においては、平成19年度から市の単独事業として「特別支援アシスト事業」を立ち上げた。市議会の議事録によれば、大きな成果、配置校からの高い評価がある一方で、配置希望校の数が多く、勤務時間の延長を求める声も多く寄せられるなど、学校の要望に十分対応できていないことが課題となっている。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 2,200 | 2,224 | 2,620 |

(単位：千円)

(2) 実施した手続
以下の資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

| |
|--|
| 中文連の設立趣意書、収支計算書、中学校総合文化祭開催に係る負担金交付要項、実績報告書、契約書、中文連の運営等に係る補助金交付要綱、実績報告書、出納簿、領收書のコピー |
|--|

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】実績報告書の受領時期について

負担金を交付した第5回青森県中学校総合文化祭については、契約書を締結し、第6条において、「事業完了の日から起算して30日を経過した日または平成19年4月10日のいすれか早い期日」までに実績報告書の提出を求めていた。本事業に関し、時系列で整理する」と次のとおりである。

- 総合文化祭の開催日 平成18年11月10日～11日
- 文化祭に係る経費等最終支払日 平成19年1月11日
- 実績報告書提出日 平成19年3月20日

文化祭の経費等の支払いが完了し、事業費が確定したのが平成19年1月11日であることを考えると、実績報告書提出日は期限を過ぎていることとなる。なお、本件に関して中文連に確認を求めたところ、中文連の総会が3月であり、そこで実績報告の承認を得たため、その日が事業の完了日として期限内に報告を行ったという認識であった。

本来であれば、最終の支払が完了した後に30日以内に負担金を交付された中文連側が決裁を行い、実績報告を行うべきであるが、「事業完了」の定義が明確ではないため、中文連側の裁量で報告時期を決めることが可能な状態になっている。

したがって、「事業完了」の定義を明確にし、事業費が確定して30日以内に報告を行うよう、中文連に求めるべきである。

【意見①】負担金の金額及び契約内容について
第5回青森県中学校総合文化祭は、支出予算総額が4百万円であり、その半額相当を負担する趣旨で2百万円を県から交付している。しかし、中学校文化祭に係る収支決算は次のとおりであり、決算額が予算額を大幅に下回っている。

(中学校文化祭事業の収支決算書)

(単位：千円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 |
|------------|-------|-------|
| 収入の部 | | |
| 学校負担金 | 1,500 | 877 |
| 県教職員互明会補助金 | 500 | 500 |
| 県負担金 | 2,000 | 2,000 |
| 雑収入 | 0 | 0 |
| 合計 | 4,000 | 3,377 |
| 支出の部 | | |
| 需用費他 | 4,000 | 3,377 |
| 収支差額 | 0 | 0 |

また、中文連が收受した学校負担金(生徒一人当たり50円を各中学校より收受したもの)の総合文化祭事業への充当額が大幅に減少しており、中文連の文化振興事業費の収支計算書(以下を参照)上は、50万円もの次年度への繰越金が生じている。

(文化振興事業収支決算書)

(単位：千円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 |
|--------|-----|-------|
| 収入の部 | | |
| 学校負担金 | 735 | 1,369 |
| 県補助金 | 224 | 224 |
| 雑収入 | 0 | 0 |
| 収入の部合計 | 959 | 1,594 |
| 支出の部合計 | 959 | 1,094 |
| 収支差額 | 0 | 500 |

(注)中文連の作成した収支決算書は収支差額0であるが、支出の部に次期繰越金を織り込ませた不当な収支決算書である。

当該繰越金については、精算するという契約内容になっておらず、また、契約上も2百万円の定額負担の規定となっている。したがって、半額程度の負担という趣旨を適切に反映させるためには、契約上も上限額を明記した上で負担割合を記載する方式に改めるとともに、概算払いした負担金に残余が生じた場合はその分を精算させることができる仕組みを採用すべきである。また、このような余剰金の発生に関しては、中文連の作成した収支差額0の収支決算書は事實を表していないものであることに起因するものであり、本来は県の検査確認事務において発見されるべきものである。

6. 学習状況調査 (☆)

(1) 概要

①調査の趣旨
県内小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の実現状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう、県全体の結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資する。

(2) 調査の内容等

教科の調査問題については、学習指導要領に基づき、教科の基礎的・基本的内容とした。また、各教科の調査問題の出題範囲は、小学校は第4学年の内容及び第5学年の1学期の内容、中学校は第1学年の内容及び第2学年の1学期の内容である。

(3) 調査対象学年及び教科

ア 小学校第5学年「国語」、「社会」、「算数」、「理科」
イ 中学校第2学年「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語」

(4) 調査実施学校数及び児童生徒数

ア 小学校 368校 第5学年児童 13,668人
イ 中学校 173校 第2学年生徒 13,863人

(5) 調査実施日

県下一斉実施日を平成18年8月30日に定めて実施した。

※ 用語の説明

「設定通過率」

本県児童生徒の学習状況の実態をより具体的に把握するために、教科ごと・問題ごとに示した目標となる通過率である。各問題の通過率が設定通過率の上下5%の幅に収まっていたら、設定通過率と「同程度」と考えることとする。またこの幅を超えていれば、設定通過率を「上回る」と考え、この幅に達していないければ、設定通過率を「下回る」と考えることとする。各教科の全体、内容・領域別や評価の観点別についても同様に考える。

「教科全体の通過率」

教科の全小問の総正答数÷教科の全小問の総解答数

「教育事務所管内・地区別通過率」

各教育事務所管内・地区的教科の全小問の総正答数÷各教育事務所管内・地区的教科の全小問の総解答数

(2) 事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 7,404 | 7,280 | 7,263 |

このうち、往査した令達先（三）教育事務所、下北教育事務所）の事業費実績は以下のとおりである。

| (単位:千円) | | | | | |
|---------|---------|---------|------|-----|--------------|
| 節 | 三八教育事務所 | 下北教育事務所 | 支出内容 | 250 | 299 トナー、文房具代 |

(3) 実施した手続

①教育庁
以下の資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

| 平成18年度学習状況調査実施要綱、実施報告書、平成18年度当初予算事業別説明書、平成18年度義務教育課関係令達事業所要額額、印刷費に係る見積書、請求書等 | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| ②令達先 実施要綱を入手した。また、支出内容について、支出負担行為兼支出命令票と契合した。 | | | | | |

③令達先

実施要綱を入手した。また、支出内容について、支出負担行為兼支出命令票と契合した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の方を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】印刷経費の予算積算単価の見直し

学力調査の問題用紙等の印刷について、予算積算上の単価は43円となっているが、実績は13円強での契約になつておらず、5,526千円の予算に対し、2,037千円の実績になつている。当該印刷費の年度別推移は下表のとおりであり、予算積算上の単価に見直しの余地があるものと思われ、それにより実態に合った事業予算になると思われる。なお、予算と実績の差額は需用費として義務教育課及び各教育事務所にて執行されている。

(小)中学校へ配布する問題用紙・解答用紙の印刷経費の3年間推移表)

| | 平成16年度 | | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 総額(千円) | 単価(円) | 総額(千円) | 単価(円) | 総額(千円) | 単価(円) |
| 予算 | 6,210 | 46.00 | 5,870 | 43.00 | 5,526 | 43.00 |
| 実績 | 1,025 | 6.46 | 2,194 | 11.32 | 2,037 | 13.25 |
| 差額 | 5,185 | 39.54 | 3,676 | 31.68 | 3,489 | 29.75 |

※ 平成17年度より印刷に加えて図版の加工を含めて発注している。生徒数の減少により、発注部数は減少している。

【意見②】下北地域での事業実施の必要性について（下北教育事務所）
下表は、平成18年度教育事務所管内別通過率の一覧である。

平成18年度教育事務所管内別通過率一覧表

| 【小学校】 | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 教科 | 東北 | 西北 | 中南 | 上北 | 下北 | 三八 |
| 国語 | 75.3 | 74.3 | 76.2 | 74.3 | 72.2 | 73.0 |
| 社会 | 73.4 | 74.0 | 73.0 | 72.5 | 68.7 | 70.7 |
| 算数 | 73.6 | 73.7 | 75.1 | 73.4 | 70.2 | 72.5 |
| 理科 | 74.1 | 73.6 | 74.1 | 73.8 | 70.6 | 75.1 |
| 4教科全体 | 74.1 | 73.9 | 74.6 | 73.5 | 70.4 | 72.8 |
| 【中学校】 | | | | | | |
| 教科 | 東北 | 西北 | 中南 | 上北 | 下北 | 三八 |
| 国語 | 56.4 | 54.9 | 54.0 | 53.8 | 50.7 | 56.9 |
| 社会 | 55.5 | 50.3 | 52.5 | 50.8 | 46.5 | 56.2 |
| 数学 | 64.9 | 59.5 | 59.9 | 57.4 | 51.2 | 64.9 |
| 理科 | 65.4 | 59.0 | 63.1 | 58.6 | 56.4 | 66.9 |
| 英語 | 65.4 | 60.7 | 62.9 | 60.5 | 57.5 | 65.9 |
| 5教科全体 | 61.2 | 56.6 | 58.3 | 56.0 | 52.3 | 61.9 |

下北地域の地理的、歴史的要因、風土等の影響により、児童生徒の学習状況すなわち教育環境が他地域と比較して不利なことについては、しばしば耳にすることである。残念ながらこのことは、このデータが実証的に示している。このデータは科目別ではないが、むつ市教育委員会のホームページでも閲覧可能であり、むつ市とその他の下北地域に分けたデータも提供されている。特に顕著な差は、中学校の数学を見て取れる。例えば、中学校の算数においては3%程度の差であるが、中学になると県の平均と比べ10%、最も高い地域と比較すると13.7%の差がある。中学生になりこれほど差が聞くということは、潜在能力の差というよりも、根本原因として、中学校での学習不足による差があると思われる。⁹ 県としてはこのような結果から、学習サポーター推進事業を他地域に先駆け、下北地域で開始したところであるという。一般県民に開示はされていないが、県が把握している学校別のデータにより市町村教育委員会、個別的小中学校と連携し、下北地域全体の児童生徒の学力向上という目的に対して、重点的な人的物的な資源の集中と施策の推進が望まれる。

7. 学習サポート推進事業（☆）

（1）概要

① 課題及び目的

本事業は、「確かに学力¹⁰」の育成の一環として、児童生徒の学習意欲の喚起と学習習慣の育成を目的に、放課後等に教科の補充指導や学習方法等の支援・助言を行う学習サポートの活用に係る調査研究を行い、本事業を各市町村が単独で実施できるようにするため当該調査研究結果の情報提供を行うものである。

② 事業実施期間

平成18年度から平成19年度までの2年間とする。ただし、事業の実施は会計年度ごとにする。

③ 調査研究の委嘱

本事業の実施を希望する市町村教育委員会（以下、「市町村教委」という。）は、実施計画書を作成し、下北教育事務所（以下、「下北教事」という。）を通じて、所定の期日までに義務教育課長に提出する。県教委は、その内容が適当と認められる市町村教委について、調査研究の実施を委嘱する。

④ 事業の実施方法

ア 研究推進協力校の指定

平成18年度は、むつ市教育委員会に調査研究の実施を委嘱し、むつ市内の小学校4校、中学校2校を調査推進協力校として指定し、調査研究を実施した。

イ 研究推進体制の整備

義務教育課は、本事業の実施を円滑に行う観点から、市町村教委、研究推進協力校への事業説明会と情報交換会、全市町村教委を対象とした事業報告会を行う。

ウ 学習サポーターの委嘱

学習サポーターの派遣人数は小学校については1校につき2名程度、中学校については1校につき3名程度とする。学習サポーターの指導時間は1日2時間程度で、年間70日以内とする。

エ 研究推進協力校及び関係市町村教委の研究内容

放課後や長期休業中の教科の補充指導の在り方、学習サポーターの活用や意欲や適性のある教員志願者等を学校教育において活用するための仕組みの構築について研究する。

⑤ 報告書等の提出

研究推進協力校は、平成18年度末までに中間報告書を作成し、本事業終了後速やかに事業実施報告書を市町村教委、下北教事、義務教育課に提出する。

⑥ 事業費の実績

本事業の平成18年度事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

⁹ 中学校に進学する段階で、学習内容の高度化や教科担任制になることから心理的な負担が増すことを中一ギャップ（中一プロブレム）という。むつ市でも中学校段階での激しい学業成績低下と不登校生徒の増加が課題とされている（むつ市ホームページより要約）。

¹⁰ 平成15年12月の学習指導要領の改正は、「ひとり教育」路線から「確かに学力」路線への転換と考えられているようである。

| | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 事業費実績 | 2,799 | 2,756 |

(2) 実施した手続

下北教事に往查して、実施要項、学習サポートー勤務実績表、関連する証拠書類等を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】実施要項への準拠性について（下北教育事務所）

実施要項には指導時間・日数について、年間70日以内とする旨の規定がある。学校別の報酬実績が記載されている書類を查阅したところ、3つの事例について70日を超えているものが発見された。これについて担当者に質問したところ、「70日を超えることについて教育庁義務教育課に確認したところ、報酬の総額が予算の枠内であれば、個別のサポートーについて70日を超えてよい」という回答があつたため、70日を超えたものであるとのことであった。事業実施主体としては、施策を立案した担当課の承認を得たことで支出可能な判断がなされたものと推測される。これは政策立案側の実施要項に対する準拠性に関する考え方方が甘いことに起因するものであり、事業実施上の統制や画一性を規定する実施要項の条項を、弾力的に運用することは極力行うべきではないと考える。

【意見①】事業の実施結果と方向性について（下北教育事務所）

①学習状況調査結果と中学校への重点派遣

そもそも本事業は、このような事業を各市町村が単独で実施できるようにするために当該調査研究結果の情報提供を行うものである。その意味で、調査研究対象として下北管内を選択することは、学習状況調査結果で県の平均に比べ低い下北地域の学校がどこまで差を縮めることが出来るか等について、結果が明瞭になりやすいため、合理的な選択である。加えて、下北教事管内において小学校4校、中学校2校が指定されているところであるが、小学校に関しては全体的に差が小さいが、中学校は差が大きくなっているという先の学習状況調査の結果を踏まえるならば、学習サポートーを派遣する先を決定する際には、中学校に重点をおいた方が、より効果的な事業になることが期待される。監査人が各学校から提出された報告書を見たところ、児童、生徒の学習に関する理解が深まった旨のアンケート結果が多く、学習サポートー制度は、非常に効果のあることがわかる。すべての小・中学校に導入できれば望ましいが、県財政の厳しさ故にそれは困難であろう。このことからも、限られた予算の中では優先して中学校に派遣することが、県全体の教育レベル向上につながると思われる。

(単位：千円)

②学習状況調査結果を利用した効果の測定

本事業により、2年間継続で合計6校が学習サポートーの派遣を受けることが出来る。2年の終了時において、学習状況調査の結果がどのように変化したか等の成果を実証分析し、場合によっては、PTA等にも成果を公表し、地域、学校全体で制度の理解を進めるとともに、本県全体の学力向上に向けた施策の有効性を評価することが望ましい。

- ③調査研究実施報告書の様式
実施報告書の雰形は下記のとおりになっている。

・学習サポートーの配置学年・学級、配置人数、指導日、指導教科等

| 学年 | 学級 | 配置人数 | 指導日 | 指導教科 | 備考 |
|----|----|------|-----|------|----|
|----|----|------|-----|------|----|

各学校から提出された実施報告書を查阅したところ、上記の項目の記入方法について統一性が見受けられなかった。具体的には、詳細に報告する学校は、1年を通じサポートーが活動したすべての日と時間、科目を記載し数十行にわたり記載しているのに対して、「指導日 月水金 国語・算数」というような簡素な記載で1行でしか報告してこない学校もある。原因は、雑形が横軸の求めのみ記載し、縦軸の報告（当事例で言えば学年や指導日について個別に1件別に報告すべきか否かについて）について特に規定されていないためである。概して、県が作成する実績報告書の雰形は、横の用件は規定するが、縦の報告の区分について規定されていないことが多い。結果として、報告主体により、詳細な場合とそうでないことがあるが、県は横の項目さえ記載されれば、問題とせず受領している例が散見される。当事例もまさにその例である。数十行にわたり、すべての実施日を報告する学校と1行で終わる学校では、報告の濃淡が全く異なる。実施要項を作成する際には、雑形等にも注意書きをするなどして、県の求める報告書のレベルを明示し、報告者に誤解を生じさせないよう工夫が必要だと考える。

8. 小・中学校連携教育推進事業 (☆)

(1) 概要

①目的
小・中学校における接続を円滑にするため、教材開発・指導方法の工夫や改善、系統立てた生徒指導や地域を知る体験活動などについて、小・中学校間の有効な交流・連携のあり方による調査研究を行い、「確かな学力」や「豊かな心」をはぐくむ教育活動の推進を図るものである。

②事業の実施状況

以下の教育委員会に調査研究の実施を委託し、各教育委員会が同一区内の小・中学校3~4校を研究指定校に選定し、調査研究を実施した。
平内町、五所川原市、黒石市、野辺地町、むつ市、階上町

¹¹ むつ市ホームページ「むつ市教育プラン」によると、むつ市は県内初の小中一貫教育を平成21年度から導入することを目指している。

③事業費の実績

本事業の平成18年度事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| | 6,994 | 7,000 |

(2) 実施した手続

以下の資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

| |
|---|
| 実施要項、実績報告書、各研究指定校の本事業に係る予算・決算書、出納簿、領収書の写し |
|---|

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】委託料の執行内容の確認について

実施要項上、各研究調査校から各市町村教委を経由して、收支精算書に係る帳簿の写し及び支出に係る証拠書類の写しを義務教育課宛に提出することとされている。これを受け、義務教育課内で帳簿と支出内容の契合や内容確認を実施している。しかし、提出された証拠書類について、「品代」としか記載されていない領収書のコピーのみの提出を受け、確認をしている例があった（田名部中学校分）。事業に関連して執行されていることを確認する趣旨から、このような場合には納品書や請求内訳などの明細を添付して提出するよう、委託先に指示し、適切な内容確認を実施すべきである。

【意見①】角印の購入について

五所川原市教育委員会からの委託料使用内訳を通查したところ、角印（4,000円）が5校すべてに計上されていた。これは、五所川原市から各校へ委託を行う際に、小中連携教育推進事業事務局と市教委の契約書を交わし、代表者（五所川原第四中学校長）の校長印や個人印ではなく「小中連携教育推進事業事務局代表之印」を作成して押印したものである。角印は5本あるのではなく、1本2万円のものを5校で負担したため、4,000円×5校分が各校の帳簿に計上されていた。委託費の有効な使用という観点からは、特に法律上の制約があるなどの事情がない限り、このように形式的な部分に使用するのではなく、実際の事業に活用すべきであり、またそのように委託先に指導すべきであると思われる。なお、角印は黒石市でも購入されていた（2,800円×5本）。

9. エネルギーに関する教育支援事業費補助

(1) 概要

①目的
児童生徒がエネルギーに関する理解を深め、自ら判断する力を身につけることをねらいとした体験的な学習を推進するための市町村が行う教育活動等に要する経費に対し助成する国庫負担事業である。本県には原子力関連施設が数多く設置され、県土の一部が環境・エネルギー産業創造特区の認定を受けていることからも、エネルギーに関する県民の意識が高い特徴がある。

(2) 事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| | 14,475 | 16,823 | 24,987 |

平成18年度は、エネルギーに関する教育の実施を希望する以下の市町村に補助金を交付した。

| 市町村名 | 弘前市 | 八戸市 | 黒石市 | おいらせ町 | 六ヶ所村 | 合計 |
|------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 補助実績 | 7,651 | 982 | 1,686 | 2,969 | 3,535 | 16,823 |

(2) 実施した手続

交付金交付規則、事業実施計画、事業実績報告、関連する証拠書類等を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

10. キャリア教育促進事業（☆）

(1) 概要

①目的
勤労生産、職場・職業・就業に関わる体験を取り入れた教育活動を通して、児童生徒が自己的個性を理解し、望ましい勤労觀・職業觀を身に付け、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるためのキャリア教育に係る調査研究を市町村教育委員会に委託し、その成果を県内小・中学校に周知することにより、キャリア教育の促進・普及を図るものである。

②事業の実施状況

青森市、つがる市、大鰐町、横浜町、むつ市、大間町、八戸市の7教育委員会に委託を行い、報告集を作成し、各小中学校に配布した。

③事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。本事業は平成18年度で廃止された。

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|
| 事業費実績 | 7,074 | 6,632 |

(単位：千円)

(2) 実施した手続

実施要項、請求書、実績報告書等を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.1. 学校評価ガイドラインに基づく評価実験研究

(1) 概要

本事業は、文部科学省が発行した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日)の内容等を踏まえ、各学校において行われる教育活動その他の学校運営について評価し、その結果に応じて必要な支援を行うことにより各学校・地域における一定水準の教育の質を保証する学校評価システムによる調査研究を市町村教委に委託し、その成果を県内小・中学校に周知することにより、学校評価システム構築の推進を図るものである。

(2) 事業の実施状況

青森市を学校評価システム構築推進地域に選定し、同地域内の小学校5校、中学校1校を評価協力校に決定して事業を実施した。

(3) 事業費の実績

本事業の過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | — | 5,168 | 8,030 |

(単位：千円)

(2) 実施した手続

委託要項、各小中学校及び青森市教育委員会からの経費見込内訳書、支出済額内訳書、領収書等証拠書類のコピー、差引簿を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.2. 生徒指導総合連携推進事業

(1) 概要

いじめや暴力行為、少年非行等に適切に対応するため、学校、家庭、地域住民や関係団体が一体となって、各地域が抱える生徒指導上の諸問題に係る調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取り組みを行うことを目的とする。

(2) 事業内容等

本事業は、国庫負担金を財源とし、国立教育政策研究所から委託を受けた事業であるが、事業の実施は、市町村等を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し、その地域の生徒指導総合連携推進委員会に委託して行われる。原則として委託予定期間は2年であり、平成18年度から平成19年度は三沢市教育委員会に委託されている。

事業は生徒指導総合連携推進事業実施要綱に基づき実施されているが、三沢市においては6つの専門部会を設置し、教職員の他、PTA、警察、保健、福祉などの関係諸機関との連携の下、情報交換をはじめとして、学校安全マップの作成や講演会の開催、ボランティア活動、職場体験学習まで多岐にわたる活動を実施している。

(3) 事業実績等

本事業の過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 990 | 880 | 800 | 800 |

(単位：千円)

(2) 実施した手続

本事業の概要等について、指導グループの担当者に質問した。また、事業の実績報告書を入手したうえで、経費の支出内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 事業の実績報告について

本事業は、国庫事業という理由から、県が積極的に関わっている様子はなかった。国への実績報告について三沢市教育委員会の作成した報告書をそのまま提出していることからも、県は、国と三沢市との事務連絡作業をしているに過ぎないと言える。また、活動内容の評価は、最終的には国立教育政策研究所が行い、そこでの調査研究を経て成果物が作成されるのであろうと思われるが、三沢市の報告書を読む限り、この5ページほどの実践内容の記載は総括的で、これで、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行といった問題行動に対する予防、解決策を導き出せるのか疑問である。調査研究の報告というのなら、例えば、

情報交換であれば、具体的にどのような情報交換会を、どのくらいの頻度で行ったのか、体験活動であれば、どのような問題を抱える児童生徒が、どのくらいの人数、どのくらいの頻度で参加して、結果どのような効果が現われたかを詳細に記載すべきであろうし、作成した安全マップや講演会や協議会の内容や議事録も添付すべきだと思われる。おそらく、実質的には、これら児童少年の問題行動に関する各市町村の從来からの取り組みへの補助金的な性格と思われ、調査研究といった視点やこれら活動の効果的なやり方を全県的に波及させていこうという観点に乏しいと考えられる。特定の地域に限定して事業を委託しているのだから、それ以外の地域にもどのような効果をもたらすのか、を知りうるような結果報告が求められるべきである。ただし、ブラック別会議の他県の内容を見たが、似たようなレベルの内容であり、国としても調査研究の意味合いは薄いようにも思えた。

1.3. スクールカウンセラー配置事業

(1) 概要

①目的
いじめ・不登校等の問題への対応のため、臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校に配置するとともに学区内の小学校及び近隣の中学校に派遣することを目的としている。

(2) 事業内容等

平成18年度はスクールカウンセラーを中学校36校に配置し、そこから近隣の中学校36校と小学校38校に派遣している。スクールカウンセラーは、基本的に週2日、1日当たり4時間、学校に出ていてカウンセリングする。近隣の派遣校にも行くことになっているので、設定された配置校、派遣校においては、2週間に1度程度は、カウンセラーが来るよう日程調整している。そこでは、児童生徒に対する相談はもちろん、教員や保護者に対する助言なども行っている。

スクールカウンセラーは、臨床心理士、精神科医、大学の教授・助教授といった専門的知識経験を有することを条件としていて、その他准ずる者として、心理臨床業務や児童生徒の相談業務について一定以上の経験を有する者も採用している。支出額のほとんどがカウンセラーカーへの報酬である。

(3) 事業実績等

本事業の過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 事業費実績 | 53,527 | 58,853 | 61,454 | 66,317 |
| (うち国庫負担金) | (26,655) | (29,285) | (30,602) | (32,999) |
| カウンセラー配置校数 | 32校 | 34校 | 36校 | |

| カウンセラー | 中学校 33校 | 中学校 34校 | 中学校 36校 |
|----------|------------|------------|------------|
| 派遣校 | 小学校 32校 | 小学校 34校 | 小学校 38校 |
| カウンセラー数 | 33名 | 36名 | 39名 |
| (うち準ずる者) | (12名) | (16名) | (17名) |
| 延べ相談者数 | 中学校 5,432人 | 中学校 5,137人 | 中学校 7,255人 |
| 小学校 | 3,117人 | 小学校 4,271人 | 小学校 2,861人 |

往査した令達先（三八教育事務所）の令達予算額及び執行額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-----|--------|--------|------------------------|
| 報酬 | 17,234 | 17,234 | 正カウンセラー8名と准カウンセラー4名の報酬 |
| 共済費 | 78 | 78 | カウンセラーの共済費 |
| 旅費 | 262 | 262 | 担当学校への訪問の交通費 |
| 合計 | 17,575 | 17,575 | |

(4) 施業評価の概要等

事業評価調書では、県における「不登校児童生徒数の在籍比」が増加傾向にあることから、その減少のためには本事業を継続することが妥当としている。

(2) 実施した手続

①教育庁

事業の概要等について、指導グループの担当者に質問した。また、平成18年度の調査研究事業報告書を閲覧し、事業の進め方の実績、効果などを確認した。

②令達先（三八教育事務所）

支出した報酬、共済費、旅費を支出命令票と突合し、給料表や各種手当の規定を確認した。また、3月分の報酬、旅費について、勤務状況表や日額旅費請求書で確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.4. ハートケアアドバイザー配置事業

(1) 概要

①目的
いじめ・不登校などの問題に適切に対応するため、電話相談、来所相談や学校等の訪問により教職員、児童生徒や保護者に対して助言を行うハートケアアドバイザーを教育事務所に配置することを目的としている。

②事業内容等

教育相談の経験を有する教員OBなど2人をハートケアアドバイザー(相談員)として、主として東青教育事務所に配置し、いじめ、不登校などの電話相談（あたたかテレホン）及び来所相談に応じている。県単独事業として平成14年度から実施しているが、平成18

年度途中から始まった国庫補助事業である「24時間電話相談事業」(19. の事業を参照)と統合しながら実施することとしたため、平成18年11月から県教育庁内の義務教育課にも電話窓口を設置している。平成18年度のハートケアアドバイザーは、小学校の校長退職者と養護教諭を退職された方であり、3年で交代となるため、平成19年度は別の方が選任されている。この選任は、学校関係者の紹介を受け、面接の上で決定している。

③事業予算・実績等

本事業の過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 3,540 | 3,124 | 3,991 | 3,446 |
| 相談員一人当たりの相談件数 | 58.5件 | 80件 | 55件 | — |

④施策評価の概要等

平成18年度途中から、24時間電話相談事業と合同での実施という体制になり、費用節約を図っている。また、事業評価調書では、今後も不登校やいじめ等の問題に悩む児童生徒等からの相談を受け付け、早期発見・早期対応に努めるため、本事業を継続することが妥当としている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、指導グループの担当者に質問し、経費の支出内容を確認した。経費に関する領収書などの証憑書類は東青教育事務所にあるため、その契合作業はできなかつた。また、経費のうち使途が特定できるカードの印刷費用は、証憑とチェックした。

(3) 監査の結果及び意見

「19. 24時間電話相談事業」に關連する【意見】を記載した。

1.5. スターリング・サポート・ネットワーク整備事業

(1) 概要

①目的

不登校児童生徒に対して、より一層きめ細やかな支援を行うために、適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行うことを目的としている。

②事業内容等

100%国庫負担事業である。全国約500地域において行われており、本県においては総合学校教育センターを中心とし、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市の適応指導教室をスターング・サポート・センター（以下、「SSセンター」という。）として位置づけ、そこに事業を委託している。SSセンターにおいては、不登校児童生徒の学校復帰等を目指し、相談活動、学習活動、体験活動等による指導等を行うとともに、保

護者や教員への相談活動、SSセンターの相談員の資質向上に向けた研修会を行った。適応指導教室とは各市教育委員会の教育センターの中に入り、不登校の子供を指導する教室のことである。科目教育も行うが、体験活動などを行うという特色がある。

③事業実績等

本事業の過去3年間の事業費実績等は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 事業費実績 | 11,000 | 11,009 | 11,691 |
| 再登校率 | 22.0% | 32.7% | 40.1% |
| 中学校不登校生徒の 再登校率 | 29.1% | 32.5% | 32.5% |
| 全国 | 33.1% | 36.6% | 31.7% |
| 県 | 25.7% | 29.7% | 29.9% |

6つの各市には、それぞれ1,400千円を支出しているが、全てびつたりと使い切っていた。おそらく、予算が不足する分は、各市で負担していると思われる。本事業の成果として単純に評価することはできないと思われるが、一つの指標として不登校児童生徒の再登校率を捉えると、本県は全国平均に比べて良くなっている。

④施策評価の概要等

一定の事業成果をあげたため、平成18年度で事業終了となつていて、本事業の幅を広げて、平成19年度は「問題を抱える子どもの自立支援事業」を立ち上げている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、指導グループの担当者に質問した。また、経費の支出内容を確認した。経費に関する領収書などの証憑書類は総合学校教育センターや各市にあるといふことで、その契合作業はできなかつたが、一部の経費については、收支精算書など根拠資料と契合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】支出金額の証憑書類の記載誤りについて

弘前市の支出報告書を見ると、指導員とは別の講師への報酬が、指導員への謝金に含めて記載されていた。また、毎月の活動報告書を記す指導員実績簿に時間の記載ミスがあるにちがわらず、SSセンター所長の確認印が押された箇所が4箇所あつた。所長承認に間違いがつてはならず、今後は1件1件しっかりと確認して押印すべきである。また、支出報告の内容も正確に記載るべきであり、安易に異なる内容をまとめるべきではない。このような指摘は委託事業の検査確認事務の中で発見されるべきものであり、精度の高い検査確認事務が求められる。

16. 子どもと親の相談員活用調査研究事業

(1) 概要

不登校などの未然防止・早期発見・早期対応、小・中学校間の接続の改善や児童虐待への対応等に関する実践的な調査研究を行うため、小学校に子どもと親の相談員を配置することを目的としている。不登校は、中学校になってから増えるが、その対応としては、小学校段階からのケアが必要と考えられるので、相談を行いつつ、相談事例から調査研究も行っている。

第53号

(55) 平成20年5月2日 金曜日

青森県報

②事業内容等

県内 20 の小学校に相談員を一人ずつ置いて、基本的に週 3 回、1 回半日程度（年間 100 日前後）、相談を受けている。事業費は国庫負担金 100% で、各市町村に委託して実施している。

いる。そのため、学校の選定や相談員の選任は、各教育事務所の担当者の会議に任せているが、熱意のある学校、スクールカウンセラーのいない学校を選んでおり、相談員は教職経験者が多く選ばれている。

③事業実績等
本事業の過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである

事業評価調書では、不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあるため、不登校児童生徒の減少のために本事業を継続することが妥当としている。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 7,104 | 7,104 | 6,750 | 8,500 |
| 相談員配置校数 | 20 校 | 20 校 | 20 校 | |
| 不登校児童生徒在籍比 | 1.01 | 1.1 | データ無し | |

④施策評価の概要等

事業評価調書では、不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあるため、不登校児童生徒の減少のためには本事業を継続することが妥当としている。

(3) 監査の結果及び意見

各市町村からの実績報告書および県が文部科学省に提出した実績報告書を拝見したが、相談結果報告の域を出ていないように感じられた。本事業は調査研究の事業のはずであるが、実績報告書には、指導・相談のあり方をどうする、どうあるべき、という話はあまり記載がない。そして、調査研究という割には、相談件数の集計をしていない。これでは、

17. 生徒指導推進協力員配置事業

(1) 概要

全国的に増加傾向にある小学生による問題行動の状況を受け、保護者や警察等関係機関との連携を図りながら、学校運営の課題や問題行動等への迅速、適切な対応等に関する実践的な調査研究を行うため、小学校に生徒指導推進協力員を配置することとする。

②事業内容等

平成18年度は、五所川原市と弘前市の計5つの小学校に1名ずつの生活指導推進協力員を配置し、基本的に週3回、1回半日程度勤務し、校内の巡回、問題行動等の予兆の早期発見・未然防止に努めるほか、先生方への助言、生徒からの相談も受け付けている。協力員は、教職経験者が多く選ばれている。また、本事業は国庫負担100%で、各市に委託して実施している。

③事業費実績等

本事業の過去3年間の事業費実績等は以下のとおりである。

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 事業費実績 | — | 1,400 | 1,750 |
| 相談員配置校数 | — | 4 校 | 5 校 |
| 暴力行為の発生件数 | 14 件 | 11 件 | データ無し |

④施策評価の概要等

本事業は、問題行動をメインに扱っている点で、不登校を扱う「16. 子どもと親の相談員活用調査研究事業」とは異なるが、平成19年度からは同事業と統合して、「親と子どもの相談員等配置事業」として、実質的に継続している。

(2) 実施した手続

本事業の概要等について、実施要項を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、各市からの調査研究実績報告書を閲覧した。経費の支出内容は、各市からの調査研究実績報告書の中の所要経費集計表で確認した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】 実績報告書の内容について

国へ提出した実績報告書において、各市からの報告書はない記載内容が加わつていた。これは、県としての報告書を作成する際、各市の担当者に問い合わせをし、口頭で確認しながら、記載を追加したことである。しかし、裏を返せば、県に実績報告すべき内容を事業実施主体である市が県への報告書上、記載を漏らしていたことである。国庫事業であれば報告書に書くべきことは最低限規定されていることから、当初から、各市の報告書上で漏らさず記載しておくべきであり、県は指導力を發揮しなければならない。また、本事業は県の重点事業であり、各市からの報告事項に加えて、本事業の県下全般にわたる事業の成果も期待されるところである。

18. 生徒指導必携（改訂版）の作成

(1) 概要

①目的
各学校における生徒指導の一層の強化・充実を図るため、生徒指導必携（改訂版）を作成・配布することを目的としている。

「生徒指導必携」は先生用の指導資料の本である。以前は平成2年に作成しており、最近のこれまでにはなかつた事案の発生に対応するため、今回の改訂となつた。平成18年度は理論編を発行し、平成19年度は実践編として発行を予定している。今回の生徒指導必携作成については、国からの指示ということではなく、県単独事業である。

②事業内容等

県では、平成2年の改訂以降、国の作成する指導資料に従つて対応するという方向性であったが、県独自のものを出さないと、増加する問題行動等に対応できないと考え、県内の教職員、教育事務所の指導主事などに各項目を分担させて作成した。そのため、支出内容として「報酬」はないが、年4回の作成会議を開いた時の「旅費」が計上されている。完成物は、各学校（小学校、中学校、高校、特殊教育諸学校）に1冊ずつCD-Rを配布し、また、県のホームページでも公開している。

③事業費実績等

平成18年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業費実績 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 793 | 1,100 | |

④施策評価の概要等

特に事業評価調書は作成していないが、当初の予定どおり、平成19年度は実践編を作成するため、事業は継続する。

(2) 実施した手続

事業概要等について、作成要項を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、旅費と印刷製本費について、支出命令票と検査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】 事業別経費の集計について
経費のうち消耗品費や通信運搬費は、他の事業に関する共通経費の一部を計上したものであり、本事業に直接紐付けできるものがなかつた。事業費実績として、どれだけの経費がかかつたのかを表わすため、正確な清算額を集計する必要がある。

19. 24時間電話相談事業

(1) 概要

①目的

いじめ問題¹²への早期対応・早期解決を図るため、いじめ等に悩む子どもや保護者等から24時間体制で電話相談を受け付けるための体制を整備することを目的としている。
社会的にいじめ問題がクローズアップされ、官邸主導でこれに対応することになったことに伴い、平成18年度途中（2月1日）から実施された。

②事業内容等

平成18年度は100%国庫補助金でまかなわれているが、その補助要件が24時間電話対応であるため、本県では8名の電話相談員を抱えて、夜間対応を実施した。日中の対応は、ハートケアアドバイザー（H.A.ハートケアアドバイザーアドバイザー配置事業）を参照）にあたたかテレフォンと合わせて対応してもらうこととしたため、24時間電話相談員は、17時30分から8時30分までと土日終日の対応で、1晩3人、土日は、1日4交代制となっている。

③事業費実績等

平成18年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業費実績 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 3,350 | 9,473 | |

また、平成19年2月から9月までの相談件数の月別推移は下表のとおりである。

| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 相談件数 | 51 | 40 | 41 | 46 | 26 | 13 | 16 | 13 | 246 |

（ ）内は夜間及び休日の相談件数である。

¹² 平成18年10月の文部科学省「いじめ問題への取組の徹底について」（18文科初第711号）においては、いじめ問題は学校のみで解決することに固執してはならず、学校において把握した場合には速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること、すなわち教育委員会による支援を求めている。

④施設評価の概要等
事業評価調査では、いじめの早期発見・早期対応を図るため、事業継続が妥当としている。平成19年度は電話相談員の報酬単価を引き下げて、事業を継続している。

(2) 実施した手続

事業概要等について、設置要綱入手し、指導グループの担当者に質問した。また、実績報告書を入手し、直接経費について、勤務報告、携帯電話の使用料、周知カードの作成費の根拠資料をチェックした。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業の選択と集中について

相談件数の資料を見ると、新学年の初めは多く、夏休み期間は少ないなど、生徒の心理状況により大きく変動している様子がうかがえる。いじめ問題は現代の社会問題であり、その発生原因は個別事例ごとに異なることから解決や解消には多くの時間と家庭・学校・行政などの一体的かつ不斷の努力の積み重ねが必要だと考える。行政が行うべき施策の一つとして国主導により事業化された本事業であることから、現時点においては、ある意味で採算度外視の事業であることは間違いない。人間の命に関わるいじめ問題であるから、事業の採算や経済性は考慮する必要はないとも思える。

そのように考えた場合、上表の相談件数の中で、たとえ1件でも問題が解消・解決された成果が認められれば、本事業の有効性は確かなものである。もし解決実績が無くとも、

いじめ問題が存在する限り、このような行政の相談機能の必要性が県民に理解され、その存在と存続に関してコンセンサスが得られていれば、事業継続は必要不可欠である。そのためにも、県は相談事案1件ごとの具体的な問題事案と回答、時間帯別の相談件数、事業の総コストなどのデータを詳細に持ち、他の事業と比較した場合における事業の重点化の判断に資することが期待される。実際には、現在のところ時間帯別の相談件数の資料がないために、存続にかかる相談件数を見ると、国庫補助を合わせた全体

で78万円、うち県費で月53万円ほど費やしており、本事業は夜間休日部分の相談員費用を支出していることから、これを月ごとの24時間相談員の夜間休日相談件数で割ると、県費で1件あたり88千円～23千円かかっている計算になる。これを仮に、深夜時間帯(22時～5時30分)の対応をやめると、約40万円の支出削減になるため、国からの3分の1補助がなくとも、実施できる計算となる。

事業の選択と集中の要請の中で、本当に必要な事業の選別に当たっては適時的確な判断が必要であり、継続性が要求される教育事業にあっては、例えば国庫負担が無くなつた場合でも県単独事業としての存続を可能ならしめるためにも、継続的かつ詳細なデータの収集が必要だと考える。経験的にはコスト削減の要請に対しては、「事業の民营化」という選

択もとらざるを得ないこともありうるため、事業継続のための主体や方法論についても予め模索が必要である。

20. 豊かな体験活動推進事業

(1) 概要

①目的
子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むために、「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むことにより、広く県内の学校に普及させ、豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。具体的な事業内容は以下のとおりである。

| |
|---|
| 「調査研究協力校」を指定し、命の大切さを学ばせる体験活動を行い、その活動成果の普及を行う。 |
| 「地域間交流推進校」を指定し、県外の農林漁村等異なる環境における体験活動に取り組み、その活動成果をもとに地域間交流プログラムの企画・開発・普及を行う。 |

この事業費の支出先は、県内市町村や公立学校に設置された実行委員会(青森市であれば「青森市豊かな体験活動推進地域実行委員会」)である。このような教育現場における体験学習は、ゆとり教育を標榜してきた文部科学省の教育理念を具現化する事業である。

②事業費実績等

本事業の過去3年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 7,496 | 8,196 | 8,700 | 8,700 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、委託要項、事業実績報告書等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

21. 教員海外派遣事業

(1) 概要

国際的視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高めさせるとともに、専門的知識の習得や指導力の向上を図るため、教員を海外に派遣する。

①目的
各地域の中核的な教員等を諸外国に派遣し、派遣先国の教育関係機関・学校現場及び大学・研究機関等において、各国の教育行政制度と教育改革の動向、学校の管理運営システム、学習指導・生徒指導の改善・充実、環境教育、国際理解教育等の各種教育課題への

実践的取り組みを理解・実体験することを通じ、国際的視野に立った識見の獲得、当該教員の実践的指導能力の向上、さらにはそれらの他の教員等への波及を図り、もって我が国の教育改革、学校改革の推進に資する。

② 主催・共催
主催者は独立行政法人教員研修センター、共催は文部科学省である。

③ 派遣期間
派遣期間は短期派遣で16日以内、長期派遣は3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内のいずれかである。

④ 派遣先の国
短期派遣は特に限定ではなく、長期派遣は英語圏である。

⑤ 事業費

本事業の過去3年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 5,501 | 7,751 | 7,751 | 3,796 |

(2) 実施した監査手続

担当者に質問するとともに、実施要項、関係文書等を查阅した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】海外派遣の選抜基準について

現在、海外派遣者の選抜にあたり、特に語学能力の基準を求めていない。しかし、長期の派遣に関しては、極めて少数の人に多額の県費が投入される現実がある。最大の効果を要求しようとすれば、その派遣の経験を短期間に十分に吸収できる最低限の語学力が必要である。民間企業では、海外での研修にあたっては、TOEIC等による選別が一般的であり、最低TOEIC800点から850点、英検では準1級程度が必要であると言われている。県が施策の有効性を高めるためには、特に長期派遣の選抜にあたって、民間企業と同レベルの選抜基準を導入して、教員の競争意識を高め、かつ、事業に対する動機付けとした方が望ましいと考える。このような競争は教育に馴染まないとする意見も確かにあるが、本県においても教員評価の在り方について試行が行われている(県立学校課46の事業)。教員の資質が最大限發揮されることの前提には、能力の適正評価が行われ、その評価を基に配置や処遇が決められる必要があると考える。

2.2. 小学校教育課程地区研究集会事業

(1) 概要

① 目的

小学校の教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の指導力の向上に資することを目的としている。

② 事業内容等

6教育事務所が平成18年7月から8月の間の1日間で、参加者は小学校の校長、教諭、養護教諭等を対象とし、全体会では新学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育課程を編成している学校の事例研究や教育課程の実施上の課題について研究協議し、国語、社会、算数、理科等の部会では新学習指導要領の趣旨に基づいた発表を中心とする研究協議を行つ。

③ 事業費実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 687 | 695 | 736 | 715 |

各教育事務所への教育指導費の令達予算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 令達先 | 旅費 | 需用費 | 役務費 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 東青教育事務所 | 10 | 29 | — | 39 |
| 西北教育事務所 | 10 | 100 | — | 110 |
| 中南教育事務所 | 8 | 19 | — | 27 |
| 上北教育事務所 | 8 | — | — | 8 |
| 下北教育事務所 | 38 | 58 | 5 | 101 |
| 三里教育事務所 | 29 | 49 | — | 78 |
| 令達額 計 | 106 | 255 | 5 | 366 |
| 義務教育課程費等 | — | — | — | 369 |
| 実績金額(合計) | | | | 736 |

往査した下北教育事務所に令達された本事業費の合計は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 目 | 節 | 令達予算額 | 支出済額 |
|-------|-----|-------|------|
| 教育指導費 | 旅費 | 38 | 38 |
| | 需用費 | 58 | 58 |
| 役務費 | | 5 | 5 |
| 小学校費 | 旅費 | 99 | 99 |
| 合計 | | 200 | 200 |

下北教育事務所が義務教育課に提出した「事業実施報告書」を要約すると、事業内容は以下のとおりである。

平成18年8月3日、むつ市立苦生小学校において、管内の小学校教員98名を対象に全体会と研究協議会

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| (部会1～3)を実施した。全体会は、特色ある教育課程を編成している学校の事例紹介があった。研究協議会は教科ごとに情報交換、協議が活発に行われたが、教科によっては参加者数に大きな差があった。確かに学力の定着を図るための日々の授業について、各校の教員の意識改革を図っていく必要があるという問題提起が挙げられている。 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

(2) 実施した手続

- ① 教育厅
事業の概要等について、義務教育課の担当者に質問した。
北・三八の3事務所について証憑書類を取り寄せてもらい内容を確認した。
② 令達先（下北教育事務所）
 - 事業実施報告書入手し、概要を担当者に質問した。
 - 支出額について、復命書および支出負担行為兼支出命令票と突合した。
 - 需用費について、支出負担行為兼支出命令票と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】実施報告書の様式について（教育厅）

本事業実施後の実施報告書の提出につき、県では報告書の様式を指定しているが、東青教育事務所については、独自の様式となっていた。その内容は、対象及び参加人員を記載する部分が参加対象者のみの記載となつており、参加人員の記載はなかつた。県担当者は別添の資料に基づき参加人員の把握は可能であるから問題ないとしていたが、教育事務所は実施報告書の様式どおり、漏れなく記載事項を記入し報告書を作成する必要がある。

【意見②】実施事業の適正な実績把握について（教育厅）

本事業は平成18年度当初予算事業別見積書によれば、講師・助言者・司会者・発表者の旅費として372千円、用紙額や説明資料の費用として351千円、通信運搬費として27千円、会場使用料50千円の総額800千円の予算要求となつてているが、現実には実際に研修会を行う教育事務所の令達額は総額で366千円であり、実績額の半分以上の金額の差額369千円は義務教育課の管理費等の負担額となつており、本事業の実態とはかけ離れたものになつてている。予算の積算根拠は、全く意味がない数字であるばかりか、義務教育課の管理費等を本事業予算の範囲内で負担することにより、実施事業の成果や効率性を判断する上でも妨げとなつてている。事業に共通する管理費等の負担については合理的基準を設け配分し、実施事業の適正な実績把握をするべきである。

【意見③】西北教育事務所の需用費について（教育厅）
西北教育事務所の本事業に係る需用費の内容を確認したところ、以下のようになつた。

（単位：千円）

| No | 日付 (年月日) | 金額 | 小学校 研修分 | 中学校 研修分 | その他 事業 | 内 容 |
|----|-------------|-----|------------|------------|-----------|------------------------------|
| ① | 18.5.23 | 15 | 0 | 15 | 0 | セロテープ他 |
| ② | 18.6.26 | 2 | 0 | 2 | 0 | フラットファイル |
| ③ | 18.7.31 | 23 | 11 | 11 | 0 | ロックアイス28袋・麦茶12箱・紙コップ80入り14個他 |
| ④ | 18.9.19 | 61 | 33 | 28 | 0 | コピー用紙2,500枚入り50個 |
| ⑤ | 18.12.15 | 4 | 0 | 4 | 0 | クリアホルダー10入り10個 |
| ⑥ | 19.2.23 | 42 | 21 | 21 | 0 | 研究資料集製作170冊 |
| ⑦ | 19.3.14 | 100 | 33 | 0 | 66 | トナーカートリッジ4個・定着オイルユニット2個他 |
| ⑧ | 19.3.16 | 24 | 0 | 15 | 8 | コピー用紙2,500枚入り20個 |
| 合計 | | 275 | 100 | 100 | 75 | |

小学校研修会は平成18年7月31日に、中学校は8月9日に実施されており、④～⑧(⑥を除く)は事業実施日後のコピー用紙等事務用品の大量購入であり、③は事業実施日前ではあるが紙コップ(換算すると1,120個)等の大量購入となつてている。当該事業に直接あるいは間接にかかる経費のみでないことは明らかであり、担当者の話では教育事務所で他事業などにかかる需用費も当該実施事業の令達額の中で使用されているとの説明を受けた。上記の「(1) 概要③事業実績等」でも記載したように西北教育事務所の当該事業の需用費100千円は、当該事業に関しては他の5教育事務所に比べ突出した金額となっており(義務教育課関係令達事業の需用費総額でみれば西北教育事務所は決して高い方でない)、こうした実態内容を把握・検討せずに前年度実績ベースでの予算令達を教育事務所に対して行うことは、他の教育事務所との公平性の観点からも見直されるべきものである。県は教育事務所に対しても実施事業にかかる適正な実績把握を指導するべきである。

2.3. 中学校教育課程地区研究集会事業

(1) 概要

①目的
中学校の教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の指導力の向上に資することを目的としている。

②事業内容等

各教育事務所が平成18年7月から8月の間の1日間、中学校の校長、教諭、養護教諭等を対象とした研究集会を行うものである。全体会では新学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育課程を編成している学校の事例研究や教育課程の実施上の課題について研究協議し、国語、社会、数学、理科等の部会では新学習指導要領の趣旨に基づいた発表を中心とする研究協議を行った。

③事業費実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-----|--------|--------|--------|----------|
| 実績費 | 687 | 695 | 712 | 715 |

各教育事務所への教育指導費の令達予算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 令達先 | 教育指導費 | | | | |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 報償費 | 旅費 | 需用費 | 役務費 | 計 |
| 東青教育事務所 | 0 | 10 | 19 | 0 | 30 |
| 西北教育事務所 | 0 | 25 | 100 | 0 | 125 |
| 中南教育事務所 | 0 | 11 | 24 | 0 | 35 |
| 上北教育事務所 | 12 | 25 | 0 | 0 | 37 |
| 下北教育事務所 | 9 | 36 | 59 | 5 | 109 |
| 三八教育事務所 | 0 | 65 | 30 | 0 | 95 |
| 令達額 計 | 21 | 174 | 232 | 5 | 433 |
| 義務教育課管理 実績金額(合計) | | | | | 279 |
| 合計 | | | | | 712 |

往査した下北教育事務所に令達された本事業費の合計は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 目 | 簡 | 令達予算額 | 支出済額 |
|-------|-----|-------|------|
| 教育指導費 | 報償費 | 9 | 9 |
| | 旅費 | 36 | 36 |
| | 需用費 | 59 | 59 |
| | 役務費 | 5 | 5 |
| 中学校費 | 旅費 | 86 | 86 |
| 合計 | | 196 | 196 |

下北教育事務所が義務教育課に提出した「事業実施報告書」を要約すると、事業内容は以下のとおりである。

むつ市立大湊中学校において、管内の中学校教員78名を対象に全体会と研究協議会(部会1～3)を実施した。全体会では、「学校の現状とその対応策」と題した説明があった。領域、教科の協議会では教科ごとに情報交換、協議が活発に行われたが、技術・家庭科については免許保持者が極めて少ないとすることもあり、1桁台の部会参加となつたことが問題点として挙げられている。

(2) 実施した手続

①教育庁

本事業の概要等について、義務教育課の担当者に質問した。6教育事務所のうち西北・下北・三八の3教育事務所について証憑書類を取り寄せてもらい内容を確認した。

②令達先(下北教育事務所)

事業実施報告書入手し、概要を担当者に質問した。また、支出済額について、復命書および支出負担行為兼支出命令票と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】実施報告書の様式について(教育庁)
「2.2. 小学校教育課程地区研究集会事業」の【意見①】と同様である。

【意見②】実施報告書の提出遅延について(教育庁)
教育事務所の主管事業について、議会の議決を受けたのち、義務教育課から教育事務所長に通知される。平成18年度事業の場合は平成18年3月23日に決裁された(青教義第1262号)。その通知の中で、事業実施報告書を事業実施後3週間に以内に義務教育課長に提出しなければならないとされている。しかしながら、中南教育事務所管内の中学校教育課程地区研究集会は平成18年8月8日に実施したが、実施報告書の提出は9月6日と3週間を過ぎての提出となっている。実施報告書の提出は遅延なく行い、また期限内の提出がなければ県からも提出を要求するべきであろう。

【意見③】実施事業の適正な実績把握について(教育庁)

本事業は平成18年度当初予算事業別見積書によれば、講師・助言者・司会者・発表者の旅費として372千円、用紙類や説明資料の費用として351千円、通信運搬費27千円、会場使用料50千円の総額800千円の予算要求となつてゐるが、現実には実際に研修会を行なう教育事務所の令達額は総額で411千円であり、実績額の半分近い金額の差額300千円は義務教育課の管理費等の負担額となつており、当該事業の実績とはかけ離れたものになつてゐる。予算の積算根拠は、全く意味がない数字であるばかりか、義務教育課の管理費等を当該事業予算の範囲内で負担することにより、実施事業の成果や効率性を判断する上で妨げとなつてゐる。事業に共通する管理費等の負担については合理的基準を設け配分し、も妨げとなつてゐる。

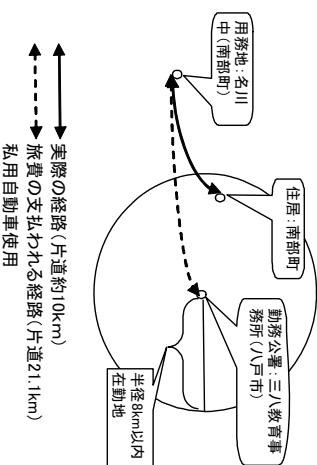
事業に共通する管理費等の負担については合理的基準を設け配分し、
【意見④】西北教育事務所の需用費について(教育庁)
「2.2. 小学校教育課程地区研究集会事業」の【意見③】と同様である。

【意見⑤】市教育委員会指導主事に対する報酬の支払について（下北教育事務所）

報酬 9,600円の内容は、むつ市教育委員会の指導主事 2名に対する報酬である。両名は研究協議会第3部会の助言者として派遣され、本事業を実施するにあたり必要不可欠な人材であることなどから、講師等に準じた謝金の支払いを受けた。そもそも報償費の支出基準については、県においては大学教授級、大学助教授級及び高校教諭級以下級の3区分が定められているが、下北教育事務所ではそれを細分化した内規を定め、その高校教諭級以下級に該当することから、1時間あたり 2,400円を支出したものである。外部講師等に対しては謝金を支払うことが原則であることから、このような支出処理を行ったとのことであるが、両者はむつ市の教員である。当日は平日であり、職専免の処理をした上で派遣されたと推測はするが、教育委員会に所属する市教員に対する謝金の支払いは、公務員の二重給与¹³を想起させることから、道義上好ましいことではないと考える。他の教育事務所においても同様の派遣事例はあるが、先方から当然受取を拒否されたり、支出は生じていない。下北教育事務所特有の処理だとは思われるが、県内全般を網羅するルールを策定し、画一的な処理が必要である。

【意見⑥】旅費¹⁴の算定方法

当研修会の旅費計算において以下のような事例があった。



三八教育事務所（八戸市尻内町）が在勤公所の南部町桜渡あるいは南部町畠田に居住する職員（2人とも在勤地内に居住）が自宅から名川中学校（南部町下名久井）に自家用車で出張した場合、三八教育事務所から名川中学校までの旅費額を支給されていた。2人の

居住地は、位置的には三八教育事務所から名川中学校へ向かう途中経路にあるものであり、当事例によれば、在勤公所に通勤していないが通勤手当を受け取り、さらに実際には出張していない在勤公所から居住地までの経路の旅費も受取る二重部分が生じている。

旅費条例 7条では、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。この規定は在勤地以外の地に居住する場合等に関するものであり、当事例のように在勤地内に居住する者についてまで、居住地から目的地に至る旅費額と正規の旅費額¹⁵とを比較し、そのいずれか低い額を支給するものではないとの取扱いが「第2次全訂版財務関係問答集（青森県出納局編）」にて示されており、旅費条例上は問題ないものである。本県旅費条例の趣旨は、在勤地内に居住する者についてまで旅費を個々に判断するのは煩雑であるとの判断によるものであると考えられるが、旅費の実費支給原則を厳密に解釈すれば、違和感のある取扱となっていることは否めず検討の余地があると考える。

2.4. 中堅教職員指導実践力向上研修事業（☆）

（1）概要

教職経験 10 年を経過した幼・小・中学校の教職員に対し、学習指導、生徒指導などの実践力を育成するための研修を行い、中堅教職員としての資質と指導力の向上を図る事業であり、一般財源による 100% 県負担である。過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | （単位：千円） | | | |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
| | 5,089 | 4,572 | 4,350 | 3,760 |

支出内訳は参加者への旅費の支給が 3,591 千円で大半を占める。教育公務員特例法第 24 条によれば、「公立の小学校等の教諭等」は「在職期間が 10 年に達した後相当の期間内に」研修を受けることが義務とされている。さらに平成 14 年 8 月 8 日付の「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について」の通知により「市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する 10 年経験者研修は、当分の間、都道府県の教育委員会が実施しなければならない」とのこととされた。これを受けて、県教委が 10 年経験者実施要綱を定めている。なお、研修は主に各教育事務所、総合学校教育センター、各学校が実施している。

（2）実施した手続

① 教育

事業内容等について、義務教育課の担当者に質問した。また、実施要綱入手し、関連書類を閲覧して、事務手続が実施要綱に準拠して行われているかどうかについて確認した。

② 合達先（三八教育事務所）

実施要綱入手した。また、支出の一部について支出命令票と突合した。

¹³ 教育公務員は、教育公務員特例法第 17 条により兼職の制限に関する特例が認められている。この特例により、教育公務員は給与を受けてその職らの職責ができる。この特例により、平成 19 年 11 月報道によれば、本県の出先機関職員が、勤務先から自宅のある市町村へ出張し、そのまま帰宅した場合、通勤手当とは別に旅費を支給していたことが明らかになり、「二重支給」となっている。指摘があることから、県は旅費支給条例の改正を検討するという。本事業とは異なるが、条例上は問題がなくとも（つまり合規性は充足しても）実態判断により旅費を見直す傾向にあることは確かである。

¹⁵ 在勤公署を基点として半径 8km 以内の地域をいう。

(3) 令達先監査の概要及び事業実績
往査した令達先（三八教育事務所）の事業費実績等は以下のとおりである。

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-----|-------|-----|----------------|
| 報償費 | 81 | 81 | 講師謝金と協力事業所への謝礼 |
| 旅費 | 97 | 97 | 参加教諭の研修旅費 |
| 需用費 | 156 | 156 | |
| 合計 | 335 | 335 | |

教職経験10年を経過した教職員を対象に8月8日～10日の3日間にわたって、講義や社会体験研修を行った。社会体験研修では、8つの社会福祉施設などを訪問し、介護補助の体験や農作業の体験を行った。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他事業との同一範囲の予算流用について

研修を実施している各教育事務所及び総合学校教育センターに対する令達額の合計は3,191千円であり、(1)の4,350千円のうち報償費、旅費、需用費合計の4,109千円に満たない。このような付替処理は事業別予算の効果を無意味にする財務事務である。このような事態が起こる理由は、一つの事業区分内における「節」の項目（需用費、旅費などの勘定科目）間における流用が認められないため、特定事業の「節」に不足が生じた場合に他の事業の「節」を流用するためである。結果的に事業別予算が意味のないものとなつて、るばかりか、予算不足が生じた場合の付替え財源を確保するために、いずれかの事業の予算を多く見込んで財政課に予算要求することが慣習化・常態化しかねない。事業別予算に対する実績額の把握に努める必要がある。

【意見②】他事業との同一範囲の予算流用について（三八教育事務所）
三八教育事務所における需用費の支出内容は、他の予算と区別して使用されていないため、事業のための支出を確認することが不可能であった。事業予算として令達されているのであるから、事業別の支出の使途を特定できるように処理する必要がある。

【意見③】研修機会の提供

教育公務員特例法第21条は「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定している。一方、任命権者は教育公務員に研修の機会を保障し、また研修を奨励するための研修計画を立てて実施に努める責務を負っている。このように、教職公務員の研修については義務としての側面よりも教員の「自主性」や「主体性」を重視する法規規定がなされている。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第33条において、教育委員会は教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めることとされている。それを受けて「青森県立学校管理規則」が制定され、同第24条第1項本文において「職員の公務旅行は、校長の命令によるものとする」と規定し、さらに「青森県立学校管理規則第24条第1項本文の運用方針について」により、「職務の遂行上直接必要な会議、講習会等に出席する用務」による場合は「出張を命ずることができる」としている。出張であれば県の旅費規定に基づき、旅費等が支給される仕組みとなっている。

以上を前提に、教職員の研修参加にあたっては旅費が支給され、総合学校教育センターで研修が行われる場合には、旅費のほか宿泊料や食費の支給が行われている。新教育基本法改正を受けて、平成19年6月の教育公務員特例法の改正により、教員免許更新制が導入されたことと連動して、指導力不足教員に対して「指導改善研修」を義務化して人事管理の一層の厳格化が図られた。この法改正は教育改革に立ち向かう教員の品質劣化を防止し、教育環境の均質化・均等化を目的とするものと解される。当然に研修実施後の改善が図らなければ、淘汰の要請は不可避である。県は国の定める法定研修に加え、独自の財源でこのような研修を重点事業と位置付け実施している点で評価することができる。付言するならば、教員の「自主性」や「主体性」がより發揮されることが期待される。例えば、県立学校課40、に記載した情親教育に関する自主研修事業は、参加者がなく事業終了となりた。教員の福利厚生事業を行う宮城県教育公務員弘済会は、公益法人改革に備える意味で公益事業充実を図る狙いから、人材育成のための研修事業を始め、教員の参加が増えているという。有料か無料か、旅費の支給の有無は定かではないが、このような自己研鑽を図る機会が増えることで、教員の資質が上ることは十分想定できる。市町村の学校教育センターの機能に加えて、県総合学校教育センターにもそのような魅力あるメニューを加えることで、教員が学びやすい環境が今以上に整備されるようと考える。

25. 初任者研修事業 (☆)

(1) 概要

新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるために、職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施する事業であり、一般財源による100%県負担である。教育公務員特例法第23条によれば、「公立の小学校等の教諭等」は初任者研修を受けることが義務とされており、県教委は初任者研修実施要綱を定めている。なお、研修は主に各教育事務所、総合学校教育センター、各学校が実施している。

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 14,199 | 16,227 | 14,387 | 16,210 |

(2) 実施した手続

① 教育庁

事業の内容等について、義務教育課の担当者に質問した。また、実施要綱を入手し、関連書類を閲覧して、事務手続の実施要綱への準拠性について確認した。

② 令達先（下北、三八教育事務所）

- ・校外研修の旅費、拠点指導員実地研修を支出命令票で確認した。
- ・使用料、役務費について、その一部を支出命令票と突合した。

(3) 令達先監査の概要及び事業実績

往査した令達先（三八教育事務所）の事業費実績等は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | |
|---------|-------|-------|--------------|
| 筋 | 予算額 | 決算額 | 支出内容 |
| 報償費 | 18 | 18 | 講師謝礼 |
| 旅費 | 1,331 | 1,331 | 校外の研修交通費 |
| 需用費 | 212 | 212 | |
| 役務費 | 14 | 14 | 切手代 |
| 使用料 | 75 | 75 | ブール借上料、バス貸切料 |
| 合計 | 1,651 | 1,651 | |

② 事業実績

初任者研修として校外研修、宿泊研修のほか、校長等連絡協議会、拠点校指導員研修も行っている。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他事業費との同一筋間の予算流用について

研修を実施している各教育事務所及び総合学校教育センターに対しての令達額の合計は12,690千円であり、(1)の14,387千円のうち報償費、旅費、需用費合計の13,674千円に満たない。これは義務教育課における他の事業費を本事業で負担していることによるものである。

【意見②】少額の旅費支給について（下北教育事務所）

下北教育事務所において、外部講師に対し非常に僅少な旅費の支給があった（支給金額37円。0.5km×往復×単価37円）。「職員等の旅費に関する条例」第3条4項において「職員以外の者」について車賃の額は1kmにつき37円と定めている。同3条4項で例示する「職員以外の者」は証人、鑑定人、参考人、通訳などであるが外部講師も「職員以外の者」の範疇に含めると解ることから旅費が支給されている。しかしながら、わずか片道500メートルの旅行に対する事務作業の煩雑さに鑑みて、37円の旅費支給に経済的合理性が認められるかどうかは検討の余地があるものと思われる。

26. 特殊教育内地留学事業

(1) 概要

特殊学級の中でも、特に専門性が求められる弱視、難聴、肢体不自由、情緒障害特殊学級担当定教員を、国立特殊教育総合研究所に派遣し、専門的知識を習得させるとともに、指導力の向上を図ることを目的とする。研修期間は約1年間である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | |
|---------|----------|
| 事業費実績 | 平成16年度 |
| | 5,743 |
| | 平成17年度 |
| | 5,138 |
| | 平成18年度 |
| | 5,125 |
| | 平成19年度予算 |
| | 3,740 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、実施要項、旅費請求（精算）書等、関係文書を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】他の事業予算への流用について
平成18年度当初予算事業別見積書によると、1人当たりの旅費の見積もり額の内訳は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | |
|-----------|-------|-------------------------------|
| 内訳 | 金額 | 備考 |
| 参加者旅費 | 1,163 | (2,200+360+600)円×348日+63,840円 |
| 寝具クリーニング代 | 40 | |
| 清掃費 | 8 | |
| 光熱水料 | 69 | 200円×348日 |
| 合計 | 1,281 | |

（注 日当：2,200円、朝食：360円、夕食：600円）

この見積もりを基に参加者4人分の5,125千円(1,281千円×4人)が予算計上されたが、実際にこの研修に参加したのは1人であった。4人の参加予定が1人になったことも、人事選抜や計画等に関して問題であると言える。しかし、その事実以上に驚愕したことは、本事業について4人分の予算を確保していたため3人が余剰となつた、つまり、この内地留学実施のために配分された予算がその目的のために使用する必要がなくなつた訳である。常識的には、3人分の旅費は、目的使用ができなくなつたため、減額補正をかけて事業予算を減額するのが当然であると思われる。しかし、実際は他の事業の旅費に使われ、かつ、その部分を特定するのは不可能であるとの説明を受けた。県財政が厳しく、予算獲得が難しい中、せっかく獲得した予算を減額することなど、そもそも選択肢にはなかつた様子が垣間見られた。特定の事業目的以外でも、広く言えば教育目的のために使用する旅費であれば、問題はない、という認識が課内にあり、更には教育分野という聖域の中では予算が当たるかどうかは検討の余地があるものと思われる。

初予定した目的に關係なく使われても、問題になることはないという共通認識が、県教委全体に存在するようと思われる。

予算に対して決算額を集計した決算統計節別集計表には、(課) 教育委員会 義務教育課、(目)教育指導費、(細目)特殊教育指導費のページに本事業費として旅費5,125千円が計上されている。実際にこの事業にかかった旅費は、旅費請求(精算)書によると1,109千円である。これにより実際に要した経費の3.6倍の4,016千円が、本事業以外の旅費として使用されたことは明らかである。とすれば、会計監査的観点からは、この節別集計表は全く事實を反映していないため、誤った決算報告である。このような目的外への予算流用や実態を反映しない決算書を作成することに関し、今まで問題意識がなかったことが、極めて重要な問題と言わざるを得ない。

この問題の根本的な原因は、予算要求時と決算時とで求められる数字のレベルが異なることである。すなわち、予算要求に際しては詳細な積算根拠が求められるのに対し、決算では、「目」での数字をみるにすぎない。「目」の中で、旅費なら旅費と同じ費目で数字が収まっている限り、本来の目的と異なる予算の使い方をしても、チェック機能は働かない。予算申請時と決算報告を同じレベルにする、もしくは、予算を目的事業以外に流用した場合の会計処理のルールを策定し、これを厳格に運用しない限り、問題の解決は困難であると思われる。

27. 教員内地留学事業

(1) 概要

教科指導に関する実践研究の深化を図るため、県内の公立小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する教員を大学等に派遣し、その資質の向上を図る。派遣先は筑波大学、東京学芸大学、国立教育政策研究所、筑波大学附属小学校、筑波大学附属中学校、県教委が必要と認める大学等である。派遣期間は3ヶ月間(9月25日から12月15日まで)、派遣者数は2名である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| (単位:千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| | 2,047 | 2,047 | 2,107 | 1,867 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、派遣要項、関係文書等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業実績の波及効果と選抜について

平成18年度の教員内地留学に選ばれた人は下記の教員であった。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 派遣先 : 筑波大学付属小学校 | 外ヶ浜町平館小学校 A 氏 音楽 |
| 派遣先 : 筑波大学付属小学校 | 八戸市銀城小学校 B 氏 情報教育 |

2名の教員が作成した実績報告書は分厚く、派遣先で熱心に研究活動に取り組んだものと推測される。但し、3ヶ月の研究成果を広く地域の教育界にフィードバックする活動も一定期間、近隣地域において実施することが望ましいと思われる。実際は行っているとの説明を受けたが、現在、その報告等に関して保管されていないため、第三者が客観的に確認できるものとはなっていない。施策評価の観点からも、フィードバック活動に関してでも、報告書を作成して教員が閲覧できる形にするなど、内地留学の成果を広く客観的に確認できることが望ましい。

また、年間2名の教師は、過去の年度において次の地域から選抜されている。

| 年度 | 地域等 | 年度 | 地域等 |
|--------|---------|--------|-------|
| 平成13年度 | 中南、上北 | 平成16年度 | 西北、県立 |
| 平成14年度 | 東青、県立 | 平成17年度 | 上北、県立 |
| 平成15年度 | 三八、(-人) | | |

上記をみると、下北地方の教師が選ばれていないが、完全な競争条件に基づく選抜でないのであれば、教育の資質均等化を目的とすれば、下北地域からも選抜することが望ましいと考える。

2.8. 指導主事学校訪問に要する経費（下北教育事務所）

(1) 合達予算額及び執行額
下北教育事務所に本事業費として合達された予算及び執行済額は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | |
|---------|----|-------|-------|
| 目 | 節 | 合達予算額 | 執行済額 |
| 教育指導費 | 旅費 | 1,312 | 1,309 |
| 中学校費 | 旅費 | 360 | 360 |
| 小学校費 | 旅費 | 360 | 360 |
| 合計 | | 2,032 | 2,029 |

(2) 事業内容

指導主事が小中学校を訪問するためには、計画訪問と「要請訪問」があり、計画訪問は1回1～2人で行い、主に1学期、要請訪問は1回1～2人で行い、主に2学期に実施している。3学期は学校の要請がある時のみ訪問を行っている。

(3) 実施した手続

表計算ソフトで作成した支出明細表を入手し、旅費請求書及び支出命令票と突合した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】指導主事以外の旅費の混入について
監査の結果、指導主事以外の職にある職員の旅費が本事業費（小学校費、中学校費）から支出されていた。例えば、以下の内容である。

(単位：円)

| 職名 | 内容 | 用務先 | 旅費金額 |
|-----------|---------------------------|-----|---------|
| 総務課長 | 親が学ぶ青少年キャリア形成推進事業（堺屋太一講演） | 青森 | 8,241 |
| 総務課主幹 | 第1回PFI研修会（東京） | 東京 | 62,320 |
| 人事に関する打合せ | | 青森 | 8,241 |
| 総務課主事2名 | 国交省PFIセミナー参加 | 東京 | 93,000 |
| 総務課主事3名 | 第4回青森県地方分権推進シンポジウム | 青森 | 8,841 |
| 総務課主事 | 「女性のためのエンパワーメント国際フォーラム」参加 | 東京 | 61,700 |
| | 合計 | | 242,343 |

上表分だけでも20万円を超えており、72万円のうち実際に指導主事の学校訪問のために要した支出は非常に少額である。用務については非常に重要なもあり、支出すること自体に問題があるとは思われないが、これらを（目）小学校費や（目）中学校費で支出することは目レベルでの流用にあたり、ルール違反ではないが合理的とは思えず、結果的には緊縮予算での苦肉の処理と推測される。例えば、「女性のためのエンパワーメント国際

フォーラム」は独立行政法人国立女性教育会館（国所管）が主催のセミナーであり、県生徒会課から紹介通知が来て、参加を断りにくい状況があることも十分推測できる。また、親が学ぶ青少年キャリア形成推進事業なども、県庁の所管課からの参加要請があり、事実上参加が義務化されているような状況もあるように思われる。加えて、PFI研修会は管内の下北少年自然の家のむつ市への移設問題があることを受けたものと容易に推測できる。しかしながら、必要な支出について、予算の残っている他の事業費から捻出することは、事業別予算を策定していることから考えれば不適切なことである。まずは、本当に参加が必要かどうかについて、これまで以上に厳格に検討する必要があると考える。

2.9. 旅費の執行について（三八教育事務所）

(1) 対応した手続
支出内容について、旅行命令簿と突合した。

(2) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】旅費の精算タイミングについて

旅費については、ほとんどが精算払となつておらず、精算書の提出を受けてからの支給となる。平成18年度の支給状況は以下のとおりであった。

| 費用弁償対象期間 | 支給日 |
|----------|----------|
| 5～7月分 | 10月20日支給 |
| 8～11月分 | 12月28日支給 |
| 12月分 | 1月24日支給 |
| 1月分 | 3月13日支給 |
| 2月分 | 3月16日支給 |
| 3月分 | 4月25日支給 |

このように、特に、上半期の旅費の精算が大幅に遅れている。この原因として、予算管理の都合上、全員分が揃うまでその月の支給をしない仕組みを採用していること、教育事務所勤務職員は管内の学校を訪問することが多く、旅費の精算書を提出するためだけに教育事務所に戻ることが難しく処理が遅れることがあるとの説明を受けた。

旅費の予算超過が生じないように全員分の書類がそろってから支給する仕組みは問題ないと思われるが、後者については合理的な理由ではなく、単に旅行者の事務処理の遅延にすぎない。また、そのことで他の職員にも影響が及んでおり、一定の期限を設けて旅費の締め切りを行う仕組みや、郵送やFAXによる提出（または仮提出）を認めるなどの方法により、適正な事務処理を確保しつつ、このような事務処理の遅延を回避することも可能と考える。

3.0. 義務教育課題連事業に係る需用費について (三八教育事務所)
 (1) 令達予算額及び執行額

三八教育事務所における義務教育課令達事業に関連する需用費の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

▽ 塚立学校課
 監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名 | 需用費令達額 | 執行済額 | 残額 |
|------------------|---------|---------|----|
| 小学校教育課程地区研究集会 | 49,299 | 49,299 | 0 |
| 中学校教育課程地区研究集会 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 道徳教育研究協議会 | 20,000 | 20,000 | 0 |
| 初任者研修(校長等連絡協議会) | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 初任者研修(校外指導教員研修会) | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 初任者研修(宿泊研修) | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 教職員10年研修 | 12,654 | 12,654 | 0 |
| 地域生徒指導推進協議会 | 156,000 | 156,000 | 0 |
| 地区健全育成推進協議会 | 67,000 | 67,000 | 0 |
| 複式学級担任者研修会 | 67,660 | 67,660 | 0 |
| 特強教育指導員に要する経費 | 14,931 | 14,931 | 0 |
| 特殊学級新担当教員研修会 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 特殊学級新担当教員研修会 | 7,267 | 7,267 | 0 |
| 特殊教育課程実地研修会 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 臨時講師講習会 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 学習状況調査 | 18,000 | 18,000 | 0 |
| 合計 | 250,000 | 250,000 | 0 |
| | 905,811 | 905,811 | 0 |

(2) 事業実績

義務教育課各事業参照のこと。

(3) 実施した手続

- 各事業の需用費の支出内訳を入手し、内容の検討を行った。
- 一部の支出について証拠書類の確認を行った。
- 支出内容と事業の関連性について質問等により確認を行った。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】需用費の執行と事業との関連性について
 「第4章 VIII. 事業費予算決算に関する課題」に具体例として記載したので参照願いたい。

| 番号 | 事業名称 | 該当形態 | 重点事業 | 予算額 | 実績額 |
|----|--------------------------|------|------|---------|---------|
| 1 | 夢実現人づくりプラン | 直営 | ☆ | 20,000 | 18,286 |
| 2 | 学校評議員配置事業 | 直営 | ☆ | 4,375 | 4,053 |
| 3 | 青森県高等学校総合文化祭開催費負担 | 補助 | | 3,400 | 3,400 |
| 4 | 青森県高等学校文化連盟補助 | 補助 | | 1,122 | 1,122 |
| 5 | 独立行政法人国立特殊教育総合研究所短期研修 | 直営 | | 1,617 | 1,617 |
| 6 | 盲・聾・養護学校就職学奨励事業 | 直営 | ☆ | 244,922 | 259,256 |
| 7 | 地域における特別支援教育充実事業 | 直営 | ☆ | 4,210 | 3,323 |
| 8 | 養護学校等における医療的ケア体制整備事業 | 直営 | ☆ | 1,138 | 760 |
| 9 | 盲・聾・養護学校就職力アップ推進事業 | 直営 | ☆ | 12,958 | 12,044 |
| 10 | 普行児童・生徒表彰 | 直営 | | 60 | 60 |
| 11 | 高等学校生徒指導連絡協議会事業 | 直営 | | 60 | 60 |
| 12 | 学校不適応対策講座 | 直営 | | 366 | 366 |
| 13 | 高校生心のアドバイザー配置事業 | 直営 | ☆ | 3,990 | 3,929 |
| 14 | 特殊教育諸学校生徒指導研究協議会 | 直営 | | 59 | 59 |
| 15 | 心理検査実技講座 | 直営 | | 174 | 174 |
| 16 | 適応指導教室運営事業 | 直営 | | 5,767 | 5,396 |
| 17 | 中学生の専門高校体験入学 | 直営 | ☆ | 445 | 345 |
| 18 | 進路指導研究協議会 | 直営 | | 275 | 275 |
| 19 | 進学力ステップアップ支援事業 | 直営 | ☆ | 6,162 | 5,457 |
| 20 | スクールアインティティプログラム | 直営 | ☆ | 6,292 | 5,111 |
| 21 | 中高一貫教育充実支援事業 | 直営 | | 853 | 853 |
| 22 | 夢実現チャレンジプラン | 直営 | ☆ | 7,095 | 6,682 |
| 23 | 仕事力養成プログラム | 直営 | ☆ | 12,757 | 10,992 |
| 24 | 特殊教育諸学校就職促進事業 | 直営 | ☆ | 749 | 749 |
| 25 | 特殊教育諸学校就職指導研究協議会 | 直営 | | 231 | 231 |
| 26 | 高等学校の定期制及び通信制課程修学奨励金貸与事業 | 直営 | ☆ | 7,392 | 6,678 |
| 27 | 高校奨学金貸与事業 | 直営 | ☆ | 629,744 | 727,819 |

| 番号 | 事業名称 | 該 | 重 | 予算額 | 実績額 |
|----|--------------------------|-----|----|-----|--------|
| | | 当 | 点 | 事業 | |
| 28 | 教職員の定数の充実 | 174 | 直営 | 0 | 0 |
| 29 | 教職経験5年研修 | 176 | 直営 | ☆ | 141 |
| 30 | 中堅教職員指導実践力向上研修 | 176 | 直営 | ☆ | 3,108 |
| 31 | 企業スピリッツ研修事業 | 177 | 直営 | ☆ | 22,239 |
| 32 | 青森県総合学校教育センターにおける研修講座の開設 | 178 | 直営 | | 21,635 |
| 33 | 高校生による青森県とメーン州の交流事業 | 179 | 直営 | ☆ | 2,300 |
| 34 | 語学指導を行う外国青年招致事業 | 180 | 直営 | ☆ | 23,411 |
| 35 | 県立学校システム管理者連絡協議会 | 183 | 直営 | | 722 |
| 36 | 産業教育研修講座 | 184 | 直営 | | 526 |
| 37 | ネットワーク教材利用環境提供事業 | 184 | 直営 | | 4,653 |
| 38 | 教育情報提供事業 | 185 | 直営 | | 934 |
| 39 | 情報教育に関する自主研修支援事業 | 186 | 直営 | | 8,547 |
| 40 | 各種研究大会開催費負担金 | 186 | 直営 | | 8,547 |
| 41 | 各種研修等負担金 | 187 | 直営 | | 60 |
| 42 | 自治体国際化会員負担金 | 188 | 直営 | | 1,020 |
| 43 | 目指せスペシャリスト研究指定校事業委託費 | 189 | 国庫 | | 1,020 |
| 44 | 国際交流による地域文化活性化事業委託費 | 190 | 国庫 | | 1,492 |
| 45 | 学校組織運営調査研究事業委託費 | 190 | 国庫 | | 1,491 |
| 46 | 10年経験者会議出席(百石高校、五所川原高校) | 192 | 直営 | | 1,257 |
| 47 | 直営 | | | 14 | 14 |

直営：直営事業、補助：補助事業、委託：委託事業、国庫：国庫事業を示している。

☆印は県の重点推進事業（わくわく^{てん}）を意味している。

No.41～43については、平成18年度予算分析表（教育費）から抽出した。

No.44～46については国庫委託事業であり、歳入の監査と合わせて実施した。

(単位：千円)

1. 夢実現人づくりプラン（☆）

(1) 概要

①目的

県立学校において、生徒の向上心や学ぶ意欲などのチャレンジする心を育むため、生徒のアイディアを取り入れた事業プランを実施し、特色ある学校づくりを推進する。
事業の流れは、まず高校が具体的な目標を設定し、児童・生徒のアイディアを取り入れ、児童・生徒や地域の実態及び学校の課題等を踏まえた事業をプランとして策定したもの。うち、県教委が「確かに学力」と「豊かな人間性」の2つのコースに分けて書類選考とコンペティションを行い、各コースとも10校程度の合計20校以内を推進校に指定する。なお、コンペティションにおいて、審査員は次の観点で審査を行うものとする。

- ア. 学校の実態や目指す学校像から判断して、プランの目標が適切であるか。
- イ. 目標達成に向けて、有効な事業が計画されているか。
- ウ. 学校の特色化が図られる事業内容であるか。

②事業費実績等

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 18,557 | 18,286 | 15,790 |

上記の総事業費のうち、往査した令達先の事業費等は以下のとおりである。

○三本木高校

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----------|-------|------|--------|
| 使用料及び賃借料 | 85 | 85 | バス借上げ代 |

12月9日に弘前大学で開催された生徒の課題研究発表会に参加するために、会場往復のバスを借り上げるための経費を支出した。

○五所川原高校

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----------|-------|------|--------|
| 使用料及び賃借料 | 42 | 42 | バス借上げ代 |

○弘前南高校

○三次高校

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-----|-------|------|--------|
| 報償費 | 106 | 106 | 外部講師謝金 |
| 旅費 | 40 | 40 | 外部講師旅費 |
| 需用費 | 311 | 311 | バス借上げ料 |
| 合計 | 458 | 458 | |

a. プランの名称：「自分の仕事発見」

b. 具体的目標

・発信型英語コミュニケーション能力の向上

c. 実施事業

| 実施事業名 | 備考 |
|--------------------|----------------|
| 英語版ホームページの作成 | 英語科のイベントを紹介する |
| British Hills 語学研修 | 英語科1学年対象（1泊2日） |
| 「フランス語の日」開催 | 英語科2学年対象 |

○三本木農業高校

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----------|-------|------|---|
| 報償費 | 26 | 26 | 講師謝金 |
| 旅費 | 10 | 10 | 講師旅費 |
| 旅費 | 6 | 6 | 事業説明会出席の担当教諭旅費 |
| 需用費 | 490 | 490 | デジタルカメラ7台、G.P.S.6個、リーフレット印刷代、インクカートリッジ他 |
| 役務費 | 29 | 29 | 切手代、保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 144 | 144 | バス貸切料3台 |
| 合計 | 708 | 708 | |

①グリーン・フィンガーズカフェと称する市民交流会（3回実施）、②緑花文化の知識認定試験の生徒への周知を図る活動、③保護者だけでなく市民にまでその対象を広げた学校参観データーの開催、④生徒の各種施設見学という大きく4つの活動を実施した。

○弘前実業高校

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-----|-------|------|----------------------|
| 報償費 | 48 | 48 | 講師謝金 |
| 旅費 | 102 | 102 | 新潟からの講師旅費 |
| 需用費 | 651 | 651 | 記録集印刷代、毛豆用消耗品、加工研究費他 |
| 役務費 | 2 | 2 | 記録集発送代 |
| 合計 | 805 | 805 | |

(2) 実施した手続

①教育厅
担当者に質問するとともに、実施要項、応募校一覧、コンペティション採点結果、査定案等を查閱した。

②令達先（三本木農業高校他）
支出命令票、旅費請求（精算）書と突合した。
起案書を閲覧した。
県立学校課に提出した事業実施計画書、実績報告書を確認し、実施活動内容を質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】徴収した参加料の会計について（三本木農業高校）

本事業で実施した3回の環境市民交流会「グリーン・フィンガーズ・カフェ」においては、お茶代相当額として、参加者から参加料を1人あたり300円徴収していた。この会計処理について学校側の担当者に質問したところ、「この参加料はお茶代の実費相当分であり、収入は全額この市民交流会のお茶代として使い切っているため、県の会計とは別に処理したことの説明を受けた。確かに受入額が少額かつ残余が生じないのであれば影響はないとも考えられるが、3回の参加者146名の参加料合計43,800円に対し、保管整理していた領収書は、10,321円分しかなかった。差額の3万円余りを何に支出したのか、説明ができないといふのでは、参加者に対する説明責任を果たさないだけでなく、学校の会計事務の適正性に対して疑惑を抱かせるものである。県事業を実施する際の附随収入に係る支出については、その支出内容を示す領収書の整理・保存を適切に行うべきである。

【意見①】特別査定について（教育厅）

特別枠と称して推進校の20校の枠内に入らなかつた下記の学校7校に対し、特別査定が行われている。

(単位：千円)

| 学校名 | 特別査定 |
|------------|------|
| 弘前第一義護学校 | 256 |
| 青森第一高等義護学校 | 210 |
| 青森東高校 | 293 |
| 金木高校 | 211 |
| 野辺地高校 | 211 |
| 八戸水産高校 | 168 |
| 五所川原農林高校 | 200 |

これらの学校は、コンペティションの採点結果からみると比較的点数の上位校の集団に入る学校もあるが、どちらかといえば、コンペの点数的には、低い学校も含まれていた。後者について特別枠として採択した理由は、点数は低いがプランとしてよいもので、過去からの継続性なども考慮して採択したことであった。しかし、プランとしてよいものであれば、通常は、点数も高くなるのが普通であるし、「よい」という判断も主観の入るところである。この主觀をより客観的、公平に行う事を意図して、そもそもコンペを実施しているはずである。継続性を重視しそうれば、新規の学校のプランが相対的に不利になる。特別枠の選定にあたり、コンペの結果を採択の基準として示している以上、基本的にはその結果が尊重されるべきものと考える。また、現在、特別枠に関しては、採択する上で基準となる文書等は存在しないが、何らかの基準を示す内規等を作成するなどして、採択の理由が第三者にも合理的に説明できることが望ましい。

【意見②】事業費の目的性について（三本木農業高校）

当初の事業計画上の所要経費の内容と実際の活動内容とを見比べると、デジタルカメラ用G.P.S 6台は、当初の計画の所要経費ではないものであるが平成19年2月1日に購入している。また、切手も2月28日になって20千円分購入している。

学校側の説明によれば、G.P.Sは、本事業を進める中で、デジタルカメラと合わせて樹木・草花の「生息マップ」をパソコンで作成・データ管理を行うことが効果的であることが認識されたことから購入したものであり、2月22日の植物科学科の施設見学時に使用しているとのことであった。しかしながら、真に必要な機材であれば、当初計画の予算に組み込んでおり、年間を通して事業に生かせるよう、もっと早い時期に購入するべきと考える。また、切手についても事業に関わった方々に資料をお送りするために使用したとのことであったが、どこに何通送ったかの資料は残っていないかったため詳細は不明である。いずれも、事業に必要な合理的あるいは効果的な支出であるという説明に欠けると思われ、年度末近くなつて、予算を消化するための支出であるかのような印象すらある。事業として予算が令達されたのであれば、事業の趣旨に鑑み、適正な計画を立案し、有効的かつ効果的な予算執行をすべきである。

【意見③】事業間の経費の付け替えについて（三沢高校）

本事業のBritish Hills 語学研修は6月23日から24日の1泊2日で白河高原において実施された。英語科の生徒を2名の教諭と1名の外国語指導助手(ALT)が引率した。このELTに対して日当及び宿泊料14千円が支払われているが、この経費は別に記載するALT事業費から支出されていた。令達予算は事業別に組み立てられているため、支出についても事業別に管理されるべきであるし、ALT事業費は赴任旅費、帰国旅費、研修旅費、管内出張旅費等に限定されていることから、その事業費から本事業費を支出することは好ましくないと考える。

入る学校もあるが、どちらかといえば、コンペの点数的には、低い学校も含まれていた。

後者について特別枠として採択した理由は、点数は低いがプランとしてよいもので、通常は、点数も高くなるのが普通であるし、「よい」という判断も主観の入るところである。この主觀をより客観的、公平に行う事を意図して、そもそもコンペを実施しているはずである。継続性を重視しそうれば、新規の学校のプランが相対的に不利になる。

2. 学校評議員配置事業(☆)

(1) 概要

県立学校長が、保護者や地域住民等の代表者で構成される学校評議員から、学校運営に関する意見を聴取すること等により、家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を開催する。配置人数は1校当たり6人以内、開催回数は1年3回程度とされる。

①目的

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政のありかたについて」(平成10年9月21日)において、今後の教育の在り方の基本方針として、子ども一人一人の個性を尊重し、自ら学び考える力、豊かな人間性などの「生きる力」を育むことが重要であることから、学校、地域、家庭、社会の連携を進めることが必要であり、このような社会を実現するためには各学校や地域において、その特色を生かした創意工夫ある教育活動を展開していくとともに、地域を挙げて子どもの成長を支えていくことが不可欠であると答申された。この提言を受け、文部科学省では平成12年に学校教育法施行規則を改正し、地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校や地域の実情に応じて、学校運営に対し、保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること

- ・保護者や地域住民等の協力を得ること
- ・学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たすこと
- ・目的として、学校に学校評議員を置くことができる」とされた。

同法23条の3の規定などから、学校評議員制度の主な内容は以下のとおりである。

- ・教育委員会の判断により設置するもの。
- ・学校評議員は学校職員以外の教育に関する識見と理解のある者の中から、校長の推薦¹⁷により教育委員会が委嘱する。

本県では、県立学校管理規則を改正して平成13年度から県立学校に学校評議員を置くことができる」とし、平成18年度においては全ての県立学校に配置している。

主な事業内容

| | |
|--------|-----------------------------|
| (配置人數) | 1校につき原則として6人とする |
| (配置予定) | 88校(高校69校、中・高等学校5校、養護学校14校) |
| (報酬) | 年額6,000円 |
| (謝金) | 聴学校における手話通訳者に対して、1回8,000円 |

¹⁷ 本制度の問題点の1つとして指摘される。つまり、学校長の推薦による選任では、学校長の運営方針に反対することなく、批判的な意見は出にくくなる懸念がある。このような欠点を補完する制度として、合議制組織の学校運営協議会制度の設置も可能である。

②事業費

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである

(単位：千円)

(2) 実施した手続

- ①教育庁担当者に質問とともに、学校評議員取扱要項、報酬一覧等関係文書を查閱した。

②令達先（各高校）学校評議員会開催会議録を閲覧し、学校評議員に関する規程入手した。

報酬、旅費について支出負担行為兼支出命令票と契合した。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|--------------------------------------|--------|--------|-----------|--------------|
| 事業費実績 | 3,766 | 3,253 | 4,053 | 3,867 |
| 往査した令達先の事業費実績等は以下のとおりである(表中の単位は円表示)。 | | | | |
| 節 | 五戸高校 | 三沢高校 | 三本木 高校 | 八戸工業 高校 |
| 報酬 | 30,000 | 18,000 | 30,000 | 24,000 |
| 旅費 | 7,816 | 3,300 | 5,270 | 5,850 |
| 合計 | 37,816 | 21,300 | 35,270 | 29,850 |
| 令達額 | 37,816 | 21,300 | 37,240 | 29,850 |
| 差引 | 0 | 0 | 1,970 | 0 |
| 摘要 | | | | |
| | | | | 1名は県職員のため無報酬 |

〔指摘〕 評議員会開催年月日の記載誤りについて（青森県高校報酬等支給仕訳書に記載の開催年月日が平成18年3月12日。平成19年3月12日である。開催年月日は旅費等の支給の基礎と記載誤りが無いよう、適切な事務の執行が必要である。

【意見①】学校評議員の人数について（教育庁資料）

各校の評議員会の出席人数と開催回数は下表のとおりである。

| 単位 | 五戸高校 | 三沢高校 | 三本木高校 | 八戸工業高校 | 百石高校 | 八戸第二養護学校 | 青森東高校 |
|----------|------|------|-------|--------|------|----------|-------|
| 評議員人數 | 人 | 5 | 3 | 5 | 4 | 5 | 5 |
| 開催回数(年) | 回 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 |
| 出席人數(延べ) | 人 | 10 | 6 | 9 | 7 | 13 | 15 |
| 欠席人數(延べ) | 人 | 0 | 0 | 6 | 1 | 2 | 0 |
| 開催場所 | 校長室 | 校長室 | 校長室 | 校長室 | 校長室 | ホテル | 校長室 |

【意見②】旅費請求書の記載について（弘前実業、青森工業）
学校評議員の旅費請求（精算）書を査閲したところ、旅費の明細や日当を記載する旅費額計算欄が未記入のものがあった。この点を質問したところ、JRの運賃や青森市のバス代はシステム上自動で計算されるため、旅費額計算欄を記入していないとのことであった。しかし、金額一本のみの記載では、明細が定かでないこと、及び第三者の検証を容易にする意味でも省略すべきではない。

になっていた。どのような特別の必要があつて1人多いのか質問したところ、理由に関する説明書類があるわけではなく、特別の必要性を県立学校課としては把握していなかった。原則を超える場合には、その理由を文書等で求めて保管し、第三者に要項上の例外の理由を説明できることが必要である。

第2 青森県立学校（以下「学校」という。）に置くことができる評議員は、6人以内とする。
ただし、特に必要がある場合は、6人を超えて置くことができる。
トヨコマ・其ベキ 守昌^{ムラサキ}一^{ヒサシ}レ^ス 田タミ^{タミ}吉^{ヨシ}巳^ヒ一^{イチ}アヤ^{アヤ} 17年 18年 レモ^{レモ}7月
(設置)

【意見③】学校評議員会の構成等について（三沢高校）
本校の学校評議員の人数はわずか3名（三沢市教育委員長、同窓会会长、在校生父兄）で会議開催回数もわずか年2回であった。包括外部監査の対象とした学校の中で、住民の学校運営参加の機会が最も少ない学校である。当然、評議員の指名や開催日数は校長の決定によるものであり、この程度の機会を設けることで十分だと判断された結果と思料され

② 事業費
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

る。伝統ある本校は県内でも大規模校の部類に入り、上十三地域の中核となる高校で、かつ定時制高校も併設している。本事業が意図する地域に開かれた学校を目指すに当たって、この住民に与えられた参加の機会はかなり少ないと考えられる。他校の評議員会運営状況に関する情報を得て比較検討することにより、本校の評議員会開催事業の活性化を図ることになると考えることから、県教委が運営状況に関する情報を集約し、学校に提供することを提案したい。

【意見④】学校評議員会の運営について（三本木高校）

上表のとおり、本校の評議員会は他校と比較して欠席が多い。県内で大学進学率トップを誇る本校であるが故に、誠に残念な事実である。都合により欠席になることは致し方ないことはあるが、会議の趣旨を勘案すると出席者が多いほうが望ましいことは明白である。学校評議員会制度が創設されて既に数年が経過しており、全国の多くの学校で設置済みであることから考えても、設置した側の学校のみに責任を押し付けることだけで解決を図ることは不可能である。すなわち、すでに地域住民に参加の機会は与えられていることから考えて、住民の自己決定、自己責任に基づく学校経営への参加が強く求められよう。その場合、要項の規定上6名を上限とすることが予算上の制約を理由とするならば、報酬を無償化して参加人数を増加させることも検討に値すると思われる。要は、数多くの地域住民や学校関係者の意見を学校経営に反映させることが教育の品質を高めることになる、という思想を一般住民に対して啓蒙することが必要である。

【意見⑤】学校評議員会欠席時の取扱い（百石高校）

上表の評議員会の欠席者は、同一人物である。都合により欠席になることは致し方ないことではあるが、会議の趣旨を勘案すると全員が出席することが大原則である。要項の規定上、欠席した場合には旅費は支給されず、報酬は満額支給される。まずは日程調整を確実に行うこと、欠席した場合には会議録や議論の内容を伝えること、評議員の出席にに対する義務感を高める努力を行うことで、地域住民、保護者との連携の下、開かれた学校を目指して、今後の学校評議員会の円滑かつ着実な運営が可能になると考える。

3. 青森県高等学校総合文化祭開催費負担

(1) 概要
① 目的

青森県高等学校文化連盟（以下、「高文連」という。）が実施する青森県高等学校総合文化祭開催に要する経費の一部を負担する。本事業は昭和55年から継続して実施している。平成18年度の第27回総合文化祭は10月27日から29日にかけて二北地区において開催された。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 3,400 | 3,400 | 3,400 | 3,400 |

(単位：千円)

- (2) 実施した手続
担当者に質問するとともに、負担金交付要綱、実績報告書等関係文書を查阅した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】実績報告書のチェック業務について
負担金の交付先である高文連は、事務局を青森東高等学校内におく任意団体であり、会長は青森東高等学校校長、理事長は青森東高等学校教諭が務めている。
高文連の全体の決算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 収入の部 | 金額 | 備考 |
|--------------|-------------|------------------------------------|
| 前年度繰越金 | 3,951 | |
| 学校負担金 | (注2) 21,941 | 全日前43,188名×500円、定期制1,739名 ×200円 |
| 県高総文祭県負担金 | 3,400 | 県負担金 |
| 全国高総文派遺費県補助 | 922 | 県補助金 |
| 全国高総文派遺費県補助 | 1,500 | 特別会計全国高文祭派遣補助費積立金より |
| その他の補助金 | 1,000 | 教職員互助会(注3)500、東北大会県補助金200、安全互助会300 |
| 雜収入 | 2 | |
| 合計 | 32,718 | |
| 支出の部 | | |
| 事務局費 | 5,843 | 賃金1,767千円を含む |
| 事業費 | 23,980 | |
| 専門部費 | (7,414) | |
| 県高総文祭費 | (9,153) | |
| 全国高総文祭等派遺補助費 | (7,412) | 全国大会、東北大会宿泊費補助 |
| 予備費 | 212 | |
| 合計 | 30,036 | |
| 収支差額 | 2,681 | |

注1)この決算書は監査人の求めに応じ、後日（平成20年1月）提出を受けたものである。4月17日の日付で監事2名の適正意見が付されている。しかしながら、預金通帳残高2,594千円と87千円不一致であり、

それは監査日時点において、5月16日に入金された返納金が確定していたため、平成18年度決算に織り込んだという説明を受けた。

注2)学校負担金は生徒全員分であり、各学校の私費会計から送金される。

注3)教職員互助会には、平成18年度までは職員福利課から補助金が交付されている。

このうち、3,400千円の負担金交付対象事業である第27回青森県高等学校総合文化祭は平成18年10月27日から29日にかけて開催された。この事業の実績報告書は下に掲げた収支決算書を添付して平成19年4月2日付けで教育長に提出された。この収支決算書の要約は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | |
|---------|--------|-------|
| 収入の部 | 予算額 | 決算額 |
| 学校負担金 | 6,643 | 5,753 |
| 県負担金 | 3,400 | 3,400 |
| 収入の部合計 | 10,043 | 9,153 |
| 支出の部合計 | 10,043 | 9,153 |
| 差引 | 0 | 0 |

負担に関する契約書第6条2には「報告された実績報告書を審査し、適当と認めたときは負担金の額を確定し、通知する」とされており、この負担金を交付するためには十分な審査業務、すなわち、支出に関する請求書、領収書、預金通帳とのチェック、学校負担金の確認業務が必要であったが、そのような手続きは取られておらず、この収支決算書を県立学校課担当者が十分審査したとは認められなかった。事実、収支計算書上は余剰金の発生が認められている。

このような審査業務の欠如を監査人が発見したことから、包括外部監査期間中に担当教諭立会いのもと、事務局の預金通帳や領収書をチェックすることを提案したが、監査人の

権限外という県教委事務局立会人の判断により却下された。そのことについては了解、しかしながら事象の重大性に鑑み、速やかに県立学校課担当者が審査業務を実施し、適切な交付であることを確認して外部監査人に報告するよう、申し渡したところである。その後、平成20年1月になってようやく、検査確認結果と上記決算報告書が包括外部監査人に対して送付された。高文連全体の決算書を見ると、予備費の欄に決算額が記入されているが、予備費は予算科目であり、それを使用するのであれば使用した科目に振替えなければならぬものである。収支決算書からは予算超過になっている費目も見当たらず、予備費を使用する前に科目間の流用を行うのが通常の会計慣行である。このような決算書について監事の適正意見が付され、かつ県教委の検査確認も適正であったことについては、疑義の生じるところである。

結論として、高文連の取扱う金額の大きさから考えて、今後はこのような大規模任意団体に対する補助・負担金については、実績報告書を原始証憑とチェックして、会計の透明性適正性と補助金等交付の適切性を確認する必要がある。また、余剰金が発生している現

状を鑑みると、負担の妥当性についても検討が必要である。注2)に述べたように活動原資は生徒の私費会計からの負担であり、後に述べるように各校私費会計は一般的に余剰が認められている。その余剰金の使途について共通的理解が得られるならば、当面は、生徒負担を全体として変化させることなく事業費の捻出が可能と考えられる。

【指摘②】 実績報告書の提出遅延について

第27回青森県高等学校総合文化祭開催費の負担に関する契約書第6条において、「実績報告書は、事業完了の日から起算して30日経過日または平成19年4月10日のいずれか早い時期までに提出しなければならない」と規定されている。「事業完了の日」という文言は、あいまいで、以下の理由により客観的時点となりえない。18年度の場合、平成18年10月27日から29日までが総合文化祭の開催期日であった。一般的に考えれば、10月29日から30日以内と解釈することにより、実績報告書の提出期日は一律に定まることになる。しかし、ながら、実績報告書の提出日は平成19年4月2日であり、契約書に違反していることとなり、同7条において規定する契約違反の際の負担金返還にも該当する重要な手続きの遅れが発見された。任意団体側の手続き遅れが第一義的原因であるが、交付する側の期限に対する意識が希薄であることも一因だと推測される。事実、先に述べたように、期限を超えた提出に対して実態ある審査業務が行われていない事実、契約違反にもかかわらず受理している事実を勘案すると、任意団体に対するチェックが機能していないことが十分に推測されるところである。契約条項については、双方留意の上、ルールに則った事務手続きを行う必要がある。なお、これに対し、事業完了とは、各種の支払いや決算の集計が終了してはじめて完了と言えるという主張もある。しかしこれを認めると、実績報告書作成者がその実績報告書を作成した日が完了の日となり、この規定は実質有名無実化してしまう。この場合には4月17日以降と団体側に主張される恐れすらある。このようなことを避けるためにも、より明確に「文化祭終了後、○ヶ月以内」等の規定にすべきであると考える。

4. 青森県高等学校文化運営補助

(1) 概要

①目的
文化活動を通じて、高等学校生徒の健全な育成を図るために、高文連が行う高等学校文化活動派遣事業及び東北高校団体選手権大会開催事業に要する経費について、補助金を交付する。

②事業費実績等
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 1,122 | 922 | 1,122 | 843 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、補助金交付要綱、補助事業実績報告書等を査閲した。

障害のある児童生徒の教育に関する指導的立場に立つ者が今後指導の立場に立つことが期待される者である。

③事業費

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 1,635 | 1,617 | 1,617 | 1,597 |

【指摘①】実績報告書のチェック業務について

3. 青森県高等学校総合文化祭開催費負担金（3）に記載した内容と同内容である。

【指摘②】補助対象事業の明確化について

既述のとおり補助対象となった事業は、高等学校文化活動派遣事業と東北高校選手権大会開催事業に要する経費の2つである。これら2つの事業内容は、相互に関連する性質のものではなく、実施主体が高文連であることが共通するだけであり、事業内容や開催日は全く異なるものである。この事実は交付要綱上の補助対象事業名、補助金額等が別々に記載されていることからも、交付時点において認識されていたことであり、これに対応する形で、実績報告書は1枚で提出されているが収支計算書は別々に作成され、提出を受けている。

このように別々の事業を合算して補助を行うと、事業間で補助金の不用額の流用が可能になり、事業ごとに本来実施すべき補助の金額を上回ることも懸念される。したがって、収支計算を別々に行っており、実情に鑑み、それぞれの所要額を適切に見込んだ上で補助金の上限額を設定することが、効果的かつ経済的な公的補助のあり方といえる。

【指摘③】実績報告書の提出遅れについて
開基選手権大会については事業完了後30日以内に提出が義務付けられている実績報告書が期限内に提出されておらず、両事業が完了した後の提出となっている。この点も前述したとおり補助対象を別個とすることで解消できる問題である。

5. 独立行政法人国立特殊教育総合研究所短期研修

(1) 概要

特殊教育担当教員を、独立行政法人国立特殊教育総合研究所に派遣し、専門知識を習得させることも、指導力の向上を図る。派遣期間は約2ヶ月間、派遣人数は6人である。

①目的

障害のある児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせること必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県における指導者としての資質を高める。

②対象

対象は、盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校並びに教育委員会、学校教育センター等において障害のある児童生徒の教育を担当する教職員で、

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、実施要項、研修期間中に要する経費の明細、研修派遣者一覧等を査閲した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

6. 盲・聾・養護学校就学奨励事業(☆)

(1) 概要

①目的
都道府県は、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)により、幼稚部を除く特殊教育諸学校¹⁸の児童・生徒に対して、就学に必要な経費を支給しなければならない。この法律を根拠に、県は下記のうちの(D)の事業を実施するとともに、「障害のある児童生徒の就学について(通知)」(平成14年5月27日 14文科初第291号)他を根拠として、下記の(A)～(C)の事業を実施した。財源は(A)～(C)の事業は県100%、(D)は県・国の各50%負担である。

(A)巡回就学相談活動(☆)

障害児の就学を円滑に推進するため教育事務所管内毎に保護者等を対象に就学相談を行う。

(B)就学指導委員会

障害児の適正就学を図るため、県就学指導委員会を開催し、総合的な就学診断を行う。

(C)在宅障害児訪問教育指導(☆)

在宅重度障害児の家庭に養護学校の教員が訪問し、教育指導を行う。

(D)盲・聾・養護学校就学奨励費補助

盲・聾・養護学校の児童・生徒に対し、就学に必要な学用品費等を助成し、特殊教育の普及奨励を図る。対象人員は盲・聾学校117人、養護学校1,023人である。

②事業費

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

¹⁸ 平成18年6月の学校教育法改正により、障害の種別を超えて、盲・聾・養護学校は特別支援学校に一本化された。

| 事業名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|---------|---------|---------|----------|
| 事業(A) | 1,170 | 358 | 612 | 783 |
| 事業(B) | 193 | 251 | 189 | 257 |
| 事業(C) | 4,416 | 4,069 | 3,488 | 2,309 |
| 事業(D) | 227,558 | 245,064 | 254,967 | 267,534 |
| 合計 | 233,337 | 249,742 | 259,256 | 270,883 |

(単位：千円)

| 項目 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-----|--------|--------|---|
| 扶助費 | 44,100 | 43,882 | 特別教育就学奨励費負担金(36,542)及び特殊教育就学奨励費補助金(7,339) |

往査した令達先（八戸第二養護学校）の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 就学奨励費負担金の内訳 | |
|-------------|--------|
| 項目 | 負担額 |
| 教科用図書購入費※ | 164 |
| 学校給食費※ | 11,395 |
| 交通費☆ | 20,096 |
| 修学旅行費 | 2,721 |
| 学用品購入費 | 2,164 |
| 計 | 36,542 |

③事業内容

- ア. 地域における特別支援教育充実事業調査研究運営会議の設置
- イ. 小・中学校等の校内支援体制の構築
- ウ. 特別支援教育推進のための研修会
- エ. 盲・聾・養護学校における特別支援教育のセンター的機能の充実
- オ. 特別支援教育推進のための理解・啓発
- カ. 特別支援コーディネーターの養成

⑤事業費

過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|
| | 3,774 | 3,328 |

(2) 実施した手続

- ①教育厅
 - ・概要の聴取を行い、担当者に質問するとともに、学習指導要領、及び学習指導要領解説、学校教育法施行規則等を査閲した。
 - ・(D) 事業については、加えて「特別教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」で奨励費を支出する際の要件・区分等をサンプルチェックした。
- ②令達先（八戸第二養護学校）
 - ・保護者からの委任状の微求状況、保護者への支給状況を確認した。
 - ・給食費の執行状況を確認した。

(2) 実施した手続

- 担当者に質問するとともに、実施要項、特別支援教育推進校の所要経費報告書等を査閲した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

8. 療護学校等における医療的ケア体制整備事業 (☆)

(1) 概要

養護学校等において、医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒の教育活動向上のため、医療的ケアの実施体制を整備する。

(2) 事業内容

県教委主催の医療的ケア運営協議会を年2回開催し、県における医療的ケアの体制整備及び医療的ケア実施校における実施上の課題について協議した。また、県内3つの養護学校を会場に、県内の盲・聾・養護学校教員を対象に医療的ケア専門研修を実施した。

(3) 事業費

過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。平成19年度は事業内容の見直し等を行ない、教員の専門性向上事業への組み替えを行った。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|
| 事業費実績 | 2,120 | 760 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、医療的ケア運営協議会設置要項等を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

9. 盲・聾・養護学校就職力アップ推進事業 (☆)

(1) 概要

(①) 目的

盲・聾・養護学校における生徒一人一人の就職力育成を図るため、就職力アップ推進員を県内6地区に各1人配置し、インターンシップ協力事業所の拡大等を進めること。

10. 善行児童・生徒表彰

(1) 概要

①目的 小・中・高等学校の児童生徒で、人命を救助したあるいは災害に際し適切な判断のものと行動したなどの、他の児童生徒に望ましい影響を与えるような善行の著しい者を表彰することを目的とした事業である。

(2) 事業内容等

平成18年度は火災時人命救助や怪我をした老女の介抱、小学生の集団登校への協力を7名の児童・生徒が推薦され、7名全員が表彰されている。毎年、表彰対象者数は、推薦される人数により変動するところで、決まっているわけではない。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 60 | 60 | 60 | 60 |

往査した令達先(八戸第二養護学校)の事業実績は以下のとおりである。
(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----|-------|-------|-----------------|
| 報酬 | 1,615 | 1,615 | 養護学校の生徒を受け入れる事業 |
| 旅費 | 187 | 134 | 所の訪問等の実施。 |
| 計 | 1,803 | 1,749 | |

③事業費
平成18年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。
(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 事業費実績 | 12,044 | 11,412 |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、指導グループの担当者に質問した。また、事業に関連する主要な支出について証憑資料と確認した。

(3) 監査の結果及び意見

決算数字が正しく集計されていない点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

1.1. 高等学校生徒指導連絡協議会

(1) 概要

(①) 目的

高等学校における生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、生徒指導の充実強化を図ることを目的とした事業である。

(②) 事業内容等

平成18年度は5月16日に生徒指導主事研究協議会が開催され、講演と情報提供、分科会に分かれての研究協議が行われた。もうひとつは特殊教育諸学校生徒指導研究協議会と合同の事業であるが、予算の細目が違うので、別事業で予算組みしている。本事業は高等学校生徒指導費として60千円、教育指導費(日)特殊教育指導費59千円の予算である(14. 特殊教育諸学校生徒指導研究協議会事業) 参照)。

(③) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 309 | 284 | 366 | 347 |

| 平成18年度の事業費実績の節別内訳は以下のとおりである。 | | | | |
|------------------------------|------|----------------|---------------|--|
| 節 | 実績金額 | 内 容 | | |
| 報償費 | 146 | 県外講師謝金 | 2人分 | |
| 旅費 | 140 | 講師旅費 | 2人分 (東京都2泊3日) | |
| 需用費 | 60 | Q-U用紙、Q-Uテキスト等 | | |
| 役務費 | 12 | 切手、電話代 | | |
| 使用料及び賃借料 | 8 | タクシー借り上げ | | |
| 合計 | 366 | | | |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、教育相談課の担当者に質問した。

- ・研修講座実績、受講者名簿、講座日誌、研修講座に関するアンケート等を通査した。
- ・事業の支出の一部(旅費、謝金等)について証憑等で内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】開設講座の適正な実績把握について

学校教育センターでは各研修講座について正確な実績金額を把握していない。具体的には、講師謝金単価について平成18年度より大学教授級で1時間当り単価13,000円が7,300円に改訂されているが、一部の継続講師に対し今までの協力を考慮し旧単価での支払を行っている。当該講座もそのうちの一つで、予算策定時には新単価で予算見積をしているが、実際には令達額総額366千円のうち346千円は講師の謝金と旅費で使用されていた。また、当該講座に直接必要なQ-U用紙(演習用品)、Q-Uテキストなどの購入費用を予算の算定基礎に入れているが、実際は在庫があつたため購入しなかつたことが確認された。研修講座を開催するあつては、必要な演習用品等は事前に在庫と必要数を確認し、購入の必要性の有無を予算に反映させる必要がある。また、講座の成果や効率性を判断する上で、講座の正確な実績金額を把握・管理することが必要である。

1.2. 学校不適応対策講座

(1) 概要

①目的
いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動についての理解、指導・援助の仕方について研修を行い、問題行動等に対する指導力の向上を図る。

1.3. 高校生心理アドバイザー配置事業 (☆)

(1) 概要

①目的

教育相談に関する専門的な知識と技能を有するアドバイザーを、要請に応じて県教委が学校へ派遣し、さまざまな悩みや不満を抱える高校生へのカウンセリングやその保護者へのアドバイスなどを通じて学校不適応問題を未然に防止するとともに、アドバイザーの持つ専門的なノウハウを広く県内の高校へ広め、教育相談に対する教員の実践的指導力向上を図り、高等学校における教育相談体制の充実に資する。

②事業内容

カウンセラーは、元教諭等教育関係者4名と大学院生2名の計6名である。また、カウンセリング実施状況は以下のとおりである。

| 地区 | 東青 | 西北 | 中南 | 上北 | 下北 | 三八 | 計 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|----------------|
| 18年度人數 (延人數) | 54人 (109件) | 45人 (405件) | 28人 (78件) | 51人 (103件) | 23人 (46件) | 31人 (145件) | 232人 (886件) |
| 17年度人數 (延人數) | 59人 (197件) | 57人 (345件) | 65人 (138件) | 41人 (95件) | 30人 (66件) | 28人 (55件) | 280人 (896件) |

③中途退学者及び不登校の状況

中途退学者の数値は以下のとおり、年々減少している（在籍数に占める割合は横ばい）。

平成17年度における全国公立高校における中途退学割合の平均値は2.1%である。また、平成17年度より文部科学省で調査を開始した不登校生徒の状況について、在籍数に対する割合は全国公立高校平均値は2.1%であり、本県の割合は0.65%（229名）となっている。

| 年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 中途退学者数 (在籍数に占める率) | 513名 (1.3%) | 479名 (1.3%) | 477名 (1.3%) |

(2) 事業費

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業費実績 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| | 3,990 | 3,929 | 2,757 |

このうち、往査した今達先（百石高校）の事業費実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 |
|-----|-------|------|
| 報償費 | 560 | 560 |
| 旅費 | 104 | 104 |
| 需用費 | 20 | 20 |
| 役務費 | 6 | 6 |
| 合計 | 690 | 690 |

前年度に引き続き、平成18年度も本校にアドバイザー1名が配置され、実施要項等に従って事業を実施した。主な活動記録は以下のとおりである。

| | |
|---------|------------------------------|
| 指導実人数 | 男子4名、女子29名、保護者等5名 |
| 指導延べ人数 | 男子8名、女子70名、保護者等7名 |
| 家庭訪問の回数 | 1回 |
| 長期間継続指導 | 指導回数22回 |
| その他 | 教職員への助言、児童相談所、警察、地域教育委員会との連携 |

(3) 実施した手続

①教育庁

事業の実施要項、カウンセリングの実施状況報告書等を閲覧し、担当者に質問を行った。

②令達先（百石高校）

実施要項、事務処理要領を閲覧し、県立学校課に提出した活動状況報告書を確認した。また、報酬、旅費、需用費について支出負担行為兼支出命令票と突合した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】活動状況報告書等の記載誤り（百石高校）

アドバイザーへの報酬支払の基礎となる勤務実績簿上、各月の勤務時間数の合計は560時間であり、このうち派遣要請校の七戸高校での勤務時間数は56時間、差引504時間に対する報酬が支払われている。他方、県立学校課に提出した活動状況報告書に記載された勤務時間数は489.5時間であり、14.5時間の不一致が生じている。原因を究明したところ、臨時事務職員が誤った時間数をアドバイザーに伝え、それを活動状況報告書に記入したためであった。この他、勤務実績簿時間数が、本来は19.5時間と記載すべきところを20時間と記載している誤りも発見された。この場合には30分以上は1時間として報酬を支払うこととされており、結果的に報酬の支給誤りとはなっていない。双方のケースとも、事務手続きの単純な誤りだと思われるが、今後は勤務実績の集計を適正に行い、このようないことが以後発生しないよう、十分な注意が必要である。

【意見①】需用費の支出時期（百石高校）

需用費の支出額の内訳は以下のとおりである。

| 月日 | 支出額(千円) | 内容 |
|--------|---------|-----------|
| 11月9日 | 12 | 図書代 |
| 11月14日 | 2 | 色鉛筆 |
| 3月5日 | 2 | コピー用紙400枚 |
| 3月20日 | 2 | ひざ掛け、毛布 |
| 合計 | 20 | |

本事業は平成17年度から19年度までの継続事業になつておる、17年度においても相応の予算があつたと推測できる。18年度の需用費支出額は計ったよううに予算額と同額であり、3月中の支出については、19年度事業用のものとも考えられなくてない。ひざ掛けや毛布は相談者がアドバイザー室で落ち着くためには必要不可欠なものではあると思うが、予算と実績は必ずしも同額である必要は無く、18年度事業が終了する間際に購入する必要も無い。事業実施のために必要なものは、予算の範囲内で適時に購入することを心がけるとともに、年度末間際での予算消化的な購入は極力避ける必要があると考える。

1.4. 特殊教育諸学校生徒指導研究協議会

(1) 概要

①目的
高等学校及び盲・聾・養護学校における生徒指導上の諸問題とその対策について研究協議を行い、生徒指導の充実に資する。

②事業の実施状況

平成18年5月に高等学校及び特殊教育諸学校生徒指導主事連絡協議会を開催した。

③事業費の実績

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| | 59 | 59 | 59 |

(2) 実施した手続

協議会の開催要項を閲覧し、担当者に質問を行つた。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

(3) 監査の結果及び意見

【意見①】開設講座の適正な実績把握について

- ・事業の概要等について、学校教育センターの教育相談課の担当者に質問した。
- ・研修講座実績、受講者名簿、講座日誌、研修講座に関するアンケート等を通査した。
- ・事業費の一部（旅費、謝金等）について証憑等で内容を確認した。

平成18年度の事業費実績の節別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 実績金額 | 内 容 |
|----------|------|---------------|
| 報償費 | 59 | 県外講師謝金 |
| 旅費 | 58 | 講師旅費（東京都2泊3日） |
| 需用費 | 48 | 心理テスト用紙等 |
| 役務費 | 5 | 切手、電話代 |
| 使用料及び賃借料 | 4 | タクシー借り上げ |
| 合計 | 174 | |

③事業予算・実績等
過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 160 | 170 | 174 | 168 |

(単位：千円)

- ①目的
児童・生徒理解の客観的方法として、心理検査の理論、技法等について研修し、教員としての指導力の向上を図る。
- ②事業内容等
教育相談における心理検査の理論・技法等についての研修で小・中・県立学校教員を対象に2日間で行われた。定員数は50名で受講者数は38名であった。

1.6. 適応指導教室運営事業

(1) 概要

①目的
不登校児童・生徒の自立心を育み学校へ復帰できるよう小・中・県立学校児童生徒を対象に適応指導教室を行う。

②事業内容等

適応指導教室「こころの教育相談センター」は、学校教育センターの教育相談課内にあり、県内全域の不登校児童・生徒を対象に、個々の児童生徒の状態に応じた援助を行い、不安や悩みを取り除き、人間関係の改善等適応能力を育み、自立と学校への再登校を目的とするものである。

運営は、教育相談課長、指導主事7名、非常勤職員12名、専門相談員（精神科医1名、心理学教授1名）で行われており、実施時間は月・火・木・金曜日は10時から15時まで水曜日は10時から12時までとなっている。通所生の安全と保護者の経費軽減等を図るために、青森駅と学校教育センター間で通所用バスが運行されている。

活動内容は、継続的適応指導として学びタイム、フリータイム、スポーツデー等、体験的適応指導としてボウリング教室、宿泊体験、ふれあいサマー・キャンプ等が実施されている。通所生総数は、平成15年度19名、平成16年度17名、平成17年度26名、平成18年度18名と20人前後で推移している。平成18年度においては、通所生総数18名に対して学校へ完全復帰した者1名と学校への登校と通所を併用している者16名となっており、学校復帰率94.4%（17名/18名）と高い実績をあげている。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| 事業費実績 | 5,767 | 5,334 | 5,396 | 5,722 |

平成18年度事業費実績の節別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 実績額 | 内 容 |
|----------|-------|-------------------|
| 報償費 | 180 | 専門相談員・県外講師謝金他 |
| 旅費 | 1,818 | 専門相談員・県外講師・指導員旅費他 |
| 需用費 | 627 | キャンプ、補習に係る経費 |
| 役務費 | 2 | ボランティア保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 2,769 | 生徒送迎・所外行事バス借り上げ他 |
| 合計 | 5,396 | |

（2）実施した手続

事業の概要等について、教育相談課の担当者に質問し、適応指導実施要綱・通所状況一覧・文部科学省「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」調査研究実践報告書などの書類を通査した。また、支出の一部について証憑等で内容を確認した。

（3）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業の適正な実績把握について

学校教育センターでは本事業について正確な実績金額を把握していない。本事業の直接経費につき一部確認したところ、予算見積段階では、指導員の研修のため県外講師を予定していたが、実際は県内講師となつたこと、ボランティアの交通費や保険料の支出実績はなかつたことなどの当初予算からの変更が確認された。また、家庭訪問の旅費も見積もられているが、訪問回数等の実績は管理していないとのことだった。事業の成果や効率性を判断する上で、事業の正確な実績金額等を把握・管理することが必要である。

【意見②】効果的な事業実施方法の検討

文部科学省の学校基本調査によると、平成17年度の全国の小中学校において不登校の児童数は122,255人で4年連続の減少傾向にあるが、本県では平成17年度に1,334人から1,428人と増加に転じており不登校に関して慎重な対応が求められている。適応指導教室の役割は今後益々重要になってくるものと思われる。

本事業の経費の内訳をみると、通所用バスの運行費用2,670千円が予算の半分以上を占めており、このような経費の必要性を否定するわけではないが、予算の便益としてさらに効果的な事業実施方法を目指して、平成18年度に実施した本庁と合同開催の県内指導員対象の研修を増加させるなど、市町村とも連携して全県的な不登校への対応を充実強化するための事業を検討・実施していくことが望まれる。

1.7. 中学生の専門高校体験入学（☆）

（1）概要

①目的
専門高等学校を志望する中学生に体験入学の機会を与え、進路指導の充実に資する。

②事業内容等

専門高校において実際に行なわれている科目等のうち、実験・観察・加工・制作・作業などの実習をともなう授業を実際に体験してもらう事業であり、本事業はすべての専門高校で実施されており、平成18年度は約6,900名の中学生が参加した。
事業の実施については、おおむね前年度の実績から各高校への配分額を決め、各学校に令達して実施している。

往査した各高等学校の事業内容

| 高等学校名 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 名久井農業高校 | 中学生の参加者は99名であったが、参加者は、各学科に分かれて実習等を行った。事業令達額は生活科学科の実習で使用したハンカチに使用された。 |
| 八戸商業高校 | 2日間、午前午後の計4回開催され、中学生が541名参加した。パソコンを使用しての実習を体験した。支出の内容は、参加生徒に配布した学校案内の印刷費用に充当している。 |
| 三本木農業高校 | 中学生が365名参加した。支出の内容は、配布のための学校案内の資料の作成に要した費用である。不足分は、学校的管理費で負担している。 |
| (3) 事業予算・実績等 | 過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。 (単位：千円) |

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 455 | 445 | 345 | 445 |

往査先高等学校での予算額及び決算額
(単位：千円)

| 高等学校名 | 費目 | 予算額 | 決算額 | 支出内容 |
|---------|-----|-----|-----|------------------|
| 名久井農業高校 | 需用費 | 5 | 5 | 実習で使用したハンカチ代、40枚 |
| 八戸商業高校 | 需用費 | 28 | 28 | 学校案内の印刷費用 |
| 三本木農業高校 | 需用費 | 27 | 27 | カラーコピー代31千円の一部 |

(4) 施策評価の概要等

すべての県立専門高校で実施されており、毎年7,000名近くの生徒が参加していることから、中学生の進路選択に重要な役割を果たしている事業である、との自己評価である。

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 275 | 275 | 275 | 259 |

18. 進路指導研究協議会

(1) 概要

①目的
高等学校の進路指導主事を対象に、進路指導に当たっての諸問題について研究協議を行い、進路指導の充実強化を図ることを目的とした事業である。

②事業内容等
進路指導主事研究協議会は5月24日に開催され、進学率の高い高校、就職する割合の高い高校、専門高校、定時制高校の分類で、第1分科会から第4分科会に分かれて、テーマを決めて実施している。参加者は、他校の取り組みを聞いて自分の学校に反映させることができることが期待される。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。
(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 275 | 275 | 275 | 259 |

(2) 実施した手続

①教育庁

事業の概要等について、実施要項を入手し、指導グループの担当者に質問した。

②令達先

事業の実施内容について質問し、需用費について支出負担行為兼支出命令票と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業費の実績把握について

前年度に比較して20%以上も実績額が削減されているが、各学校では、減額になれば減額になったなりに工夫して事業を実施しているので、いくら必要とか、予算を増額していくという主張・要求を県立学校課に行わないようである。また、県立学校課からも、令達による事業実施の結果報告を求めていないため、活動内容や見込経費に基づく適正な予算

水準に関する情報を把握していない。实际上は、各学校では、不足分は管理費予算を充当して実施し、体験入学以外でも利用する学校案内などの印刷費として使用している例も見受けられ、わざわざ事業として設定しなくても、各学校の管理費予算を上乗せしておけば十分である印象を受けた。本県の産業構造はこれまで農林水産業や建設業が中心となつて形成され、事業主体の多くが中小零細企業である。県はその構造改革に向けて様々な施策を設じている。県の生活創造推進プランの一事業として位置づけているならば、事業実施内容の報告を求め、効果的な事業となるように努めるべきである。現状のままでは、從来からの実施内容を予算の範囲内で、漫然と実施し、仮に事業の有効性が確認できていなければ、それでも、県は施策を立案する上で、何も対策を打てないということになりかねない。

19. 進学力ステップアップ支援事業 (☆)

(1) 概要

①目的
本県の大学等進学率の更なる上昇に向けて、教員の教科指導力の向上を目的として各学校が実施する各種の事業を支援し、進学力のステップアップを図ることを目的とした事業

である。平成18年度開始事業であるが、同様の目的で平成17年度までは、「進学志望達成支援事業」として実施していた。従来は、保護者も対象にしていたが、教員の指導力向上に焦点を絞っているのが本事業の特徴である。

②事業内容等

事業実施を希望する学校に事業計画書を提出させ、5月の審査委員会で審査の上、計27校の事業を採択した。内容は、教員のための研修やセミナーへの参加、外部講師の招聘による講義、他校の学校視察等が多かった。

本事業は、県全体の進学率の底上げを図る目的であるため、進学率の高い学校のみならず、従来進学率が低かった学校についても支援の対象としている。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算並びに大学進学率等の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|--------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | — | — | 5,457 | 5,803 |
| 本県の大学短大への進学率 | 37.0% | 38.2% | 39.9% | |
| 全国の大学短大への進学率 | 47.3% | 49.0% | 51.2% | |

県の進学率は、全国平均の進学率の上昇とおおむね同程度に伸びているが、従来、進学率の低かった高校の進学率に限って言えば、全国平均を上回る伸び率で上昇しており、県全体の底上げの効果はあるように感じられる。

上記のうち、往査した令達先の事業内容等は以下のとおりである。

○野辺地高校の事業内容

令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-----|-------|------|-------------------------------------|
| 旅費 | 209 | 209 | 代々木ゼミナール 楽業法研究ワンドイ特別セミナー（代々木ゼミナール他） |
| 負担金 | 30 | 30 | 同上 参加費（2名分） |
| 合計 | 239 | 239 | |

| ○青森東高校の事業内容 | | | |
|-------------|-------|------|---|
| 令達予算額及び執行額 | | | |
| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 主な内容 |
| 旅費 | 280 | 280 | 教諭3名駿台教育研究所セミナー受講、教諭1名駿台教育研究所セミナー受講、教諭1名冬季教育研究セミナー受講、教諭1名冬季教育研究セミナー受講 |
| 合計 | | | |

○三木木高校の事業内容

令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| ○弘前南高校の事業内容 | | | |
|-------------|-------|------|------------------|
| 令達予算額及び執行額 | | | |
| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 主な内容 |
| 旅費 | 244 | 244 | セミナー開催地の仙台までの旅費等 |
| 合計 | 244 | 244 | |

○五所川原高校の事業内容

令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| ○五所川原高校の事業内容 | | | |
|--------------|-------|------|---------------------------------|
| 令達予算額及び執行額 | | | |
| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 主な内容 |
| 旅費 | 263 | 263 | セミナー開催地の東京までの旅費（駿台、代ゼミの研修プログラム） |
| 合計 | 263 | 263 | |

河合塾から講師を招いて、小論文の指導研修を行った他、2名の教諭について学習指導スキル研修を受講させた。

○三木木農業高校の事業内容

令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-----|-------|------|----------|
| 報償費 | 73 | 73 | 講師謝金 |
| 旅費 | 47 | 47 | 講師旅費、宿泊費 |
| 合計 | 120 | 120 | |

講師を招いて、3年生の進学希望者を対象に小論文の模擬受業を行い、また、教諭との協議等を行う「進学のための小論文指導力アップセミナー」を開催した。

| 需用費 | 26 | 26 |
|----------|--|-----|
| 合計 | 262 | 186 |
| 小論文指導研修会 | | |
| 事業内容 | 代々木ゼミナール仙台校小論文講座受講、3学年進学希望者に小論文指導の実施、小論文指導担当者対象の小論文研修会（講師は上野法律ビジネス専門学校）、駿台予備校小論文講座受講、全教員対象の小論文研修会（講師は上野法律ビジネス専門学校） | |
| 事業の評価 | 本校の進学希望者の多くは推薦入試を希望しているため、受験に小論文を必要とする生徒が多い。今まででは教員一人当たりの生徒が多く目的の行き届いた指導ができないかつたが、ほぼ全教員が研修会に参加し、その中でも深く学びたい教員が予備校主催の講座に参加したことから、来年度からは全教員で小論文指導を実施する予定である。 | |

④ 施策評価の概要等

事業評価調査では、本県の進学率は全国と比較しても低位であるが、本事業による教員の指導の工夫による授業の改善の効果は上がっているため、事業継続が妥当としている。県担当者の話でも、短期間で効果の上がる話ではないので、最低でも3年間は続ける予定とのことであった。

(2) 実施した手続

- ① 教育庁
事業の概要等について、実施要綱を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、予算の執行額について、一部の事業実施校からの執行額報告書と突合した。
- ② 令達先（野辺地高校他）
事業実施計画書を閲覧し、支出について、支出負担行為兼支出命令票、旅費請求（精算）書、報酬等支給仕訳書など証憑書類と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】事業の効率性について（教育庁）
本事業は、学校ごとの実施になつてゐるが、実施内容を見ると、小論文指導など似通つた内容が多くある。先生向けの支援事業なのであれば、各校ごとではなく、集合方式でセミナーを実施するほうが効率的となる場合もありうる。また、実施報告書を見ると、生徒も一緒に聞く講義を実施している学校もあったが、教員の指導力アップのための事業なのだから、講師を招いて生徒に直接指導するのではなく、当初の事業目的とされているようにも思える。学校ごとに重点テーマやレベルの違いがあるので、学校の主体性に任せるのも一法かもしれないが、各校に一任するだけでなく、場合に応じて県立学校課が各校の事情を調整して、事業の目的に即した効率的な実施策を主導していくことも必要と思われる。

【意見②】後援会会計から支払われた負担金について（三木木高校）
代々木ゼミナールの「ワンディ特別セミナー」の受講料は1人18千円で、同校3名以上で申し込んだ場合は1人15千円と安くなる。本事業実施について、本校が教育委員会に指定校申請した時点での申請金額は252千円であったが、予算決定額は15千円の査定減となり237千円となった経緯がある。このため、本校では3名参加で予定していたものを2名参加とせざるを得ないことになったが、校長決裁により、後援会会計に15千円を負担させて予定どおりの事業実施となつた訳である。校長は学校運営の最高責任者であり、県事業費を校長判断で後援会に負担させたことについては、県教委の守備範囲外とも考えられる。しかしながら、生徒にとって真に必要な経費であれば、県費で賄うことがベストであり、次善策として、後援会が負担したことについての報告が県教委にあれば、今後の令達額に反映させることもできることになる。

また、後援会会計では教職員研修費として支出しているが、その具体的な内容については事後承認になっている。この負担金以外にも、例えば駿台教育研究セミナー受講料及び旅費、伝統音楽研修会参加旅費、全国理科教育大会宮城大会参加費及び旅費、東北地区算数・数学教育研究大会参加費及び旅費、代ゼミワンディ特別セミナー参加旅費など、かなりの額が後援会負担となつていて、一定の限度で補助することは容認されようが、県事業費の不足分を限度無く負担することは県費との繋引きを不明確にし、今後の適正な事業費の積算に影響を及ぼすことだけでなく、後援会の透明な運営を阻害する可能性があることから、後援会会計の規約を作成した上で事前承認のルール化を求めたい。

20. スケールアイデンティティプログラム (☆)

(1) 概要

① 目的
本事業は、平成17年度から平成20年度までの県立高等学校教育改革第2次実施計画を受け、平成21年度以降の本県高校教育の在り方を検討する事業であり、将来的に生徒数が減少する中、高等学校の適正な学校規模・配置等を検討するとともに、生徒の多様な進路志望等に対応した教育内容等の研究開発を行い、高校生が夢を育むことができる環境づくりを進めることを目的とした事業である。

本事業は、高等学校の適正な学校規模・配置、学科の整備等を進めるため、有識者等によるグランドデザイン会議を立ち上げ、地域のニーズ等を踏まえた検討を行う「高等学校グランドデザイン会議事業」と、生徒の多様な進路希望に対応するため、進学、就職、資格取得等、学校の特性を最大限に活かしたカリキュラム等の研究開発を行なう「高等学校教育計画研究開発事業」の二つの事業からなる。前者においては、主に制度面や仕組み作りといった観点（ハード面）から検討を行い、後者においては、学校現場における教育計画（カリキュラム）の研究開発という観点（ソフト面）から検討を行うものである。

②事業内容等

A：高等学校グランドデザイン会議事業においては、本県の中学校卒業予定者の今後の減少を踏まえ、A：県立高等学校の適正な学校規模・配置の在り方、B：社会の変化と多様な進路希望に対応する学科コース等の在り方、C：県立高等学校と中学校や大学等との連携の在り方、を調査審議して、教育長に報告することとしている。平成18年度は19名の委員による検討会議を4回開催したが、この検討会議の下には、Aのテーマで調査検討を行う第1専門委員会（10名）と、B、Cのテーマで調査検討を行う第2専門委員会（18名）が設置されている。そして、これらテーマについて地域の意見を聴取し検討に反映させるための3つの地区部会（それぞれ10名）を設置して運営している。本事業は平成19年度までの2年間の事業であり、平成18年度の検討結果は中間報告という形でまとめられている。

イ. 高等学校教育計画研究開発事業では、専門高校として、三本木農業高校、五所川原工業高校、青森商業高校の3校が、普通高校として、黒石高校、田名部高校、三戸高校の3校が研究協力校として指定され、学校ごとに実践研究を行った。これら研究協力校の活動は、農業高校、普通高校などの学校種類ごとの部会で検討され、部会を通して成果を共有していくことになっている。ただし、本事業は平成19年度まで経く2年間の事業のため、検討結果の成果物はなく、各校の実績報告書が作成されているのみである。

③事業予算・実績等

平成18年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業名 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------------------|--------|----------|
| ア. 高等学校グランドデザイン会議事業 | 2,739 | |
| イ. 高等学校教育計画研究開発事業 | 2,472 | |
| 合計 | 5,211 | 4,892 |

高等学校グランドデザイン会議事業の主な支出は、委員の報償費、会議出席のための旅費の支出である。

高等学校教育計画研究開発事業の予算は、研究協力校に令達され、各学校で執行されており。往査した令達先（三本木農業高等学校）の事業費は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|----------|-------|------|-----------|
| 報償費 | 30 | 30 | 講師謝金 |
| 旅費 | 122 | 121 | 研修旅費 |
| 需用費 | 100 | 100 | ファイルなど文房具 |
| 使用料及び賃借料 | 163 | 163 | バス貸切料 |
| 合計 | 416 | 415 | |

事業内容としては、①生徒の進路別学校・企業見学会の実施、②教諭のキャリアガイダンスセミナーとSPI対策講義への参加及び先進校視察研修、③講師を招いて、フリーターニート防止講話の実施という3つの活動を行った。

④施策評価の概要等
当初から2年間の事業として計画されており、平成19年度には最終報告（答申19）を出す予定になっている。

（2）実施した手続

①教育庁

・高等学校グランドデザイン会議事業
事業の概要等について、会議設置要綱を入手し、管理・改革グループの担当者に質問した。また、中間報告の資料を入手し、検討の内容を確認した。

・高等学校教育計画研究開発事業

事業の概要等について、実施要項を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、研究協力校からの実績報告書を一部入手し、実施した内容を確認した。

②令達先（三本木農業高等学校）

実施した活動の事業計画、活動報告等の資料を閲覧した。また、支出内容について、支出負担行為兼支出命令票と契合した。

（3）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業実績の把握について（教育庁）

高等学校グランドデザイン会議事業において、謝金と旅費について実績値を集計したが、県立学校課のまとめた決算額とは一致しなかった。決算額は、予算を基準に調整しているためであるが、事業に要した実績値を集計し事業別決算に反映させるべきである。

に照らして妥当かどうか疑問である。平成19年度まで継続する事業とはいえ、事業を選択した途中結果はどうだったのか、各学校での事業実践内容が研究テーマに即したものだったのか、1年間の成果はどのようなものだったのかを見極めるためや、次年度に継続する実施事業の効率性や有効性を高めるための情報収集にもなるため、高等学校グランデザイン会議事業同様、本事業においても年度ごとに中間報告を作成しておく必要があると考える。

2.1. 中高一貫教育充実支援事業

(1) 概要

①目的

平成19年4月に公立学校として県内初の併設型中学校（県立三本木高等学校附属中学校）が開設されるにあたり、広く県民の中高一貫教育を紹介するための説明会を開催するとともに、各種の広報を行うことを目的とする事業である。

②事業内容等

平成18年12月の選抜試験までの間、パンフレットを配布するなどして、県民に対する広報・啓蒙活動を行った他、入学を希望する児童及び保護者を主な対象として、学校説明会を7月9日と16日の2日間で計4回、十和田市と青森市で開催した。この説明会には、合わせて854名が参加した。

③事業予算・実績等

平成18年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 事業費実績 | 853 | 398 |

このうち、432千円は、令達先である三本木高校で、消耗品費等に使用されているとのことであった。往査した三本木高校の事業費は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 |
|-----|-------|------|----------|
| 旅費 | 542 | 542 | 教員旅費 |
| 需用費 | 432 | 432 | 学校案内印刷代他 |
| 合計 | 974 | 974 | |

平成19年からの中高一貫教育実施に備え、先行して実施されている他県（岡山県、京都府、東京都等）に視察に赴く旅費や学校案内、開校式要項の印刷代である。

④施設評価の概要等

特に事業評価調書は作成されていないが、中高一貫教育を県民に紹介するため、平成19年以降も3年程度は続ける見込である。ちなみに、平成19年度の選抜試験においては、80名の定員に対し、約250名の応募があったとのことで、良好な結果であった。

(2) 実施した手続

①教育庁

事業の概要等について配布したパンフレットを入手し、管理・改革グループの担当者に質問した。また、印刷製本費の一部について支出命令票、請求書など証憑書類と突合した。

②令達先（三本木高校）

県立学校課に提出した活動状況報告書を確認した。また、旅費、需用費について支出負担行為兼支出命令票と合符した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 令達先からの事業実績値の報告について（教育庁）

三本木高等学校への予算の令達額432千円の執行状況について、県立学校課では把握していないかった。このうち378千円は印刷製本費であるが、県立学校課にある根拠資料からは、338千円の支出しか確認できなかった。事業の実際の正確な支出状況については、事業の報告とともに、令達先からの報告を求めるべきである。

【意見②】 事業予算外支出について（三本木高校）

2月15日から校長以下3名で東京を視察した旅費193千円のうち51千円、2月22日から教員1名が名古屋を視察した旅費60千円は、事業費予算を使い切ったために本事業費からは支出できず、高等学校管理費から支出したものである。日間の流用は認められているとはいえ、好ましいことではない。まずは、事業費予算の範囲内で収める強い意識を持つべきであり、予算要求時の積算精度の問題もある。安易に管理費予算を流用することは、緊急性のある必要不可欠な支出への対応を難しくさせ、さらには私費会計の負担を増やす結果にも繋がりかねない。

2.2. 夢実現チャレンジプラン（☆）

(1) 概要

①目的

本県の大学等進学率の向上を図るとともに、次代を担う優秀な人材を育成するため、学力向上・目的意識の醸成を図ることを目的とした事業である。

本事業には大きく二つの事業があり、一つは、指導力に定評のある講師による受験指導システムを構築することにより、医学部等難関学部を志望する生徒の学力向上を図る「実力養成セミナー開催事業」で、もう一つは、医師を目指す生徒を対象に職業ガイダンスや医療施設見学会などの職業教育プログラムを実施する「職業育成のための啓発的体験事業」である。

(②)事業内容等

実力養成セミナー開催事業においては、難関大学を志望する生徒を対象に、予備校の講師を招いてセミナーを夏と春に開催した。8月9日～12日のセミナーには160名以上、3月27日～30日のセミナーには200名以上の参加者があった。参加者は、会場までの旅費と宿泊費・食事代等の負担だけで、授業料の負担はないため、多数の参加希望者が集まるのことであった。

職業観育成のための啓発的体験事業においては、医師を志す生徒が対象であるが、8月15日～18日に拠点病院とへき地の病院を2日間にわたって見学する見学会を実施した他、医者を志望した動機、医療現場の現状などをテーマに医療現場で働いている医師が講演する職業ガイダンスを6地区で行った。この事業は、県教委と健康福祉部との共同事業であり、健康福祉部は病院側との連絡、医師の選定を担当している。

(③)事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算等は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-----------|--------|---------|---------|----------|
| 事業費実績 | － | 4,054千円 | 6,682千円 | 4,810千円 |
| 実力養成セミナー | － | 234人 | 368人 | |
| 参加生徒数 | － | 334人 | 302人 | |
| 医学部現役進学者数 | 26人 | 24人 | 28人 | |

講師の謝金や旅費、参加する学校の先生の旅費が主な内容である。
職業ガイダンスの旅費は、健康福祉部の負担となっている。

(④)施設評価の概要等

実力養成セミナー開催事業についてのみしか事業評価調査書は作成されていないが、両事業ともに概ね好評であるとのことである。特に実力養成セミナー事業については、平成19年度の夏開催のセミナーの参加者は265人にも増えているので、今後は会場のキャバシティの問題から、希望生徒をすべて受け入れられない可能性もあるほどである。そこで、今後は、地域毎に学校が主体となって展開していくことや、都市部以外の学校に在学する生徒の進学意識を高めることを検討して、見直しながら継続していくことが妥当としている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、開催要項、実施要綱を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、報償費や旅費の一部について、支出命令票と契合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】事業の重点化と継続性

本県は全国の中でも特に医師不足が社会問題になっている。上表の医学部現役進学者数をみても、県民の中から医学部に進学できる人数は本当に少ない。理由は経済的な面や学力的な面以外にも沢山あるとは思われるが、まずは職業としての医師の魅力を体験させることができ本事業の目的だと解される。その意味で、現在の本県にとって最も喫緊の政策課題に沿った実践的事業であり、県民の理解度は高いと考えられることから、今後も積極的に事業展開を実施することが望ましいと考える。実際に、県内大学医学部の定員枠への県出身者枠拡大や補助金制度の創設など、県の事業は着々と進行しており、その成果は近々見られてくると期待されるが、それは継続的に行われなければ効果は半減してしまう。そのような目に見える事業を下支えするような本事業については、事業の選択と重点化の理念に従って、予算措置の継続が必要だと想素する。また、健康福祉部との事業連携が益々強化されることも期待されるところである。

2.3. 仕事力養成プログラム (☆)

(1) 概要
①目的

若者のフリーター志向の広がり、無職業者の増加、就職後の早期離職等、「学校から職場への移行」や「学校教育と職業生活との接続の改善」に関する課題を解決するために「キャリア教育」²⁰が推進されている。本県では、高校生が社会人・職業人として自立していくための仕事力を養成するため、高校3年間を通じた系統的な就職指導プログラムを実施している。本事業は、以下のA：仕事学び推進事業、B：仕事力養成推進事業、C：キャリアカウンセリング研修会、D：青森県高等学校就職促進連絡協議会の4つの事業からなる。

A：仕事学び推進事業

職業についての理解を深め、将来の職業選択に生かすため、各校が行う身近な職業についての研究活動を支援し、生徒の自主的な姿勢や意欲の涵養を図る事業である。

B：仕事力養成推進事業

体験活動（インターンシップ等）と演習（資格取得、ビジネスマナー等）を組み立て、系統的な指導を行い、生徒の主体的な進路選択能力を養成する事業である。

C：キャリアカウンセリング研修会

生徒の主体的な進路選択を支援するため、教員のキャリアカウンセリング技法の研修会を行う事業である。

D：青森県高等学校就職促進連絡協議会

経済団体・保護者・行政及び教育関係者が一堂に会し、高校生の就職問題について共通理解を図る事業である。

²⁰ 平成19年6月の教育再生会議第2次報告は、中学校での1週間の職場体験や専門高校等の地域連携型職業教育への積極的支援を求め、このキャリア教育の強化を提言した。

②事業内容等**A : 仕事学び推進事業**

県内14の高等学校を実践校として指定し、高校生が身近な職業について調査・研究を行う活動について支援した。具体的には、企業経営者の講演会の開催や企業訪問による調査研究などであり、その研究結果の発表会や記録集の作成まで含まれる。予算は1校あたり20万円を上限としている。各学校での成果を県下に広げるため、県下発表会も行い、これには実践校以外の学校の教員にも参加させている。

B : 仕事力養成推進事業

体験活動としてインターンシップを実施し、演習として、講師を招いて職業講話を聞いたり、ビジネスマナー向上への取組を行った。これら取組は各学年のレベル、ステップに応じてを行い、演習は学生に応じてステップアップするよう企画している。平成18年度においては、50の高等学校において、インターンシップには6,424名の生徒が参加し、演習には延べ9,442名の生徒が参加した。また、このインターンシップの取組をより効果的なものにするため、11月14日に担当教員による研修会を実施した。

C : キャリアカウンセリング研修会

進路指導部や担任の立場で、生徒の進路に関する悩みや相談を頻繁に受ける教員に対し、生徒の主体性を引き出すキャリアカウンセリング技術を身に付けさせる2日間の研修会を開催した。実施要綱では、100名程度の参加者を予定していたが、実際には51名（私立高等学校の教員2名含む）しか参加がなかった。また、研修の講師のうち3人の報酬は、ジヨブカフェ（若年者就労支援機関）が負担している。

D : 青森県高等学校就職促進連絡協議会

10月26日に教育関係者、PTAの他、商工会議所や中小企業団体中央会といった経済団体や県の商工労働部、公共職業安定所といった労働行政に携わる方々が集まり、就職指導の在り方や雇用確保の方策等について意見交換を行った。平成18年度は「新規高卒者の早期離職を防ぐために」という議題を中心に意見交換を行った。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 11,241 | 8,586 | 10,992 | 10,899 |

主な支出内容は、講師謝金、旅費、インターンシップの体験記録集の製本印刷代である。

上記のうち、往査した令達先の事業費実績等は以下のとおりである。

A : 仕事学び推進事業費の実績

(単位：千円)

| 節 | 五戸高校 | 八戸工業高校 | 三本木農業高校 | 支出内容 |
|-----|------|--------|---------|----------|
| 報償費 | 14 | — | — | 講師謝金 |
| 旅費 | 33 | — | — | 講師旅費 |
| 需用費 | 252 | 136 | 150 | 記録集印刷、図書 |

| 役務費 | 6 | — | — | 記録集送付用切手 |
|-----|-----|-----|-----|----------|
| 合計 | 306 | 136 | 150 | |

B : 仕事力養成推進事業費の実績

(単位：千円)

| 節 | 五戸高校 | 八戸工業高校 | 三本木農業高校 |
|------|------|--------|---------|
| 報償費 | 36 | 44 | 14 |
| 旅費 | 69 | 77 | 9 |
| 需用費 | 18 | 55 | 33 |
| 役務費 | 19 | 76 | 51 |
| 合計 | 144 | 254 | 109 |
| 令達予算 | 183 | 254 | 109 |
| | 125 | 82 | 71 |
| | 82 | 71 | |

A : 仕事学び推進事業

| 事業内容 | 五戸高校 | 八戸工業高校 | 三本木農業高校 |
|--|--|---|---|
| 事業ニケーションの必要性について」として2学年研究チーム6名を対象に調査研究（資料収集、聞き取り調査、マニー講習、就業体験実習、報告書作成、アンケート結果まとめ、発表会）を行った。 | テーマを「仕事におけるコミュニケーションの必要性について」として電気工学科2学年6名を対象に電気工事の調査（企業に向けた調査、インタビュー、企業から講師を招いての講義及び実技演習、書籍やDVD、訪問の交渉を行い、体験した内容は報告書を作成し、校内で発表会を行った。 | テーマを「電気工事業と電気工事を対象に電気工事の調査（企業に向けた調査、インターンシップ、企業から講師を招いての講義及び実技演習、書籍やDVD、訪問の交渉を行い、体験した内容は報告書を作成し、校内で発表会を行った。 | 将来の進路の選択に有用と思われる専門学校案内、公務員試験問題集などの書籍の購入のため、インターネットの取り組みとして、生徒が自ら企業の選定、訪問の交渉を行い、体験した内容は報告書を作成し、校内で発表会を行った。 |
| 事業の評価 | — | — | — |

B : 仕事力養成推進事業

| | | |
|---------|---|---|
| 五戸高校 | 事業内容 | A. 体験（インターンシップ）：2学年就職希望者を対象に、民間企業等の実習先で礼儀指導、実習を受け、日誌記入、巡回指導、報告書作成、アンケート記入を行った。 B. 演習（講演会）：全校生徒を対象に、企業の人事担当者等を講師に職業観育成の取組みにおける職業講話、将来の職業を見据えた学校選択のための講話を頂いた。 |
| 事業の評価 | 「仕事学び推進事業」と運動させながら、講演会や礼儀指導に力を入れた結果、例年以上に体験前後で職業観、進路目標に対する意識・取組みの差が見られ、実習先の生徒に対する評判も良かった。しかし、中学校でも職場体験をしてきた生徒が増えており、実習先や実習内容が重複する可能性もあるので、中学校とも連携が今後の課題である。 | |
| 百石高校 | 事業内容 | 学校教育センターで開催された担当教員の仕事力養成研修会に参加した。また、第2学年のビジネススマナー教室が講師を招いて、本校で講習会が実施された。 |
| 八戸工業高校 | 事業内容 | A. 体験（インターンシップ）：2学年全学科277名を対象に、民間企業等で実習を行い、各事業所の計画により作業、見学、ビジネススマナー講義等を行う。 B. 演習（ビジネススマナー講座）：第2学年、第3学年計277名が企業経営者を講師にインターんシップに臨むための心構え、実際の職場で必要な基本的なマナーを学んだ。 |
| | 事業の評価 | 事業所から率直な意見が多く寄せられ、今後の指導において参考になった。また、生徒からは「体験して良かった」という意見が多く、勤労観・職業観の育成にとって非常に良い機会になっている。 |
| 八戸商業高校 | 事業内容 | 講師を招いて企業家養成のための講話をしていたほか、2年生全員がインターんシップとして、主に八戸市内の企業で職場体験をした。 |
| 野辺地高等学校 | 事業内容 | 講師を招いて、インターンシップの事前指導マナー講座を開催したほか、2年生75名がインターんシップとして、各企業での仕事を体験した。 |
| 名久井農業高校 | 事業内容 | 学校教育センターで開催された担当教員の仕事力養成研修会に参加した。また、3学年生とその保護者を対象に八戸市内の会社社長を講師に招き、「我社の社員教育と新人社員への大きな期待」と題する職業講話を行った。 |

【意見②】 協議会議事録の作成について（教育庁）

就職促進連絡協議会について、開催した協議会の内容の議事録が作られていないかった。平成17年度は各校に資料を配ったが、平成18年度は協議会の内容を記した資料は作成されず、参加した4名の校長が、高校校長会等を通して、各校に広めていくとのことであった。各人が内容を確認して、口頭で各校に伝えるだけでなく、協議会の成果として概略等を文書化し、学校や生徒、保護者、企業に周知する必要があると考える。

【意見③】 予算外支出の負担について（五戸高校）

需用費18千円は記録集（カラー46P、250部）の作成費用であり、内容が「仕事学び推進事業」と一体化しているために、同事業で179千円を負担したほか、事業費不足により103千円を（目）高等学校管理費で負担している。五戸町内の事業所の理解・支援の下で本校のインターんシップ事業は5年目となり、着実にその成果が出ていること、本校では自らの進路や職業への関心を高めるとともに勤労観や職業観を育成すること、仕事の内容等を含め自己の進路を考え手立てとすること、事業所での仕事を通して厳しさ、責任感、あいさつ、言葉遣いの大切さや達成感等を体得させ、同時に学習意欲を喚起することを大きな目標にしている、ということが報告書に記載されている。まさに地域に密着した教育活動であり、その内容も県教委が開催した生徒発表会において高く評価されたところである。このような成果に対して、事業費予算上の措置が講じられていないことについて質問した。

(2) 実施した手続

① 教育庁
本事業の概要等について、実施要項や各校の取組計画入手し、指導グループの担当者に質問した。

- ② 令達先（五戸高校他）
 • 実施要項、事務処理要領を閲覧し、県立学校課に提出した活動状況報告書を確認した。
 • 報酬、旅費、需用費について支出負担行為兼支出命令票と契合した。

あつたと思うところである。事業の実施主体に何らかのインセンティブを与えることで、事業予算の効果的かつ効率的な執行及び有効な成果の享受が可能になると考える。

[意見④] 事業の成果物の保管について（三本木農業）

インターネットの各生徒の活動報告書は、担当者がいなかったため、現物を確認することができなかつた。生徒が他の生徒のインターネットの様子を知るため自由に閲覧できるように、担当教諭等のみの管理下に置くのではなく、容易にアクセス可能な整理が望まれる。

2.4. 特殊教育諸学校就職促進事業（☆）

(1) 概要

特殊教育諸学校の生徒の主体的な職業意識を育成するとともに、生徒と事業所等との相互理解を促進することを目的とした事業である。本事業は、特殊教育諸学校就職指導研究協議会とも関連し、平成18年からは盲聾養護学校就職力アップ推進事業が加わるなど、県としては、障害者の就職支援を強化している。

(2) 事業内容等
障害を抱えた生徒の産業現場における実習体験は、ある程度長い期間の体験が必要であり、実習先事業所の理解と協力が必要になることから、そのための打ち合わせや巡回指導のための教員の旅費と職場開拓のための事業所訪問等にかかる旅費、経費、及び実習生の賠償責任保険料を助成している。

平成18年度においては、562名の生徒が、年に2~5回、1回につき3日~20日間、事業所等において実習を行つた。

(3) 事業予算・実績等
過去3年間の事業費実績及び次年度予算等は以下のとおりである。

(単位：千円、人)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|----------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 749 | 749 | 749 | 700 |
| 事業現場等における実習希望者 | 468 | 588 | 562 | |
| | | | | |

県立学校課の作成した事業概要説明書においては、決算額749千円となつてゐるが、實際は、他の事業費等の流用により増額して1,138千円となつてゐる。

(4) 施策評価の概要等

特殊教育諸学校では、かなり積極的に本事業を実施しているよう、この活動により事業主の理解が得られ、就職に結びついているといふ。事業評価調査においては、今後は中学生生徒に対象を拡大することも検討しつつ、事業を継続することが妥当であるとしている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、実施要項を入手し、特別支援教育室の担当者に質問した。また、各学校から、計画（要求）書を入手していること、実施結果の実績報告書、協力事業所の報告、所要経費報告書を受領していることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の事項を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

[意見①] 事業別実績値の集計と事業評価について

当初予算額から389千円増額になつてゐるが、その令達額変更の決裁承認記録がない。他の事業費から流用したものとの説明であつたが、具体的にどの事業が減額になったのかも資料がなく分からなかつた。現状のルールでは、予算の範囲内で「頂」の中での流用は何らの承認・決裁がなくても変更できることになつてゐる。事業別決算額を実績額で表わさないと、実際1,138千円を要した事業が749千円で実施できたと誤解され、事業の有効性や効率性の評価が歪められてしまう。往査した養護学校の話では、積極的に各先生方が活動していたことであることであり、現場では、非常にニーズの高い有意義な事業であったとの説明を受けた。正しい事業別決算額とともに事業評価を行うことによつて、事業の有効性や効率性が評価されるものと考える。

2.5. 特殊教育諸学校就職指導研究協議会

(1) 概要

特殊教育諸学校生徒の職業自立や社会自立を目指すため、職業安定所等関係機関、障害者の雇用主、特殊教育諸学校の就職指導担当者が一堂に会して、就職指導上の課題等について協議を行い、進路指導の一層の充実を図ることを目的とした事業である。

(2) 事業内容等

11月22日に青森聴学校において、協議会を開催した。校内見学の後、むつ養護学校と八戸第二養護学校から報告があり、「生徒の生活力を高めるための方策について」というテーマで協議がなされた。特殊教育諸学校の教員を中心に、計39名の出席者があつた。同様の研究協議会は、他にもハローワークや商工労働部が主催のものがあるが、この協議会の特徴は、具体的に生徒の視点から検討している点である。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算額 |
|-------|--------|--------|--------|-----------|
| 事業費実績 | 231 | 231 | 231 | 181 |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、開催要領と協議の内容の資料を入手し、特別支援教育室の担当者に質問した。また、旅費の支出のうち学校に令達して執行したもの以外の額は、前渡資金精算書、報酬等支給仕証書と合致した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

2.6. 高等学校の定時制及び通信制課程修学奨励金貸与事業 (☆)

(1) 概要

働きながら高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者に対し修学奨励金を貸与し、修学条件の改善を図ることを目的とした事業である。

(2) 事業内容等

奨学金の支給対象者は、県内高等学校の定時制あるいは通信制の課程に在学していること、一定の所得制限額を超えていないこと、経常的所得を得る職業についている者であること、財団法人青森県育英奨学会等の奨学金の貸与を受けていないことが要件となっており、貸与額は月額14千円、無利子となっている。平成18年度は、41名に対して6,678千円を貸与した。貸与ということになっているが、生徒がその高等学校を卒業した場合には、返還を免除されるために、実際に返還されるのは、生徒の退学や退職の場合であり、全体としては返還を要するケースは少ない。

奨学金貸与手続きの詳細は、「青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例」と「青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則」により定められている。

(3) 事業予算・実績等
過去3年間の事業費実績及び次年度予算等は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 10,752 | 6,510 | 6,678 | 7,392 |
| (財源内訳) | | | | |
| 国庫負担金 | 5,153 | — | — | — |
| その他(諸収入) | 184 | 896 | 686 | 224 |
| 一般財源 | 5,415 | 5,992 | 7,168 | |
| 貸与を受けた者の卒業率 | 88.23% | 88.46% | 80.00% | |

その他(諸収入)は、元金の返済と延滞利息の歳入である。平成18年度末の要返還債権は866千円で、そのうち、延滞が生じている未納額は389千円であった。

(4) 施策評価の概要等

事業評価の一つの目標指標である貸与を受けた者の卒業率は、伸びてはいないが、経済的理由から修学困難な者への奨学金貸与は、本人の経済的負担を軽減し生徒の修学機会が確保されるなど奨学金の活用が勤勉と勤労の両立に役立っていることから、現状継続が妥当であると判断している。

(2) 実施した手続

本事業の概要等について、根拠法令、規則を入手し、管理・改革グループの担当者に質問した。また、要返還債権の回収状況を確認し、平成18年度の貸与者の一部について、貸与要件である就業の状況を就業証明書と笑合した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】就業証明書の記載内容不備について

就業状況を書類により確認した結果、就業証明書に本人の氏名のないものが1件発見された。担当教諭が受領時に本人のものと確認しているということで、間違はないと思われるが、氏名のない証明書の効力については疑いのあるところであり、書類上、誰の就業証明書かわからず、形式的にも不備である。氏名の無い証明書を基に行われた審査自体が適正に行われていたのかどうか疑惑が生じることになるため、今後の審査時には十分留意すべきである。

【意見①】貸与後の確認事務について

貸与申請の際には、就業証明書を求めており、年度途中での審査はないため退職しても通知しなければ、年度末まで支給され続けてしまう。不正受給が判明すれば、退職の時点まで遡って返還の金額を算定されるが、仮に卒業年度において、年度当初に就業証明を提出して貸与が承認されれば、その年度の途中で退職しても、3月までの貸与額を返還することなく卒業できてしまうことになる。より厳密に適正な支給事務を行うためには、年度末の就業状況も確認するといった対応も検討すべきである。

2.7. 高校奨学金貸与事業 (☆)

(1) 概要

財団法人青森県育英奨学会(以下、「県育英会」という)が実施する高校奨学金貸与事業に要する経費を補助することを目的とする事業であり、高校奨学金事業を実施する県育英会に対して交付される。この補助対象経費には、奨学金貸与原資及び共済費、賃金、旅費、需用費、役務費及び使用料といった事務費が含まれる。奨学金貸与原資は国庫補助金から支出され、県は県育英会の事務費について一般財源から補助している。

(2) 事業内容等

詳細は第5章に記載したが、平成18年度は合計1,910人に奨学金を貸与した。貸与事業は県育英会が行っているため、県立学校課では、補助金交付を行う事務手続を行っているのみであるが、実態上は県立学校課が本事業の大部分を実施している。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|--------|--------|---------|---------|-----------|
| 事業費実績 | 2,337 | 353,116 | 727,819 | 1,100,004 |
| (財源内訳) | | | | |
| 国庫負担金 | - | 347,684 | 722,422 | 1,094,392 |
| 一般財源 | 2,337 | 5,452 | 5,397 | 5,612 |
| 計 | 4,788 | | 4,703 | △ 85 |

平成17年度から平成19年度にかけて、国庫からの補助は年々拡大しているが、これは、高校奨学金事業が県育英会に移管され、初年度は高校1年生分、18年度は1年生と2年生分、19年度で3年生分となるためである。

(4) 施策評価の概要等

事業評価調書では、学業、人物が優秀であるにも関わらず、経済的理由により修学困難な者に奨学金を貸与することにより、保護者の経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保が図られることから、現状維持が妥当であるとしている。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、交付要綱を入手し、総務グループの担当者に質問した。また、交付申請から交付決定、実績報告に至るまでの事務手続を根拠資料で確認した。

(3) 監査の結果及び意見

第5章を参照願いたい。

[県立高等学校]

(単位：人)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4/1職員数 | 3,740 | 3,663 | 3,550 | 3,497 | | |
| 計画人員 | △70 | △75 | △54 | △51 | △19 | 計△269 |
| 実績人員 | △77 | △113 | △53 | | | 累計△243 |
| 差引 | △7 | △38 | 1 | | | 累計△ 44 |

[県費単独措置職員]

(単位：人)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4/1職員数 | 358 | 355 | 349 | 341 | | |
| 計画人員 | △3 | △6 | △7 | 0 | △7 | 計△23 |
| 実績人員 | △3 | △6 | △8 | | | 累計△17 |
| 差引 | 0 | 0 | △1 | | | 累計△ 1 |

2.8. 教職員の定数の充実

(1) 概要

① 事業概要

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数に関する法律」(昭和36年法律第188号) 第9条によれば、公立高校の教職員数は校種別毎、教職員の職種別毎に算出される収容定員数に基づいて決定される。学級編成については、同法第6条により40人を標準とすることとされているが、学級数は教職員数の決定には関係しない点が、義務教育学校の教職員定数とは異なっている。

平成17年度、18年度の本県公立高校の教職員定数は下表のとおりである。

(2) 対照的に質問するとともに、関係する法令等を査閲し、法定数を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.9. 教職経験 5 年研修 (☆)

(1) 概要

①目的

教職経験 5 年の県立学校全教職員を対象に、教科指導、生徒指導、進路指導等についての研修を行い、教員としての資質と指導力の向上を図る。

②事業内容

研修対象者は、平成 13 年度に本県の県立学校の教諭に採用され、現在県立学校に勤務している者、平成 18 年 3 月末で教職経験年数（国公立学校を通算）が 5 年となる者、前年度までの受講対象者のうち、本研修を受講又は修了していない者である。

③事業費

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| | 179 | 150 | 141 | 140 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、関係する文書を査閲した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3.0. 中堅教職員指導実践力向上研修 (☆)

(1) 概要

教職経験 10 年の県立学校教員に対し、学習指導や生徒指導等の実践力を育成するための研修等を行い、中堅教職員としての資質と指導力の向上を図る。

②事業内容

平成 18 年度は教員 5 名を以下の民間企業に派遣した。派遣期間は 1 年間である。

| | | |
|----|-----------------------------|-------------------|
| 県外 | 株富士電機ホールディングス ㈱バソナ | 東京都品川区 |
| 県内 | ㈱東奥日報 シティ弘前ホテル ㈱ユニバース | 青森市 弘前市 八戸市 |

なお、本事業で派遣された 5 名は、平成 19 年 11 月に県立高校進路指導担当者 70 名を前にパネルディスカッションを行い、派遣先での体験を報告した。

③事業費

事業費の主な内訳は以下のとおりである。

| 節 | 事業費実績 (千円) |
|----------|------------|
| 給料 | 13,020 |
| 職員手当等 | 6,993 |
| 共済費 | 1,757 |
| 旅費 | 636 |
| 需用費 | 254 |
| 役務費 | 10 |
| 使用料及び賃借料 | 1,437 |
| 合計 | 24,107 |

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 2,385 | 2,638 | 3,108 | 2,332 |

このうち、往査した令達先の事業費実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 節 | 八戸商業高校 | 弘前実業高校 | 弘前南高校 | 支出内容 |
|---------|--------|--------|-------|--------------|
| 給料 | 2,520 | 2,397 | 3,009 | 臨時職員の給料 |
| 特殊勤務手当 | 91 | 102 | 2 | 参加による手当 |
| その他職員手当 | 1,349 | 952 | 1,475 | 臨時職員の住居通勤手当等 |
| 共済費 | 451 | 388 | 63 | 社会保険等 |
| 合計 | 4,413 | 3,840 | 4,550 | |

(2) 実施した手続

①教育厅

担当者に質問するとともに、実施要項等関係する文書を査閲した。

②令達先 (八戸商業高校、弘前実業高校、弘前南高校)

支給した給料、手当を支出命令票と契合した。また、給料表や各種手当の規定を確認し、

事業経費について臨時講師の給料等の支給一覧表を入手し、年間の支給金額と契合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3.2. 青森県総合学校教育センターにおける研修講座の開設

(1) 概要

各学校種別及び教科別等の研修を合計145講座実施し、教員の資質の向上を図ることを目的とする。内訳は、職務研修講座12、事務職員研修講座3、小学校研修講座27、中学校研修講座17、高等学校研修講座24、産業教育研修講座40、特別支援教育研修講座12、教育相談研修講座10講座であり、地方公務員法39条及び教育公務員特別法21条、22条を根拠としている。一般財源による100%県負担事業である。

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

(単位:千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 26,292 | 22,930 | 20,646 | 19,193 |

(2) 実施した手続

事業もしくは講座の概要等について担当者に質問し、事業の支出実績の一部(旅費、謝金等)を開運証憑と照合した。また、受講生から回収しているアンケート用紙を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

監査の結果、以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】研修メニューについて

受講状況は、定員割れの講座もあるが定員を大幅に超過する人気講座もあるなど様々である。アンケート結果を分析すると、前向きな意見が多いと感じたが、職業倫理又はコンプライアンスに関する研修は現在行われていない。近年、産業界では不祥事の多発を受けて倫理や法令遵守に関する意識が急速に高まっており、一般的なものから業種業界特有のものまで幅広いコンプライアンス研修が継続的に行われている。いわば現代社会における必須メニューとも言えよう。全国的に公的分野、教育分野においても教職員の不祥事が発生していることから、不祥事の未然防止や教員への信頼感を高める観点からは、県事業として職業倫理教育、コンプライアンス研修をメニューに加えることも検討に値すると考える。

3.3. 高校生による青森県とメイン州の交流事業 (☆)

(1) 概要

①目的
本県と米国メイン州との友好提携に基づき、次世代を担う高校生を派遣し、現地の高校生や地域住民と交流を行うことにより友好関係の促進を図ることを目的とした事業である。また、現地の諸施設(教育、医療、福祉など)において社会体験プログラムに参加することにより、生徒の人間的成長を図ると同時に、本県における社会体験プログラムに資する効果も期待されている。

②事業内容等

メイン州とは平成6年から友好提携に関する協定を結び、平成9年から高校生の交流事業がスタートしているが、平成18年度においては、33名の応募の中から20名の生徒が選ばれ、11月1日から11日まで、7泊のホームステイを含め交流活動に参加した。参加生徒たちは、現地でホームステイをしながら、ホールデール高校での授業参加や文化交流を行った他、教育施設、社会福祉施設における社会体験を行った。また、滞在中には、一人一人が、日本や本県の文化を紹介するプレゼンテーションを行っている。帰国後の1月19日に県教委に報告を行い、一人一人の体験報告をまとめた報告集を作成している。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| | 2,330 | 1,859 | 2,287 | 2,172 |

事業費の支出内容は主に旅費である。メイン州の旅行費用は生徒一人当たりおよそ22万円かかるが、そのうち県は5万円を負担している。それ以外に、引率教員3名分の旅費がかかるため、上記の支出額になっている。

④施設評価の概要等

事業の報告集からは、参加生徒の国際交流における実体験の大切さが感動とともに伝わってくる。事業評価調査でも、生徒の英語によるプレゼンテーション能力の向上及びメンツ州の高校生の社会体験活動やボランティア活動について学ぶ点が多く、今後も継続することが妥当としている。但し、平成16年度から始まつた相互派遣・受入事業は平成19年度で一区切りとなり、その後このまま継続するのか、内容を変更して継続するのか、廃止になるのかは現時点では未定とのことであった。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、実施要項を入手し、指導グループの担当者に質問した。また、支出金額について、旅行命令書等で確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業実績の集計について

事業に要した支出内容を積み上げると、上記決算額よりも30万円ほど上回ることがわかった。教育分野においても、国際化は情報化と並ぶキーワードと思われ、多様な人間や文化との「共生」を基調とした国際理解教育は21世紀の学校教育をリードする教育といわれている。本県における交流事業もそのような観点から重要な事業であるが故に、事業別実績を把握することは今後の更なる有効な事業となるステップでもある。有意義な事業であるとして継続するのが妥当とするならなおのこと、正確な実績数値、事業の意義と費用対効果を示す必要がある。

3.4. 語学指導を行う外国青年招致事業 (☆)

(1) 概要

①目的

生徒の英語力の向上とともに、併せて英語担当教員の指導力の向上を図ることを目的とする事業であり、語学指導を行う外国青年を招致し、外国语指導助手(以下、「ALT」という)として、英語の授業に活かしている。

②事業内容等

平成18年は27の高校と4つの教育事務所、県総合学校教育センター及び県立学校課に、計35名のALTを配置している。各高等学校に配属されたALTは配置校での授業の他、その周辺の1~4校にも訪問して授業の補助を行っている。また、県立学校課に配属されたALTは、高等学校に配属になったALTのカウンセリングや、研修の計画・実施を担当している。実際の活動状況は、固定的な時間割があるところもあれば、ALTを必要とする授業内容の時だけ授業に参加してもらうこととしている学校もあり、学校によりまちまちである。

ALT配置校以外の他校への訪問については、およそ週2日程度は他校に訪問する予定を組んでいるが、あくまで要請に基づき訪問するので、要請がなければ訪問しないこともある。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算等は以下のとおりである。

(単位:千円、人)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 21,858 | 20,103 | 18,246 | 19,770 |
| ALT人數 | 35 | 35 | 35 | 35 |

平成16年度から35人体制となっているが、これは、他県と比べて平均的な数字とのことである。事業費支出額は、主にALTの研修や配置校以外への訪問のための交通費、日本の赴任旅費、帰国情旅費である。なお、ALTには給料が月30万円支給されるが、これは職員福利課から支払われているので、上記事業費金額には含まれていない。

往査した令達先の事業実績は以下のとおりである。

| 学校等 | 青森県 八戸商 業高校 | 野邊地 三木木 三沢 三八教育 | 支岡内 容 |
|-------|-------------------|--------------------------|----------|
| 旅費 | 101 | 504 | 809 |
| 備品購入費 | 29 | — | 204 |
| 給料 | — | — | 544 |
| 共済費 | — | — | — |
| 旅費 | — | — | 3,614 |
| 合計 | 130 | 504 | 809 |

| 学校等 | 主な事業内容 |
|-----------|--|
| 青森東 高校 | ALTプログラム研修会、ALT英語教員指導力向上5年研修、ALT来日オリエンテーション、ALT中間期研修、日本人担当英語教諭旅費 |

| 学校等 | 主な事業内容 |
|-----------------|---|
| 八戸商 業高校 | 公舍ガス湯沸かし器設置代金 |
| 野辺地 高校 | 7月でALTが交代になつてるので、平成18年度は2名のALTが英語指導に携わった。そのALTの起任旅費、帰国情旅費の他、ALTのオリエンテーション参加のための旅費、宿泊費が、支出された。 |
| 三木木 高校 | 7月でALTが交代になつてるので、平成18年度は2名のALTが英語指導に携わった。そのALTの起任旅費、帰国情旅費の他、ALTのオリエンテーション参加のための旅費、宿泊費が、支出された。 |
| 三沢高 校 | 前年度引き続き、平成18年度も本校にアドバイザー1名が配置され、実施要項等に従つて事業を実施した。 |
| 三八教 育事務 所 | 7月でALTが交代になつてるので、平成18年度は2名のALTが英語指導に携わった。そのALTの給料、共済費、起任旅費、帰国情旅費の他、ALT及び担当教諭のオリエンテーション参加のための旅費、宿泊費が、支出の内容である。 |

(④) 施策評価の概要等
事業評価調査によると、県内のすべての生徒は ALTによる授業を受けることが可能となっており、その結果、英語でのコミュニケーション能力が高まっていることから、現状継続が妥当としている。また、現状において、他に配属を希望する高等学校はなく、ALT配属の要望は満足しているとのことであった。

(2) 実施した手続

① 教育庁
事業予算の執行は、ほとんどが ALT配置先への令達によっているので、県立学校課では、その支出の内容を確認できず、事業の準備や研修等での旅費に関する支出の一部について旅行命令書と突合した。

② 令達先（三八教育事務所他）
事業経費について、支出負担行為兼支出命令票、報酬等支給仕訳書、請求書、備品購入調書、備品出納票と突合した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】他事業費の同一範囲の予算流用について（三八教育事務所）

三八教育事務所において、ALTの旅費については、令達額に対して残額が生じているが、共済費については、その金額 4,684 円を臨時職員の共済費に充当して使用している。この臨時職員は、本事業とは直接には関係ない職員であり、多少、本事業の事務作業をしているとしても、そもそも、この令達額は ALT の共済費であり、臨時職員の共済費に使用することは想定していないものである。同じ節の中での流用であるため、ルール違反ではないが予算統制が機能しない状態である。事業予算制度を採用している以上、事業別実績把握が望まれる。

【意見②】令達先での ALT 事業について（八戸商業高校、野辺地高校他）

八戸商業高校に配置された ALT は、配置校以外に八戸南高校、五戸高校、八戸第二養護学校にも訪問することが想定されている。しかし、実際の訪問の状況を確認したところ、五戸高校には、一度も訪問していないとのことであった。

これは、五戸町教育委員会に義務教育の ALT が派遣されており、五戸高校では、時間が空いた時にこの ALT に派遣をお願いしているためである。県教委の事業実施予算の積算にあたって、ALT の出張範囲に本校も予定されている訳であり、そのような理由から派遣の必要性がないのであれば、対象校とならないことを予め報告しておくことで、適正な事業予算の立案となると考える。

また、野辺地高校では、ALT の英語の授業への参加は時間割で決められているわけではなく、授業の内容により先生の判断で適宜、授業に参加させているので、毎週必ず授業に参加するとは限らないとのことである。また、夏休み・冬休みの関係もあるだろうが、平成 18 年 8 月、平成 19 年 1 月、3 月は、担当エリアの派遣校への訪問は 1 日もなく、8 月から翌 3 月までの前年比較では、平成 18 年度は、25 日も他校への訪問が減少している。結論としては、予算の許す限り ALT を増やしたい意向があるようだが、いたずらに ALT の人數を増やして、授業に参加していない ALT を増やしても事業効果は上がらないと思われる。

3.5. 県立学校インターネット利用環境提供事業

(1) 概要

① 目的
インターネットの利活用により、生徒達の学習意欲を高め、視野を広げ、学校の質的改善・充実を図るため、県立学校にインターネットを利用できる環境を提供する。具体的には、本事業は、光ファイバーが導入されるまでの間、ADSL を導入することにより、県立学校にインターネット接続環境を提供するものである。

(2) 事業費

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 2,877 | 866 | 722 | 722 |

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3.6. 県立学校システム管理者連絡協議会

(1) 概要

① 目的
県立学校のネットワーク管理者を対象に、校内ネットワーク運用に係るガイドラインの主旨徹底を図るとともに、各種の情報交換を行うための連絡協議会を開催する。この協議会は平成 18 年 6 月 13 日に学校教育センターで開催された。

(2) 事業費

平成 18 年度の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-----|----------|------------|
| 事業費 | 526 | 438 |

(2) 実施した手続

担当者に質問するとともに、関係する文書を查閱した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3.7. 産業教育研修講座

(1) 概要

学校教育センターにおける研修講座の開設（32. 参照）の一部である。教職員を対象に情報教育及び産業教育に関する基礎的専門的技術を習得するための研修講座を開催した。地方公務員法39条及び教育公務員特別法21条、22条を根拠としており、一般財源による100%県負担事業である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 5,447 | 4,858 | 4,618 | 3,154 |

(2) 実施した手続

講座の概要等について担当者に質問し、講座の支出実績の一部（旅費、謝金等）を関連証憑と照合した。また、受講生から回収しているアンケート用紙を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

基礎から応用まで幅広くメニューが用意されている。基礎講座の方が定員の充足率は高い傾向にある。監査の結果、特に問題となる事項は見られなかった。

3.8. ネットワーク教材利用環境提供事業

(1) 概要

情報技術科及び情報処理科を設置する県立の専門高校に対し学校教育センターと接続して、ネットワークを利用したデータベース教材を提供し、学校教育の充実に資するものであり、一般財源による100%県負担である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 934 | 934 | 934 | 882 |

(2) 実施した手続

事業内容等について、担当者に質問した。
事業の支出実績の一部を起案書、関連証憑と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

(2) 監査の結果及び意見

【意見①】 事業費と管理運営費の区分について
事業費として資料代等52千円と回線使用料年額882千円だけが計上されているが、事業遂行に不可欠であるデータベース教材の年間リース料8,232千円（月額リース料686千円）が計上されていない。当該リース料は施設の運営管理費として計上されているが事業費として計上した方が実態に合致していると思われる。

(1) 概要

教職員に対して、教育素材及び学習素材などの教育情報をインターネットにより提供し、学校教育の充実に資する事業である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。予算は学校教育センターへの令達である。

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 8,547 | 8,547 | 8,547 | 8,547 |

3.9. 教育情報提供事業

(1) 概要

教職員に対して、教育素材及び学習素材などの教育情報をインターネットにより提供し、内訳はシステムエンジニアの派遣業務委託料年額4,832千円とシステム利用料年額3,715千円、リース期間は5年である。

(2) 実施した手続

事業の内容等について、担当者に質問し、事業の支出実績の一部を起案書、関連証憑と照合した。また、指名競争入札手続について関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

4.0. 情報教育に関する自主研修支援事業

(1) 概要

教職員の自主的主体的研究の場として、土・日曜日に学校教育センターを開放することにより、情報教育の自主的研修を支援するものであり、一般財源による100%県負担事業である。過去3年間の事業費実績は以下のとおりである。予算是学校教育センターへの合達である。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 事業費実績 | 60 | 60 | 60 |

平成17年度の実績は1人、平成18年度の実績はゼロである。平成18年度をもって本事業は終了した。60千円は需用費など間接経費の負担分である。

(2) 実施した手続

事業の内容等について、担当者に質問し、事業の支出実績の一部を起案書、関連証憑と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

4.1. 各種研究大会開催費負担金

(1) 概要

青森県を会場とする全国大会・東北大会に対し、会場としての共催負担金を支出する。

(2) 事業の実施状況

第18回全国高等学校商業デザイン科教育研究会青森大会(ほか、計9大会について、負担金を拠出した)。

(3) 事業費の実績

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 400 | 1,020 | 1,080 |

(2) 實施した手続

共催負担金を拠出した大会の実施要項、契約書、実施報告書等の資料を開覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 実績報告書の受領遅延について

共催負担金を拠出した大会については、共催負担金取扱要領の5.において、「事業完了後1ヶ月以内または平成19年4月10日のいずれか早い期日」までに実績報告書を提出し概算払いにて交付した負担金の精算・確定を求めていた。しかし、負担金を拠出した9大会のうち7大会については、以下のとおり、期限を超過しての提出となっており、取扱要領に準拠しない事務手続となっている。この点については契約に従い、適時の精算が求められる。また、收支報告書の作成をもって事業の完了として取り扱う運用がなされているようを見受けられるが、それでは4月10日までに精算すればよいことになり、早期の確定精算ができない。今後は、契約書上に事業完了の定義(大会開催日より60日以内、など)を明確にしておくことも重要なと思われる。

| 大会名 | 開催最終日 | 実績報告日 |
|---|------------|----------|
| 第18回全国高等学校商業デザイン科教育研究会青森大会 | 18.7.30 | 18.9.29 |
| 平成18年度第11回全国高等学校観光教育研究大会 | 18.7.26 | 18.10.18 |
| 第50回東日本高等学校校長・木教育研究会総会並びに研究協議会八戸大会 | 18.7.28 | 18.10.20 |
| 第57回日本学校農業クラブ東北加盟大会 | 18.8.25 | 18.12.22 |
| 第21回全国高等学校生活科学化教育研究会総会並びに生活科学科及びヒューマンサービス系学科教育研究会青森大会 | 18.8.9 | 18.12.25 |
| 第46回東北地区高等学校農業研究会並びに第5回全国高等学校農業協同組合東北支部大会 | 18.8.18 | 19.2.28 |
| 第53回東北ブロック高等学校家庭クラブ連盟総会並びに研究発表大会 | 18.5.26(注) | 19.3.7 |

(注) 大会側によると、平成18年12月に岩手県で大会が開催され、それを待つて実績報告をまとめる必要があったため、報告が遅延したとの説明がなされているが、その時点から起算しても1ヶ月を徒過している。

4.2. 各種研修等負担金

(1) 概要

① 目的

県立学校課が実施する事業に関連し、各種研修を受講する場合の参加費用等を負担するものである。

② 事業の実施状況等

進学力ステップアップ事業に係る予備校等研修会参加費、その他各種研究会(財団法人自治体国際化協会主催)参加費を負担した。なお、当初予算上5名の参加を見込んでいたALT日本語研修会参加のための支出負担は、参加者がいなかつたため執行されなかつた。

③ 事業費の実績

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 48 | 280 | 657 |

(2) 実施した手続

参加した研修の概要等の資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】ALTの日本語研修予算について

ALTの日本語研修予算については、平成16年以来、毎年度予算計上しているが、参加実績は毎年度ゼロである。研修にかかる旅費等は県が負担することになっており、その旨の周知は財団法人自治体国際化協会のオリエンテーション時に説明されているため、県からは改めて通知等は行っていない。参加者がいない理由の要因として研修期間が長期間(2週間程度)であり、業務の関係上参加が難しいことが考えられる(通信教育制度もあり)。一方、県から参加を呼びかけるあるいは高校側から指導助手の状況に応じて推薦させるなどの方法により、外国语指導に必要な日本語スキルの向上を図り、外国语指導に役立つことになることから、参加者確保のための工夫の検討が望まれるところである。

4.3. 自治体国際化協会負担金

(1) 概要

①目的

語学指導を実施する外国人を、財団法人自治体国際化協会を通じて招致するための渡航費用の負担金である。本県が単独で招致する場合に比べ、事務負担や渡航費用等負担の軽減を図る。

②事業の実施状況

15名の語学指導担当外国人を招致した。なお、在任期間は最長3年であり、期間満了等に伴う外国人の帰国に対応するため、相応の人数の招致を要請するものである。

③事業費の実績

過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 2,204 | 1,491 | 1,365 |

(2) 実施した手続

財団法人自治体国際化協会の概要、渡航負担金資料、派遣された外国人の名簿、請求書等を閲覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

4.4. 目指せスペシャリスト研究指定校事業委託費

(1) 概要

①事業概要

「将来のスペシャリスト」の育成に係る教育の教育課程に関する研究開発を行う専門高校などを「目指せスペシャリスト」校に指定する国の科学技術試験研究委託事業であり、県費負担はない。本県においては唯一、百石高校食物調理科がスーパー専門高校に指定された。

②事業内容

| 事業項目 | 事業目的 |
|-------------|---|
| ①親子料理教室 | 小中学校との共同調理体験を通して、異年齢との交流を図ることにより、コミュニケーション能力を養う。また、出前講座の際は健全な食生活についてのプレゼンテーションを行ななど、地域の食文化や地域住民の健康新生活としての力量を高める。 |
| ②中学生との料理交流会 | 行ななど、地域の食文化や地域住民の健康新生活としての力量を高める。 |
| ③生き生きサロ | 2年生の学校家庭クラブの活動を通して地域の社会福祉施設に出向きお年寄や障害者の「量づくり」と「量作り」を通じて福祉活動を行う。 |
| ン量づくりと量作り | ふれあい体験 |
| ④もてなす和食器づくり | 「食文化」の一環としての田植えや陶器製作を体験し、「福」や「主食」に関する知識や料理と食器との調和等についての見聞を広める。 |
| ⑤レストランサービス | 専門教科「調理」「食品」「生涯業基礎」において「サービスマナー」「テーブルコーディネイト」等についての知識・技能を身につけ、家庭及び地域社会との交流と支援活動を行う。 |
| ⑥地域の特産物づくり | 地域の婦人部の方や製菓店の協力を得て、「ホッキ貝」「いちご」等を原材料とした菓子・保存食・料理等を考案するなど、調理師養成施設としての地域や産業界からの外部評価を取り入れ時代の要請に応えられる食物調理科のあり方を実践研究する。 |
| ⑦新素材の開発 | 地元特産物「ホッキ貝」の貝殻を再利用し、環境に優しい新素材の開発を探る。「課題研究」において女子栄養大学の研究室や地元建設業者とも連携し、おいらせ町のいちらう運動公園等の花壇の縁石や庭石を開発し商品化に向けて研究する。 |
| ⑧記録集作成 | 本校教員報告のための記録集を作成する。 |

(2) 予算額及び決算額

本事業の予算・決算は以下のとおりである。国から同額の委託料収入を收受している。

(単位：千円)

| 費目 | 予算額 | 決算額 | 支出内容 |
|---------|-------|-------|---------------------|
| 機械装置費 | 2,230 | 1,575 | ガス式ストーブ・コンベクションオーブン |
| 工具器具備品費 | 1,762 | 2,350 | 生ごみ処理機、カラーレーザープリンター |
| 人件費 | 0 | 0 | |
| 消耗品費 | 1,710 | 1,710 | 用紙代、材料代 |
| その他の経費 | 3,404 | 1,774 | 会場使用料ほか |
| 合計 | 9,106 | 7,410 | |

(3) 実施した手続
令達先の百石高校において、委託契約書、事業完了報告書を閲覧した。

購入した機械装置、備品について競争入札の状況を確認した。また、納品書や請求書、支出負担行為兼支出命令票を確認し、合わせて、機械装置、備品の現物を実査した。

(4) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

4.5. 國際交流による地域文化活性化事業委託費

(1) 概要

青少年及び文化団体などを海外から招聘し又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信することにより、友好と文化交流の進展に資することともに、地域における文化活動の一層の活性化を図ることを目的とした。国の委託事業であり、県費負担はない。平成18年度の事業実績は4,389千円であり、県立田子高校が韓国へ派遣された。

(2) 実施した手続

事業概要等について、担当者に質問した。
事業の委託契約が適切に締結されているか関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

4.6. 学校組織運営調査研究事業委託費

(1) 目的

学校の組織運営の改善に係る取組みについて、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会に対して、実践的な調査研究を委嘱するものであり、国の教育国庫委託事業である。本事業の趣旨は、主体的な学校づくり、自主的・自立的な学校運営目的として、学校裁量及び学校権限が強化される傾向にある中、それに見合った学校の運営体制を整備する必要があること、また、地域に根ざした特色ある教育を行うためには、地域住民の信頼を得ながら地域との十分な連携を図ることのできる体制づくりも求められていること、とされている。本事業を実施するには予め文部科学省に事業計画書を提出し、事業完了後に事業完了決算書を作成して報告すること、帳簿等の整備・保管が義務付けられている。

(2) 事業概要

県教委は、「学校の組織運営に関する調査研究実施要綱（平成18年2月17日初等中等教育局長決定）」、「学校の組織運営に関する調査研究実施要領」に基づき、「新たな職制の整備も含めた教員評価の在り方の検討」及び「事務処理体制の整備」を調査研究のテーマ

として、平成20年3月31日までの期間において本事業を実施している。具体的な調査研究内容は、以下のとおりである。

(調査研究内容)

- ①教員評価制度の試行を通しての成果や課題について、学校関係者・有識者等からアンケートを通して意見を頂き、改善すべき点を本格実施に活かす。
- ②教員評価制度等の先進県（東京都）を視察する。
- ③教員評価制度導入に当たり、中央講師による評価者研修会を開催する。
- ④事務共同実施校から意見聴取し、関係者による検討会議で協議する。

なお、県教委は「教員の評価の在り方にについて（教職員の人材育成・評価制度）」最終報告（教員の評価システム調査検討委員会 平成18年2月20日）に基づいて、「青森県立学校職員の人材育成・評価試行要綱（平成18年4月1日施行）」を作成し、県立学校職員の人材育成・評価の試行を実施中である。

(3) 事業経費

本事業の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 節 | 事業経費 | 主な内容 |
|------|-------|--------------------------------|
| 諸謝金 | 529 | 研修会講師謝金（講師は産業能率大学主任研究員）、会議出席謝金 |
| 旅費 | 252 | 研修会講師旅費、会議出席者旅費 |
| 印刷費 | 453 | リーフレット印刷代、手引き印刷代他 |
| 消耗品費 | 22 | リーフレット送付代、アンケート送付代他 |
| 合計 | 1,257 | |

(4) 実施した手続

県立学校課担当者に事業内容について質問するとともに、事業経費について事業完了決算書をコピーし、支出負担行為兼支出命令票、旅行命令簿、物品購入調書と契合した。

(5) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

47. 10年経験者会議出席旅費（百石高校、五所川原高校）

(1) 事業概要

4月12日に学校教育センターで行われた10年経験者研修を実施するための事前通知を目的とした会議に出席するための旅費である。

(2) 事業費実績

往査した令達先の事業費実績は以下のとおりである。

| | | (単位：千円) | | | | |
|----|------|---------|-----------|--|--|--|
| 節 | 百石高校 | 五所川原高校 | 支出内容 | | | |
| 旅費 | 7 | 7 | 学校長会議出席旅費 | | | |
| 合計 | 7 | 7 | | | | |

(3) 実施した手続

10年経験者研修実施要項、同全体構想、同計画を閲覧した。
旅費について支出負担行為兼支出命令票と突合した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】 PTA会計から支払われた教員の旅費について（百石高校）
私費会計のPTA会計を閲覧したところ、この校長の旅費とは別に本事業の名目で教員の旅費の支払が確認された。本事業は管理者である校長等が出席するための旅費を令達したものであり、10年研修の対象となる教員の旅費は対象外である。おそらくは対象教員の旅費をPTA会計から支出したものと判断されるが、本来ならば対象教員は旅行命令が出るとは考えられない。仮に何らかの理由で校長判断により旅行命令が出たとしても、県の旅費規程に基づく旅費をPTA会計が負担する合理的根拠は見当たらないと考える。まずはPTA会計の負担する支出内容を明文化した規約を作成し、それに準拠して会計事務が行われる必要がある。当然、旅費等に関する規程は、PTAが規約等の中で定めるべきものであり、県の基準に準拠する必要はないと考える。

【意見②】 旅費請求書の作成について（五所川原高校）

会議の実施が4月12日であるが、旅費請求（精算）書の作成された日付が5月2日であった。旅費の精算は適時に請求・精算事務を行うことが望ましいと考える。

VI スポーツ健康課

監査の対象とした事業等は下表のとおりである。

| 番号 | 事業名称 | 該当頁 | 種別 | 重点事業 | 予算額 | 実績額 |
|----|----------------------------|-----|-------|------|---------|---------|
| 1 | 学校体育実技研修事業 | 194 | 直當 | | 2,271 | 1,876 |
| 2 | 体力向上推進事業 | 195 | 直當 | ☆ | 3,306 | 3,023 |
| 3 | スポーツエキスパート活用事業 | 196 | 直當 | | 7,546 | 5,267 |
| 4 | 学校体育団体への助成事業 | 196 | 補助 | | 26,117 | 23,254 |
| 5 | 学校医等の配置事業 | 197 | 直當 | | 96,883 | 96,865 |
| 6 | 健康診断事業 | 198 | 直當 | | 86,361 | 84,393 |
| 7 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業 | 201 | — | | 183,052 | 212,762 |
| 8 | 子ども安全サポート推進モデル事業 | 201 | 直當・委託 | ☆ | 4,240 | 4,098 |
| 9 | ライフサポートセンター（救命の運転）事業 | 202 | 直當 | ☆ | 28,190 | 27,756 |
| 10 | 健康教育推進事業 | 203 | 委託 | ☆ | 2,618 | 2,401 |
| 11 | 養護教諭健康教育研修事業 | 206 | 直當 | ☆ | 2,660 | 2,397 |
| 12 | 中堅教職員指導実践力向上研修（養護教諭） | 207 | 直當 | ☆ | 1,090 | 395 |
| 13 | 夜間定期制高校夜食費補助事業 | 208 | 補助 | | 3,802 | 1,855 |
| 14 | 学校給食保存食事業 | 210 | 直當 | | 4,222 | 4,221 |
| 15 | 学校給食定期衛生事業 | 211 | 委託 | | 4,676 | 4,072 |
| 16 | 県立学校給食設備整備事業 | 212 | 直當 | | 4,200 | 4,170 |
| 17 | 2007年世界女子カーリング選手権大会開催費補助 | 213 | 補助 | | 23,000 | 23,000 |
| 18 | 地域スポーツフェスティバル開催費補助事業 | 216 | 補助 | | 1,000 | 1,000 |
| 19 | 各種体育・スポーツ大会開催費の助成 | 217 | 補助 | | 4,550 | 4,140 |
| 20 | あなたにフィット！スポーツ事業 | 218 | 委託 | ☆ | 3,270 | 3,270 |
| 21 | スポーツコミュニティ推進事業 | 220 | 直當 | | 4,000 | 3,298 |
| 22 | 青森県体育協会補助 | 223 | 補助 | | 63,407 | 62,807 |
| 23 | 体育施設運営管理事業 | 227 | 委託 | | 482,842 | 494,145 |
| 24 | スポーツ振興事業費 | 230 | 補助・委託 | | 323,319 | 307,660 |
| 25 | スポーツイベント開催事業補助 | 236 | 補助 | | 11,150 | 11,069 |
| 26 | 青森県総合運動公園陸上競技場改修事業 | 237 | 委託 | | 228,080 | 210,275 |
| 27 | 県民総スポーツ推進事業 | 238 | 補助 | | 1,800 | 1,000 |
| 28 | 全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業 | 240 | 補助 | ☆ | 51,800 | 51,711 |
| 29 | ハーバロフスク地方とのスポーツ交流事業 | 242 | 直當 | | 4,880 | 4,367 |
| 30 | 県立学校管理者賠償責任保険負担金 | 244 | 補助 | | 3,185 | 3,189 |
| 31 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 | 244 | 補助 | | 67,376 | 64,733 |
| 32 | 青森県学校保健会 | 245 | — | 0 | 0 | 0 |

直當：直當事業、補助：補助事業、委託：委託事業を示している。

☆ 印は県の重点推進事業（わくわく10）を意味している。

1. 学校体育実技研修事業

(1) 概要

体育担当教員の指導力向上及び特別活動等の関係職員の資質向上を図るため、各種実技講習会等を実施するものであり、事業内容は以下の5つである。

- ①学校体育実技指導協力者派遣事業
小学校、中学校の体育担当教員に対し、実技の指導及び助言を行うため、学校体育指導協力者を派遣し、学校体育指導の充実を図る事業を各教育事務所が実施している。
- ②武道認定講習会
武道に対する伝統的な考え方を理解し、それに基づく行動の仕方を身につけさせるために専門的な知識と技術、授業における指導法について研修し、担当教員の資質向上を図る講習会を学校教育センターが実施している。
- ③運動部指導研修事業
生徒が運動部活動に楽しく参加し、豊かな学校生活を送ることができるよう、運動部活動の基本的な指導技術や救急法についての研修を行うとともに、運動部活動の在り方や課題について協議することをとおして担当教員の資質向上を図ることを目的に、学校教育センターが実施している。
- ④冬季学校体育実技講習会
小中高校、特殊教育諸学校の教職員を対象にスキー・スケート等の指導法及び実技の研修を行い、指導力の向上を本県児童生徒へのスキー・スケートの普及を図ることを目的に、各教育事務所が実施している。
- ⑤文部科学省主催各種講習会
文部科学省主催の各種講習会等に県内教職員等を派遣するものであり、スポーツ健康課が実施している。

本事業は一般財源による100%県負担である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算是以下のとおりである。

| 事業名 | (単位：千円) | | | | |
|------------------|---------|--------|--------|----------|--|
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 | |
| 事業名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 | |
| ①学校体育実技指導協力者派遣事業 | 516 | 646 | 575 | 596 | |
| ②武道認定講習会 | 63 | 191 | 224 | 204 | |
| ③運動部活動指導研修事業 | 433 | 627 | 428 | 391 | |
| ④冬季学校体育実技講習会 | 505 | 813 | 585 | 658 | |
| ⑤文部科学省主催各種講習会 | 65 | 64 | 64 | 61 | |
| 合計 | 1,582 | 2,341 | 1,876 | 1,910 | |

(2) 実施した手続

事業の内容等について、スポーツ健康課学校体育グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

2. 体力向上推進事業 (☆)

(1) 概要

児童生徒が健康・安全や体力に关心を持ち、自ら進んで運動やスポーツに親しむ環境づくりを支援することで、体力の向上を目指すとともに、生涯を通じた健康的なライフスタイルの形成に寄与することを目的に実施する事業であり、一般財源による100%県負担である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| — | — | 2,966 | 3,023 | 2,500 |

本事業は平成14年度から16年度にかけて実施された「パワーアップ実践事業」を引き継いだ事業である。平成14年度からのデータによれば、児童生徒の体力向上に関する以下のような顕著な効果がみられる。

| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総階層数 | 204 | 204 | 204 | 204 | 204 |
| 向上階層数 | 142 | 120 | 139 | 159 | 172 |
| 向上階層割合 (データはスポーツ健康課作成) | 69.6% | 58.8% | 68.1% | 77.9% | 84.3% |

※総階層数とは握力やボール投げなどの項目数、向上階層数とは新体力テストの始まった平成11年度の数値を基準として向上が見られた項目数をいう。

(2) 実施した手続

事業の内容等について、スポーツ健康課の担当者に質問し、事業の実施要項を入手して閲覧・検討した。また、研究成果である「実践事例集」を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3. スポーツエキスパート活用事業

(1) 概要

小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の運動部に対して地域の外部指導者を活用し、運動部活動を推進することも、指導者の資質の向上を図るものであり、事業内容は以下の2つである。

- ・市町村分：小中学校の運動部に所属する児童生徒に対して実技指導を行う運動部活動外部指導者を派遣する市町村に對して、補助対象経費の1/3を補助する事業である。
- ・県立学校分：県立学校の運動部に対し、実技指導を行う外部指導者を派遣するとともに、外部指導者を対象とした研修会を開催し、指導者の資質向上を図る事業であり、スポーツ健康課が実施している。

本事業は一般財源による100%県負担事業であり、過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| 市町村分 | 2,472 | 1,720 | 1,629 | 2,060 |
| 県立学校分 | 7,432 | 2,109 | 3,638 | 4,597 |
| 合計 | 9,904 | 3,829 | 5,267 | 6,657 |

(2) 実施した手続

事業内容等について、スポーツ健康課の担当者に質問した。

市町村分については補助金交付要項、県立学校分については事業実施要項入手して、交付要項及び実施要項への準拠性を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

これら2事業は一般財源による100%県負担事業であり、過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|----------|
| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| ①中学校全国・東北 大会派遣費補助 | 5,154 | 6,218 | 6,308 | 6,230 |
| ②高等学校全国・東 北大会派遣費補助 | 16,400 | 16,775 | 16,946 | 17,241 |
| 合計 | 21,554 | 22,993 | 23,254 | 23,471 |

5. 学校医等の配置事業

(1) 概要

学校保健法第16条の規定に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置に伴う学校医報酬を計上するものであり、一般財源による100%県負担事業である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| 事業費実績 | 97,842 | 97,463 | 96,865 | 95,704 |

規則に定められた学校医等の報酬は以下のとおりであり、各学校とも同額である。

| 区分 | 年額報酬(円) |
|-----------|-----------|
| 健康管理医（1名） | 276,500 |
| 学校医（3名） | 216,000 |
| 学校薬剤師（1名） | 168,000 |
| 5名合計 | 1,092,500 |

(2) 実施した手続

①教育庁
事業の内容等について、スポーツ健康課健康・給食グループの担当者に質問した。

根拠法令、申請書及び辞令、令達額一覧等関連書類を閲覧・検討した。
②高等学校全国・東北大会派遣費補助
高等学校におけるスポーツの振興を図るため、全国大会、東北大会の選手・役員の派遣に対し、宿泊費の一部を補助する事業であり、交付先は高体連である。

②令達先（往査した学校）

学校医の辞令を確認した。また、支出について、支出負担行為兼支出命令票と契合した。

- (3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

6. 健康診断事業

(1) 概要

学校においては、児童生徒及び教職員の健康を保持し増進させるために、綿密な保健計画が立てられ、その計画に基づいて保健に関する事業が実施されなければならない（学校教育法第12条、学校保健法第2条）。そのため、県立学校教職員及び児童生徒の定期健康診断を実施し、もって健康管理の適正を期することを目的とした一般財源による100%県負担事業である。直近3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 86,944 | 87,579 | 84,393 | 85,972 |

往査した令達先の事業費実績は以下のとおりである。

| | 八戸工業高校 | 三木木農業高校 | 名久井農業高校 | 弘前実業高校 | 青森工業高校 |
|-----|--------|---------|---------|--------|--------|
| 役務費 | 2,013 | 1,796 | 1,990 | 1,684 | 1,977 |

（単位：千円）

【意見①】他事業費の同一節間の予算流用について（教育庁）

本事業の事業実績として計上しているのは84,393千円であるが、各学校、教育事務所への令達額の合計は82,597千円である。課内の他事業に1,796千円の予算流用があった。予算流用の背景としては、予算の緊縮が進む中、必要な予算を確保できないことから、課内の他事業で余った予算を返還せずに他事業で使用していることがある。結果的に予算が意味のないものとなっているばかりか、予算不足が生じた場合の付替え財源を確保するため、いざれかの事業の予算を多く見込んで要求することが常態化しかねない。

【意見②】他事業費の同一節間の予算流用について（名久井農業高校）

役務費の執行額が、令達額より30円多かった。逆に学校給食定期衛生管理事業における役務費（食材定期点検手数料）について、執行額が令達額より30円少なかつた。学校側としては、同じ保健給食振興費で令達額で返還せられているため、トータルして令達額どおりに執行しているので精算はしていないとのことであった。

本来は、事業別に予算組みされ、事業別に決算報告されるべきであるから、この場合も事業別に減額の令達と追加の令達をするべきである。

【意見③】心電図検診委託料について（八戸工業高校）

生徒の心電図検査の実施機関は社団法人青森県医師会である。検査料金は1人1,300円（消費税込）であり、他校の検査委託料と比較して3割程度高い契約単価になっている。この1,300円の根拠資料の提出を求めたところ、平成9年12月1日青教ス864号「平成10年度県立学校児童生徒心電図検査の実施について（通知）」の提出を受けた。これによると、社団法人青森県医師会の巡回心電図検査を希望する学校は、申込用紙を記入して受診することを通知する内容になっている。経済環境の変化が激しい中で、10年前の契約単価により、これまで継続して契約してきたことに驚きを覚えると同時に、他校において財團法人青森県総合健診センターや地元の公立病院と契約締結してコスト削減を図っていることの情報が入らない、閉鎖的な環境は改革する必要があると考える。

【意見④】尿検査の委託費について（八戸工業高校）

生徒の尿検査委託料は随意契約により八戸市学校薬剤師会と1人180円（消費税込）で契約を締結している。この契約を随意契約とする起案文書によると、八戸市学校薬剤師会は公益法人であることを理由としているが、本団体は長い歴史と伝統を誇る任意団体であり、公益法人ではない。薬剤師個人と随意契約を締結するよりは透明性はあると思われるが、たとえ公益法人だからといって無条件に随意契約できるとは思えない。むしろ、他に

して受付がなされている。当時の担当者が退職していることもあり、定かな理由は不明であった。受付日から2週間以内に支払がなされているため、受付日と支払との関係ではレベル上問題はないが、請求書と受付日の期間が長く、受付事務に遅延が生じている。請求書の受付事務は、支払日に直結するため、滞りのないよう注意を払い行う必要がある。

契約をする適切な事業者が存在しないとか、最も低額の単価であることは明らかであることを理由にすることが現実的な対応であると考える。

7. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業

(1) 概要

①制度の概要
独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づいた「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所の管理下で児童、生徒又は幼児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度である。

(2) 事務手続の概要

学校の管理下で災害に遭い、病院等へかかった場合には、学校が「災害報告書」を作成し、医療機関で「医療等の状況」を記入した後、学校設置者（県）はその用紙を独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」という。）に提出する。審査の上、給付金額が決定され、センターから県に給付金が振り込まれ、県は学校を通じて保護者に給付金を支払う。県とセンターとはオンライン端末が設置され情報を共有していることから、事務手続が遅延することはない。

(3) 事業費の概要

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。基本的に歳入と歳出は同額であり、歳入科目は諸収入、歳出科目は保健給食振興費（扶助費）である。
(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|--------|--------|--------|---------|----------|
| 事業費 | — | 75,452 | 148,029 | 116,921 |
| 歳入 | — | 75,452 | 148,029 | 116,921 |
| 差引一般財源 | — | 0 | 0 | 0 |

(2) 実施した手続

担当者に事業概要等について質問し、オンライン端末出力の災害共済給付状況表と歳出額を契合した。また、災害の種類別年間歳入実績表とも契合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

8. 子ども安全サポート推進モデル事業 (☆)

(1) 概要

全国的に学校を発生場所とする事件・事故はもとより、登下校時に児童生徒が被害者となる事件・事故が後を絶たず、児童生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。また、本県においても、登下校時における不審者による事件等が発生している。このような状況に

鑑み、子ども安全サポート推進モデル校を認定し、地域との連携を重視した学校安全に関する取り組みの実践を行い、県内にその成果を普及させることを目的とする。

②事業の実施状況

教育事務所ごとに小中あわせて5校ずつのモデル校を選定し（計30校）、地域子ども安全委員会（以下、「委員会」という。）に安全教育及び安全管理等を委託した。委託費は合計2,443千円であり、報償費、旅費、需用費、役務費が主な支出節である。

③事業費の実績

過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|
| 事業費実績 | 4,166 | 4,098 |

（2）実施した手続

実施要項、予算積算内訳書、各委員会から提出された委託費決算内訳等を閲覧し、担当者に質問を行った。

（3）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

の使用を可能とした。このことから、AEDの各県立高校等への設置や心肺蘇生法の実技講習等を通じて、豊かな人間性を身につける教育を推進することを目的とする。

②事業の実施状況

・AEDの設置：県立高校等計106台を設置（事業費26,588千円）。

・命を大切にする心の研修会：平成18年4月に設置対象となる各高校等向けのAEDの使用説明会を実施。

・体験的学習の実施：各高校で生徒及び教職員を対象に心肺蘇生法実技講習会を実施。

③事業費の実績

平成18年度の事業費実績は以下のとおりである。

| | 平成18年度 | 備考 |
|-------|--------|----------------------------|
| 事業費実績 | 27,756 | （財源）宝くじ助成金26,588、一般財源1,168 |

（2）実施した手続

事業概要書、設置場所一覧、AED購入資料等を閲覧し、担当者に質問を行った。

（3）監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

10. 健康教育推進事業（☆）

（1）概要

①目的

児童生徒が生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、発達段階に応じた健康教育を学校教育活動全体を通して推進するための取組みを行うことを目的としている。

②事業内容等

事業内容としては、健康教育推進支援事業と健康教育啓発事業の2つがある。

健康教育推進支援事業としては、選定された県内6地区の推進校18校に対して、学校保健委員会の活動における外部講師の謝金、旅費に対して支援し、その健康教育の実践及び調査研究を報告させた。この内容は、年2回実施される健康教育推進協議会で協議され、

また、健康教育啓発事業としては、性に関するセミナーを社団法人青森県医師会に委託して7月28日に開催し、児童生徒に対し、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力

を身に付けさせるため、指導者の資質の向上を図った。これには主に養護教員を中心として、143名の参加があった。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績等は以下のとおりである。

9. ライフサポートチェーン（救命の連鎖）事業（☆）

（1）概要

学校管理下において心疾患による死亡者が増加傾向にあり、本県においても過去に心疾患による死者が報告されている。また、突然死には、胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止してしまう心臓震盪などがある。心停止には電気的除細動が有効であることが、厚生労働省が平成16年7月1日に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）

④施設評価の概要等
事業の成果として、学校保健委員会の活動により、児童生徒、教職員、保護者等の健康教育への意識の高まりが見られるなど、また、実践結果を校内、校外での研修会で発表することにより、家庭・地域と連携した健康教育の必要性の認識が高まり、推進校以外でも健康教育の取り組みが広がっているとの報告がある。
本事業は、平成19年度は「いきいき青森つ子健康づくり事業」として、推進指定校を縮小しつつも、健康教育推進協議会の進め方を修正しながら継続している。

(単位：千円、%)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 事業費実績額 | 2,492 | 2,595 | 2,401 |
| 学校保健委員会の設置率 | 59.9% | 61.4% | 64.6% |
| セミナーへの参加者率 | 20.3% | 35.0% | 22.2% |

注) 上記数字は、特別支援学校も含んだ数字である。

学校保健委員会とは、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の健康問題について研究協議・推進する組織をいう。

往査した令達先の予算執行は以下のとおりである。

○野辺地高等学校の令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-----|-------|-----|------|
| 報償費 | 14 | 14 | 講師謝金 |
| 旅費 | 4 | 3 | 講師旅費 |
| 合計 | 19 | 17 | |

○三八教育事務所の令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 執行額 | 支出内容 |
|-----|-------|-----|------|
| 報償費 | 29 | 10 | 講師謝金 |
| 旅費 | 9 | 0 | |
| 合計 | 39 | 10 | |

田子町立田子中学校での健康に関する講演会を行った。

○下北教育事務所の令達予算額及び執行額

(単位：千円)

| 節 | 令達予算額 | 支出額 |
|-----|-------|-----|
| 報償費 | 29 | 10 |
| 旅費 | 9 | 0 |
| 合計 | 39 | 10 |

下北教育事務所管内では下記の事業を実施した。

| 実施校 | 事業内容 | 備考 |
|------------|---------------------|-----------------|
| むつ市立二枚橋小学校 | すこやか委員会の実施 | 講師：地域県民局健康推進課職員 |
| むつ市立近川中学校 | 健康増進のための「いきいき教室」の開催 | 講師：学校歯科医師 |

(2) 実施した手続

①教育庁

事業の概要等について、健康・給食グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について、報償費、旅費、委託料の一部について、根拠資料との契合を行った。

②令達先 (三)(教育事務所、下北教育事務所)
事業内容報告書を閲覧し、担当者に質問した。また、支出内容について支出負担行為兼支出命令票と契合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 事業実績報告書の提出遅延と検査確認について (教育庁)

セミナー開催の委託に関して、その報告は事業終了後1ヶ月以内にあるが、社団法人青森県医師会からの事業の報告があったのは、平成19年1月31日である。担当者の説明では、セミナー終了後も事務作業があり、事業が終了したのは1月になったためとのことであったが、通常、事業終了とはセミナーが終了した時点のことを指すと解釈されるので、セミナーの開催が平成18年7月28日ということを考えると、大幅な遅れである。契約書に従って、適時に報告を求めるべきであった。

また、医師会へのセミナーの委託料の一部20千円が切手代として使用されているが、どのような用途で通言費として20千円の切手が使用されたのかは問い合わせしているわけではないとのことであった。

委託事業の検査確認において、委託先で合目的かつ適切に執行されたかどうかのチェックをしていないため、第三者として、本事業の委託費が有効かつ適正に使われたかの検証ができないばかりか、予算が不足していたのか余ったのかも不明であり、費用対効果の検証もできていない状態にあるため、改善が必要である。

【意見①】 他事業費の同一節間の予算流用について (教育庁)

事業費実績として2,401千円が計上されているが、正確な数値ではない。その理由は、他事業予算との流用や、共通費的に支出した費用の額が含まれているためである。令達により、各教育事務所や高校に支出した金額にても、各学校一律19,550円であるが、その内容は、各学校によりまちまちであるはずなのに、板柳高校から、その全額の減額令達を受けている他は、令達した額すべてが各学校で使用されているものと認識し、令達先などのように使用されたかの報告を受けていないし、求めてもいい。事業に実際にかかった費用を正確に把握するため、正しく実績値を集計すべきである。

【意見②】 事業実施報告書の記載内容について (下北教育事務所)

本事業の令達予算39千円の内容は、推進校講師謝金と講師旅費である。支出実績が無かつることから事業実績について質問した結果、事業自体は行われたが、県の学校保健会か

ら別途予算が出ていて、その予算で足りたと思われたことから、県予算を使う必要が無かったとの回答を得た。また、事業実績について事業実施報告書を閲覧したところ、記載内容は非常に充実していたが、残念ながら事業費に関する情報が欠如しているように見受けられた。すなわち、事業予算策定に当たり、前年度の事業費実績は必要不可欠な情報だと思われるため、主催者が県以外の場合には「事業費全体の予算」、「各自治体等の負担割合」、「事業費全体の実績値」、「各自治体等の予算使用額」を事業実施報告書に記載することによって、今後の事業予算立案に有用な情報としてフィードバックされる。下北教育事務所の本事業費については、不用額を事務職員からスポーツ健康課職員に口頭で連絡したのみで事務手續が完了しており、現状では、事業費の不用額となつた経緯や原因に関する情報を予算令達元が知ることは不可能である。今後は、できる限り事業実施報告書において支出額や不用額の情報を明示する必要があると考える。

【意見③】事業の実績報告について（三人教育事務所）

管轄地域の健康教育推進校の指定を受けている南部町立剣吉小学校については、支出実績がなかった。スポーツ健康課の担当者は、令達した後の各学校の活動と支出額については、把握していなかつたが、このように支出がなくても済んだ学校もあることから、事業の活動実績と要した支出額の把握は、事業の費用対効果の評価として必要な情報として、報告を受けるべきであると考える。

1.1. 義護教諭健康教育研修事業（☆）

（1）概要

新規採用及び経験年数5年の義護教諭に対して、職務に必要な基礎的な知識及び技術を習得させるため、実践的な研修を行うことを目的としている。

（2）事業内容等

事業内容は、新規採用義護教諭研修と義護教諭経験者研修の二つであり、新規採用義護教諭研修は、新規採用者を対象としており、必修の法定の研修である。平成18年度は、校内研修の他、宿泊研修を実施している。また、義護教諭経験者研修は、6年目（5年経験者の教諭を対象に研修を行う、県独自の必修研修である。平成18年度においては、中堅教職員指導実践力向上研修（10年経験者研修）と合わせて2回実施した。

（3）事業実績等

過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円、名）

| 事業費等 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|------------|--------|--------|--------|----------|
| 新規採用義護教諭研修 | 2,100 | 2,354 | 2,148 | 4,446 |
| 研修参加者人数 | 6 | 4 | 6 | - |
| 義護教諭経験者研修 | 401 | 180 | 249 | 348 |
| 研修参加者人数 | 6 | 5 | 6 | - |

新規義護教諭には、校内研修として指導員がつき、その指導員の報酬がかかること、研修の外部講師の謝金もかかることにより、義護教諭経験者研修よりも支出が多い。事業予算は学校教育センターのほか、小学校・中学校分は各教育事務所に、高等学校分は各高等学校に令達して、旅費、指導員報酬、共済費を執行している。

④施設評価の概要等

一般の教職員と同様に義護教諭についても、専門職としての職務遂行に必要な基本知識と技能を習得させるため、1年目と6年目に研修を設ける本事業は、必要な事業であると認識している。特に、義護教諭の指導の対象は幼稚園から高等学校までと幅が広いため、現勤務校と違う校種から学ぶ校外研修の機会は非常に有意義であるという評価がある。

（2）実施した手続き

事業の概要等について、スポーツ健康課健康・給食グループの担当者に質問した。

（3）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】令達先における事業別実績把握について
義護教諭経験者研修は、義護教諭にかかる中堅教職員指導実践力向上研修と一部合わせて実施しているが、令達先である学校教育センターにおいては、それら2つの事業を分けた把握し、予算執行しているわけではなく、事業ごとの実績額を把握していないかった。予算上事業が分かれているなら、やはり事業ごとに実績額を把握すべきである。また、一方で、同様の趣旨の事業として合わせて実施するならば、最初から同一の事業として予算措置すれば良いのではないかとも考えられる。事業の企画立案側と事業の実施主体側との間の会計処理に関する認識は共有しなければならない。

1.2. 中堅教職員指導実践力向上研修（☆）

（1）概要

①目的
経験年数10年の義護教諭に対して、指導実践力の更なる向上を図るために研修を行うことを目的としている。

②事業内容等

本研修は3回、うち2回は義護教諭経験者研修（5年経験者研修）と合わせて実施した。

③事業実績等

過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円、名）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 625 | 397 | 395 | 788 |
| 研修参加者 | 13 | 21 | 15 | - |

事業予算は、学校教育センターに令達され、執行されている。

- ④施設評価の概要等
概ね良好に実施され、目標が達成されているとの評価が出されている。研修は、毎年継続して行う必要があるため、今後も継続して必要があると認識している。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、スポーツ健康課健康・給食グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】令達先における事業別実績把握について

「1.1. 義護教諭健康教育研修事業」の【意見①】と同内容である。

1.3. 夜間定時制高校夜食費補助事業

(1) 概要

(2) 実施した手続

①目的

本事業は、高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費並びに通信制課程教科書学習費給与費補助実施要項に基づき、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者を対象として教科書・学習書及び夜食費を補助するものである。高等学校夜間定時制課程においては、授業時間が夕方から夜間に及ぶため、生徒に対して夜食等を有償にて提供しているが、この夜食食材等のうち、有職生徒に係る分の一部補助を目的とする。平成16年度末に三位一体改革により廃止・税源移譲（8割一般財源化）され、平成17年度から県の単独事業となつた。補助金は1人1食あたり60円47銭である。

(2) 事業の実施状況

【意見①】八戸中央高等学校の給食職員人件費負担について（教育庁）

八戸中央高等学校は、以前、八戸市立であったところを県立学校に移管した経緯があり、他の県立高校とは異なり、夜間課程において唯一給食の提供を実施している。そのため、給食職員の賃金負担が生じており、全体の事業費のうち、3割程度を占める状況となつてゐる。他校とのバランスやコスト負担を考慮すると、給食提供体制について見直しを行うことが今後の課題と考えられる。

【意見②】夜食費補助の計算について（八戸工業高校）

夜食については基本的に私費会計で会計処理を行つており、県の収入収出とは無関係である。本校ではパンと牛乳について財団法人青森県学校給食会、その他の食材は民間業者と物品売買契約書を締結して、夜食を提供している。定時制在校生のうち本事業の補助対象となる者は以下の要件に該当する者である。
i.申請時において定職についている者
ii.年度途中に定職に就いた者で、90日以上勤務したことを見証された者

- iii.パート又はアルバイトの職に就いている者で、1年間に概ね90日以上勤務している者
iv.現在失業中ではあるが、職に就く意思があつて求職活動中である者
v.その他、やむを得ない理由がある者

③事業費の実績 過去2年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

| （単位：千円） | | | |
|---------|--------|------|-------|
| 節 | 八戸工業高校 | 三沢高校 | 支出内容 |
| 扶助費 | 88 | 324 | 夜食費補助 |

往査した令達先の事業費実績は以下のとおりである。

県費の補助は月単位の計算になつていており、食事をしていない場合でも食事代を徴収していることに対する補助されていることになり、補助の趣旨に合致しない事象が発生していることになる。食事代の計算は本来ならば日割りで行うことが原則であるが、学校事務上、計算はかなり難しいという説明を受けた。そうであれば、本校の場合の計算上の食事日数は186日であることから、食事代の標準単価を決定して、実食日数分の食事代と徴収済み食事代との差額を返金する方法を採用してみるのも一つの方法である。そもそも、このような事務を行うことを規定する給食費事務処理規程が全く存在していないことから、まずは夜食費徴収規程・事務取扱規程を作成した上で、それに準拠した事務を適正かつ継続的に行うよう要望したい。

【意見③】夜食費未納者に対する補助について（三沢高校）

夜食費会計を監査した結果、納入済額2,694千円の他に未納額が70千円があることが明らかになった。内訳は1年生1名(15千円)及び2年生3名(55千円)である。事務担当者と担任教諭は継続的に本人及び保護者に対して督促を行っているとの説明を受けた。学校事務として当たり前のことであり、速やかに回収するよう期待したい。ここで問題と認識されるのは、そのような未納者であっても本補助制度の対象要件に該当する限り、補助しなければならない、ということである。通常の商行為の場合、債権と債務の関係にあれば相殺できずに入金未済の状況を解消できないでいる、とのことである。そもそも夜食費は役務の提供を受けた実費相当のものと考えるが、補助は県費を財源とするために、私費の給食費とは相殺できない、といふことである。それでも夜食費は役務の内訳であり、未納状態を放置することは他の生徒に対しても悪影響を及ぼす結果となる。従って、県費を財源とした補助であっても、承諾書をとつて適法に交付を差し止め、一部ではあっても未納金と相殺するべきと考えるものである。

1.4. 学校給食保存食事業

(1) 概要

①目的
O-157のような、給食提供において予測することのできない事故発生に備えて、発生の原因となる食品や汚染経路を究明するために、「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部科学省)に則り、給食等実施の際の食事を保存することを目的とする。

②事業の実施状況

- ・学校給食：八戸中央高校ほか計12校（特別教育支援学校11校を含む）
- ・寄宿舎食：五所川原農林高校ほか計10校（特別教育支援学校6校を含む）
- ・補食給食（夜間課程のパン等）：北斗高校ほか計9校

③事業費の実績等

過去2年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

| | | | | (単位：千円) |
|-------------------|------------|--------|--------------------|--|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 | |
| 事業費実績 | 4,226 | 4,221 | 4,133 | |
| 需用費 | 203 | 202 | 食料、保存用袋代 | |
| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 | (単位：千円) |
| 令達先 | (八戸第二養護学校) | | | このうち、往査した令達先（八戸第二養護学校）の事業費実績は以下のとおりである。 給食実施日において一定量の食材を定期間保存し、食中毒発生時の原因究明に備えている。 |
| 請求書、支出命令票と契合した。 | | | | |
| (3) 監査の結果及び意見 | | | | |
| | | | 特に問題となる事項は見られなかつた。 | |
| 1.5. 学校給食定期衛生管理事業 | | | | |
| (1) 概要 | | | | |
| ①目的 | | | | 学校給食による食中毒を未然に実施するため、定期的な食材の点検及びねずみ・ゴキブリの駆除を行うことを目的とする。 |
| ②事業の実施状況 | | | | |
| | | | | 食材点検については、厨房のある県立学校12校及び寄宿舎給食を実施している県立学校4校に対し、年2回細菌検査を実施した。また、ねずみ、ゴキブリの駆除について、厨房のある県立学校12校及び寄宿舎給食を実施している県立学校4校に対し、年2回ねずみ、ゴキブリの駆除を実施した。 |
| ③事業費の実績 | | | | |
| | | | | 過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。 (単位：千円) |
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 | |
| 事業費実績 | 4,218 | 4,072 | 4,622 | |
| 節 | 令達予算額 | 執行済額 | 支出内容 | |
| 令達先 | 74 | 74 | 細菌検査手数料 | |
| 需用費 | 215 | 215 | ねずみ・ゴキブリ駆除費 | |
| 委託料 | | | | |
| 合計 | 290 | 290 | | |

(2) 実施した手続

①教育厅
学校給食衛生管理の基準、実施概要等を閲覧し、担当者に質問を行った。

②令達先（八戸第一養護学校）
請求書、支出命令票と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

16. 県立学校給食設備整備事業

(1) 概要

①目的

老朽化、破損等の見られる学校給食設備等について整備し、衛生管理の徹底等を含めた

学校給食の充実を図ることを目的とする。

②事業の実施状況

県立学校学校給食設備等整備事業計画（5カ年計画、平成14～18年度）に基づき、平成18年度において予算計上したが、一部の高校等の厨房設備にアスベス卜が使用されていることが判明したためその対応を優先しており、投資先は下表のように計画と異なっている。

| 学校名 | 種別 | 計画 | 実績 | 差額 |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| 八戸中央高校 | 設備 | 63 | — | 63 |
| 青森盤學校 | 設備 | 857 | 970 | △113 |
| 青森第一高等養護学校 | 設備 | 1,109 | 916 | 193 |
| 弘前第一養護学校 | 設備 | 437 | — | 437 |
| 三木木農業高校 | 設備 | 597 | — | 597 |
| 八戸盤學校 | 設備 | — | 906 | △906 |
| 小計 | | 3,063 | 2,792 | 270 |
| 北斗高校 | 食器具 | 75 | — | 75 |
| 八戸第二養護学校※ | 食器具 | 1,062 | — | 1,062 |
| 小計 | | 1,137 | — | 1,137 |
| 合計 | | 4,200 | 2,792 | 1,407 |

※校舎の改修を実施したため、それと合わせて経費を賄つており、本事業の予算執行はなかった。第4章 事業の監査 III 学校施設課10.校舎等建築事業（特殊教育諸学校）も参考照願いたい。

③事業費の実績
過去2年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。
(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 3,879 | 4,170 | 2,991 |

(2) 実施した手続
県立学校学校給食設備等整備事業計画（5カ年計画、平成14～18年度）、事業概要等を開覧し、担当者に質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】給食設備等整備事業への予算の執行状況
本事業の予算額、決算額を整理すると以下のとおりである。

(予算・決算の状況)

(単位：千円)

| 内訳 | 予算額 | 決算額 | うち食器具また は給食設備 | 差額 |
|--------------|-------|-------|------------------|----|
| 需用費（食器具の購入） | 1,137 | 1,112 | — | 25 |
| 備品購入費（設備の購入） | 3,063 | 3,058 | — | 5 |
| 計 | 4,200 | 4,170 | — | 30 |

ただし、(1) (2)に記載のとおり、実際に食器具ないし給食設備に執行した額は次のとおりであり、決算額と乖離が生じている。

(決算額の使用内訳)

(単位：千円)

| 内訳 | 決算額 | うち食器具また は給食設備 | その他 |
|--------------|-------|------------------|-------|
| 需用費（食器具の購入） | 1,112 | — | 1,112 |
| 備品購入費（設備の購入） | 3,058 | 2,792 | 266 |
| 計 | 4,170 | 2,792 | 1,378 |

上表中の「その他」は、スポーツ健康課における他の事業ないし共通的な経費に充当したとのことで、内訳は示されなかつた。同一の目・節に属するものであるため、特定の事業以外に使用しても予算制度上の問題は生じないとされている。しかし、本来実施すべき事業にて生じた残余額は補正により返還すべき性格のものであり、他の事業ないし共通的な経費に充当することは事業別実績費の把握を困難にするため合理的とは言えない。

17. 2007年世界女子カーリング選手権大会開催費補助

(1) 概要

①目的
平成19年3月に青森市で開催する2007年世界女子カーリング選手権大会の開催費に対して補助する事業である。

②事業内容等

2007年世界女子カーリング選手権大会は、平成19年3月17日から25日までの9日間青森県営スケート場にて世界カーリング連盟加盟国・地域45のうちパシフィック、ヨーロッ

ハ、アメリカの代表12カ国（日本は開催国なので参加した）によって行われた。県は、本大会の開催費を2007年世界女子カーリング選手権青森大会組織委員会に対して補助した。本大会はカーリング競技がトリノオリンピックで一躍有名になったこと、またチーム青森が大活躍したこともあるって、チケット販売が好調に推移した結果、入場料収入が当初予算3,896千円の2倍の8,298千円、企業・団体からの協賛金も当初予算20,025千円を上回る23,840千円となつたことによって、最終的な収支差額は6,937千円の黒字となつた。この收支差額は、【指摘①】に記載のとおり、カーリング普及・振興への活用を前提として青森市スポーツ会館カーリング場のホッグラインセンサーの整備のために、青森市に寄付された。

③事業予算・実績等

平成18年度の事業費実績は以下のとおりである。
(単位：千円)

| 事業費実績 | |
|-------|--------|
| | 平成18年度 |
| | 23,000 |

大会を終えた組織委員会の最終的な収入・支出状況は下表のとおりである。

(収入予算・実績対比表)

(単位：千円)

| 収入科目 | 予算額 | 決算額 | 備考 |
|--------|---------|---------|----------------|
| 負担金 | 24,954 | 26,954 | 青森市負担金25,004含む |
| 補助金 | 41,000 | 39,000 | 青森県補助金23,000含む |
| 協賛金 | 20,025 | 23,840 | 企業・団体からの協賛金 |
| 寄付金 | 6,000 | 8,920 | 企業・団体からの協賛金 |
| 入場料収入 | 3,896 | 8,298 | 観戦チケット売上金 |
| その他の収入 | 6,000 | 4,504 | ペーティ会費他 |
| 合計 | 101,875 | 111,517 | |

(支出予算・実績対比表)

(単位：千円)

| 支出科目 | 予算額 | 実績額 | 補助対象経費の内訳 | | 備考 |
|------|---------|---------|-----------|--------|--------|
| | | | 県補助金 | 事業者負担金 | |
| 総務費 | 1,570 | 999 | 993 | 0 | 993 |
| 事業費 | 100,304 | 101,258 | 96,943 | 23,000 | 73,943 |
| 諸支出金 | 0 | 2,321 | 0 | 0 | *1 |
| 寄付金 | 0 | 6,937 | 0 | 0 | *2 |
| 合計 | 101,875 | 111,517 | 97,937 | 23,000 | 74,937 |

*1 大会で利益が出た場合、世界カーリング連盟へ利益額の25%を納付することになっている。当初は厳しく収支を見込んでいたため、余剰が出ることを想定していなかつた。

*2 青森市に寄付した余剰差額であり、当初予算にはない。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、スポーツ健康課の担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】補助金返還不要の手続について
2007年世界女子カーリング選手権大会開催費補助金交付要綱によると、県が交付する補助金の額は以下のように定められている。

| |
|-------------------------|
| ●次のうちのいずれか低い額以内の額 |
| ① 補助対象経費の合計金額の4分の1以内の金額 |
| ② 23,000千円 |
| ③ 青森市の平成18年度負担額 |

監査人がこの規定を基に計算した結果、①の計算額は $(97,937\text{千円} \times 1/4 =) 24,484\text{千円}$ であり、③の計算額は、厳密には、余剰差額の青森市への寄付金を差引きし（当初負担額25,004千円－青森市寄付額6,937千円=）18,066千円となるため、県の補助金額は①～③のうち一番低い金額は③の18,066千円となつた。その結果、概算交付した補助金との差額の4,933千円が県に返還されるはずのものであると計算されたため、担当者に確認したところ、スポーツ健康課課長以下県教委の担当者3人の意思決定により、組織委員会から青森市に対して余剰金を寄付することと、県補助金を返還不要とする事が決定されたことがわかつた。

このような処理となった背景としては、第一に、実績報告書提出前の平成19年5月1日に青森市副市長より、余剰差額をカーリング普及・振興のため青森市スポーツ会館カーリング場のホッグラインセンサーの整備に充てたい旨の申し入れがあったことがある。第二に、その際、大会組織委員会が直接設備を購入して県カーリング協会（以下、「協会」という。）に寄付すれば課税問題が生じるが、青森市に余剰差額を一旦寄付し、青森市から協会に補助すれば、地方公共団体に対する寄付に該当するため課税関係が生じない、との副市長の発言があつたためである。県の最終判断の拠り所は、今後10年間本県において全国高校カーリング選手権大会の開催が決定しており、また、カーリングの街づくりによって、県民スポーツの振興といったスポーツ教育行政の目的に合致することにある。

しかしながら、この件に関しては正式な文書等を取り交わすことなく口頭での約束で行われた。補助金交付要綱によれば、「補助事業の内容の変更（補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更を除く）をする場合には、事業変更申請書を教育長に提出してその承認を受けること」とされており、これに類するものとして事業変更申請書を教育長に提出すべきものであったと考える。また、県はこのような課税回避に関するスキームに関わるべきではないとも考える。これらのことから、補助金返還不要を判断するに至

つたプロセスについて、スポーツ健康課内の意思決定の透明性を確保するためには、交付要綱に準拠した適正な手続きが必要であったと判断される。最終的に、青森市への寄付金が約束どおりに取扱われているかどうかを県の担当者に質問したところ、協会は余剰金を原資にした青森市からの補助金7,342千円の交付を受けて、ホッグラインセンサーを購入したことが確認された。

【意見①】実績報告書の審査について

補助金交付要綱では補助事業完了後、事業結果報告書及び収支決算書の作成・提出を求めており、これに基づき審査が行われることになっている。事業経費が適正に使われたことを確認するためには実績報告書等の検討のみならず、計画と実績とを比較して異常な増減項目については一部領收書等の原始記録との契合も必要であると考える。これに対して担当者は事業の計画段階より参加しており、内容については熟知していたとの説明を受けたが、事業費実績の妥当性・適正性までを担保するものではないので、審査時に一部原始証憑との契合を行い、補助対象経費が適正に使われた事を審査する必要があったと考える。

1.8. 地域スポーツフェスティバル開催費補助事業

(1) 概要

地域住民がスポーツに気軽に参加し、親睦を図りながら、健康の維持増進や生涯スポーツの普及・振興を図るために、各教育事務所管内で開催される地域スポーツフェスティバル開催費に対して助成する事業であり、一般財源による100%県負担である。補助金の交付先は青森県体育指導委員協議会（以下、「指導協議会」という。）である。補助金交付要綱上は、補助対象経費の合計額もしくは1,000千円のいずれか低い額を交付すると規定しているが、補助対象経費の合計額が1,000千円を下回ることがないため実質的には定額補助となっている。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 |

なお、補助金の交付先である指導協議会はスポーツ健康課内に事務局を置いている。協議会の会長は青森市内在住の体育指導員である。

過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

1.9. 各種体育・スポーツ大会開催費の助成

(1) 概要

県の体育・スポーツの振興を図るため、県内で開催される特定の県大会及び東北・全国大会等に対して、開催経費の一部を助成することを目的としている。

(2) 事業内容等

平成18年度は、毎年、助成している中学校体育大会や高等学校総合体育大会の他、バレーボール、相撲、スキー、卓球、カヌーの全国大会を中心に、合わせて36の大会に対して助成を行っている。助成金額は、原則として、1競技（大会）あたり全国大会が15万円、中体連・高体連が開催する東北大会は5万円、その他は3万円となっており、大会会場使用料、選手への報償品費、大会運営係員への旅費・謝金等に使われる。

平成18年度の負担金の交付先は、高校総体の開催費用（1,100千円）を筆頭に、他の10大会の負担金500千円を合わせて1,600千円の高体連が最も多い。続いて中体連が1,000千円、その他、各種スポーツ競技の主催者に交付された。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円、大会）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 4,270 | 4,230 | 4,140 | 4,110 |
| 助成した大会数 | 40 | 43 | 38 | — |

(4) 施設評価の概要等

特に事業評価調査書は作成されていないが、大会開催県としては、ある程度の助成をする必要があると認識し、ここ数年は、前年度において各種団体に次年度の開催の状況を聞いて、同じ単価で予算を確保している。但し、東北大会でも、中体連・高体連開催以外のも

（3）監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】教育庁内の任意団体の金銭保管について
平成19年3月末の指導協議会の預金通帳残高は419千円である。印鑑はグループリーダーが保管し、預金通帳は担当者が保管している。県出納課の指導により、県の金銭ではないとの理由から、県の金庫は使用していないが、紛失・盗難のリスクが高いのは否めない事実である。指導協議会の事務局を課内に設置すること 자체は経費削減の観点から一概に否定することはできないが、同一課内で補助金の授受をしているのであるから、統制環境が非常に弱いことは言うまでもない。事務局を課内に置くことで金銭の管理レベルが下がることは許されない事である。現体制を継続する場合には、封筒などで区分して金庫内に保管するべきだと考える。

のは3万円の負担しかしていないが、財政難ということと、少額であり開催に影響がないので、19年度で終了することを検討しているとのことであった。

(2) 実施した手続

事業概要等について、スポーツ振興グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について、一部について、交付申請書、支出命令票、実績報告書など根拠資料との契合を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】事業実績報告書の提出遅延について

協定書上では、大会の実績報告書は、事業終了後1ヶ月以内に提出することになつてゐるが、期限内に提出をしているのは半分ぐらいであった。県の説明では、事業終了とは大會終了ではなく、その後の事務作業が終わつたことを指すことであつたが、通常は大會終了時と解すべきである。ほとんどの支出は、収支報告書と共に実績報告がなされ、その請求を受けた後に支払われることになつてゐる。しかし、県の中学校体育大会については、例外的に概算払いをしており、夏季競技については、すべて大会終了後1ヶ月を過ぎての報告になつてゐた。概算払いにもかかわらず、実績報告が遅れ正在の協定書に違反しており改善が必要である。

20. あなたにフィット！スポレク事業 (☆)

(1) 概要

①目的
県民の健康づくりを勧めるため、スポーツ・レクリエーション（以下、「スポレク」といふ。）体験を通して運動・スポーツの習慣を身につける機会を提供する。
②事業内容等

平成17・18年度の重点事業であり、青森県スポーツ・レクリエーション連盟（以下、「スポーツレク連盟」という。）との委託契約により、県内各地において初心者向けのスポレク教室を80回開催し、また、スポレク種目の指導者及び審判員養成のためにサポーター講習会を開催した。

スポレク連盟は、スポーツ健康課及び財団法人青い森みらい創造財團の指導のもと、スポーツレクの普及・推進を図るために、県内のスポレク団体として平成16年5月に設立された任意団体である。事務局をスポーツ健康課においている。組織体制は、非常勤役員の他は事務局長1人（非常勤：農林水産部の県庁職員）と臨時職員1人（当該委託業務のあった平成17・18年度のみ）となつてゐる。

③事業実績等 過去2年間の事業費実績等は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------------|--------|--------|
| 実績費実績 | 3,500 | 3,270 |
| スポレク教室開催回数 | 60回 | 80回 |
| スポレク教室目標人数 | 2,400人 | 3,200人 |
| スポレク教室内編入数 | 980人 | 1,259人 |
| サポーター講習会目標人数 | 600人 | 600人 |
| サポーター講習会実績人数 | 942人 | 797人 |

④施策評価の概要等

あなたにフィット！スポレク教室では、平成17年度よりも開催回数等を増やし、目標値には届かなかつたものの参加人数を増やすことができた。サポーター講習会では、平成18年度も目標値を上回ることができた。全国スポレク祭のPRも兼ねて本事業の周知に努めてきた結果、県民のスポレク種目に対する関心が着実に高まってきたといえる。2カ年の重点事業であったため、平成18年度で終了している。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、スポーツ健康課の担当者に質問した。必要に応じて、スポレク連盟より証憑書類を取り寄せてもらい内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】業者選定の適切性及び外部委託の有効性について

この業務委託にあたって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約）により随意契約とし、青森県財務規則第148条第4号の規定（微する必要がないと認められるとき）により、見積書を微しないとしている。随意契約の理由として、本事業の目的はスポレクを通して、運動・スポーツの習慣を身に付ける機会を提供することにより、県民へのスポレクの普及・振興を図ることであり、県内各種のスポレク団体を統括する県級的組織であるスポレク連盟の設立目的と一致すること、また各種のスポレク団体の協力なくしては実施できない事業であることを挙げている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定の趣旨は、契約の目的物が特定の者でなければ納入しができないものであるとき、あるいは特殊の性質を有する品物を買い入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするときといった、特定の者しかその業務を実施できないため競争入札によることが不可能であるといった特別の場合を想定したもので、スポレク教室やサポーター講習会の開催といった一般的な業務を想定したものではないと考えられる。

業務委託の内容自体は、難度を要するものではなく、スポレク教室等は各スポレク団体が実施し、業務委託の事務は当該委託業務のために雇われた事務職員1人（委託金額に含む）で担っているものである。業務内容の一般性から考へると、この委託業務を一層随意契約とすることが適当であったか、また、そもそも外部委託とする経済的効率性や有効性があったのかは疑問である。事業委託した場合には、自主事業で行った場合との経済的優位性に関して検証可能性を担保する必要があると考える。

【意見②】 参加料の資料代等への充当について
 あなたにフィット！スポレク教室開催事業実施要綱によれば、スポレク連盟が負担する経費のうち資料代及び連絡費等の雑費の額については、教室開催の当日参加者から100円の参加料を徴収して、その経費に充当するものとされている。事業総額で125,900円の参加料が徴収されたが、連盟では各種スポレク団体からの事業実施報告書の中では、資料代及び連絡費等の雑費について参加料と一致していたものと判断して、明細等は徴収していなかつた。参加人数によっては参加料徴収額の方が多かった可能性も否めず、その場合には委託料の返還が生じた可能性もある。この参加料が、本当に全額、資料代及び連絡費等の雑費に充当されたかを確認する必要があったと考えられる。

【意見③】 事業実施方法の検討について
 スポレク教室は県内各地で80回開催されたが、そのうち五所川原市、むつ市で行われた4回について参加人数は0人であった。このうち2回については、同種目を同場所ですでに実施した2回目のものであった。委託契約書の仕様書で各地区均等な回数で80回以上の開催が定められており、このような参加人数0人の開催も80回の実施実績に含まれているものである。

このようない市民参加型事業の場合は特に、事業実施の有効性は基本的に参加者人数により測定されることから考へて、本事業は平成18年度で終了したが、受講申込につき前日までに申込がない場合には開催を延期し、他日程を追加で検討するなど柔軟な対応をする事業実施方法が事前に検討されても良かったのではないかと思われる。

2.1. スポーツコミュニティ推進事業

(1) 概要

①背景
 私たちの生活する地域社会は、少子化による学校部活動の衰退、学校週5日制による地域での子どもたちの受け皿不足、スポーツをする子どもとしない子どもの二極化、生活環境の利便化による体力・運動能力の低下、運動不足による生活習慣病の増加、地域住民のコミュニケーション感情の希薄化と地域の教育力の低下、という課題に直面している。これらの課題を解決するためには、「だれでも、いつでも、いつまでも」スポーツができる環境づくりと地域コミュニティの形成が有効であると考えられている。そのための取り組みの一つとして、「総合型地域スポーツクラブ」の活動が全国各地で始まっている。

②期待される効果

クラブをつくることにより、スポーツ実施率の向上、青少年の健全育成、地域教育力の向上、地域コミュニティの形成、親子や家族・世代間の交流促進、一貫指導体制の構築、スポーツ施設の有効活用、情報の共有、医療費の軽減、高齢者の生きがいづくり、といった点で効果が期待されている。

③スポーツクラブの立ち上げスケジュール

i. 現状の把握

ii. クラブづくりプランの作成

iii. 地域住民及び既存スポーツ団体等への説明

iv. 地域の関係者による共通理解

v. 設立準備委員会の結成

vi. クラブの設立

vii. クラブの円滑な運営

上記のスケジュールの中で、行政は現状の把握やプランの作成について密接にかかわりを持つことが期待され、設立後は地域住民の自主的な活動によるクラブが自主運営されることが期待されている。

④事業内容

総合型地域スポーツクラブの立ち上げを目的として、巡回指導訪問（総合型地域スポーツクラブの必要性やクラブの設立手順などについての訪問指導）や出前講座（スポーツコミュニティ推進指導員（以下、「スポーツコミュニティ指導員」という。）によるクラブ設立のノウハウ等に関する講義・講演）などの総合型地域スポーツクラブの育成支援を行う。平成18年度は31市町村の巡回訪問指導、5回の出前講座を行った。

⑤事業費の概要

本事業は平成17年度開始事業であり、過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。19年度以降は名称が変わり、「広域スポーツセンター運営事業」の中でこれまでと同様の事業を継続している。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|
| 事業費実績 | 3,485 | 3,298 |

平成18年度事業費の当初予算と執行額は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 節名 | 当初予算 | 執行額 | 主な支出内容 |
|-----|-------|-------|-----------|
| 報酬 | 2,996 | 2,642 | 非常勤職員2名採用 |
| 共済費 | 15 | 0 | |
| 報償費 | 48 | 48 | |
| 旅費 | 303 | 303 | 職員旅費 |
| 借用費 | 270 | 270 | 印刷代 |
| 役務費 | 35 | 35 | 通信費 |
| 委託料 | 333 | 0 | |
| 合計 | 4,000 | 3,298 | |

(2) 実施した手続

担当者に事業概要等について質問し、事業費についてスポコミ指導員設置要綱、支出令票・支出負担行為票、旅費請求書、復命書等を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 スポコミ指導員の出勤簿について

命書において出勤実績があり、旅費の支給も確認された月日について、出勤簿には欠勤日となつておらず、報酬が支給されていない事実が発見された。同様に、出勤簿上の勤務時間と復命書上の勤務時間が不整合な事例が複数発見された。スポコミ指導員設置要綱第7において勤務日数・勤務時間は1週間につき5日以内、1週間につき30時間以内、1日につき8時間以内と決められており、その日を勤務日にすると規定に違反することとなることから、出勤簿の操作が行われたものと推認される。また、勤務時間の不整合な事例については、各市町村のイベント開催時間の観点から検討すると、おそらくは復命書上の時間が事実に近いと思われ、これについても出勤簿が実態と乖離していると考えられる。これらの操作については、報酬や旅費の支給の根拠となる証拠書の操作であり、極めて不適切な事案と考える。今後の事務手続の改善策を講じるなど、適切な対応が必要である。

【指摘②】 復命書の作成と旅費請求事務の遅延について

本事業に携わったスポーツ健康課職員とスポコミ指導員2名の「復命書」及び「旅費請求(精算)書」を監査した結果、出張した期間を大幅に経過した日に復命書が提出され、さらに1ヶ月以上経過してから旅費請求書が提出されている事例が数多く発見された。最長では、旅行日が6月7日、復命書作成日が8月2日、旅費請求日が9月22日、旅費支払日が10月4日という事例があった。担当者に原因を確認したところ、市町村やスポーツクラブ等に出張して実施した業務の結果を報告書にまとめて、その報告書を添付して復命書を作成するルールになっていることから、報告書作成が遅れた結果としてこのような遅延が生じたことである。青森県教育委員会職員服務規程第16条には、「出張した職員は、当該用務を終えて帰宿したときは、速やかに、その概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書(第7号様式)を作成し、教育長に提出しなければならない。」と規定されている。事情があることは理解するとしても、規定は遵守しなければならない。この反省を踏まえ、まずは、出張計画の立案段階から報告書作成のための在宅時間を確保し、その上で業務を実施することが期待される。

【意見①】 他事業費の同一期間の予算流用について

予算計上した報償費48千円については、本事業においては支出する必要がなくなったことから事業費実績は無いはずであるが、決算上は本事業の報償費に計上している。また、

需用費270千円、役務費35千円についても、本事業について支出したとは確認できなかつた。このような他の事業の事業経費を、本事業に付け替える行為は決算上の操作であり、事業別予算に対する実績値の把握を意味の無いものとする観点から、好ましくない財務事務であると考える。

【意見②】 返戻予算の操作誤り

簡別決算書上の報酬額2,642千円について監査した結果、他事業の報酬から差し引くべき返戻額115千円を本事業から控除していることが明らかとなつた。【意見①】と同様、事業別の実績額が誤っていることとなり、これについても不適切な財務事務であった。

【意見③】 スポコミ指導員の旅費等

スポコミ指導員は1年雇用の非常勤職員であり、時給1,200円で報酬が計算され支給される。旅費等の費用弁償については、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例第4条の規定により計算され、行政職給料表2級の職務にある者の例による計算した額が支給される。簡別統計集計票に記載された旅費の実績額303千円について監査した結果、旅費請求書等から監査人が集計した額は321千円であり、実績値と不一致であった。これについては実績額が正しく集計されておらず、事業別実績の把握の観点から好ましくない財務事務であった。

2.2. 青森県体育協会補助

(1) 概要

① 目的

県は、県民の体育・スポーツの振興を図るために、各競技団体を統括する財団法人青森県体育協会(以下、「県体協」という。)に対し、平成18年度予算の範囲内において、青森県体育協会運営費等補助金を交付する。補助対象となる経費は次のとおりである。

| 補助事業名 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------------|---|---------------------------------|
| 青森県体育協会 運営事業 | 県体協事務局の運営に要する経費(給料、職員手当、共済費、退職手当積立金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、公課費) | 補助対象経費の合計額または42,500千円のいずれか低い額以内 |
| 岩木青少年スポーツセンター運営事業 | 岩木青少年スポーツセンターの運営に要する経費(給料、職員手当、共済費、退職手当積立金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、公課費) | |
| スポーツ少年団 大会派遣事業 | スポーツ少年団の全国・東北大会派遣に要する経費(旅費、負担金) | |
| 県派遣職員人件費補助事業 | 県体協事務局の県派遣職員にかかる人件費に要する経費(報酬、給料、職員手当、共済費) | 補助対象経費の合計額または20,907千円のいずれか低い額以内 |

②事業の実施状況
各事業別の事業実績は以下のとおりである。

(青森県体育協会運営事業の支出実績 3期比較表)

(単位：千円)

| | 内訳 | 金額 | 備考 |
|--------|----------|----------|----------|
| (支出内訳) | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
| 人件費 | 20,695 | 16,036 | 16,746 |
| 物件費 | 4,217 | 6,891 | 7,753 |
| 計 | 24,912 | 22,928 | 24,500 |
| (財源) | | | |
| 県補助金 | 12,343 | 12,720 | 12,720 |
| その他 | 12,569 | 10,208 | 11,780 |
| 計 | 24,912 | 22,928 | 24,500 |

(岩木青少年スポーツセンター運営事業の支出実績 3期比較表)

(単位：千円)

| | 内訳 | 金額 | 備考 |
|--------|----------|----------|----------|
| (支出内訳) | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
| 人件費 | 29,126 | 22,340 | 20,122 |
| 物件費 | 27,666 | 20,256 | 20,191 |
| 計 | 56,792 | 42,596 | 40,313 |
| (財源) | | | |
| 県補助金 | 37,637 | 28,380 | 28,380 |
| その他 | 19,155 | 14,216 | 11,933 |
| 計 | 56,792 | 42,596 | 40,313 |

(スポーツ少年団大会派遣事業の支出実績 3期比較表)

(単位：千円)

| | 内訳 | 金額 | 備考 |
|--------|----------|----------|----------|
| (支出内訳) | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
| 人件費 | — | — | — |
| 物件費 | 1,010 | 1,132 | 771 |
| 計 | 1,010 | 1,132 | 771 |
| (財源) | | | |
| 県補助金 | 1,010 | 1,132 | 771 |
| その他 | — | — | — |
| 計 | 1,010 | 1,132 | 771 |

【意見①】補助金額の上限の設定方法について

本事業に係る補助金の上限設定は、県体協における運営事業（県体協におけるスポーツ振興事業特別会計分）、岩木青少年スポーツセンター運営事業、スポーツ少年団大会派遣事業の3種類の事業を合計して、最大42,500千円と設定されている。しかし、それぞれの事業は同一法人が実施しているものの事業内容は異なっており、相互の関連性は高くなかったため、それぞれについて補助金の上限を定めるべきである。

上記を含め、県体協に対しては、下表の補助金、委託料等により財政援助を実施している。

| 区分 | 内訳 | 金額 | (単位：千円) |
|---------|----------------|---------|------------------|
| 補助金 | 本事業分 | 62,807 | うち派遣人件費補助 28,198 |
| | 選手強化事業ほか補助金 | 242,987 | |
| | 小計 | 305,794 | |
| 委託料 | スポーツ科学センター職員費他 | 54,623 | |
| | ゴルフ場敷地 | 80,807 | 無償貸付を継続 |
| 使用料の免除 | ゴルフ場クラブハウス他 | 2,904 | 無償貸付を継続 |
| | 小計 | 83,711 | |
| 財政支援合計額 | | 444,128 | |

③事業費の実績
本事業の過去2年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|--------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 70,430 | 62,807 | 51,656 |
| (運営費等) | (42,232) | (41,872) | (43,182) |
| (派遣給与) | (28,198) | (20,935) | (8,474) |

【意見②】運営費の補助金額について

運営費の補助金額のうち、岩木青少年スポーツセンター運営事業について、県体協の決算状況をみると、次のとおりである。

(岩木青少年スポーツセンターの収支状況)

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 補助金収入 | 37,637 | 28,380 | 20,300 |
| 自己収入 | 21,122 | 23,280 | 25,506 |
| (事業収入) | (20,761) | (20,532) | (22,275) |
| (貯蓄金収入) | 0 | (108) | (156) |
| (雑収入) | (361) | (2,640) | (3,075) |
| 収入計① | 58,759 | 51,660 | 53,886 |
| 事業費 | 59,929 | 48,063 | 47,536 |
| 支出計② | 59,929 | 48,063 | 47,536 |
| 事業収支差額((1)-(2))③ | △1,170 | 3,597 | 6,350 |
| 他会計からの繰入収支④ | 0 | 1,863 | 0 |
| 収支差額合計(③+④) | △1,170 | 5,460 | 6,350 |
| 前期繰越収支差額 | 21,308 | △1,149 | 4,310 |
| 次期繰越収支差額 | △1,149 | 4,310 | 10,661 |

事業費が縮減傾向にある一方、自己収入が毎年増加傾向にあり、収支差額が直近2年間で11,810千円（他会計からの繰入を除くと9,947千円）に達している。一方で、同事業への補助金は、平成17年度から同18年度まで28,380千円のままである。

県体協全体の収支差額状況の推移は下表のようになっている。

(県体協全体の収支差額の3期比較表)

(単位：千円)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 一般会計 | 899 | 1,245 | 617 |
| スポーツ振興 | -628 | 2,418 | 9,212 |
| 日体協委託 | 0 | 0 | 0 |
| スポーツ少年団 | 1,124 | 622 | 3,044 |
| 募金運営 | 0 | 0 | 0 |
| 岩木運営事業 | -1,170 | 5,459 | 6,351 |
| 岩木自主事業 | 585 | 367 | -2,79 |
| コレフ場運営 | 756 | -8,234 | 3,406 |
| 計 | 1,566 | 1,877 | 22,351 |
| 前期繰越収支差額 | 328 | 1,895 | 3,772 |
| 次期繰越収支差額 | 1,895 | 3,772 | 26,123 |

また、事業間の資金貸借取引を考慮せずに、事業単位での実質収支差額を計算したところ、下表のとおりとなった。

(県体協の事業別実質収支差額の3期比較表)

(単位：千円)

| 事業区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|---------|---------|
| 一般会計 | -680 | -3,254 | -11,934 |
| スポーツ振興 | -2,128 | 118 | 7,763 |
| 日体協委託 | 0 | 0 | 0 |
| スポーツ少年団 | 4,124 | 7,422 | 8,544 |
| 募金運営 | 80 | 0 | 0 |
| 岩木運営事業 | -1,170 | 3,596 | 6,350 |
| 岩木自主事業 | 585 | 367 | -279 |
| ゴルフ場運営 | 4,417 | 5,393 | 12,224 |
| 借入収支 | -3,660 | -11,765 | -317 |
| 計 | 1,566 | 1,877 | 22,351 |

このように、全体としても収支状況は改善傾向にあり、借入金の返済も平成18年度において完了していることを考慮すると、収支の改善が明らかな岩木青少年スポーツセンター運営事業については、その補助金額の妥当性に關して再検討すべき時期ではないかと思われる。

2.3. 体育施設運営管理事業

(1) 概要

平成15年6月に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が公布され、同年9月に施行されたことにより、地方法人公団体が設置する公の施設の管理について、従来の管理委託制度に代わり「指定管理者制度」が創設された。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的とするもの（地方自治法の一部を改正する法律の公布について）（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）であり、管理主体を公の施設の管理に、公的団体、一定の要件を満たす出資法人に限らず、民間事業者による管理も可能とした制度である。本県においては「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月25日青森県条例第6号）」を定め、平成18年度より、公の施設の効果的・効率的運営等を目的として、県有スポーツ施設の指定管理者制度の運用を開始した。対象となる運動施設は新総合運動公園、総合運動公園、県営スケート場、県武道館の4つである。

(2) 指定管理者名及び指定管理料

平成18年度の指定管理者の名称と平成18年度の指定管理料は以下のとおりである。指定管理者は議会の議決を経て指定され（法第244条の2第6項）、指定管理期間は、県の指定管理者制度導入指針を参考に様々な観点から検討した結果、平成21年3月31日までの3年間である。

(単位：千円)

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 指定管理者の決算報告書の比較可能性について

| 運動施設名 | 指定管理者 | 事業費実績 | 事業費予算 |
|---------|---------------------------|----------------|------------------|
| 新総合運動公園 | スポート青い森グループ 代表 株式会社鹿内組 | 経常的経費 改修等経費 | 200,839 5,082 |
| 総合運動公園 | スポート青い森グループ 代表 株式会社鹿内組 | 経常的経費 改修等経費 | 95,810 10,261 |
| 県営スケート場 | 豊産管理株式会社 | 経常的経費 改修等経費 | 74,121 10,260 |
| 県武道館 | 財団法人弘前市体育協会 | 経常的経費 改修等経費 | 97,772 0 |

③制度導入の効果

スポーツ施設の使用料金收入が、提案された事業収支計画の使用料金收入見込額を上回った場合には、上回った額の30%を県に返納する協定になっており、県の委託料減額となり指定管理者制度導入の効果として明示される。その金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 運動施設名 | 使用料金收入目標 額(A) | 使用料金收入実 績額(B) | 差額(C) C×30% |
|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 新総合運動公園 | 52,890 | 60,774 | 7,884 2,365 |
| 総合運動公園 県営スケート場 | 34,172 | 51,019 | 16,847 5,054 |
| 県武道館 | 25,400 | 30,434 | 5,034 1,510 |

県の作成した「公の施設のバランスシート、行政コストト計算書」(平成19年11月)によれば、指定管理施設の行政コストを前年対比すると下表のとおりである。どの施設も制度導入の効果が大きいことがわかる。

(単位：千円)

| 施設名 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 増減 |
|---------|---------|--------|---------|--------|------------------|
| | 行政コスト計 | 使用料等收入 | 行政コスト計 | 使用料等收入 | |
| 新総合運動公園 | 853,448 | 58,067 | 819,459 | 59,349 | △33,989 1,282 |
| 総合運動公園 | 306,375 | 2,146 | 273,887 | 2,472 | △32,488 326 |
| 県営スケート場 | 225,472 | 43,550 | 211,506 | 51,020 | △13,966 7,470 |
| 県武道館 | 500,136 | 38,118 | 525,148 | 41,390 | △34,988 3,272 |

(2) 実施した手続

- 制度、事業等の内容、導入の経緯等を担当者に質問し、文書を入手した。
- 指定管理者選定手続の透明性を確認した。
- 指定管理者の平成18年度事業実績報告書、決算報告書を閲覧した。

21 金融庁は、平成19年12月「開示用電子情報処理組織による手続きに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」を公表した。これは、上場会社等に提出が義務化されている有価証券報告書の提出を、EDINET(電子開示システム)で用いられてきたHTMLのデータ形式をXBRL形式とすることで、企業間の比較可能性を高めることが期待されている。一定の会計基準の下で複数の会計処理が選択可能な場合であっても、様式に比較可能性を持たせることは、行政ガイドにとっても、利用者にとっても有用性が高まるであろう。

2.4. スポーツ振興事業費

スポーツ振興事業は、従来は、財団法人青い森みらい創造財团（以下、「みらい財団」という）が県からの補助金の交付を受けて実施していたが、行政改革の一環で平成17年度末にみらい財団が廃止されたため、そこで実施していた各種スポーツ関連事業について、実施主体である青森県民駅伝競走大会実行委員会や県体協に委託又は補助して実施している事業である。本事業は大きく、（24-1）第14回青森県民駅伝競走大会開催に関する事業、（24-2）青森県スポーツ科学センターの管理運営に関する事業、（24-3）県内のスポーツ選手の支援・強化に関する事業、（24-4）県体協に対する一部職員の人件費補助事業、（24-5）スポーツリーダーバンクの活用促進に関する事業に分けられるが、その目的は、県民の体育・スポーツの振興を図ることである。

2.4-1. 第14回青森県民駅伝競走大会開催費

(1) 概要

市町村対抗形式による青森県民駅伝競走大会（以下、駅伝大会という）の開催を通して、県民の一休感を盛り上げるとともに、連帯感を高め、活力ある県勢の発展と青少年の育成並びに県民スポーツの振興を図ることを目的としている。

(2) 事業内容等

この駅伝大会は平成5年から開催されており、平成18年度も40の市町村が参加し、9月3日に開催された。この補助対象の開催費には、競技審判や警備・会場整理など運営に携わる方、業者への報償金・委託金、会場運営にかかる大会プログラム、横断幕や看板、設備・備品の借上料など各種経費のほか、参加する市町村に対し交付する、1市町村10万円から18万円の運営費補助が含まれている。

本補助金は、駅伝大会の運営主体である青森県民駅伝競走大会実行委員会（事務局）はスポーツ健康課の中に設置され、県教育長が会長を務める）に交付され、参加する各市町村の負担はあるものの、基本的に県の補助金のみで事業を開催している。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 事業費実績 | 22,856 | 16,524 | 13,295 | 12,208 |

年々、経費が減少しているのは、主に市町村への補助金が削減されているからである。

(4) 施策評価の概要等

特に事業評価調査書は作成されていないが、事業の中止は考えていない。平成19年度までは、市町村にも補助金を出していたが、平成20年度からは補助をなくす方向で検討している。

(2) 実施した手続

事業概要等について、補助金交付要綱を入手し、スポーツ振興グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について、交付申請書、支出命令票、実績報告書など根拠資料との突合を行い、駅伝大会の実行委員会の監査報告を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.4-2. スポーツ科学センター運営事業費

(1) 概要

スポーツ科学センターは、県民の健康・体力の増進、選手の競技力向上、体育・スポーツ指導者の資質の向上などを目的として整備された施設で、本事業は、スポーツ科学センターの管理運営にかかる人件費や運営費をまかなうものである。この施設は青い森アリーナ内にあり、従来はみらい財団に委託して管理運営をしてきたが、平成18年度からは県体協に管理運営を委託している。青い森アリーナには指定管理者制度が導入されたが、このスポーツ科学センターの運営が高度な科学的専門性と県が施す競技力向上策にきめ細かく対応できる柔軟性及び自らの調査・研究の成果を競技者や県に随時フィードバックし次のステップへ進んでいく発展性の高い業務であることから、指定管理者制度の対象外とした経緯がある。

(2) 事業内容等

委託事業の内容は、下記の区分に従って規定されている。

ア.職員費：スポーツ科学専門員5名（大学で専門的勉強を積んだ方）、そのサポートするアシスタント2名、事務職員1名（県体協のプロパー職員）、事務の補助として臨時職員が1名の計9名が従事しており、その人件費の全額をまかっている。この施設は、全国でも有数の高度な測定・検査機能を備えた施設であり、その運営のためには、この程度のスタッフが必要になるとのことである。

イ.運営費：アスリートプログラムサービスを提供するための測定機械等が正常に稼動し、その機能を保持させるための定期的な保守点検などの維持費用をまかっている。

ウ.事業費：職員の資質向上のための研修費やその旅費等をまかっている。

エ.サポート事業：平成18年度から開始した事業で、本県の競技力向上をスポーツ科学的見地から支援するための研修会の実施費用をまかっている。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 | (単位：千円) |
|--------------------------|--------|--------|--------|----------|---------|
| (委託料) | | | | | |
| ア・スポーツ科学センター職員費 | 61,251 | 65,751 | 35,706 | 40,453 | |
| イ・スポーツ科学センター運営費 | 12,609 | 14,939 | 16,373 | 15,181 | |
| ウ・スポーツ科学センター事業費 | 2,003 | 1,056 | 1,180 | 866 | |
| エ・スポーツ科学サポート事業 (参考数字) | — | — | 1,365 | 1,242 | |
| スポーツ科学センター利用収入 | 6,176 | 5,557 | 3,770 | — | |
| 利用者数 | 1,713人 | 1,515人 | 987人 | — | |

平成17年度までの運営費には、トレーニングルームの運営費も含まれている(平成18年度からは、その部分は指定管理業者に委託されている)。

(2) 実施した手続

事業概要等について、業務委託契約書及び業務委託処理要領を入手し、スポーツ振興グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について、委託業務実績書、委託料精算書などの根拠資料との契合を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘①】 委託処理要領の条文誤りについて

作成された「青森県スポーツ科学センター運営等業務委託処理要領」の中の第3条及び第4条の条文に以下のような誤りがあった。委託する業務の範囲を規定する重要な条文であるので、正しく作成すべきである。

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 誤っている条文 | 正しい条文 |
| 第3条 契約書第3条第2項第1号に規定する業務は、～ | 第3条 契約書第1条第2項第1項に規定する業務は、～ |
| 第4条 契約書第1条第3項に規定する業務は、～ | 第4条 契約書第1条第2項第1号に規定する業務は、～ |

【意見①】 スポーツ科学センターの利用低迷について

スポーツ科学センターは、全国でも有数のスポーツ科学の施設であることがあるが、その利用状況は芳しくない。利用者数の年間の推移を見ると、強化事業の予算配分の遅れからか、4月5月の利用者は10人にも満たず、強化時期の季節的偏りなどを原因として月によって稼働率に大きくムラがある。また、選手強化事業補助金(24-3. スポーツ選手強化事業を参照)の一部は、このスポーツ科学センターの測定費として、各競技団体に

計4,916千円出されているが、利用実績がなく返納されているケースも多い。結果、平成18年度は、施設利用料収入を5,823千円見込んでいたが、3,370千円であった。この3,370千円の収入のほとんどは、強化事業からの補助であると推測されるから、県の補助を受けずに自前で利用しているケースは、かなり少ないと見える。

思うに、トップアスリートは、都市部の大企業や大学に所属していて、その所属する企業や大学にある同様の施設を利用するため、わざわざ本県の施設を利用する必要がない、ということと、県内の競技者にも本施設を利用したトレーニング方法がなかなか浸透していないという理由から、現状ではいわば宝の持ち腐れの状況にある。ちなみに、平成18年度の施設運営費用は54,625千円であるが、これを利用者一人当たりに換算すると55千円になる。今後の利用促進策を早急に考え、改善していく必要がある。例えば、スポーツ科学センターの測定費用は、結局、県の歳入になるのだから、強化選手については、無料で利用されるようにすれば、予算の配分を持つ必要がなく、利用を促進できると思われる。当然、これからも県の補助を受け続ける中で、それでも利用が少ない施設であるならば、今後は施設の存続自体についても検討すべきであろう。

2.4-3. スポーツ選手強化事業費

(1) 概要

県内のスポーツ選手の支援・強化を目的とする事業である。基本的には、国体で好成績をあげることを目標に各競技団体に補助金を交付している。

(2) 事業内容等

事業内容は以下のとおりである。

(ア) 国体・東北総体派遣事業費

選手を国体や東北総体に派遣するため、その交通費、旅費、服装費、参加料等を補助している。

(イ) 選手強化事業

国民体育大会の正式種目である40競技種目の選手を強化するため、その合宿費用、スポーツ科学センターにおける各種測定費用を補助している。

(ウ) 中学生強化事業

中学生を対象とした選手強化事業である。内容は、選手強化事業とほぼ同じである。

(エ) 高校生強化事業

高校生を対象とした選手強化事業である。内容は選手強化事業とほぼ同じである。

(オ) スーパーバイザー事業

有望指導選手及び指導者に対して、高度な戦略や技術等を習得させるため、全国的に活躍している監督・指導者を招聘し、育成・強化を図るための研修会を開催している。ここでは、中学校に進学しても指導に連続性が保たれるように、中学と高校の指導者を合わせて指導している。特に、本県では、平成23年度にインターハイが開催されることから、それに向けて、平成18年度は中学1、2年生がメインの対象になっていた。

これらは、一度、県体協に補助金が交付され、県体協から各種競技団体、中体連、高体連に補助金が交付されている。

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-----------------|-----------------------------|---------------|---------|----------|
| (A) 国体・東北総体派遣事業 | 77,945 | 93,567 | 99,115 | 93,872 |
| 派遣人數 | | | | |
| 開催県 | | | | |
| 国 夏 | 埼玉 423名 | 岡山 479名 | 兵庫 433名 | |
| 國 冬 | 山梨、東京、 北海道、群馬 岩手 219名 | 群馬、秋田 224名 | 238名 | |
| 東北 | 岩手 709名 | 秋田 706名 | 宮城 705名 | |
| (B) 選手強化事業 | 78,498 | 75,972 | 75,168 | 73,803 |
| (C) 中学生強化事業 | 18,450 | 16,998 | 17,726 | 18,100 |
| (D) 高校生強化事業 | 28,081 | 26,802 | 25,726 | 26,787 |
| 国体総合順位 | 27位 | 34位 | 31位 | |
| 国体入賞者(団体)数 | 76 | 60 | 57 | |
| スーパーハイザー事業 | — | — | 4,090 | 5,718 |

国体・東北総体派遣事業の金額の変動は、派遣地域が変わることによる変動である。

(4) 施策評価の概要等

3つの強化事業をまとめて事業評価調書が作成されているが、予算額が減少している中、各競技団体との調整を図りつつ競技力の向上を目指している。そして、本県の競技力を向上させ、スポーツ振興を図ることは、活力ある県勢の発展に繋がることから、事業継続が妥当であるとしている。

(2) 実施した手続

事業概要等について、補助金交付要領入手し、スポーツ振興グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について、実績報告書と突合とともに、一部の競技については、強化選手のリストで参加者人数が、実績報告書と整合することを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見①】 事業の継続・補助水準等の検討について

3種類の選手強化事業の補助金のうち、使用されず返納があったのが合わせて2,654千円あり、特に、スポーツ科学センターの測定費用分が使用されていない状況にあることが明らかとなつた。強化費用の用途については、各競技団体との調整のうえ、必要な予算を組む必要がある。選手強化事業と県民スポーツ振興の二兎を追うことについては、予算配分の観点からは難しい問題である。現行予算上は、前年度の水準を踏襲して決めているよ

うであるが、各競技の総強化費用のうち、どの程度を県の補助でまかなっているのか、他県と比較した場合の金額や割合に関する定量的情報は、把握していないとのことであった。ただ漫然と前年度と同様の補助を継続するのではなく、目的に向けた選手強化策の効果の測定を行って妥当な補助の水準を決定し、効果的な補助を考えるべきである。

24-4. スポーツ振興事業職員費

(1) 概要

①目的
県は、県民スポーツ活動の振興を図るため、県体協にスポーツ科学センターの管理運営や選手強化に関する事業を補助・委託していることから、それら事業に要する人件費の補助を行うことを目的としている。

②事業内容等

県体協の職員でこの補助の対象になるのは、4名分の職員の人件費であるが、予算の設定上、3名の正職員と1名の臨時職員相当分を補助している。この人数は、もともと、みらい財団で携わっていた人数を基礎にして決定している。

③事業予算・実績等

平成18年度の事業費実績等及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------|--------|----------|
| 事業費実績 | 17,916 | 19,913 |

(2) 実施した手続

事業の概要等について、補助金交付要領入手し、総務グループの担当者に質問した。また、予算の執行状況について実績報告書、支出命令票などの根拠資料との契合を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

24-5. スポーツ情報提供事業費補助

(1) 概要

①目的
スポーツ指導者の登録とその紹介を行う「スポーツリーダーバンク」という制度の普及・宣伝、活用促進を図る目的の事業である。スポーツリーダーバンクの制度により、そのスポーツを教えてくれる指導者を探すような場合に、スポーツ指導者の登録名簿があり、その名簿から紹介を受けるといったことが可能となる。

②事業内容等

事業の計画はあったが、結果的に実施しないことになつた。一応、県では、問い合わせがあった場合には紹介をしているとのことであったが、みらい財団から引き継いだ名簿は

紙ベースでしかなく、情報の更新作業や引継ぎも大変であり、現状のままでチラシやパンフレットを作成して広告しても利用者が満足しないだらうとの理由で、止めることとしたものである。

③事業予算・実績等

平成18年度の事業費実績は以下のとおりである。

| 事業費実績 | 平成18年度 |
|-------|--------|
| 0 | |

④施設評価の概要等

実施していないので、事業評価調書は作成していない。利用者が満足できるような、データベースの構築およびその利用方法を検討中である。

(1) 概要

(2) 実施した手続

事業の概要等について、スポーツ振興グループの担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.5. スポーツイベント開催費補助金

(1) 概要

生涯を通じたスポーツ活動の実践を図るため、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、また県民が参加する各種スポーツイベントへ助成する事業である。青森県生涯スポーツスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）への負担金と津軽路ロマン国際スリーデーマーチ実行委員会への補助がある。一般財源による100%県負担である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。平成19年度は全国版のスポレク祭が本県で開催されたため、本事業では会議費等のみが計上されている。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
| 事業費実績 | - | 12,229 | 11,069 | 1,219 |

| (3) 事業予算・実績等 | |
|-------------------------|--------|
| 平成18年度の事業費実績は以下のとおりである。 | |
| 事業費実績 | 平成18年度 |

| | |
|-------|---------|
| 事業費実績 | 210,275 |
|-------|---------|

- (2) 実施した手続
- 事業の内容等について、スポーツ健康課の担当者に質問した。
- 事業の補助金交付要綱を入手し、交付要綱への準拠性を確かめた。
- 実行委員会の監事による監査報告書に適正意見が付されていることを確認した。
- (3) 監査の結果及び意見
- 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】教育庁内の任意団体の金銭保管について
平成19年3月末の実行委員会の通帳残高は232千円である。実行委員会の事務局を課内に設置すること自体は経費削減の観点から一概に否定することはできないが、同一課内で負担金の授受をしているのであるから、統制環境是非常に弱いことはいうまでもない。預金通帳はグループリーダーが保管し、印鑑は担当者が保管している。県出納課の指導により、県の金銭ではないとの理由から、県の金庫は使用していないため、紛失・盗難のリスクがある。封筒などで区分して金庫内に保管するべきだと考える。

2.6. 青森県総合運動公園陸上競技場改修事業

(1) 概要

(2) 目的

県の総合運動公園陸上競技場は、竣工が昭和41年と古く、平成17年の日本陸上競技連盟の調査によると第一種公認の仕様に合致しない点が見受けられるようになった。本事業は、今後の全国・東北大会の開催を可能にするため、主競技場の第一種公認の継続のための補修及び補助競技場についても、雨が降っても大会運営に支障を生じさせないよう全天候舗装への改修とするものである。なお、財源は経済産業省の電源立地地域対策交付金を使用している。

(2) 事業内容等

本事業による競技場改修内容は、以下のとおりである。

| 工事区分 | 具体的工事名 |
|------------|---|
| 主競技場の改修工事 | 走路等の改修、跳躍場（走幅跳・三段跳・棒高跳）の増設、内圈線石の調整及び交換、ライン及びマーキング改修、標識タイルの補充、投擲用サークルの塗装及び補修 |
| 補助競技場の改修工事 | 既存のクレー舗装を全天候型舗装に改修、走幅跳・三段跳・棒高跳兼用走路（全天候舗装）新設、走高跳（全天候舗装）新設、付帯施設（外周フェンス、管理小屋等）新設 |

- (2) 実施した手続
- 事業の概要等について、交付金事業支払請求書、事業実績報告書を入手し、総務グループの担当者に質問した。その際、会計検査院検査の結果、特段指摘事項のないことを確認した。また、工事業者の選定から工事完了までの手続きについても、入札プロセス、工事請負契約書、検査調書の内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

27. 県民総スポーツ推進事業

(1) 概要

県は県民総スポーツの推進を図るため、県民体育大会及び岩木山スキーマラソン大会開催に要する経費を補助する事業である。過去3年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度予算 |
|-------------|--------|--------|--------|---------------|
| 事業費実績 | 2,000 | 1,800 | 1,000 | 1,800 |
| 合計 | | | | 11,090 |
| 支出の部 | | | | 11,146 |

平成18年度の具体的な事業内容は以下のとおりである。

①第61回市町村対抗青森県民体育大会開催費補助金

県は、県民総スポーツの推進を図るため、県体協が第61回市町村対抗青森県民体育大会弘前市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の行う、第61回市町村対抗青森県民体育大会（以下、「県民体育大会」という。）の開催に要する経費を補助するため必要とする経費について、県体協に対し、平成18年度予算の範囲内において補助金を交付するものである。補助対象経費は県民体育大会開催に要する印刷製本費、消耗品費並びに使用料及び賃借料であり、補助金の額は補助対象経費の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか低い額以内の額である。大会は、県、県教委、弘前市、弘前市教育委員会及び財團法人弘前市体育協会が主催して、平成18年8月19日から20日にかけて、弘前市を中心とした地域で開催された。参加した選手・役員は県内各市町村から約7,000人であった。

県民体育大会の收支予算書・決算書概要は以下のとおりである。

| 科目名 | 備考 | 予算額 | 決算額 |
|--------------|----------------------------------|---------------|---------------|
| 収入の部 | | | |
| 補助金 | 県体協 | 1,200 | 1,200 |
| 負担金 | 弘前市他 | 6,540 | 6,540 |
| 参加料 | 選手・役員（500円） | 3,250 | 3,346 |
| 雑収入 | 広告料他 | 100 | 60 |
| 合計 | | 11,090 | 11,146 |
| 支出の部 | | | |
| 総務費 | | | |
| 消耗品費 | コピー代、トナー代、事務用消耗品、ゴム印 | 3,800 | 4,654 |
| 印刷製本費 | 総合プログラム、陸上・水泳プログラム、会場地図、賃状、封筒印刷等 | 2,000 | 2,068 |
| 使用料及び賃借料 | 電話、FAX、パソコンリース、私用車、駐車料 | 300 | 810 |
| その他 | 賃金、旅費、消耗品費、会議費、食糧費他 | 1,150 | 1,391 |
| 式典費 | | 1,400 | 473 |
| 競技運営費 | | 5,890 | 6,013 |
| 合計 | | 11,090 | 11,146 |

県の県体協に対する補助金100万円に県体協の補助金20万円を上乗せして、実行委員会に対して120万円の補助金が交付される仕組みである。県は補助金交付にあたって、県体協の実行委員会に対する補助金の交付要綱を事前に教育長に提出してその承認を受けることを条件として、補助金交付の透明性を確保している。

②岩木山スキーマラソン大会

県は、冬季スポーツの普及・振興を図るため、平成18年度において第21回岩木山スキーマラソン大会を開催する岩木山スキーマラソン実行委員会に対し、平成18年度予算の範囲内において、補助金を交付するものである。補助対象経費は大会開催に要する印刷製本費並びに使用料及び賃借料であり、補助金の額は補助対象経費の2分の1に相当する額又は80万円のいずれか低い額以内の額である。

平成18年度の本大会は平成19年3月10、11日に予定されていたが、記録的な雪不足により開催中止となつた。県は中止に伴う補助金交付の取扱いについて協議し、開催準備経費に見合う補助金の一部は交付して欲しいと要望する実行委員会に対して、補助金交付要綱の趣旨からは補助金の目的を達成するためには大会の開催が前提となっていると考えられることを根拠に、補助金の交付を行わず、予算額800千円は全額執行費として計上した。この判断及び会計処理については、妥当なものと考える。

(2) 実施した手続

担当者に事業概要等について質問し、補助金交付要綱、収支予算書、事業結果報告書、補助金確定通知書等の書類を入手して検討した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.8. 全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業(☆)

(1) 概要

(①)目的

平成19年度に本県で開催する第20回全国スポーツ・レクリエーション祭(以下、「スポーツ・レク祭」という。)の準備を行う。

(2) 事業内容等

平成16年度から平成18年度までの開催準備事業であり、平成19年度はスポーツ・レク祭開催事業が新設されている。平成18年度の具体的な事業内容は、i.実行委員会の設立・開催、ii.祭典実施要項及び式典実施計画等の策定、iii.イベントの開催及びキャンペーン活動の展開、iv.種目別大会開催の支援(会場地町村実行委員会への補助等)等である。県ではスポレク祭実施にあたり県知事を会長とするスポレク祭青森県実行委員会を組織し、実行委員会の事務局長はスポーツ健康課課長、準備室には19名の事務局員を配置した。県と実行委員会との間で「スポレク祭開催準備に要する経費の負担に関する契約書」を締結して事業を実施している。また、公認会計士と税理士の2人の監事が平成18年度における収支決算が適正だった旨の監査報告書を提出している。

(3) 事業実績等

過去3年間の事業費実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 事業費実績 | 1,081 | 10,514 | 51,711 |

平成18年度の事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 支出区分 | 当初予算額 | 現計予算額 | 実績額 | 主な内訳 |
|-------|--------|--------|--------|-------------------------------|
| 総務費 | 7,696 | 8,455 | 8,237 | 事務局管理運営費、スポレク鳥取2006視察費、協賛事業費他 |
| 広報費 | 17,809 | 20,139 | 20,085 | 啓発物品費、キャンペーン費、スポレク鳥取2006出展等費他 |
| 式典費 | 8,054 | 5,219 | 5,158 | 開閉会式準備費 |
| 種目交流費 | 18,241 | 18,317 | 18,229 | 会場地町村実行委員会・種目団体・種目別大会開催準備費 |
| 合計 | 51,800 | 52,130 | 51,711 | |

(4) 施策評価の概要等

平成18年度までの開催準備費用でいうと、ほぼ同様な規模で実施している先行県(直近3県)と予算額を比較して大幅にコスト削減して事業を実施している。開催2年前で3県予算額対比39%(本県10,514千円÷先行3県予算額平均26,446千円)、開催前年度で56%(本県51,711千円÷先行3県予算額平均92,477千円)である。これは、イベント等を他県はイベント会社に委託しているが、本県は自主事業で実施していること等によるものであるとの説明を受けた。

(2) 実施した手続

事業の概要等について、スポーツ健康課の担当者に質問した。必要に応じて、証憑書類との契合を行い、内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】業者選定の適切性について

第19回全国スポーツ・レク祭特別行事出展業務委託(委託金額908千円)にあたって、社団法人青森県物産協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約)により随意契約とし、青森県財務規則第148条第4号の規定(擲する必要がないと認められるとき)により、見積書を微しないとしている。随意契約の理由として、青森県物産に対する十分な知識や組織体制を有し、県内物産関係者・団体との密接な連携を持ち、青森県内の物産関係者を統括する唯一の公益法人組織で、これまでも各種物産展を開催するなどの実績があることを挙げ、当該業務を円滑に遂行できるものは同協会一者のみであるとしている。

「2.0. あなたにフィット! スポレク事業」の項で前述したように地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定の趣旨は、特定の者しかその業務を実施できないため競争入札によることが不可能であるといった特別の場合を想定したものであり、当該委託業務内容のせんべい汁の提供・青森県産品の実演販売・観光パンツ等の提供のような一般的な業務を想定したものではないものと考えられる。また、一者からの見積書しか微取していないが、委託契約金額が適正であったことを判断するための材料として少なくとも他者に対して見積書を微することは必要であったと思われる。

【意見②】スポレク祭啓発物品の著作権の明確化について

県では、スポレク祭の開催に向けて県内外に広くPRするために祭典マスコット「アップリート君」等を活用した啓発物品(ポケッティッシュ・マグネットクリップ・ビニール袋・ミニぬいぐるみ等)を作成している。各啓発物品は、当初広告会社等14社によるコンペによりデザインが競われ、各啓発物品の業務委託契約者が決定している。

平成18年度の各広告会社との請書（契約金額が各々1,500千円以下ため契約書の作成は省略されている）の内容を確認したところ、製作物品の著作権等に関する記載はなかった。県では、請書に定めのない事項について協議する旨記載しており、口頭で所有権は県に帰属する旨の説明は行っていたことである。

大会などのマスコットを使用したデザインに関する紛争に関しては、他県でも良く耳にすることであり、本来なら細心の注意を持って対処しなければならないことであったと考える。後日の紛争を避けるためにも、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利²²）を含む。）は県が繼承する旨を契約書において明確に記載しておく必要があったのではないかと考えられる。

なお、平成19年度の業務委託からは仕様書に「製作物品の著作権及び使用権はスポレク祭青森県実行委員会に帰属することとする。」との記載が付け加えられているとのことである。

【意見③】スポレク祭備品の取扱について

スポレク祭開会式で行われる青森県の四季をイメージした集団演技の中の「春」で使用する用具（ペラバルーン²³）について、演技者が幼稚園児であること、練習回数が相当数になることより、類似品は他社にもあるが材質等につき要件を満たすペラバルーンを製造している一者との随意契約としている。

ペラバルーンは、購入単価は1枚50,700円から53,950円するもので計8枚を購入している。購入価格が20,000円以上であるが、購入後幼稚園に配布し個別練習等の使用頻度が相當高くまた屋外（幼稚園園庭）での使用等により用具が相当消耗することが見込まれるため消耗品として需用費で購入されている。ペラバルーンは本番でも購入され、演技した幼稚園に渡されたと説明を受けた。しかしながら、幼稚園に渡すことについては起案等の事務は行わなかつた。練習中に破損した幼稚園もあったそうだが、そもそも相当の使用頻度にも耐えうる製品であると考えられ購入価格が20,000円を超える以上、原則どおり消耗品ではなく備品として扱い、幼稚園に無償で寄付する等の公正な手続を経るべきであつたと考える。

2.9. ハバロフスク地方とのスポーツ交流事業

(1) 概要

スポーツを通して国際的視野と豊かな国際感覚を有した青少年を育成するため、姉妹校提携を目指したロシア・ハバロフスク地方との相互交流を行う事業（青少年スポーツ国際交流事業）と、本県スポーツ少年団ヒハバロフスク地方の青少年とのキャンプ・野外活動を通した相互交流事業に対し経費の補助を行う事業（スポーツ少年団国際相互交流事業費）²²翻案権（翻訳し、編曲し、変形し、翻案して二次的著作物を創作することを承諾する権利）及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（二次的著作物が使用される場合、原著作権の権利も及ぶ）も含むもの。²³ナイロン及びペラシュートクロス生地の円形の用具で、風船のように膨らませたりして集団競技などに使用されている。

補助）との2つの事業であり、一般財源による100%県負担である。過去3年間の事業費実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 青少年スポーツ国際交流事業 | — | 1,050 | 2,160 |
| スポーツ少年団国際相互交流事業 | 2,456 | 2,213 | 2,207 |
| 合計 | 2,456 | 3,263 | 4,367 |

青少年スポーツ国際交流事業は県教委の直営事業、スポーツ少年団国際相互交流事業は県体協への補助事業である。これら本事業は平成18年度をもって終了した。

(2) 実施した手続

事業内容等について、スポーツ健康課スポーツ振興グループの担当者に質問した。
本事業の補助金交付要綱を入手し、交付要綱への準拠性を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

（3）監査の結果及び意見
以下の方を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】補助金の検査確認事務について
県体協は平成16年に、内部告発により元理事長・元事務局長の不正取引行為が発覚し刑事事件に発展した過去を持ち、混乱の後に現在は本県副知事が会長に就任している。当時の新聞報道等によれば、県の補助金交付にトップがかかり、県議会調査特別委員会による執行保留解除の意向を受けながら、一定期間ごとに交付が行われた経緯がある。しかししながら、監査の結果、平成18年度末においては県体協に対する補助金の検査確認が行われていないことが明らかになつた。青森県補助金等の交付に関する規則（以下、「規則」といふ。）第13条では「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により」適切と認められた場合には補助金等の額を確定するものとしている。また、「規則」に規定のない項目については各補助金の交付要綱において定めることができるとしている。県は県体協に対し多額の補助金と委託費を支出しているが、出資者ではないために財政的援助団体とは認識されず、県の公社改革等の対象ともされていない。従つて包括外部監査の対象外法人であり、このような監視の目が行き届かない矛盾を感じながらも、県副知事の会長就任や県職員派遣は検査確認事務を行わないことの理由にはならないのは当然であり、人材の派遣によりむしろ県の管理監督責任と権限は強まつたものと理解するべきである。交付要綱を改正して検査確認に関する条項を規定したうえで、定められた期限内に検査確認を実施し、補助金交付の適正性を判断すべきと考える。

3.0. 県立学校管理者賠償責任保険負担金

(1) 概要

公共団体は、その設置した学校の施設設備の不備及び管理上の瑕疵があつた場合ならびに教育活動実施中に何らかの瑕疵によって他人に損害を生ぜしめた場合には、国家賠償法（昭和 22 年法第 125 号）第 1 条及び第 2 条あるいは民法第 709 条の規定等によって損害賠償の責任を負うこととなる。本保険制度は、県立学校の施設設備の不備または管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担を補填し、速やかに被害者の救済を図ることを目的とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の上乗せの位置づけとなっているものである。県が加入している契約内容は、

施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険である。生産物賠償責任保険は県の選択により学校ごとに対象とことができ、定時制における学校給食等、学校が提供した飲食物によつて生徒等に身体障害等を与えた事故が対象となる。

② 手続の概要

保険契約者は全国都道府県教育委員会連合会（以下、「連合会」という。）であり、被保険者は県教委である。県教委は、前年 5 月 1 日現在の対象学校在籍児童生徒数に基づいて、連合会に対して保険料を支払うとともに、事故等が発生した場合、県が保険金の請求手続等を行う。

③ 事業費の概要

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。歳出科目は保健給食振興費（節：負担金補助及び交付金）である。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|----------|----------|----------|------------|
| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
| 事業費実績 | 58,673 | 67,265 | 64,733 | 66,055 |
| 歳入 | 42,075 | 51,126 | 49,179 | 50,179 |
| 差引一般財源 | 16,598 | 16,139 | 15,554 | 15,876 |

(2) 実施した手続
担当者に事業概要等について質問し、事業費について支出命令票・支出負担行為票、共済掛金支払明細書、県立学校別納付報告書一覧等と検討した。また、掛金支払いの根拠となる「災害共済給付契約書」（昭和 36 年 4 月 1 日締結）の写しを閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

3.2. 青森県学校保健会運営事業

担当者に事業概要等について質問し、事業費について加入証・支出命令票・支出負担行為票、請求書と検討した。また、都道府県立学校管理者責任保険制度要綱を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

3.1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金

(1) 概要

「7. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業」の共済掛金の支払いである。共済掛金はセンター法第 17 条第 3 項に定められている。例えば、全日制高等学校

の 1 人あたりの共済掛金は、保護者負担額 1,453 円、設置者負担額 412 円の合計 1,865 円である。

② 手続の概要

当年 5 月 1 日現在の在籍児童生徒数に基づいて、センターに対して計算額を支払うとともに、保護者負担額については各学校に対して調定行為を行う。納入期限は 5 月 31 日のため、毎年緊急払いで対応している。

③ 事業費の概要

過去 3 年間の事業費実績及び次年度予算は以下のとおりである。歳入科目は諸収入、歳出科目は保健給食振興費（負担金補助及び交付金）である。

(単位：千円)

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度予算 |
|-------|----------|----------|----------|------------|
| 事業費実績 | 58,673 | 67,265 | 64,733 | 66,055 |
| 歳入 | 42,075 | 51,126 | 49,179 | 50,179 |

(1) 青森県学校保健会の概要

青森県学校保健会に対しては補助金、委託料等の事業費は支出されていないが、教育庁内に事務局を置く団体であり、県は手厚い人的支援を行っている。

(2) 事業内容

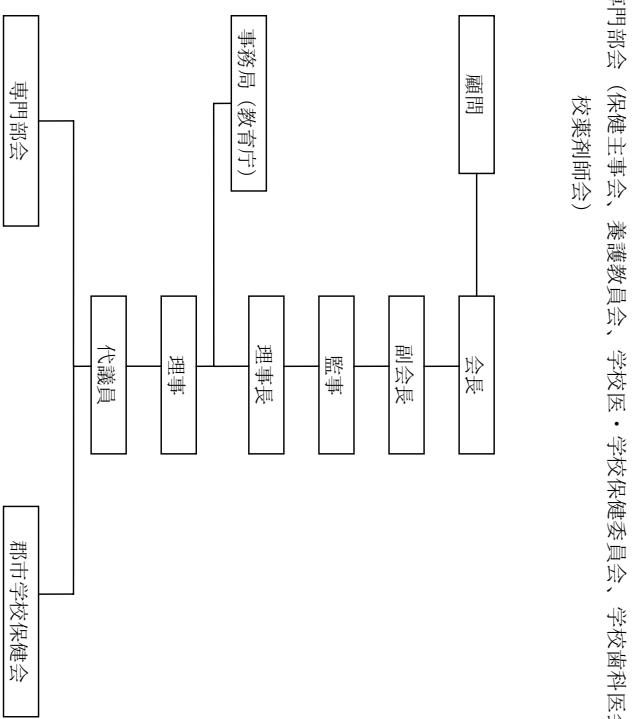
事業内容は以下のとおりである。

- ・学校保健団体の強化促進
- ・学校保健の文献施策に対する協力

- ・保健思想の普及及び啓発
- ・学校保健に関する調査研究
- ・学校保健に関する事業の企画及び研究
- ・学校保健研究者の指導及び研究
- ・学校保健資料の斡旋
- ・学校保健関係及び個人の表彰
- ・その他本会の目的達成に必要な事業

(3)組織

県内の学校保健会の組織の概念図は以下のとおりである。



④平成18年度収支予算
県学校保健会の平成17年度、18年度収支予算是以下のとおりである。

(単位:千円)

| 項目 | 17年度予算額 | 18年度予算額 | 備考 |
|-----|---------|---------|-------------|
| 会費 | 1,545 | 1,508 | 各郡市学校保健会負担金 |
| 負担金 | 200 | 200 | 青森県学校歯科医会 |
| 諸収入 | 80 | 80 | 健康診断票、図書斡旋 |
| 繰越金 | 985 | 1,138 | |
| 合計 | 2,810 | 2,927 | |

歳出の部

| 項目 | 17年度予算額 | 18年度予算額 | 備考 |
|----------------|---------|---------|---------------------------------|
| 報償費 | 200 | 200 | 学校保健功劳・団体審査会、健康推進学校審査会等 前謝金等 |
| 旅費 | 150 | 150 | 上記審査会等講師旅費 |
| 交際費 | 50 | 50 | |
| 需用費 | 250 | 250 | 要覧、保健会だより印刷、図書購入等 |
| 役務費 | 57 | 100 | 切手購入等 |
| 使用料及び賃借料 | 72 | 72 | 諸会議会場借上料等 |
| 負担金補助金拠出 | 664 | 662 | 県学校保健・学校給食研究大会、県学校歯科保健研究大会開催費他 |
| 出金及び会費 | | | |
| 県学校歯科保健研究大会開催費 | 292 | 292 | |
| 青森県健康教育推進事業助成費 | 360 | 360 | 県健康教育推進校 18 校 |
| 東北学校保健大会開催費 | 100 | 100 | |
| 会員立会費 | 615 | 691 | |
| 合計 | 2,810 | 2,927 | |

東北大会学校保健大会に係る特別会計

| | | |
|---------|-----|---------------------|
| 次回開催積立金 | 802 | 第39回東北学校保健大会～70万円負担 |
|---------|-----|---------------------|

(2)県と学校保健会との関係

①歴史

学校保健会は大正13年に県学校衛生会として立ち上げられ、終戦後の昭和21年に日本学校衛生会青森県支部が設立された。昭和26年に青森県学校保健会に名称変更された。

②補助金等の実績

| 年度 | 助成金等 | 備考 |
|--------|---------------------|---|
| 昭和40年～ | 県教委助成金 24万円 | 職員健康相談委託料 3,048千円 健康優良児学校表彰委託金 10千円 |
| 昭和44年～ | 県教委助成金 24万円、運営費補助金 | |
| 昭和47年～ | 県教委助成金 22万円、運営費補助金 | |
| 昭和51年～ | 県教委助成金 16万円、運営費補助金 | |
| 昭和55年 | 県教委助成金 16万円、健診体制補助金 | 県教委委託事業（弘前大学医学部） 脊柱側わん症検診事業補助金 350千円 |
| 昭和56年 | 県教委助成金 16万円、健診体制補助金 | 県教委委託事業（弘前大学医学部） 脊柱側わん症検診事業補助金 350千円 |
| 昭和57年～ | 補助金なし | 県教委委託事業（弘前大学医学部） 脊柱側わん症検診事業補助金 350千円 |
| 昭和58年～ | 補助金なし | 委託事業なし |

③人的支援

県は、補助金や委託費による資金的支援を行わないかわりに、事務局をスポーツ健康課内に設置するとともに、スポーツ健康課副参事（保健会では事務局長兼務）を筆頭にスポーツ健康課学校体育グループの4名全員、健康・給食グループの6名全員の合計11名が、学校保健会の事務を行なうために、職務に専念する義務の特例に関する条例及び青森県人事委員会規則12-1の規定に基づき職務に専念する義務の免除（以下、「職専免」という。）願いを提出して、学校保健会の事務を支援している。この他、顧問には教育長と県健康福祉部部長、理事長にはスポーツ健康課課長が就任している。

平成19年度の職専免の内容は以下のとおりである。

| 教育庁内の職名 | 学校保健会での職名 | 学校保健会での事務内容 | 期間 |
|---------------|-----------|-------------|---------------------------|
| スポーツ健康課副参事 | 事務局長 | 会総括 | 4月2日から3月31日まで（1日当たり1時間従事） |
| スポーツ健康課主任指導主事 | 事務局次長 | 事務総括 | 同上 |
| スポーツ健康課主任指導主事 | 事務局次長 | 事務総括 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 理事会・代議員会、広報 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 図書・健康診断票の照会 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 学校保健年報作成 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 学校保健要覧 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 理・代議員会 | 同上 |
| スポーツ健康課主任栄養技師 | 主事 | 文書処理 | 同上 |
| スポーツ健康課指導主事 | 主事 | 学校保健年報作成 | 同上 |
| スポーツ健康課主事 | 会計 | | 同上 |

(3) 実施した手続

学校保健会の事業概要、要覧等を閲覧し、事業内容等を確認した。また、県の人的支援の内容を把握し、職専免の状況について検討した。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】職務専念義務の免除について

県は学校保健会の運営を援助するために、11名もの職員を1日1時間の免除を与えている。免除願いには下記のとおりの課長の意見が付されている。

青森県学校保健会は、学校及び学校保健関係団体が行なう学校及び地域における保健活動を活性化させることを目的として設立された団体であり、様々な施策の実施をとおして児童生徒の健康の保持増進と学校における健康教育の円滑な推進に寄与しているなど、これまでも本県の学校保健の発展・充実に寄与してきた。このため、当該団体の運営に関して、県教育委員会職員が積極的に援助・協力することで一層の充実が図られるることは、本県の学校保健の発展・充実にもつながることから、職務に専念する義務の免除を申請することが妥当であると考える。

事業費予算額300万円弱の任意団体に対して、実際に、課人員43名中11名が1日1時間もの時間を費やして事務を行なっているとは到底考えられない。団体を支援する必要性は十分に理解できるが、公務に支障の無い範囲で行なうのが規則の趣旨であり、事務負担の標準化を目的として最大限の免除時間の承認をもらうことは適切なことではない。今後は、実際の稼働時間を基準に必要最小限の人数、時間に絞り込む必要がある。

【指摘②】学校保健年報作成事業について

上表のとおり、学校保健年報作成には2名の職員が配置されており、実際に閲覧した学校保健年報第42号（平成18年度）は171頁で、かつ掲載内容も充実しており、学校保健関係者にとって大変有用な資料だと思われる。この年報については、学校保健会の中核となる事業だと判断されるが、財源確保が厳しいことから、本団体の事業からはずして、希望者から有料で購入してもらう取引形態になっている。そのために事業予算上はこの印刷費が計上されていない訳であるが、年報の発行者は学校保健会と明記されており、その作成業務は県職員が行っている。しかし、この形態では、印刷委託費も、徴収した書籍代も学校保健会の決算書に含まれないこととなり、任意団体の情報公開や内部統制の観点から問題がある。また、県職員が団体以外の職務に従事しているともとられかねない。決算報告書は適正とする監事の監査報告はあるが、本来ならばこの年報作成事業に係る収支決算についても、監事監査の対象とするべきである。また、当然であるが、任意団体の金銭管理の観点からも、本会計の外で金銭の出入りがあること自体が適切ではないし、残金の管理体制も不透明であると考える。学校保健会の財源確保の問題と合わせて、現在の事業

内容そのものを精査して、学校保健年報作成事業のようないに必要とされる事業に集中して、学校保健会の存在理由を明確にすることが必要である。

【意見①】事業予算の財源確保について
收支予算書から明らかのように、本団体の財政基盤は脆弱であり、都市学校保健会や歯科医師会等の協力により何とか事業を継続しているのが実情と判断される。市町村レベルの学校保健に関する事業は都市学校保健会が中核となって行うことは明白であるが、その活動を県レベルで総括し、かつ国との連絡拠点が必要とされることも確かである。その意味でも、本団体の事業活動は高く評価されても良いと思うが、県内自治体の財政難、経済状況の停滞によって、学校保健教育に真に必要な事業が存続の危機にある状況は回避されなければならないと考える。よって、団体の公益法人化や事業の他団体への委託なども十分検討することも必要ではないであろうか。財源確保の必要性からは、ホームページや会報、年報への広告を有料で募ることも一つの方法だと考える。

| 番号 | 項目 | 監査対象高校 |
|----|------------|-----------------------------------|
| 1 | 重要物品等の管理状況 | 弘前実業高校、青森工業高校、五所川原高校、野辺地高校、八戸商業高校 |
| 2 | 支払処理 | 百石高校、青森東高校 |
| 3 | 契約 | 百石高校、三本木高校 |
| 4 | 切手の管理 | 大間高校、野辺地高校 |

1. 重要物品等の管理状況

【指摘①】(弘前実業高校)

ピアノについては、価額が低いことから重要物品のリストに掲載されていない。その現物実査を行った結果、整理番号10-8.3.1のヤマハグランドピアノG3型について、現物に貼付されているべき備品シールがなかった。また、10-8.3.2のアップライトヤマハU2Hについて備品シールは貼付されていたが、品名のみの記載で整理番号等の記載がなかった。備品シールについても必要な記載と貼付を行い、リストと現物の有機的結合を図り、もつて効率的な資産管理に資するよう努めるべきである。

【指摘②】(青森工業高校)

備品の現物実査を行うために備品出納帳を查閱したところ、産業振興法のコードのみが記載され、通常の整理番号の記載がないなど、統一的なルールで整理番号が付番されていなかつた。有効かつ効率的な資産管理を行うためには、整理番号を秩序整然と付番する必要がある。

【指摘③】備品等のラベルについて(五所川原高校)

平成12年12月12日に2,215千円で取得したヤマハピアノについて、現物に貼付されているべき管理用のシールが貼られていなかつた。ルールに従い速やかに貼付し、資産管理の確実性を図る必要がある。

【指摘④】重要物品の登録について(野辺地高校)

授業で使うコンピュータ室のパソコン等について、1台あたり100万円以下という理由により、重要物品に登録していなかつた。教室全体に設置している全体の金額としては100万を超えるものであるため、設備一式として重要物品としての計上が妥当である。他校においてもコンピュータ室のパソコンは、一式として重要物品として扱っている。
なお、コンピュータ室のパソコン、プリンター、OAディスク、ソフトウェアなどについて備品出納票を基に集計したところ、11,235千円であった。

【意見①】(弘前実業高校)

重要物品について現物の実査を行ったところ、対象として抽出した全てについて現物を確認出来た。しかし、昭和60年3月15日に、1,142千円で購入した土壌消毒器はすでに古く、使用できないものであり、廃棄処分の手続を行うべきものと判断される。

【意見②】(青森工業高校)

下記に示した物品は、古くなり使用できなくなつておらず、廃棄処分が妥当と判断される。

(単位:千円)

| 品名 | 取得年月日 | 今年度末現在高 |
|---------|-----------|---------|
| 計算機 | 昭和56.1.20 | 3,000 |
| 油圧実験装置 | 昭和48.3.15 | 1,200 |
| 歯切り盤 | 昭和45.12.9 | 2,150 |
| 万能工具削削盤 | 昭和42.3.24 | 1,324 |
| 計算機 | 昭和60.12.9 | 3,075 |

2. 支払処理

【指摘①】誤った日付の請求書に対する支払について(百石高校)
校舎の清掃に要する経費については、役務費と委託料の両方に計上されている。概要是以下のとおりである。

(単位:千円)

| 歳出・節 | 支出金額 | 支出先名称 | 支出内容 |
|------|------|----------|-----------|
| 役務費 | 455 | [南T]ビル管理 | 体育館等床清掃料 |
| 委託料 | 527 | [南T]ビル管理 | 校内床、トイレ清掃 |

「支出のガイドブック」によれば、支出科目の意義は以下のように示されている。

科目的内容

| 節 | 科目的内容 |
|-----|--|
| 役務費 | 人的なサービスの提供に対して支払われる費用で、通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等をいう。 |
| 委託料 | 地域住民の福祉の向上を目的として行う行政活動の中には、自ら行うよりも他の団体等へ委託して処理させる方がより合理的かつ適切なものもあり、そのようなものについて事務事業の委託が行われている。例としては、特殊な技術・設備又は高度な専門的知識が必要とする試験・研究・調査等を委託する契約等がある。委託には公法上の委託と私法上の委託があり、清掃の委託は私法上の委託に分類される。 |

本事案の場合、支出の対象とされた清掃場所の違いはあるが、支出節を分ける合理的な根拠はなく、委託料として支出するべきであったと考える。

このことについて、学校施設課財務グループ担当者より、上記2件の契約が仮に1本であれば、委託費とすべきとする監査人の指摘は理解できるが、1回目の契約は単純な人的サービスの提供であるから、役務費での執行は妥当とする見解を頂いた。監査人としては、黙して語ることなく、監査現場での学校事務長の監査対応を今でも信じている。

3. 契約

【意見①】予定価格が50万円以下の場合の支出負担行為の手続について(百石高校)

現行のルール上、契約の相手方及び金額は競争により決定されるが、その予定価格が50万円を超えない場合には、予定価格の決定と見積書の微取先の決定は口頭による承認が容認されている。その流れは以下のとおりである。

口頭による承認 (予定価格の決定、見積書の微取先)

↓
見積書の微取

↓
備品購入調書作成 (予定価格明示、見積書添付)

↓
決裁 (この段階で契約の相手方が決定)

↓
契約

本校の場合、50万円以下の備品購入にあたっては、3社の見積書をとつて最も低価格の業者と購入契約を締結する。備品購入調書にはその見積価格を予定価格として記入するために、備品購入調書の予定価格と契約価格の記入は必ず同じ金額が記入されることになる。ルールの趣旨は、契約事務手続の簡素化を目的として口頭による予定価格の決定を容認するものであり、予定価格と購入価格が同額になることを意図したものではないと考える。すなわち、業者の見積価格の最低価格又は過去の購入実績価格を予定価格とすることについて校長の承認が得られたとしても、その予定価格が50万円以内かどうかで購入事務手続の方法が決まる(50万円以上の場合は予定価格調書の作成が必要になる)ため、実際の購入契約に当たっては、予定価格の決定のための電話などによる市場調査の結果、校長が定めた予定価格に対して、3社以上の見積書のうち最も安い価格が予定価格以内であることの条件が満たされた場合には、その業者と契約することが認められると考える。このような手続が行われば、他の高校のように、備品購入調書には購入価格が予定価格よりも安い形で記載される事になり、手続きの透明性が確保されることになる。

【意見②】課税事業者届の受取について（三本木高校）

証拠書綴りを通査したところ、物品購入等の契約にあたり取引の都度、契約先から「課税事業者届」の提出を受け、証拠書綴りにファイルしている。この「課税事業者届」を提出させる目的は、相手先が消費税の課税事業者であるか否かによって契約書等に消費税額を内書きする必要性を判定するためである。この財務事務については消費税導入時の平成元年4月21日付け「青経理第31号消費税導入に伴う財務事務の取扱いについて（通知）」に記載されており、確認した結果、現時点でも有効な通知である、とのことである。思うに、その後税率はアップし、課税事業者となるラインも引き下げられた現在において、取引の都度この文書を取り扱うことは、円滑な取引関係を阻害するだけでなく、著しく非効率的な財務事務になっているように思われる。また、業者側の負担にもなることから、その分のコストが納入価格に反映されてしまう可能性も懸念される。なお、他の学校においては、取引ごとに提出させている例は見当たらなかった。消費税法上、課税事業者になるものは2年前の課税売上高によって決定されることから、取引の都度ではなく、年に1回または2回（法人の場合、決算期が3月とは限らないことから、年度内に課税事業者不課税事業者の移動がありうるため）だけとすることが、財務事務の効率化のために必要だと考える。

4. 切手の管理

【指摘①】切手の在庫数について（大間高校）

切手の在庫数について、監査日現在で実査した結果、120円切手が3枚不一致となっていた。監査当日ということで緊張感もあり、事務担当者が使用したことを見失したためである旨、後日説明を受けたが、払出手する時には必ず受払簿に記入するよう、指導を徹底して頂きたい。切手残高については金額ベースで166千円であった。学校規模から判断して多いと感じるが、年度末に58千円分を購入していることが原因である。受払実績や今後の需要を踏まえ、年度末においては適正数量の残高にすることが望ましい。

【指摘②】切手の現物管理（野辺地高校）

当日の切手の残枚数を受払簿と合計したところ、帳簿上の枚数が実在数より少なかった（100円切手2枚）。理由を尋ねたところ、切手台帳の受払締切後に払出手の要求があり、担当職員が個人で所有する切手にて代用したため、ということであった。

しかし、該当する払出手は11月16日（金曜日）、発行したのは20日（火曜日）午後であり、そのような理由があったにしても時間が経過しすぎており、妥当ではない。また、切手のような金券類は、不正防止の観点から金銭同様日々実査の実施が望まれるが、前日19日（月曜日）に実査を行っていたとすればこのようない一致は起こりえないはずである。日々の現物実査の励行と現物管理に対する意識の向上が望まれる。

VII 事業費予算決算に関する課題

本章において各課実施事業に関する「監査の結果及び意見」において取り上げてきた項目のうち、県教委全般に共通する大きな問題が、事業費に関する予算と実績の把握に関することがある。

ここでは、この事業費の実績把握に関して、各課各公所において行われている実務を取り上げて、るべき方法への改善提案を行うこととする。

1. 予算要求

本県に限らず、自治体の歳入歳出予算はその性質、目的に従って款、項に区分しなければならない（地方自治法第216条）。さらに、各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳出予算を執行しなければならない（地方自治法施行令150条1項三）。この予算を議決するのは議会であるが、歳入歳出予算の議決対象範囲は款項のみであり、予算書には款項のみが掲げられる様式になっており（地方自治法施行規則14条別記第1表）、目録は予算の説明書とされる歳入歳出予算事項明細書に掲げることとされている（同15条の2）。また、地方自治法220条2項においては、歳出予算の経費の金額は各款の間ににおいては流用できず、各項の間の流用については予算で定める場合に限って可能とされている。

なお、目以下（目節）の金額の流用については、議決事項ではないため、執行機関の責任においてこれを行えることができるとしている。

県教委においては、人件費等一部の経費を除き、すべて事業単位で必要経費を積算し、財政課に予算要求を行っている。つまり、事業別節別に予算を作成し、その積み上げで目、項の金額が各課別に集計されて（款）教育費として予算編成されている。

事業費の積算上は、事業に直接的に使用する経費を個別に積算するほか、たとえばコピー用紙や文房具など、事業を実施する担当課や教育事務所等で使用する間接的な経費についても見込み額を積み上げ、予算要求金額に含めている。

したがって、運営経費的、共通経費的な予算は課別に各事業に含まれて要求されているが、このことは本県知事部局が府内間接費を予算化していることと比較して特徴的ともいえる。この事業別に積み上げられた予算は、県教委予算は知事から議会に提出され、議会の議決を受けていることは言うまでもない。

2. 予算の執行

予算執行に当たっては、基本的には支出金額を当該事業に直接関連する経費に充当する。また、異なる節間での流用はできないため、たとえば人件費を需用費に使用するようなどはできない。

一方、同一の部署（課、学校、教育事務所）における同一の節であれば、事業別の使用権はシステム上設けられていないため、コピー用紙やトナーなど、特定の事業に紐付けることが困難なもの（この場合は需用費）については、共通的な経費という意味合

いで、特定の事業に紐付けることなく執行する運用がなされている。なお、予算執行を行う財務会計システムは、款・項・目・節別の予算差引や残高管理を行っているが、当該システムにおいては事業別の集計や差引はなされていない。

3. 事業別予算執行状況の把握

2. に記載のとおり、財務会計システムにおいては事業別の集計や差引はなされていないため、事業別・節別（費目別）に執行内訳を把握する場合は、自動集計ではなく人手により抽出・集計する必要がある。この手作業を行う際に、各事業の節別金額が予算額を上回ることは認められないため、操作的に予算額と同額として、過不足額を他の事業費に付け替えるのである。また、事業に直接関連する経費であれば集計は困難ではないものの、いわゆる間接経費・共通経費的な部分は、特定の事業には紐付けていないため、そもそも集計はできない。

4. 決算上の扱い

3. に記載のとおり、財務会計システム上は事業別の差引実績が存在しない。

一方、事業別の実績を集計するために、予算編成システム（財務会計システムとは別個のシステムであり、両システムは連携していない）に、以下の手順で実績登録（手入力）を行っている。

事業に直接要した経費を抽出し、各事業別の節別に入力する



節のトータルが課の執行額に一致するように、各事業に金額を割り付ける

事業別の節金額の合計が財務会計システムの差引額に一致していることを確認する

(共通的・間接的な経費の割り当て後の事業別決算のイメージ)

このような人的操作から作成されたものが、事業別節別に実績データを一覧可能な「決算統計節別集計表」である。この集計表は財政課から全庁に対して作成を求めてるものであり、総務省に提出する本県の決算データの基礎となる重要な資料である。また、この実績値は、例えば「主要施策成果説明書」といった県民向けの広報誌などにも用いられている。

に執行残が生じた場合には、令達元に予算を返戻する方法と、翌年度に繰り越して執行する方法の両方が制度上認められている。
令達先においても、共通的、間接的な経費の執行は2. に記載した方法と同様であるため、実態の把握は難しい状況である。

6. 事業別予算執行のイメージ

(予算執行の実態のイメージ)

| 実際のイメージ | | A事業 | B事業 | C事業 | ... | 共通 | 計 |
|---------|--|-----|-------|-------|-----|-----|-------|
| 需用費 | | 70 | 150 | 250 | xxx | 240 | 800 |
| 役務費 | | 100 | 100 | 350 | xxx | 300 | 1,000 |
| 委託料 | | 200 | 80 | 0 | xxx | 100 | 600 |
| ... | | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |
| ... | | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |
| 計 | | 900 | 1,100 | 1,200 | xxx | 800 | xxx |



事業別に使途把握をしていないため、いずれの事業にも割り付けられない経費（切手等）または共通的に使用している経費（コピー関連費用等）

この費用を各事業にランダムに配賦し、合計が課全体の執行額に一致するようにしている。

(共通的・間接的な経費の割り当て後の事業別決算のイメージ)

| 節 | A事業 | B事業 | C事業 | ... | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-----|-------|
| 需用費 | 100 | 200 | 300 | xxx | 800 |
| 役務費 | 150 | 300 | 450 | xxx | 1,000 |
| 委託料 | 200 | 100 | 0 | xxx | 600 |
| ... | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |
| ... | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |
| 計 | 1,200 | 1,500 | 1,400 | xxx | xxx |

直接事業に充当した額
250+それ以外50

必ずしもその事業に要した経費とは限らない

(それ以外は共通的に使用した経費の當てはめ)

5. 事業別決算情報の管理と統制

教育庁では、予算の残余や不用額を実質的には節単位で把握するのみであり、また、財政課から事業別の不用額の実態の把握と報告は求められていない。
また、教育庁各課から教育事務所等の出先機関に対して令達した予算についても、実際に令達先どのように使用しているかは令達元では節レベルのみの把握に留まり、どの事業に使用したか、あるいは共通的な経費に使用したかは把握していない。仮に予算令達先

7. 具体例

上記の実務上の運用に関して、三八教育事務所の具体的事例をもとに説明を行うこととする。

義務教育課から三八教育事務所に対し、各事業に令達された需用費の執行状況は下表のとおりである。また、IV 義務教育課 30. も参照願いたい。

| 事業名 | 需用費 合算額 | 文具類 | 書籍等 | コピー 用紙 | トナー | コピーマー料 ペーパー | マガジン お茶 | カバン リゾ | 弁当 | 冊子 自転車 | 執行計 日数 | 残額 | (単位：円) | | |
|------------------|------------|--------|--------|-----------|---------|----------------|------------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|--------|---|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校教育課程 | 49,299 | | | 25,084 | 7,784 | 14,931 | 1,500 | | | | | 49,299 | 0 | | |
| 中学校教育課程 | 30,000 | | | | 29,802 | | | | 198 | | | | 30,000 | 0 | |
| 地区研究集会 | 20,000 | | | | | | | | | | | 12,631 | 20,000 | 0 | |
| 道徳教育研究協議会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初任者研修（校長等連絡協議会） | | | | | | | | | | | | | | | 12,631 |
| 初任者研修（地区指導教員研修会） | | | | | | | | | | | | | | | 33,719 |
| 初任者研修（校外研修） | | | | | | | | | | | | | | | 3,259 |
| 初任者研修（校長等連絡協議会） | | | | | | | | | | | | | | | 5,994 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 5,994 |
| 初任者研修（地区指導教員研修会） | | | | | | | | | | | | | | | 12,764 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 3,601 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 5,277 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 4,290 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 3,000 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 7,267 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 5,000 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 4,150 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 18,000 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 39,346 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 66,675 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | | | | | | | | | | | | | 220,500 |
| 特種学級担任者研修会 | 14,931 | | | | | | | | 10,611 | | 4,290 | 14,931 | 0 | | |
| 特種教育指導員研修会 | 3,000 | | | | | | | | | | | 3,000 | 3,000 | | |
| 特種教育指導員研修会 | 7,267 | | | | | | | | | | | 7,267 | 7,267 | | |
| 特殊学級担任者研修会 | 5,000 | | | | | | | | | | | 5,000 | 5,000 | | |
| 特殊教育指導員研修会 | 5,000 | | | | | | | | | | | 4,150 | 5,000 | | |
| 臨時講師講習会 | 18,000 | | | | | | | | | | | 18,000 | 0 | | |
| 学習状況調査 | 250,000 | | | | | | | | 1,000 | 21,227 | 39,346 | 250,000 | 0 | | |
| 合計 | 905,811 | 80,242 | 20,310 | 118,005 | 228,522 | 129,478 | 21,698 | 20,078 | 66,278 | 700 | 220,500 | 905,811 | 0 | | |

(注) 冊子印刷とは、「三八の教育」の印刷費用である。

このように、各事業とも執行残額はゼロになっている。

具体的な内容をみると、文房具やコピー用紙など汎用的なものが多くの間接的な経費が多い。また、たとえばコピー用紙を購入しているもののトナーやコピー料が発生していない事業や、トナー料に比してコピー用紙が極めて少額の事業など、事業単位でみると不自然な経費も見受けられる。

これは、名目上は事業ごとに需用費の内訳を有しているものの、実態としてはすべての事業を一体とみなして需用費を管理しており、特に該当する事業が明確でない支出については任意の事業においてはめるやり方で予算を執行しているためと考えられる。

特に年度末には以下のように一つの支出を分割して各事業に計上する処理が見られ、明確な根拠がないままに令達額との平仄を合わせるための調整と思われる操作がなされている。

| 支出内容 | 購入日 | 3月26日 | 3月29日 |
|------|-----|-------|-------|
| トナー | | 三八の教育 | |

| 支出内容 | 購入日 | 3月26日 | 3月29日 |
|------------------|-----|--------|---------|
| 小学校教育課程地区研究集会 | | | 7,784 |
| 中学校教育課程地区研究集会 | | | 29,802 |
| 道徳教育研究協議会 | | | |
| 初任者研修（校長等連絡協議会） | | | 12,631 |
| 初任者研修（地区指導教員研修会） | | | 33,719 |
| 初任者研修（校外研修） | | | 3,259 |
| 初任者研修（宿泊研修） | | | 5,994 |
| 教職員10年研修 | | | 12,764 |
| 地城生徒指導准備協議会 | | | |
| 地区健全育成推進協議会 | | | |
| 複式学級担任者研修会 | | | |
| 特殊教育指導員に要する経費 | | | 3,000 |
| 特殊学級担任教員研修会 | | | 7,267 |
| 特殊学級担任教員准備地区研修会 | | | 5,000 |
| 特殊教育課程地区研究集会 | | | 4,150 |
| 臨時講師講習会 | | | 18,000 |
| 学習状況調査 | | | 39,346 |
| 合計 | | 66,675 | 220,500 |

教育事務所には、管理費として別途予算が計上されており（うち需用費 1,122 千円）、文具やコピー用紙など事業ごとの需用費と同様の経費を賄っている。

したがって、事業費のうちの残額を間接的な事業費と称して、実質的には管理費として執行している実態がうかがえる。

このほか、三八教育事務所に限らず教育庁及び出先機関全般について、事業ごとに事業費実績を検証したところ、支出命令票等による事業費実績の積み上げ額ヒ事業費の決算額との間に相違があるものが散見された。

8. 問題点

これまで述べてきた県教委の事業費予算と事業費実績データとの齟齬によって、以下の問題点が浮かびあがる。

- (1) 事業に要したコストの正確な把握ができない、事業に直接関連する経費は集計できるものの、事業実施に必要な間接的な経費について実態を表現していない。したがって、事業別の正確な実績コストが不明であり、当初予算額に対して事業実施の効率性を把握することや、翌年度の事業予算立案にあたって現実的な所要額の把握が困難な状況になっている。

(2) 予算の妥当性が判断できない
間接経費的・共通経費的なものを事業に含めて要求する一方、これらの実績の割付けについて明確な配賦基準等があるわけではなく、相當恣意的に行われていると思われるところから、予算の妥当性を決算により事後的に検証することができない。

また、県教委事務局各課の運営経費が予算化されておらず、実質的に各事業の経費に間接経費として含まれる結果となっている。

(3) 事業単位の予算管理統制が十分ではない

予算科目の範囲の流用や異なる部署間の予算の移動等は厳格に制限されており、実施する場合には一定の手続が必要であるが、同一部署における事業間の流用は特に制約がなく、事業を意識せずに予算の執行が可能である（流用とは認識しておらず、共通的な経費や間接的経費の割り当てとの認識である）。

県教委のこのような実態を把握したため、監査人として県立学校課担当者に依頼し、県立学校課の事業別決算データの調整を入れる前の実績の生データ（積み上げられた本当の実額に近い数値）の作成を依頼した結果が下表である。

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 決算データ | 実績データ | 差額 |
|-----|-----------------------|--------|--------|--------|
| 1 | 夢実現へづくりプラン | 18,286 | 14,279 | 4,007 |
| 2 | 学校評議員配置事業 | 4,053 | 3,270 | 783 |
| 7 | 地域における特別支援教育充実事業 | 3,323 | 2,923 | 400 |
| 8 | 養護学校等における医療的ケア体制整備事業 | 760 | 995 | △235 |
| 9 | 盲・聾・養護学校就職力アップ推進事業 | 12,044 | 12,265 | △221 |
| 13 | 高校生心のアドバイザー配置事業 | 3,929 | 4,043 | △114 |
| 17 | 中学校の専門高校体験入学者事業 | 345 | 400 | △55 |
| 19 | 進学カーステップアップ支援事業 | 5,458 | 6,251 | △793 |
| 20 | 高等学校グランドデザイン会議 | 2,739 | 2,975 | △236 |
| 20 | 高等学校教育計画開発事業 | 2,372 | 1,901 | △471 |
| 21 | 中高一貫教育充実支援事業振興費 | 853 | 2,184 | △1,331 |
| 22 | 夢実現チャレンジプラン（実力養成センター） | 6,882 | 6,465 | △217 |
| 23 | 仕事力養成推進事業 | 5,897 | 5,457 | 440 |
| 23 | 仕事学校推進事業 | 4,045 | 4,077 | △32 |
| 23 | キャリアセミナー研修会 | 960 | 673 | 287 |
| 24 | 特殊教育諸学校就職促進事業 | 749 | 1,093 | △344 |
| 25 | 特殊教育諸学校就職指導研究協議会 | 231 | 174 | 57 |
| 29 | 教職経験5年研修 | 141 | 275 | △134 |
| 30 | 中堅教職員指導実践力向上研修 | 3,108 | 3,111 | △3 |
| 31 | 企業スピリット研修事業 | 24,107 | 26,853 | △2,746 |
| 34 | 語学指導を行う外国青年招致事業 | 18,246 | 13,344 | 4,902 |
| 35 | 県立学校システム管理者連絡協議会 | 722 | 582 | 140 |
| 36 | 県立学校システム管理事業 | 526 | 509 | 17 |

このように、かなり大きな金額で調整が行われ、正確ではない数値が公表されていることがわかる。

(4) PDCAサイクルの機能不全

PDCAサイクルは、PLAN-DO-CHECK-ACTIONの略であり、計画を立案し、実行に移し、検証を経たうえで必要な対策を実施することを意味する。本県でもニュー・パブリック・マネジメントの考え方によるPDCAサイクルに基づく行政運営を志向し、そのCにある政策評価を実施している。

県教委においては、事務局が政策に沿って事業を立案し、学校や教育事務所の教員等が生徒児童とともに事業を実施し、事業実施現場や県教委の評価や検証を経たうえで、事務局が事業継続や事業の見直しを判断する流れとなっている。PDCAサイクルはこのようないくつかの流れのみではなく、教育現場での事業実施の局面においても行われていることではあるが、これらのうち、一般的かつ財務的な面に焦点を当てて図示するところとおりである。

| PLAN | … | 事業別予算の策定 |
|--------|---|-------------------|
| DO | … | 事業別予算の執行 |
| CHECK | … | 事業の有効性、経済性、効率性の検証 |
| ACTION | … | 次年度予算への反映 |

現状では、D)にわたる事業経費を正確に捕捉しない仕組みになっており、事業費実績が実態を表さないため、その事業を財務的な観点から検証する、あるいは実績を踏まえて次年度の事業計画・予算に反映するなどの対応を行なうにあたって、誤った判断をしかねない。また、県の財政が厳しい中、効率的な予算での重点的な事業実施が強く求められている今日、共通的あるいは運営的な経費を実態とは異なる数値で各事業に織り込むことは、事業ごとに予備費的な経費を確保することにもなりかねない。さらには、翌年度予算の確保のためにその予備費的な経費を使い切るような運営に陥ることも懸念される。

(5) 説明責任

PDCAの後には、さらにA (Accountability: 説明責任) が求められる。PDCAサイクルを機能させて適正な県行政を実現すると同時に県民に対する説明責任を果たす上でも、正確な事業費実績の把握に努めるべきである。

事業別に必要経費を積算して予算要求をするにも関わらず、決算額については事業別の報告が実態を表していないなど重要視されておらず、Tax Payerである県民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えない状況にある。本県は「青森県政策等の評価の実施に関する要綱」に基づき施策評価及び事業評価を行なっており、ホームページにおいて主要施策の達成状況等に関する評価を公表している。この達成状況については5段階で判定さ

れ、その内容は県の公表する「平成18年度主要施策成果説明書」にも記載されているところである。そこで県民に公開し説明している事業実績金額は、上述した操作の結果導かれた数値により記載されていることから、県民に対する説明数値としては実態を反映していないこととなる。県民に対しては一定のルールに基づいた手法により、責任ある説明が求められると考える。

9. 改善提案

このような決算金額が調整されていることを今後改善するためには、以下の方法が考えられることから、参考にして頂きたい。

(1) 現状の仕組みにおいて改善する方法

① 事業共通経費等の設定

各事業に共通的に使用する経費について、いったん集計を行う。また、運営経費についても集計区分を別途設ける。これら以外については、直接的な事業経費であり、共通的経費等の配賦前の事業実績額を集計できるようにする。

② 事業への配賦

①で集計した共通的経費、間接的経費について、項目ごとに適切な配賦基準を設け、使用量等の応益状況に応じて各事業に割り当てを行なう。運営経費についても、各事業に配賦するのが合理的であれば、同様の処理を行う（あるいは、直接事業費の○%のよう、事業規模に応じた簡便的な配賦方法も考えられる）。

③ 予算との対比

①で共通的経費等を別途集計するため、これらの経費を各事業から控除した事業予算と各事業の直接経費の実績値を対比する。

(2) 予算作成の方法を変更する方法

事業に共通的・間接的に必要な予算や、各部門の運営経費については、事業とは切り離して予算要求を行うことが考えられる。この場合には、事業費に運営経費が含まれない形となるため、県民に対する説明責任を果たす意味では、結局は何らかの基準により運営経費を事業費に配賦する必要性が生じる。

(3) 事業別の人件費について

現状では物件費については事業別に予算を設定しているものの、人件費については特定の事業に紐付けて実績把握²⁴をしていない。ただし、例えば教員の海外留学事業やおもり

つ子はぐくみプランのような人件費だけの事業については、その代替教員や臨時教員の入件費をもって事業費として集計し、実績報告がなされている。

現状においては、「青森県政策等の評価ガイドブック」によれば、事業評価を行う際においては、以下のような「概算人件費」という概念を用いて当該事業に要した正職員にかかる人件費を加算して評価している。

(概算人件費)

一人当たり給与費（平成18年度は727万円）×当該事業従事日数※÷260日

※事業従事日数は、原則として人工数整理表により、職員別・事業別に従事日数の集計を行い、それに基づいて概算人件費を計算している。

このような事業費予算に人件費予算を加えた総事業ベースでの予算編成を「トータルコスト予算」といい、鳥取県では導入済みである。

本県においては現段階で、事業の経済性や効率性等を判断するに当たり、指標的な位置付けとして概算額での人件費を加味する取り扱いはなされてはいるが、県教委の予算策定に関する将来的な課題として、事業別に人件費実績を把握する方向性を示唆することらしい。

事業別人件費の把握については、方法はいくつかあると思われるが、東京都方式²⁵は以下のように紹介されている。まずは事業を県民に対するサービスとして直接成果をあげるかどうかで「評価対象事業」と「評価対象外事業」に区分する。例えば、職員の入件費を計上するための事業、間接費を計上するための事業、自治体内の他の事業のために行なっている事業が評価対象外事業にあたる。その上で、職員ごとに1年間に従事した評価対象事業の仕事、課全体の仕事、全庁の仕事の割合を入力し、職級ごとの平均給与で評価対象事業、課全体、部全体、全庁の入件費を集計する。課全体、部全体、全庁の入件費については、さらに二次配賦することになる。

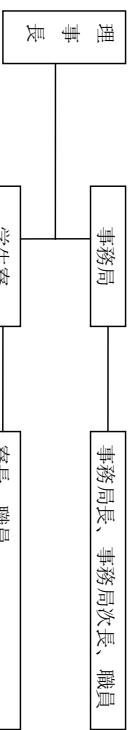
このような他都道府県における先進的な取組みについて十分検討し、良い点は積極的に取り入れる努力をすることが望まれることである。

いずれにせよ、県教委の現行予算方式は、事業別に積み上げられている点で、県事業の選択と集中の理念に合致していると言える。しかしながら、その実績値を把握する段階では、操作的かつ無理が生じている結果、決算データとしての事業別実績値が歪められている点が問題点として認められる。予算と実績は同レベルで比較可能となつて初めて眞の情報公開であり、説明責任の履行である。

²⁴ 平成19年8月に行われた「公会計改革会議2007」（日本経済新聞社主催のシンポジウム）において、パネリストの1人の市長は、自治体が事業評価を行つても事業ごとの人件費などが評価されていないことを取り上げ、情報公開の充実を示唆した。

第5章 財団法人青森県育英奨学会の財務事務の監査

(4) 組織の状況



I 財団法人青森県育英奨学会の概要

(1) 設立目的

青森県人の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸与し、及び学生寮を利用させる等必要な援助を行い、本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

(2) 設立・経過

| | |
|----------|---|
| 昭和31年 | 県民の寄付金と県助成金で、国から東京都小平市の旧陸軍経理学校の土地・建物の払い下げを受け、これを利用して県学生寮が設置された。 |
| 昭和54年11月 | 県補助金100万円を基本財産として「財団法人青森県学生寮」が設立された。 |
| 昭和55年5月 | 現在の学生寮着工（建設費4億9千万円） 財源は1億円が個人からの寄付、残金は財團が銀行借入し、元利返済金を県が補助した。 |
| 昭和56年4月 | 学生寮開寮 |
| 昭和57年3月 | 基本財産250万円に増額 |
| 昭和58年10月 | 青森銀行と県で2億円ずつ出し合い、2億円で大学奨学生金貸与事業を開始した。 |
| 昭和58年12月 | 財団法人青森県育英奨学会に名称変更 |
| 平成元年4月 | 大学奨学生金補助金3億6千万円 |
| 平成4年4月 | 大学奨学生金補助金2億2千万円 |
| 平成7年7月 | 大学奨学生金補助金6億7千万円 |
| 平成11年度 | 大学奨学生金補助金3億円 |
| 平成17年度 | 高等学校奨学生金事業開始 |
| 平成17年度 | 高校奨学生金貸付金3億2千万円 |
| 平成17年度 | 高校奨学生金事務費補助金5百万円 |
| 平成18年度 | 高校奨学生金貸付金7億2千万円 |
| 平成18年度 | 高校奨学生金事務費補助金5百万円 |

(5) 事業内容

- ① 学資の貸与
- ② 学生寮の維持管理
- ③ 学生寮入寮生の生活指導
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

(6) 人員の状況

① 理事・監事（平成19年6月29日現在）

| 職名 | 就任年月日 | 備考 |
|----------|-----------|----------------------|
| 理事長 | 平成16.2.28 | 元県立高校校長 |
| 理事長職務代行者 | 平成13.2.28 | 学生寮OB |
| 理事 | 平成11.2.26 | 青森商工会議所参与 |
| 理事 | 平成15.5.29 | 青森銀行派遣 |
| 理事 | 平成1.5.22 | 学生寮OB |
| 理事 | 平成10.5.29 | 学生寮OB |
| 理事 | 平成18.7.1 | 県高校長協会副会長 |
| 理事 | 平成17.6.30 | 県教育委員会教育長 |
| 理事 | 平成16.5.30 | 県教育委員会教育次長 |
| 理事 | 平成19.6.29 | 県教育庁教育政策課課長 |
| 理事 | 平成14.5.31 | 学生寮寮長 |
| 理事 | 平成14.3.1 | 県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長 |
| 監事 | 平成17.6.30 | 県教育庁学校施設課副理事 |
| 監事 | 平成18.7.1 | 県教育庁教育政策課総括主幹 |

(3) 基本財産・出資の状況

出资者の構成は以下のとおりである。

| 名称 | 金額(千円) | 出資比率(%) |
|--------------|--------|---------|
| 財団法人青森県育英奨学会 | 1,500 | 60 |
| 青森県 | 1,000 | 40 |
| 合計 | 2,500 | 100 |

なお、基本財産2,500千円は定期預金としている。

(注) 1. 常勤理事2名は在任していない。学生寮寮長は常勤であるが、非常勤扱いである。

2. 監事は2名とも県教委職員であり、実効ある監査が可能かどうか、疑問である。

²⁶ 理事の構成については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」第4の1(1)(5)により所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1以下としなければならない。上記12名中、県教委事務局現職は4名で3分の1ちょうどである。

② 職員

| 職名 | 就任年月日 | 備 考 |
|---------|-----------|-------------|
| 事務局長 | 平成17.4.1 | 県教育庁県立学校課課長 |
| 事務局次長 | 平成16.4.1 | 県教育庁県立学校課課長 |
| 事務局職員 | 平成18.4.1 | 県教育庁県立学校課課長 |
| | 平成17.4.1 | 県教育庁県立学校課課長 |
| | 昭和56.4.1 | プロハベー職員 |
| 寮長 | 平成14.7.1 | 非常勤職員 |
| 寮務職員 | 平成14.4.1 | プロハベー職員 |
| 非常勤職員 | 平成16.4.1 | プロハベー職員 |
| 期限付臨時職員 | 平成18.8.1 | |
| | 平成16.4.1 | |
| | 平成18.4.20 | |

③ 評議員

合計12名（うち2名は理事を兼任²⁷）

(7) 会計の状況

本法人の会計単位は、下記の3区分として設定しており、会計単位間の資金の貸し借りは無い。計算書類については旧公益法人会計基準に準拠して作成されている。

| 会計単位 | 内容 |
|--------|--------------|
| 一般会計 | 青森県学生寮運営事業会計 |
| 特別会計I | 大学生奨学金貸与事業会計 |
| 特別会計II | 高校生奨学金貸与事業会計 |

県からの補助金については、第4章事業の監査 V 県立学校課の「27. 高等学校奨学金貸与事業」に概要を記載している。

(8) 決算の状況
過去3年間の決算数値は以下のように推移している。

① 収支計算書（合算）

| 勘定科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 収入の部 | | | |
| 事業収入 | 36,380 | 35,474 | 34,322 |
| 基本財産収入 | 1 | 1 | 1 |
| 補助金等収入 | 5,938 | 353,118 | 727,830 |
| 預金収入 | 264,160 | 247,415 | 344,799 |
| 返還金収入 | 179,661 | 183,722 | 203,782 |
| 特定預取金取扱収入 | 2,200 | 0 | 0 |
| 寄付金収入 | 100 | 100 | 100 |
| 雜収入 | 765 | 855 | 1,393 |
| 当期収入合計 | 489,206 | 820,687 | 1,312,229 |
| 支出の部 | | | |
| 理事会費 | 130 | 146 | 136 |
| 選考委員会費 | 11 | 20 | 24 |
| 事務局費 | 40,675 | 42,841 | 41,044 |
| 奨学生貸付金 | 258,156 | 408,427 | 705,436 |
| 繰出金 | 174,347 | 297,923 | 548,239 |
| 補助金返納 | 1 | 1 | 10 |
| 当期支出合計 | 473,322 | 809,359 | 1,294,891 |
| 当期収支差額 | 15,883 | 11,328 | 17,337 |

② 貸借対照表（合算）

（単位：千円）

| 資産の部 | 勘定科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 流動資産 | | | | |
| 現金 | 425,207 | 480,873 | 692,299 | |
| 普通預金 | 7 | 47 | 0 | |
| 定期預金 | 9,460 | 8,801 | 12,168 | |
| 定期預金 | 303,934 | 444,909 | 648,753 | |
| 退職手当引当預金 | 7,470 | 10,047 | 10,714 | |
| 未収入寮費 | 90 | 90 | 90 | |
| 未収収費 | 1,424 | 1,633 | 1,404 | |
| 立替払未収金 | 14 | 15 | 25 | |
| 未収返還金 | 12,087 | 14,566 | 17,805 | |
| 未収滞済金 | 573 | 634 | 1,125 | |
| 前払金 | 143 | 128 | 212 | |
| 固定資産 | 1,659,788 | 1,979,291 | 2,486,713 | |
| 基本財産 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | |
| 建物 | 162,073 | 158,274 | 154,475 | |
| 中庭等 | 460 | 460 | 460 | |

²⁷ 本財団において、評議員が理事を兼ねることは好ましくないと言われる。「公益法人の設立許可及び指導監督基準」第4の(4)(3)において評議員は「原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。」とされている。従って、本財団における理事評議員の兼任は、例外的取扱いに分類される。

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 電気設備 | 4,958 | 4,935 | 4,913 |
| 給排水・空調設備 | 3,596 | 3,520 | 3,609 |
| 什器備品 | 8,640 | 9,412 | 9,074 |
| 奨学生貸付金 | 1,507,559 | 1,800,188 | 2,311,739 |
| 資産合計 | 2,114,996 | 2,460,165 | 3,179,072 |
| 負債の部 | | | |
| 流动負債 | | | |
| 未払金 | 8,139 | 11,180 | 13,241 |
| 預り金 | 669 | 1,133 | 2,527 |
| 前受金 | 451 | 792 | 1,244 |
| 固定負債 | 197 | 260 | 234 |
| 退職手当引当金 | 20 | 80 | 1,048 |
| 正味財産の部 | | | |
| 基本財産 | 7,470 | 10,047 | 10,714 |
| 積立金 | 2,106,896 | 2,448,984 | 3,165,831 |
| 正味財産 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 1,901,493 | 2,245,097 | 2,960,492 |
| | 202,863 | 201,387 | 202,838 |

③正味財産増減計算書（合算）

(単位：千円)

| 期初科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 増加の部 | | | |
| 資産増加額 | | | |
| 当期収支差額 | 15,883 | 11,328 | 17,337 |
| 貸付金増加額 | 258,156 | 468,427 | 705,436 |
| 定期預金増加額 | 174,347 | 297,923 | 548,239 |
| 給排水設備購入額 | 0 | 0 | 99 |
| 電気設備購入額 | 45 | 0 | 0 |
| 備品購入額 | 1,576 | 2,172 | 927 |
| 退職手当引当預金増加額 | 595 | 2,577 | 667 |
| 増加額合計 | 450,604 | 782,427 | 1,272,707 |
| 減少の部 | | | |
| 資産減少額 | | | |
| 財政調整基金取崩額 | 2,200 | 0 | 0 |
| 授学生貸付金元取崩額 | 263,544 | 246,948 | 344,395 |
| 授学生返還金 | 174,168 | 175,798 | 193,884 |
| 建物減価償却額 | 3,798 | 3,798 | 3,798 |
| 電気設備減価償却額 | 133 | 22 | 22 |
| 給排水・空調設備減価償却額 | 76 | 76 | 11 |
| 什器備品減価償却額 | 1,262 | 1,401 | 1,265 |
| 退職手当引当金繰入額 | 595 | 2,577 | 667 |
| 授学生返還免除額 | 63 | 0 | 0 |
| 減少合計額 | 445,842 | 430,621 | 544,044 |
| 当期正味財産合計額 | 4,762 | 351,806 | 728,663 |
| 前期純額正味財産額 | 2,102,094 | 2,097,178 | 2,437,168 |
| 期末正味財産合計額 | 2,106,856 | 2,448,984 | 3,165,831 |

(9) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】資産総額の変更の未登記について
公益法人には設立登記、変更登記などの各種の登記が義務付けられている。この理由は、公益法人の存在、行為能力の範囲、資産の内容、代表機関など社会生活上の取引の基礎となる重要事項を広く社会一般に公示し、その法人と取引関係を持つ第三者を保護することによって、社会生活における取引の安全と円滑を図ることを目的とするものである。民法第34条の公益法人は、民法第46条の2の規定に基づき、資産の総額に変更を生じた時は変更の登記を行わなければならないが、本法人は設立時の250万円のままとなっている。ここにいう資産の総額とは、積立財産からの消滅財産を控除した純財産であるとされており、寸みやかに変更登記を行う必要がある。

【指摘②】公益法人会計基準への準拠性について

(1) 繰越収支差額の不一致について
本法人の過去3年間の決算報告書を監査した結果、各年度間の繰越収支差額が不一致であることわかった。このことは、3期比較の決算報告書の正味財産増減計算書の前期繰越正味財産額と本期繰越正味財産額が各年度間で不一致になっていることから明瞭に見て取れる。原因は各年度末現在の未収審費、未収返還金の会計処理誤りによるものであり、下記の内容である。

〔一般会計の差額原因〕

前期に未収入審費と未収審費に計上した金額のうち、当期も未収がある場合に、当該金額を前期繰越収支差額から控除したためである。

この結果、一般会計の収支計算書は本来の金額と比べ以下のことおりになっている。

| 分類 | 区分 | 科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----|----|-------|-----------|-----------|-----------|
| 収支 | 区分 | 事業収入 | 1,318千円過大 | 1,308千円過大 | 1,298千円過大 |
| | | 計算書の部 | 前期繰越収支差額 | 1,318千円過小 | 1,308千円過小 |

〔特別会計Iの差額原因〕

前期に未収返還金、前期未収延滞金に計上した金額のうち、当期も未収がある場合、当該金額を前期繰越収支差額から控除したためである。

この結果、特別会計Iの収支計算書は本来の金額と比べ以下のことおりになっている。

| 分類 | 区分 | 科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----|----|-------|-----------|-----------|------------|
| 収支 | 区分 | 事業収入 | 5,895千円過大 | 8,369千円過大 | 10,517千円過大 |
| | | 計算書の部 | 前期繰越収支差額 | 5,895千円過小 | 8,369千円過小 |

〔差額の合計〕
結論として、一般会計と特別会計Iの差額を合算すると、以下の不一致が生じている。

| 分類 | 区分 | 科目名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----|----|----------|-----------|-----------|------------|
| 収支 | 収入 | 事業収入 | 7,213千円過大 | 9,678千円過大 | 11,816千円過大 |
| 計算書 | の部 | 前期繰越収支差額 | 7,213千円過少 | 9,678千円過少 | 11,816千円過少 |

このような基本的な項目が不一致であるにもかかわらず、内部監査や監事監査で発見されず、承認を受けた正規の決算報告書として公表されていることは極めて残念なことである。このことは会計事務及び計算書類作成事務が事務担当者任せになつていて内部統制・牽制機能が働いていないことの証拠でもある。適正な会計処理について習熟し、次年度以降の決算報告書に誤りの無いよう指導を強化する必要がある。

(2) 計算書類の注記事項について

旧公益法人会計基準第8の1において、計算書類には法人の以下の事項を注記しなければならないが、本法人の計算書類には注記事項が記載されておらず、同会計基準に準拠していないものとなっている。新公益法人会計基準の財務諸表は外部報告目的が強化され、更に多くの注記事項の記載が求められている。本法人においても、会計基準に準拠した財務諸表の作成が求められる。

| 項 | 目 | 該当の有無 | 記載状況 |
|---|---|-------|------|
| ① | 資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準、資金の範囲等計算書類の作成に関する必要な会計方針 | ○ | 記載なし |
| ② | 重要な会計方針を変更した場合に、その旨及び変更による影響額 | 該当なし | — |
| ③ | 基本財産の増減額及びその残高 | ○ | 記載なし |
| ④ | 担保に供している資産 | 該当なし | — |
| ⑤ | 次期繰越収支差額の内容 | ○ | 記載なし |
| ⑥ | 直接法により減価償却をした場合の資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 | ○ | 記載なし |
| ⑦ | 保証債務 | 該当なし | — |
| ⑧ | 正味財産増減計算書を省略する場合等の重要な科目別増減額 | 該当なし | — |
| ⑨ | その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項 | ○ | 記載なし |

【意見①】県職員の職務従事について

(1) 県職員の職務従事の経緯

平成19年4月1日、本法人理事長名で県教委教育長宛に事務局職員の任命と職務従事に関する同意願いが提出され、同4月2日、職務に専念する義務の免除についての承認（青教職第9号）を受け、同4月5日「事務局職員の任命について（通知）青教県第35号」により正式に県教委県立学校課から下記4名が事務局職員として任命され、職務に従事している。

| 本法人での職名 | 期間（年月日） | 県立学校課の職名 | 1日当たりの従事時間 | 費用弁償の有無 |
|---------|------------------|----------|------------|---------|
| 事務局長 | 平成19.4.1~20.3.31 | 課長 | 1時間 | 無 |
| 事務局次長 | 平成19.4.1~20.3.31 | 総括主幹 | 1時間 | 無 |
| 事務局職員 | 平成19.4.1~20.3.31 | 主幹 | 1時間 | 無 |
| 事務局職員 | 平成19.4.1~20.3.31 | 主査 | 1時間 | 無 |

(2) 県職員を公募法人に派遣する規定等

公務員は属する自治体の職務に専念する義務を負っている（地方公務員法第30条、35条）が、公益上の必要性から行政目的達成の為に職員を別の業務に就ける必要がある場合もある。その場合には職員の職務専念義務が免除されると地方公務員法第35条に規定されている。各地方公共団体は、この規定を利用して從来から職員派遣を行っていたところ、住民訴訟が各地で起こり、最高裁判決も出たために、職員派遣に一定のルールが必要となつた。その結果、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が平成14年4月に施行され、派遣対象法人を条例で定めること、派遣期間は3年以内（5年まで延長可能）などの規定化がなされた。本県においても、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成13年青森県条例第69号）により、県職員が派遣される公益法人等は人事委員会規則6－1・8第2条別表に定める12法人に限定されている。本法人は12法人に含まれていないが、県立学校課の判断では、上記4名は法人の業務に専ら従事させるために派遣するものではないため、派遣に該当しないとのことであった。また、職員福利課からは、この4名はそれぞれの職位や職務内容に応じて事務に従事する必要性があり、かつ本務に支障がないものとして承認したとの説明も受けた。このことについて十分に協議した結果、監査人としても明らかに違法状態にあるとは言えないとの判断した。しかしながら、もし4名もの県職員が1日1時間必要な業務であるならば、全体として相当の業務量を公務員がこなしている実態があることから、法に抵触しないとはいえないが、法の理念から判断すると適切な義務の免除とは思えない。逆に、職専免の時間は毎日1時間とされているが、勤務時間に占める従事時間が職務実態に比して長すぎる可能性もあることから、公務に支障がない範囲で、より稼働実態に合った従事時間とする必要があると考える。

【意見②】 県有財産の無償貸付と光熱水費の無償使用について
県は本法人に対して、從来から資産の無償貸付および光熱水費の無償使用を認めてきた。

| 区分及び種目 | 明細 | 使用目的 | 無償の理由 |
|--------------|--|-----------|---|
| 普通財産 (土地) | 東京都小平市鈴木町1丁目103-1 (2,382.65 m ²) | 青森県学生寮の敷地 | 学生寮の敷地であり公益性が高いため。 |
| 行政財産 (建物) | 青森県警察本部庁舎6階 | 事務室 | 教育庁内に事務局を置く公益性の高い法人のため。 |
| 光熱水費 | 県立学校課内 (1.40 m ³) | 事務室 | 自主財源として青森県学生寮の収費収入があるが、そのほとんどは人件費及び管理運営費に充てられており、光熱水費の実費徴収は当財団の運営を圧迫するため。 |
| 青森県警察本部庁舎6階 | | | |

青森県財務規則第236条に定める普通財産の貸付料の計算式にあてはめて計算すると、学生寮の敷地の適正貸付料は年額14,106千円と高額である。学生寮土地の平成17年3月末現在の土地台帳上の評価額は352,657千円であり、県民の負担で学生寮が運営されていることを県は再確認し、無償貸付には一定の金額的・期間的限度を設定する必要があると考える。県は行政改革の中で自立的な公社運営を求めており、本法人についても独立採算によることが望ましいことから、青森県公社等経営評価委員会は学生寮について「県として長期的な観点から、県の関与廃止も含めて問い合わせが必要がある」とこと、徹底した経費削減と内部監査制度の確立を提言している。それを受けて、独立採算による事業運営は入寮生の寮費負担増になることから、民間委託等の導入や学生寮のあり方などの抜本的見直しを様々な観点から検討することが予定されている。一方、事務局の水道光熱費を減免する申請書に書かれた免除事由には、「光熱水費の実費徴収は当財団の運営を圧迫する」とされており、行政改革を進める上では、これも当法人の運営のための県民負担であることを県は再確認する必要がある。

結論として、公社等経営評価委員会の提言に対して回答するにあたっては、一定の期限を明示した上で、県民に対して「事業の存続か、廃止か」「県直営事業か財団法人補助事業か」「入寮費の値上げか、据え置きか」「無利子貸付か、有利子貸付か」といった論点について数値目標を掲げた形で説明責任を果たすべきであろう。

【意見③】 監査を受ける体制・意識について

外部監査を実施する中で、奨学金貸与者の選考過程の透明性や適正性を確認するために貸与申込者の個人情報に関する資料の提出を求めた。すると、個人情報であることから提出することに関して疑義が生じた、とのことで、外部監査の窓口である行政経営推進室を介して協議することとなった（最終的には、コピーをしないことを前提に閲覧できた）。しかし監査目的を確認することなく、ただ個人情報であることを理由に監査資料の提供を逡巡することは適切な監査対応事務ではないと思われるし、監査時間のロスにもなることでもある。同様に、退職給与引当金の個人別残高の提出依頼に対して、個人名を伏せた資料が提出された（この件については、後日、監査人の要求した資料を理解できなかつたとの説明があった）。

個人情報は法律により保護されるべきものであるが、監査を実施するために必要な資料は監査人に對して提出する義務がある。一定額以上の公益法人は公認会計士等の外部監査を受けることが要請されている（「公益法人の指導監督体制の充実等について」平成13年2月9日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）ことは周知のことであるが、本法人は基準直に該当するにも係わらず外部監査を受けていないため、監査対応については著しく不慣れであることが推認された。当然、外部監査人は守秘義務を負っており、その保管方法や利用方法について意見交換をした上で、監査実務に支障が生じないよう協力が必要である。

また、前年度の退職給与引当金の個人別残高も提出を依頼したが、ファイルを更新したために提出できないとの説明を受けた。会計帳簿の保存期間は、公益法人会計基準において最低10年間に法定されているため、遵守されなければならない。

II 青森県学生寮運営事業

(1) 学生寮²⁸の概要

①施設の概要

所在地：東京都小平市鈴木町1丁目103-1

(最寄り駅はJR中央線国分寺駅、西武新宿線小平駅)

敷地：2,382.65 m²
建物：2,123.14 m²（鉄筋コンクリート3階建、寮室100室、食堂117.38 m²、図書室77.65 m²、風呂38.1 m²等）

②入寮定員等

男子100名

東京都又はその近郊に所在する大学等に在学（ただし夜間部を除く。）する男子学生で、

その保護者が青森県の住民である者（特別の事情により一次離県している者を含む。）

③経費負担

| 徴収内容 | 徴収金額 | 備考 |
|------|-----------|---|
| 入寮費 | 年額30,000円 | |
| 寮費 | 月額28,000円 | 当初は20,000円、昭和60年に25,000円、平成13年に28,000円に値上げした。 |
| 電気料金 | 実費 | |
| 食費 | 1食450円 | |

④募集手続等の流れ

| 実施時期 | 手續内容 |
|------|-------------------------------------|
| 12月 | 県内の各高等学校へ募集要項等を配布 |
| 1月 | 第1次募集申込締め切り 第1次応募者を選考委員会において入寮決定 |
| 2月 | 第2次募集申込締め切り 第2次応募者を選考委員会において入寮決定 |

⑤入寮状況（平成19年4月1日現在）

| 通学生 人数 | 国公立大学 27名 | 私立大学 54名 | 専修・各種学校 11名 | その他 2名 | 合計 94名 |
|-----------|--------------|-------------|----------------|-----------|-----------|
| | | | | | |

賃借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

| 流动資産 | 定期預金 | 現金預金 | (22,768) | | (1,227) |
|----------|----------|-----------|-----------|-----|-----------|
| | | | 未払金 | 預り金 | |
| | | | 1,050 | 176 | |
| | 退職手当引当預金 | 3,513 | | | |
| | 未収入寮費 | 10,714 | | | |
| | 未収寮費 | 1,404 | | | |
| | 立替未収金 | 90 | 固定負債 | | (10,714) |
| | 前払金 | 25 | 退職手当引当金 | | 10,714 |
| | | 170 | | | |
| | | (174,902) | | | (185,728) |
| | | | | | |
| 基本財産 | | 2,500 | 基本財産 | | 2,500 |
| 建物 | | 154,475 | 正味財産 | | 3,513 |
| 中庭等 | | 460 | 積立金 | | |
| 電気設備 | | 4,913 | 増減差額 | | 179,715 |
| 給排水・空調設備 | | 3,609 | | | |
| 什器備品 | | 8,943 | | | |
| 資産合計 | | 197,670 | 負債・正味財産合計 | | 197,670 |

⑥予算・決算
平成18年度の当初予算、補正予算、決算は下表のとおりである。
収支決算書

(単位：千円)

²⁸ 東京都には、本学生寮以外にも財団法人八戸市学生寮が経営する本県八戸市の学生寮が練馬区に置かれている。しかし、耐震診断の結果を受け、平成20年度からは入寮募集停止となっている。また、収支悪化によって、今後の学生寮のあり方について検討が進められていたが、平成20年3月末で廃止することが臨時理事会で決定されたことが新聞報道された（平成20年2月26日データー東北新聞）。

正味財産増減計算書

(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位：千円)

| 科目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入の部 | | | |
| 給食費収入 | 5,411 | 5,313 | 4,646 |
| 給食費未収金 | 55 | 13 | 36 |
| 自治会負担金 | 14 | 8 | 4 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 |
| 前期繰越額 | 1,379 | 1,512 | 1,346 |
| 収入合計 | 6,860 | 6,847 | 6,034 |
| 支出の部 | | | |
| 給食材料費 | 4,733 | 4,753 | 4,343 |
| 欠食返納金 | 513 | 532 | 568 |
| 未払材料費・返納金 | 101 | 215 | 85 |
| 支出合計 | 5,347 | 5,501 | 4,996 |
| 次期繰越額 | 1,512 | 1,346 | 1,037 |

(注) 1.上表の内容は、本法人に依頼して提出された決算書を基に作成した。

2.平成18年度末のみ、現金残高 99 円があった。

| 科目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|--------|---------|
| 当期正味財産合計額 | | | △3,517 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 189,246 |
| 期末正味財産合計額 | | | 185,728 |

(2) 実施した手続

事業概要を担当者に質問した。
財務諸表監査を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】給食費会計について

(ア) 給食費会計の簿外処理について
青森県学生寮入寮者募集要項によると、食費は1食450円を徴収することとされている。監査の結果、給食費の入金出金を処理する現金出納帳及び普通預金通帳は本法人の計算書類には反映されておらず、いわゆる簿外処理になっていることが明らかとなつた。簿外処理になっている給食費会計の過去3年間の収支計算書は以下のとおりである。

- (イ) 給食費会計の預金残高と未収金の存在について
監査の結果、給食費の未収金があることが明らかとなつた。

給食費会計3期比較収支計算書

(単位：千円)

| 科目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入の部 | | | |
| 給食費収入 | 5,411 | 5,313 | 4,646 |
| 給食費未収金 | 55 | 13 | 36 |
| 自治会負担金 | 14 | 8 | 4 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 |
| 前期繰越額 | 1,379 | 1,512 | 1,346 |
| 収入合計 | 6,860 | 6,847 | 6,034 |
| 支出の部 | | | |
| 給食材料費 | 4,733 | 4,753 | 4,343 |
| 欠食返納金 | 513 | 532 | 568 |
| 未払材料費・返納金 | 101 | 215 | 85 |
| 支出合計 | 5,347 | 5,501 | 4,996 |
| 次期繰越額 | 1,512 | 1,346 | 1,037 |

(単位：千円)

III 大学奨学生貸与事業

(1) 趣旨
青森県人の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容等（平成19年度の場合）

- (ア) 採用人員 90人
- （イ）出願資格
 - ・保護者が青森県の住民であること
 - ・大学の第1学年に入学見込の者
 - ・学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること
 - ・学資の支弁が困難であると認められること
 - ・原則として日本学生支援機構²⁹その他の団体等から学資の貸与又は給付を受けている者

- (ウ) 奨学生の額及び貸与期間
・奨学生の額は月額44,000円

・奨学生の貸与期間は平成19年4月からその者の在学する大学の最短修学年限の終期までとする。ただし、奨学生に採用される前に、本会の大学奨学生の貸与を受けている場合には、当該期間を除算する。

(エ) 奨学生の返還

奨学生は、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、8年の間に全額返還しなければならない。なお、利子は無利子とする。返還方法は、年賦、半年賦又はその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。

(オ) 出願手続き及び提出期限

県内の高等学校を卒業する者にあっては、「奨学生願書」に所要事項を記入し、添付書類とともに在学する高等学校に提出する。それ以外のものにあっては、同様に本財團に3月30日までに提出する。

(カ) 成績の基準

調査書の「全体の評定平均値」が4.0以上

(キ) 連帯保証人及び保証人

| 決算年度 | 対象年月 | 未収金額 | 摘要 |
|--------|------------|------|-------|
| 平成16年度 | 平成17年2,3月分 | 55 | 123食分 |
| 平成17年度 | 平成18年2,3月分 | 13 | 29食分 |
| 平成18年度 | 平成19年2,3月分 | 36 | 80食分 |

この2名に対しては、これまで以上に積極的に督促事務作業を行うべきであり、法的手段を講じることも視野に入れて回収努力をしなければならない。会計的には、貸倒懸念債権として貸倒引当金の計上が必要である。

| 氏名 | 種別 | 対象年度 | 未収金額 | 摘要 |
|-----|------|--------|-------|--|
| 個人① | 入寮費 | 平成9年度 | 30 | 総額1,138千円。親が自己破産し本人はフリーターである。授学生にも未収金がある。連絡はとれているが、回収は難しい。 |
| | | 平成11年度 | 30 | |
| | 寮費 | 平成8年度 | 228 | |
| | | 平成9年度 | 300 | |
| | | 平成10年度 | 250 | |
| | | 平成11年度 | 300 | |
| | 入寮費 | 平成11年度 | 30 | 総額160千円。本人は支払ったと主張しているが親が使い込みをした、とのことで、親の生活が苦しく支払は難しい。平成17年度までは少しすつ入れてきたが、最近は経済状況が悪く支払えない。 |
| | 寮費 | 平成10年度 | 30 | |
| | 寮費 | 平成11年度 | 100 | |
| | 2名合計 | | 1,298 | |

²⁹ 報道によれば、奨学生事業に関する文部科学省の平成20年度予算要求については、財務省との厳しい折衝があつたようである。財務省の考えとしては、増え続ける延滞債権(2000億円を突破しているというが、支援機構はリスク管理債権2,074億円には期末未回収分1,473億円が含まれており、督促することで回収可能ということである)による回収懸念と、奨学生が遊興費にあてられているということから、奨学生の在り方を再検討する必要があるということである。結局は、前年比84億円増の予算となりそうである。

連帯保証人は、青森県内に住所を有するものであつて、奨学生志願者が未成年の場合その親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わるものでなければならない。

(3) 事業実績等

過去3年間の主要な事業実績は以下のとおりである。

①特別会計 I (大学奨学金) 収支計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 支出の部 | | | |
| 預金収入 | 264,160 | 247,415 | 293,892 |
| 返還金収入 | 179,661 | 183,572 | 202,378 |
| 寄附金収入 | 100 | 100 | 100 |
| 雑収入 | 613 | 707 | 1,181 |
| 当期収入合計 | 444,535 | 431,795 | 427,551 |
| 前期繰越収支差額 | 4,170 | 5,657 | 6,302 |
| 収入合計 | 448,705 | 437,453 | 433,854 |
| 支出の部 | | | |
| 選考委員会費 | 9 | 5 | 9 |
| 事務局費 | 2,164 | 2,092 | 1,911 |
| 奨学金貸付金 | 258,156 | 241,484 | 219,136 |
| 繰出金 | 174,347 | 177,052 | 190,544 |
| 当期支出合計 | 434,677 | 420,634 | 411,601 |
| 当期収支差額 | 9,857 | 11,161 | 15,950 |
| 次期繰越収支差額 | 14,027 | 16,819 | 22,252 |

②特別会計 I (大学奨学金) 貸付金等の残高

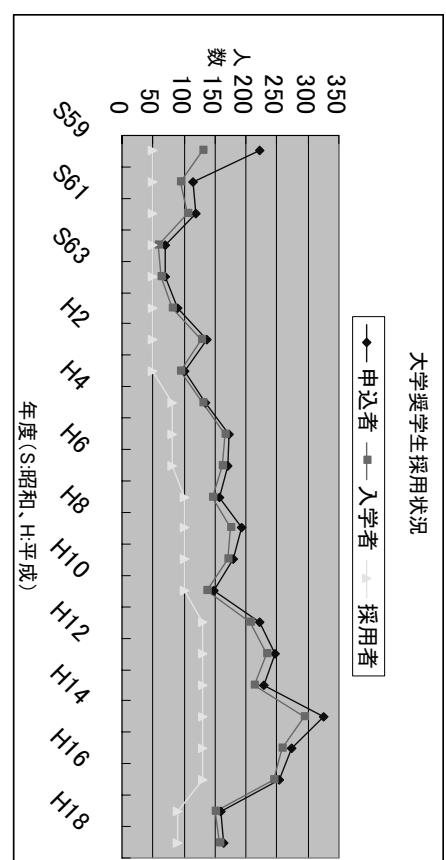
(単位:千円)

| 科 目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 奨学金貸付金 | 1,507,559 | 1,573,395 | 1,600,085 |
| 未収返還金 | 12,087 | 14,566 | 17,715 |
| 未収延滞金 | 573 | 634 | 1,125 |

③大学奨学金貸与実績等

| (貸与実績) | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|------------|------------|------------|
| 貸与者 | 505人 | 470人 | 420人 |
| 貸与月額 | 41,000円×5人 | 41,000円×5人 | 42,000円×3人 |

(4) 事業の経過等



| 辞退者 | 8人 | 8人 | 9人 |
|----------|--------|--------|--------|
| 停止者 | 2人 | 3人 | 0人 |
| (返還実績) | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 返還者 | 633人 | 679人 | 723人 |
| 返還猶予者 | 31人 | 42人 | 36人 |
| 内在学中 | 26人 | 38人 | 26人 |
| 内未就職・病気等 | 5人 | 4人 | 10人 |

(5) 予算・決算

平成18年度の当初予算、補正予算、決算は下表のとおりである。

収支計算書

(単位:千円)

| 勘定科目 | 平成18年度 当初予算 | 平成18年度 補正後予算 | 平成18年度 決算 | 増加の部 | 金額 |
|----------|----------------|-----------------|--------------|-------------|-----------|
| 収入の部 | | | | 資産増加額 | |
| 預金収入 | 223,851 | 223,851 | 223,892 | 当期収支差額 | 15,950 |
| 返還金収入 | 180,891 | 190,332 | 202,378 | 貸付金増加額 | 219,136 |
| 寄附金収入 | 0 | 100 | 100 | 定期預金増加額 | 190,544 |
| 雑収入 | 15 | 15 | 1,181 | 増加額合計 | 425,630 |
| 当期収入合計 | 404,757 | 414,298 | 427,551 | 減少の部 | |
| 支出の部 | | | | 資産減少額 | |
| 選考委員会費 | 33 | 33 | 9 | 奨学生貸付金元金取崩額 | 223,524 |
| 事務局費 | 2,185 | 2,185 | 1,911 | 奨学生金返還金 | 192,480 |
| 奨学生貸付金 | 223,524 | 219,136 | 219,136 | 減少合計額 | 416,004 |
| 繰出金 | 179,000 | 208,748 | 190,544 | 当期正味財産合計額 | 9,625 |
| 予備費 | 15 | 1,015 | 0 | 前期繰越正味財産額 | 1,900,257 |
| 当期支出合計 | 404,757 | 431,117 | 411,601 | 期末正味財産合計額 | 1,909,883 |
| 当期收支差額 | 0 | △16,819 | 15,950 | | |
| 前期繰越收支差額 | 0 | 16,819 | 6,302 | | |
| 次期繰越收支差額 | 0 | 0 | 22,252 | | |

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

| | (310,914) | | (1,117) |
|--------|-------------|-----------|-------------|
| 普通預金 | 4,512 | 未払金 | 54 |
| 定期預金 | 287,545 | 預り金 | 14 |
| 未収返還金 | 17,715 | 前受金 | 1,048 |
| 未収延滞金 | 1,125 | | |
| 前払金 | 16 | | |
| | (1,600,085) | | (1,909,883) |
| 什器備品 | 35 | 積立金 | 1,387,595 |
| 奨学生貸付金 | 1,600,050 | 貯蓄 | |
| 資産合計 | 1,911,000 | 増減差額 | 22,287 |
| | | 負債・正味財産合計 | 1,911,000 |

正味財産増減計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

| (6) 実施した手続 | |
|---|---|
| ①事業の概要把握について | 事業の概要等について県立学校課総務グループの担当者から説明を受け、内容につき質問した。 |
| ②大学奨学生の貸与手続きについて | 貸付金の申請書・審査資料を閲覧し、申請書受理から要件の確認、選考委員会を経て、要件が吟味され、選考が適切に行われていることを確認した。 |
| ③大学奨学生の回収手続きについて | また、貸与事務の内容について、事務局職員への質問、申請書類の整備状況の確認、及び、奨学生の貸与(支出)実績についての関連証憑とのサンプリングチェックを行い、大学奨学生の貸与手続きの適切性を検討した。 |
| ④大学奨学生の回収手続きについて | 回収事務の内容について事務局職員への質問、奨学生の回収(収入)・猶予・免除実績についての関連証憑とのサンプリングチェックを行い、大学奨学生の回収手続きの適切性を検討した。 |
| ⑤貸付金の管理状況について | また、貸付金の管理台帳の閲覧および、延滞債権の対応状況について担当者への質問を行い、下記の点につき貸付金の管理状況の適切性を検討した。 |
| ⑥貸付金の回収マニュアル等に基づき延滞債権の個別管理・督促状の発送・連帯保証人への請求等の回収業務を適切に行っているか | ・貸付金の回収マニュアル等に基づき延滞債権の個別管理・督促状の発送・連帯保証人への請求等の回収業務を適切に行っているか |
| ⑦債権評価の妥当性について | ④債権評価の妥当性について |

- 貸付金、未収返還金等の回収状況を確認し、延滞債権の発生原因および回収見込みについて担当者に質問し、下記の点について債権評価の妥当性を検討した。
- ・貸倒引当金の計上基準の妥当性
 - ・計上基準に基づき貸倒引当金の計上が適切に行われているか
- ⑤事務処理の効率性について
- 経理事務および債権管理業務に關し、事務手続きおよび情報システムの利用状況について担当者への質問、並びに、関連資料を閲覧し、以下の観点から事務処理の効率性について検討した。
- ・非効率な事務手続きが存在していないか
 - ・事務処理ミスが適時に発見される内部統制が確立しているか
 - ・事務効率の向上のため情報システムが有効に活用されているか
- (7) 監査の結果及び意見
- 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。
- 【指摘①】延滞債権の管理について**
- 現在、回収が延滞している残余金については、徵収簿、連絡状況ファイル、未納通知・連絡書綴り等で一定の管理は行われている。
- このうち、連絡状況ファイルは、延滞者への電話連絡時の内容を記録するファイルであるが、最近の延滞者・電話連絡がつかない場合には記入しない場合があるなど、必ずしも全ての事務手続き及び状況、対応結果が記録されている訳ではない。ファイルの作成は、月別に行われており、個人別の情報は各月のリストを参照しないと確認できない。そのため、個人別の経緯は時系列に整理されておらず、個人別の状況を適時に把握しにくい状況である。また、当ファイルは担当者の間の情報共通のための記録として利用されており、管理者（上席者）による定期的な点検確認は行われていない。
- 未納通知の発送については、回収マニュアルなど文書化された基準ではなく、本人および保証人に対し、担当者が状況を判断し行っている。
- また、保証人も含めて延滞者に対する延滞理由の正当性についての資料徵収（保証人も含めた所得証明書の入手など）は十分とはいはず、個別訪問、法的な対応等も実施されていない。
- 以上のことから、延滞債権に管理に関し、下記の点で問題がある。
- ① 延滞者の状況（返還状況、延滞理由、支払能力、督促等の記録）が一元管理されておらず、状況把握が不十分である。
 - ② 回収マニュアルが整備されておらず、本人または保証人に対する督促について担当者の判断により行われており、属人的な回収手続きとなっている。また、適正手続実施に係る内部監査は行われていない。
 - ③ 個別訪問、強制執行は行われておらず、正当な理由がない悪質な延滞者に対しての回収体制が不十分である。

貸付金、未収返還金等の回収状況を確認し、延滞債権の発生原因および回収見込みについて担当者に質問し、下記の点について債権評価の妥当性を検討した。

改善すべき事項として下記の検討が必要である。

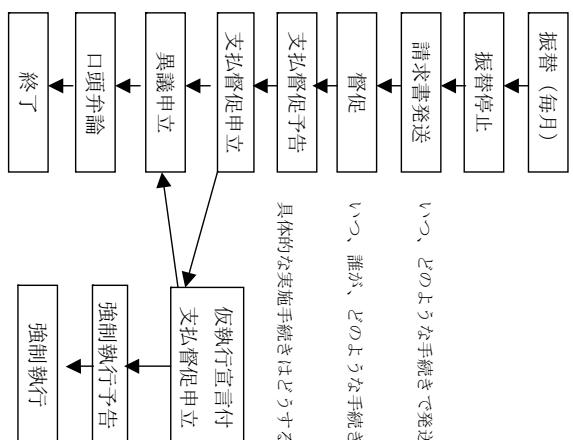
- (1) 延滞者の個人別管理
- 延滞者の状況把握を適時に行い、回収の徹底を計るために、回収状況、支払能力、電話連絡等の内容、督促の発送状況等を一覧できる個人別のファイルの作成が必要である。

- (2) 回収マニュアルなどの整備
- 延滞者の状況に応じた対応についての回収手続きのルールを回収マニュアルとして整備し、担当者による判断によらず統一的な手続きを実施し、延滞債権の早期回収を実現する。

回収手続の例（口座引落の場合）

手続の流れ

マニュアルにて明確にする事項



(3) 個別訪問、督促の強化

長期延滞者に対しては、個別訪問等により状況を把握し、支払能力があるにもかかわらず、督促に応じない者（保証人含む）に対しては、法令に基づく支払督促・強制執行などの法的対応も含めて、状況に応じた対応をとり早期に回収することが必要である。

【指摘②】貸倒引当金の不計上について

現在、延滞債権に対して貸倒引当金が計上されていない。新公益法人会計基準では、債権については「取得額から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする」(基準第2の3の(2))とされたため、今後は債権、特に延滞債権に対しては、適正な貸倒引当金を計上する必要がある。

特別会計I(大学奨学金)の主な債権の残高および重要な延滞債権である未収返還金について発生年度別の状況および回収率をまとめると以下のようになっており、延滞債権は18百万円を超える金額となっている。³⁰

○特別会計I(大学奨学金) 貸付金等の残高

| 科 目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | (単位:千円) |
|--------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 奨学金貸付金 | 1,507,559 | 1,573,395 | 1,600,085 | |
| 未収返還金 | 12,087 | 14,566 | 17,715 | |
| 未収延滞金 | 573 | 634 | 1,125 | |

(発生年度別債権残高の状況)

| 発生年度 (平成) | 未収返還金 (平成17年度末) | | 未収返還金 (平成18年度末) | | 回収額 (千円) | 回収率 (%) |
|--------------|--------------------|--------|--------------------|--------|-------------|------------|
| | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) | | |
| 12年度 | 5 | 432 | 4 | 250 | 182 | 42.1 |
| 13年度 | 4 | 770 | 3 | 490 | 280 | 36.3 |
| 14年度 | 7 | 1,053 | 4 | 710 | 343 | 32.5 |
| 15年度 | 15 | 2,450 | 14 | 2,205 | 245 | 10.0 |
| 16年度 | 17 | 3,218 | 14 | 2,897 | 321 | 9.9 |
| 17年度 | 60 | 6,641 | 20 | 3,344 | 3,297 | 49.6 |
| 18年度 | — | — | 73 | 7,817 | — | — |
| 合計 | | 14,566 | | 17,715 | | |
| 欠損処理額 | | — | | — | | |

未収返還金および未収延滞金とともに年々増加しており、未収返還金の回収状況としては、1年内に回収されたもの(平成18年発生)も含めて50%以下となっており、低水準である。滞留原因としては、以下があげられる。

- ① 本人・保証人に連絡がつかない
- ② 無職・低所得などで返済能力不足
- ③ 本人が自己破産で返済能力なし

- ④ 保証人が年金収入のみで少額の返還
- ⑤ 保証人に支払能力はあるが返還拒否

回収状況としては、保証人からの入金も含めて1年超入金がなく、電話連絡もつかない滞留先があるなど、今後の回収が懸念される延滞者もあり、延滞債権について確実に全額回収できる状況ではないと考えられる。

○具体的な延滞債権の状況(一部)

| 貸与者 | 延滞発生年度 | 延滞額 | 状況 |
|-----|-----------|-------|------------------------------|
| A | 12年度～16年度 | 784 | 本人は自己破産 延滞保証人は年金生活で支払能力無し |
| B | 13年度～18年度 | 1,120 | 他のローンがあり、返還できない |
| C | 15年度～18年度 | 630 | 本人は自己破産 |
| D | 15年度～18年度 | 901 | 本人はアルバイト、母がパートで少額返済のみ |

貸与資金の財源は県補助金であり、県民負担や公平性の観点から確実に回収されなければならぬが、最終的に自己破産等の法的事実が発生し回収不能となれば、不納欠損処理(貸倒損失処理)しなければならない。また、それが確定していなくとも、経済的に回収不能となる可能性が高い場合には、回収不能額を合理的に見積もり、会計処理上、貸倒引当金として計上することが必要である。回収不能額の算定は、一般的には、債権金額に貸倒実績率を乗じて算定するか、または個別に見積ることにより行う。現在は、過去に不納欠損処理の計上は行われておらず、貸倒実績率は算定できないが、滞留率(1－回収率)、免除、猶予等の状況、延滞期間等を踏まえた比率を検討し算定すべきと考える。また、2年超など長期延滞債権については個別に回収可能性を評価するなど、個別に貸倒引当金を設定すべきである。

また、寄付者及び補助者から受け入れた財産の受託責任を明確にするためにも、貸倒引当金の計上基準を定め、債権評価を適切に行い、財産の状態について実態を反映した適切な財務報告を行う必要がある。

【指摘③】債権管理事務の検証可能性と効率性について

現在、高校および大学の債権管理(奨学金の残高管理)は手作業(一部表計算ソフトを活用)で行われている。また、回収済みの明細は削除されるため、期末時点など過去の一定期の残高明細が容易に確認できないなど債権管理や状況把握が不十分な点もある。業務の効率性の観点から下記の点で問題がある。

- ・回収済みの明細は削除されるため回収実績集計に利用できない
- ・延滞債権の集計が手作業となり非効率である
- ・滞納者の情報が手書き台帳、表計算ソフトなどバラバラで一元管理されておらず状況把握が適時に行えない

³⁰ 新聞報道によると、大阪府出資の財團法人大阪府育英会は39億円の潜れに頭を痛めているという。

これらの問題を改善するため、表計算ソフトの改善や管理への全面適用、または、債権管理システムの導入を検討すべきである。債権管理システムとしては、奨学生の管理ソフトとして、支援機構から無償で提供されたソフトウェア³¹はあるが、機能上業務に合致しない部分が多く、修正に際してかなりのコストが予想されるため、別途、市販ソフト等の導入も含めて検討すべきである。なお、現時点ではソフト導入に向けての情報収集のみであり具体的な計画までは作成されていない。

今後は、高校の奨学生の貸与者も年々増加し、また回収業務も本格化が見込まれ、管理すべき貸与者が増加することから、現状の人員で債権管理を適切に、かつ効率的に行うためにも情報処理システムの活用が望まれる。

(2) 事業内容等(平成19年度の場合)

(ア) 採用人員 700人

【意見①】経理事務の効率性について

現在、会計処理については、すべて手書き(表計算ソフトを含む)で処理されている。
たとえば、支出(仕訳)伝票の処理は、仕訳帳に記入され、総勘定元帳・合計残高試算表・精算表・事業報告とそれぞれ別々の台帳へ転記作業が行われている。
経理業務について、事務処理の精度および効率性の観点から下記の点で問題がある。

- ・同一のデータを2重3重と入力することになり非常に非効率である
- ・手作業であるため、転記ミス等が発生する可能性が高い、
- ・転記ミスを発見するための検証作業を要し非効率である

今後は、経理事務の専用ソフトウェアの活用などにより、一度入力したデータが各種台帳に自動的に反映される仕組みとし、今後本格化する高校奨学生の返還開始に伴う経理処理量の増加や公益法人会計基準の変更に備え、最少の人員で対応できる環境づくりを計画・実施することが望まれる。

IV 高校奨学生貸与事業

(1) 趣旨

青森県人の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒に対し学資を貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

(イ) 出願資格

- ・青森県人の子弟であること
- ・高等学校又は専修学校(高等課程)に在学中の者であること
- ・学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること
- ・学資の支弁が困難であると認められること
- ・原則として他の団体等から学資の貸与又は給付を受けていない者

(ウ) 成績及び収入の基準

- a)成績の目安
 - ・高校における学習成績の評定平均値が3.0以上であること。
 - ・高校における学習成績が未評定である場合は、中学校最終学年の学習成績の評定平均値が3.5以上であること

b)収入の目安

| | 給与所得の場合(収入金額・税込み) | | 給与外所得の場合(収入金額-必要経費) | |
|------|-------------------|---------|---------------------|---------|
| | 国公立 | 私立 | 国公立 | 私立 |
| 3人世帯 | 736万円以下 | 754万円以下 | 292万円以下 | 305万円以下 |
| 4人世帯 | 779万円以下 | 797万円以下 | 322万円以下 | 335万円以下 |
| 5人世帯 | 820万円以下 | 839万円以下 | 351万円以下 | 364万円以下 |

(エ) 奨学生の額及び貸与期間

・奨学生の月額は以下のとおりである。

| 区分 | 国公立 | | 私立 | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 高等学校・専修学校 | 18,000円 | 23,000円 | 30,000円 | 35,000円 |

³¹ 国から配布された奨学生モデルシステムは新規採用人数を300人と想定して作成されているため、本県のようないくつかの採用人員では処理能力を超えている。また、ソフトウェアの機能追加等の修正に係わる経費は約2百万円と高額である。

(オ) 獎学金の返還
奨学金は、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3ヶ月を経た年月数の間に全額返還しなければならない。なお、利子は無利子とする。返還方法は、年賦、半年賦、月賦等の割賦の方法によらなければならない。

(カ) 出願手続き及び提出期限

県内の各高等学校に配布してある「高等学校奨学金申込書」等に所要事項を記入し、所得課税証明書等を添付して在学する学校に提出する。

(キ) 採用形態

| 種別 | 内 容 |
|------|---|
| 予約採用 | 中学3年生を対象に、高校へ入学したら奨学金を借りることができるように予約奨学生の募集・決定をする。 |
| 定期採用 | 高校在学生を対象に、毎月4月に募集・決定をする。 |
| 緊急採用 | 家計急変により奨学金を希望する生徒を対象に、随時募集・決定をする。 |

(ク) 連帯保証人及び保証人

連帯保証人：県内に住所を有する親権者（父母）又は後見人
保証人：本人と独立の生計を営む者で、原則として本人の4親等以内（父母を除く）の保証能力のある親族

(3) 事業予算・実績等

過去3年間の主要な事業実績は以下のとおりである。

①特別会計II（高校奨学金）収支計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|---------|---------|
| 助入への部 | | | |
| 補助金等収入 | 2,338 | 353,118 | 727,830 |
| 預金収入 | 0 | 0 | 120,907 |
| 返還金収入 | 0 | 150 | 1,404 |
| 離収入 | 0 | 0 | 1 |
| 当期収入合計 | 2,338 | 353,268 | 850,142 |
| 前期繰戻支差額 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | 2,338 | 353,268 | 850,142 |
| 支出の部 | | | |
| 選考委員会費 | 1 | 14 | 14 |
| 事務局費 | 2,335 | 5,437 | 5,382 |
| 授業料貸付金 | 0 | 226,943 | 486,300 |

(3)高校奨学金貸与実績等

| (貸与実績) | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|--------------|----------------|----------------|
| 貸与者 | | | |
| 貸与月額 | | | |
| | 18,000円×633人 | 18,000円×1,339人 | 18,000円×1,339人 |
| | 23,000円×43人 | 23,000円×82人 | 23,000円×82人 |
| | 30,000円×197人 | 30,000円×418人 | 30,000円×418人 |
| | 35,000円×31人 | 35,000円×71人 | 35,000円×71人 |
| 辞退者 | | | |
| 停止者 | | | |
| | 21人 | 43人 | 43人 |
| | 7人 | 10人 | 10人 |

(4) 事業開始の経緯等

本事業は、平成16年度まで旧日本育英会（現在の独立行政法人日本学生支援機構、以下「支援機構」という。）が行っていた事業を「特殊法人等整理合理化計画について（平成13年12月閣議決定）」により、平成17年度以降の入学者から各都道府県に移管されたものである。

(5) 予算・決算

平成18年度の当初予算、補正予算、決算は下表のとおりである。

| | 0 | 120,871 | 357,695 |
|----------|-------|---------|---------|
| 繰出金 | 0 | 120,871 | 357,695 |
| 補助金返納 | 1 | 1 | 10 |
| 当期支出合計 | 2,338 | 353,268 | 849,403 |
| 当期収支差額 | 0 | 0 | 739 |
| 次期繰越収支差額 | 5 | 0 | 739 |

収支計算書

(単位：千円)

正味財産増減計算書

(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位：千円)

| 勘定科目 | 平成18年度 当初予算 | 平成18年度 補正後予算 | 平成18年度 決算 | 資産増加額 | 金額 |
|----------|----------------|-----------------|--------------|-------------|-----------|
| 収入の部 | | | | 当期収支差額 | 739 |
| 補助金等収入 | 629,744 | 727,830 | 727,830 | 貸付金増加額 | 486,300 |
| 預金収入 | 120,871 | 120,907 | 120,907 | 定期預金増加額 | 357,695 |
| 返還金収入 | 0 | 846 | 1,404 | 備品購入額 | 97 |
| 雜収入 | 1 | 1 | 1 | 増加額合計 | 844,831 |
| 当期収入合計 | 750,616 | 849,584 | 850,142 | 資産減少額 | |
| 支出の部 | | | | 奨学生貸付金元金取崩額 | 120,871 |
| 選考委員会費 | 25 | 15 | 14 | 奨学生貸付金返還金 | 1,404 |
| 事務局費 | 5,383 | 5,393 | 5,382 | 什器備品減価償却額 | 1 |
| 奨学生貸付金 | 745,207 | 486,390 | 486,300 | 減少合計額 | 122,276 |
| 繰出金 | 0 | 357,785 | 357,695 | 当期正味財産合計額 | 722,555 |
| 予備費 | 1 | 2 | 0 | 前期繰越正味財産額 | 347,864 |
| 補助金返納 | 0 | 0 | 10 | 期末正味財産合計額 | 1,070,219 |
| 当期支出合計 | 750,616 | 849,585 | 849,403 | | |
| 当期收支差額 | 0 | △1 | 739 | | |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 16,819 | 6,302 | | |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 739 | | |

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

| | (358,616) | | (182) |
|--------|-----------|-------------|-----------|
| 普通預金 | 805 | 未払金 | 138 |
| 定期預金 | 357,695 | 預り金 | 43 |
| 流动資産 | | 前受金 | |
| 未收返還金 | 90 | 負債 | 0 |
| 未収延滞金 | 0 | | |
| 前払金 | 25 | | |
| | | (1,070,219) | |
| | | (1,069,384) | |
| 固定資産 | | 積立金 | |
| 什器備品 | 96 | 1,069,384 | |
| 奨学生貸付金 | 711,689 | (835) | |
| | | 増減差額 | 835 |
| 資産合計 | 1,070,401 | 負債・正味財産合計 | 1,070,401 |

- (7) 監査の結果及び意見
- 以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。
- (6) 実施した手続
- III 大学奨学生事業と同様である。

【指摘①】貸付金の相手先別内訳の保管

平成18年度末日の貸付金の相手先別内訳が一覧でできる資料提出を求めたところ、同日現在の帳簿・資料が保存されていなかったため、提出を受けることができなかった。現状の債権管理業務は表計算ソフトによる管理が主であるが、退学等に伴い返還が生じ残高がゼロになつた場合等において、相手先のデータを削除しているため、現時点での残高は内訳と照合可能であるものの、過去に遡及して特定時点での照合の実施是不可能となつている。なお、確認のため、監査実施日から遡及可能な直近時点で照合を行ったところ、相手先別内訳と帳簿は一致していた。奨学生貸付事業を実施する上で、債権管理台帳の保存は必要不可欠であり、会計帳簿として法定保存期間も規定されている。今後は奨学生の返還開始に備えて、専用ソフトの導入も検討しているところであるが、導入までの期間においては、たとえば毎月末の残高に対応する内訳データを保存する、又は紙ベースで出力して保存する方法などにより、財務数値残高の検証可能な態勢の整備が強く望まれる。

【指摘②】職員出勤簿について

期限付臨時職員の給与は、出勤簿に基づき、前月 22 日から当月 21 日までの分の出勤日数集計を行い、日額単価を乗じて給与計算を実施し、支給している。高校奨学金貸与事業に従事する職員の出勤簿及び給与計算資料を照合したところ、出勤簿に押印がないにもかかわらず給与が支給されている例が発見された。(1名分、平成 18 年 5 月 16 日及び 7 月 31 日)。担当者の説明では、出勤事実はあるものの、押印がもれてしまっているとのことであったが、給与計算事務のチェック体制が機能していないと思われる。このような誤った財務事務が発生しないよう、給与計算事務の相互牽制手続を徹底する必要がある。

【意見①】余裕資金の有効活用と運用方針の規定

高校奨学金貸付事業の財源は、文部科学省において日本体育英会の貸付実績（約 1,700 件）を根拠に積算されたものであり、県から本法人に貸付事業補助金が交付されている。平成 18 年度の貸付実績は 1,204 件にとどまつたことから、貸付金補助金額総額 722 百万円に対し、貸付実績 486 百万円に留まり、補助金の余剰額が 236 百万円生じている。(5) に示した収支計算書をみると明らかのように、補正予算で補助金の大幅な積み増しが実現した一方で、貸出金の大幅な縮小と繰出金増加（定期預金へ振替）という不経済な実態になつていている。理事会議事録によれば、申込者の減少理由の一つに、平成 17 年度から生活保護制度による高校修学資金の援助が開始され、奨学金貸与者は生活保護支給額が減額されることになったことがあげられている。

また、平成 19 年度の貸付見込みも図表 1 のとおりであり、3 億円程度の余剰が見込まれる。平成 20 年度以降については交付金額が未定であるが、最初の返還が平成 21 年度スタートであることを考えると、平成 20 年度も相当程度の交付額が推測できるところである。

(図表 1) 平成 24 年度までの奨学金貸出見込額と補助金交付額

| | (単位：千円) | | | | |
|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 貸与人數 | 貸出額 (見込) | 返還額 (見込) | 補助金 (見込) | 余剰額 (見込) |
| 貸与額 | 18,000 | 23,000 | 30,000 | 35,000 | |
| 17 年度 | 635人 | 42人 | 195人 | 32人 | 226,943 |
| 18 年度 | 1,338人 | 76人 | 425人 | 71人 | 150 347,664 |
| 19 年度 | 2,098人 | 107人 | 734人 | 106人 | 404 722,422 |
| 20 年度 | 2,397人 | 136人 | 759人 | 136人 | 885,648 未定 |
| 21 年度 | 2,482人 | 142人 | 781人 | 146人 | 917,784 未定 |
| 22 年度 | 2,432人 | 139人 | 766人 | 140人 | 898,236 未定 |
| 23 年度 | 2,384人 | 137人 | 749人 | 137人 | 879,936 未定 |
| 24 年度 | 2,337人 | 134人 | 734人 | 134人 | 862,296 未定 |
| | | | | | |
| 計 | | | | | 722,422 |
| 平成 19 年 3 月 | | | | | 0 |
| | | | | | 128,115 |
| | | | | | 486,785 |
| | | | | | 363,112 |
| | | | | | 0 |

これらの余剰額（該当年度に貸出事業に充当されたかった金額）については、翌年度の授学資金に充当されるとされている（高等学校奨学金事業交付金交付要綱第 12 条第 3 項

平成 17 年 4 月 3 日 日本学生支援機構理事長決定）ため、短期的に返還を要するものではないことから、貸出事業に充当するまでの間の運用方法が本法人運営上の課題となる。

平成 18 年度末時点では事務局の判断により安全・確実という観点から図表 2 のとおり、地元金融機関へ定期預金として預け入れている（定期預金で運用すること自体は平成 19 年 2 月 26 日開催の理事会で承認された補正予算上に記載されている）。

(図表 2) 平成 18 年度末余剰金運用状況

| 銀行名 | 元本 | 期間 | 利率 |
|-----|---------|-----|-------|
| A銀行 | 157,695 | 95日 | 0.33% |
| B銀行 | 200,000 | 95日 | 0.45% |

この点については、本法人の余剰資金運用方針（安全性か収益性かの選択考慮）、運用方法（預金、債券等運用商品の選択）、運用先金融機関の選定方法（格付、支店等の有無等による選択判断基準）、運用権限の範囲と報告体制に関するルール（理事会決裁、事務局長決裁等）を制定する必要がある。

また、補助金交付の状況及び奨学金貸付の状況は図表 3 のとおりであり、交付は 6 月と 12 月、貸付は 6 月よりあらかじめ指定の月（6 月、7 月、9 月、11 月、2 月）になされている。月別の資金収支の状況を勘案すると、月別の必要資金残高はある程度確定を持つて予測できることから、年度末の残余額を運用するだけでなく、年度中における有効的な資金運用策を検討することも課題として考えられる。なお、これに隣連して、本格的な返還の始まる平成 21 年度を念頭に置き、月別資金収支計画表の作成も望まれる。

(図表 3) 平成 18 年度における普通預金の受払状況

(単位：千円)

| | 入金 | | 出金 | | 残高 |
|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 貸出金補助金 | その他入金 | 奨学貸付金 | その他の出金 | |
| 繰越 | | | | | 165 |
| 平成 18 年 4 月 | | 0 | 2,757 | 0 | 309 |
| 平成 18 年 5 月 | | 0 | 216 | 0 | 342 |
| 平成 18 年 6 月 | | 624,336 | 120,907 | 121,723 | 406 |
| 平成 18 年 7 月 | | 0 | 858 | 81,108 | 484 |
| 平成 18 年 8 月 | | 0 | 48 | 0 | 544,548 |
| 平成 18 年 9 月 | | 0 | 0 | 81,198 | 301 |
| 平成 18 年 10 月 | | 0 | 1,197 | 0 | 287 |
| 平成 18 年 11 月 | | 0 | 30 | 81,341 | 430 |
| 平成 18 年 12 月 | | 98,086 | 288 | 0 | 565 |
| 平成 19 年 1 月 | | 0 | 943 | 0 | 328 |
| 平成 19 年 2 月 | | 0 | 223 | 121,410 | 314 |
| 平成 19 年 3 月 | | 0 | 648 | 0 | 358,984 |
| | 計 | 722,422 | 128,115 | 486,785 | 363,112 |
| | | | | | 0 |

(注) 平成 18 年 6 月のその他の入金は、定期預金の取崩によるものである。
平成 19 年 3 月のその他の出金は、定期預金の預入によるものである。

【意見②】高校奨学金の延滞状況について

高校生に対する奨学生事業は、平成17年度開始の県単独事業であり、本格的な返済は平成21年度から始まる予定である。ただし、奨学生受給者が中途退学した場合など、特定の場合にはすでに返還が開始されている。

平成19年8月までの状況をみると、すでに延滞が発生しており、人數ベースでは2割程度の大変高い延滞発生率となっていることがわかった。

(図表1) 高校奨学金の延滞状況

(単位：千円)

| 氏名 | 償還開始年 | 貸与総額 | 回収金額 | 延滞金額 | 備考 |
|----|---------|-------|-------|------|----------|
| A | 18年度開始分 | 1,404 | 1,314 | 90円 | 9名中1名延滞 |
| B | 19年度開始分 | 4,241 | 2,257 | 121円 | 17名中4名延滞 |

具体的な延滞者の状況を例として記載すると、下表のようになる（平成19年8月現在）。

(単位：千円)

| 氏名 | 償還開始年 | 当初貸出額 | 延滞発生日年月 | 延滞額 | 債権残高 | 状況 |
|----|-------|-------|---------|-----|------|-----|
| A | 19年度 | 216 | 19.4 | 30 | 216 | 督促中 |
| B | 19年度 | 216 | 19.6 | 18 | 204 | 督促中 |
| C | 19年度 | 210 | 19.4 | 50 | 210 | 督促中 |
| D | 19年度 | 350 | 19.7 | 23 | 350 | 督促中 |
| E | 18年度 | 90 | 18.10 | 90 | 90 | 督促中 |

一方、平成16年度まで本事業を実施していた支援機構の直近の決算書を分析した結果、本法人における実施事業に相当する第一種学資金（無利子による貸付）の債権の構成や貸倒引当金の計上状況は図表2のとおりである。

(図表2) 支援機構の第一種学資金の状況

(単位：千円)

| 債権区分 | 債権金額 | 構成割合 | 引当金額 | 引当率 |
|-----------|---------------|---------|------------|--------|
| 一般債権 | 2,296,461,122 | 98.63% | 63,217,835 | 2.8% |
| 貸倒懸念債権 | 25,400,647 | 1.13% | 18,809,467 | 74.1% |
| 破産再生更生債権等 | 5,514,486 | 0.24% | 5,514,486 | 100.0% |
| 計 | 2,257,375,256 | 100.00% | 87,541,789 | 3.9% |

(注)上表は高校奨学金と大学奨学金との合算により作成されており、高校のみのデータが示されているわけではありませんが、概ねの傾向はつかめると判断する。

貸倒懸念債権³²の定義が明示されていないため厳密な判断は難しいが、本法人において、事業開始3年目の現時点で返還開始人数の2割程度が延滞している事実は、過去の延滞実績を大幅に上回っており、決して楽観できる状況ではなく、将来的に本法人の財政状況を著しく毀損させる可能性が極めて高い。

【意見③】切手の購入・管理等について

要性から、日常の督促業務の強化を図り、返還業務や延滞対応などのマニュアル化と人的な体制整備が強く望まれる。人的な体制強化については、専門知識を持った常勤理事や事務局職員の配置が期待されるところである。

また、実際に回収懸念が生じた場合には、会計上、貸倒引当金の計上が必要となるが、適正な貸倒実績率の算定に当たり、実績率の無い期間については支援機構の債権区分別の引当率を採用する方法も考えられる。

(図表1) 切手の残数の推移と年度別使用状況

(単位：千円)

| (年度末在庫枚数) | 10円 | 20円 | 80円 | 120円 | 270円 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 平成16年度 | 71枚 | 103枚 | 381枚 | 494枚 | 328枚 |
| 平成17年度 | 56枚 | 159枚 | 589枚 | 472枚 | 303枚 |
| 平成18年度 | 396枚 | 419枚 | 635枚 | 582枚 | 339枚 |

また、平成18年度においては、平成19年3月30日（年度未最終営業日）にまとめて購入（総額64千円）しており、翌年度当初の払出を含めた状況は図表2のとおりである。

これを見ると、前年度当初の使用状況と比べて使用枚数は増加傾向にあるものの、年度末に購入を行わなくとも十分足りる残数を有していたと判断され、かつ、種別によつては年間使用実績を大幅に上回る枚数を購入していることがわかる。なお、この購入により、通信運搬費予算の残高は2円となつた。

(図表2) 年度末の購入状況と次年度における使用状況

(平成18年度末購入状況)

(①)

| 種別 | 10円 | 20円 | 80円 | 120円 | 270円 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 18年度末購入 | 201枚 | 300枚 | 37枚 | 0枚 | 200枚 |
| 購入前残枚数 | 195枚 | 119枚 | 598枚 | 582枚 | 297枚 |

| (年度当初(4・5月) 使用状況) | 10円 | 20円 | 80円 | 120円 | 270円 |
|-------------------|------|-----|------|------|------|
| 平成18年度当初 | 17枚 | 12枚 | 155枚 | 50枚 | 74枚 |
| 平成19年度当初 | 24枚 | 53枚 | 201枚 | 105枚 | 151枚 |
| ①-② | 171枚 | 66枚 | 397枚 | 477枚 | 146枚 |

32 金融機関でいうところの「破綻懸念先」債権（事業は継続しているが実質債務超過の状態に陥っており、収益が著しく低調で貸出金が延滞状況にあるなど元本及び利利息の最終回収について重大な懸念があり、従つて損失の発生の可能性が高い状況にある）に該当するものと思われるが、加えてリスク管理債権のうちの要管理債権（3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）も含む可能性がある。支援機構のホームページには、「リスク管理債権は返還期限を3ヶ月以上経過している債権の貸付元金残額」ことをいう」とある。

このような年度予算消化的な購入行為、必要数を大幅に上回る枚数を購入する行為の経済的不合理性を回避し、また、現物管理の手間を軽減する観点から、後納郵便の活用やハスラー（自動計測器）の導入の検討が望まれる。

【意見④】高校生に対する奨学金事業について

既述のとおり、「特殊法人等整理合理化計画について」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度以降の入学者から高校生に対する奨学金事業は都道府県に移管された。地方移管に係る国の対応は、高校奨学金実施事業に必要な資金について、原資は使途を限定した交付金として一定期間（10～15年）にわたり交付するとともに、事務体制の整備に必要な人件費を含む事務費についても地方交付税により措置を講じることとしている。具体的に本県の場合は、当初、奨学金資金2,000億円のうち約3.4%（68億円）が予定され、県教委は対応を協議した。結論としては補助金措置による高校生奨学金事業の継続を決定し、事業の実施主体については、以下の理由により本法人とされた。この協議書は平成16年1月9日に県立学校課が財政課に提出したものである。

（原文抜粋）

- ①県においては厳しい財政事情を踏まえ、人員の削減を図るなど財政改革を進めているところであり、現状において当該事業実施のための人員を図ることは困難であること。
- ②また、業務の民間委託等を積極的に推進することとしており、外部委託可能な業務については出来るだけ民間等へ委託し、行政運営の効率化を図ることとしていること。
- ③当該法人は、大学生等を対象とした奨学金貸与事業を実施しており、ある程度のノウハウを持っていること。

このことから、県教委は行政改革の観点から、実施主体を県ではなく同法人としたよう解される。しかしながら、現状においては県派遣職員が職専免により事業を主体的に行っており、外部委託の有効性及び効率性が認識される状態ではない。すなわち、貸与人員の減少によって県の補助金が未利用状態となるており、かつ、事業を担当するプロパー職員を採用する訳でもなく、ただ推移を静観する姿勢をとっているに過ぎない。本事業は県の重点事業であるはずであるが、これでは事業を外部に行わせることによる効果が当初の想定どおりに発現しているとは到底考えられない。今後予測される貸与希望者の増加と延滞債権の増加に備えるためには、プロパー職員の雇用及び人材育成、自主自立の法人運営を目的としたアクションを速やかに起こす必要があると考える。このように本法人の自立的運営を志向する場合、役職員の人員費や法人運営経費を捻出しなければならず、現在の無利子貸与制度を継続するだけでは運営は不可能である。結論として、法人の存続の為には有利子の貸与制度を設けることが不可欠と言つても過言ではあるまい。その場合には他の市町村や公益法人の奨学金制度との競合になることから、本法人の奨学金制度の存在意義そのものが問われる恐れもある。逆に、無利子貸与制度に固執する場合には、現在の組織体制では不十分であると考えられるため、県の直営事業とすることが現実的である。

そのメリットとしては、先に述べた地方交付税措置された財源を弾力的に活用できる可能性があること、将来のコスト削減が可能になること、増え続ける県立高校の減免制度利用、特に教育長判断や学校長判断により減免している生徒に対して、奨学金制度の利用促進を訴えることで歳入の増加を図ることも可能になることが考えられる。

第6章 儲入事務の監査

I 学校施設課

4. 監査の結果及び意見

(1) 不動産売払収入の内訳

(単位：千円)

| 学校施設課の儲入の内訳は、以下のとおりである。 | |
|--|---------|
| 款 | 収入額(千円) |
| 使用料及び手数料 | 567 |
| 国庫支出金 | 222,428 |
| 財産収入 | 88,944 |
| 諸収入 | 2,218 |
| 合計 | 314,159 |
| 国庫支出金は事業監査で監査を実施しており、ここでは国庫支出金を除き、100万円以上の財産収入及び諸収入を監査対象とした。 | - |

2. 事業実績

目別の平成18年度の儲入実績は、以下のとおりである。

| 売却物件 | 面積(m ²) | 売却先 | 収入額 | 予定価格 | 固定資産税 | 土地台帳上の評価額 | 付随費用 |
|-------|---------------------|---------|--------|---------|-------|-----------|--------|
| 大湊高校公 | 354.68 | 個人 | 2,830 | 2,830 | 2,577 | 2,856 | 測量費365 |
| 舍敷地売却 | | | | | | | 鑑定料152 |
| 南郷高校公 | 382.41 | 個人 | 5,810 | 5,510 | 3,393 | 4,318 | 測量費350 |
| 舍敷地売却 | | | | | | | 鑑定料152 |
| 青森高校道 | 青森市(都計) | 青森市(都計) | 76,350 | 76,350 | 不明 | 96,150 | |
| 路整備用地 | 1,500.00 | 計画道路改良 | | | | | |
| 売却 | | (事業) | | | | | |
| 計 | 84,990 | 84,990 | - | 103,324 | - | | |

県は、このような普通財産の処分を、地方自治法第234条第1項の規定により一般競争入札により行っている。監査の結果、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】不動産売却の進捗状況について

| 目名 | 科目名 | 収入額(千円) | 摘要 |
|--------|---------|---------|-------------------------|
| 不動産売却 | 一般土地建物等 | 84,990 | 道路1件、校舎敷地売却2件 |
| 財産貸付収入 | 土地建物等 | 526 | 電柱使用料、一般行政財産(農場、水田)の貸付料 |
| | 公舎 | 3,427 | 職員公舎利用料 |
| 合計 | | 88,994 | |

| 目名 | 科目名 | 収入額(千円) | 摘要 |
|-----|-------|---------|--|
| 諸収入 | 災害共済金 | 1,037 | 財団法人東日本大震災災害共済金 |
| 雜入 | | 1,181 | ハイウェイカード売却代1,050千円、スクールバス下取り車のリサイクル料金76千円他 |
| 合計 | | 2,218 | |

3. 実施した手続

- (1) 財産収入について、担当者に質問して概要を把握するとともに、起案書、土地売買契約書、納入通知書・領收証書等を閲覧した。
- (2) 諸収入について、雜入内訳書を入手して納入通知書、交付通知、調定票等の原始証憑と突合した。

行う競売手続の場合は、入札者が無い場合には自動的に、数%予定価格を下げることで需給バランスを調整し、時間価値を考慮した落札を促す手続きとなっていることも参考になる。

2. 事業実績

手数料の納入は、(1)、(2)ともに、青森県収入証紙をもって行わなければならない。

義務教育課の平成18年度の歳入実績は、以下のとおりである。

(2) 財産貸付収入
学校施設課が管理する職員公舎は18公舎、105戸である。平成19年3月末時点での入居戸数は94戸となっており、11戸が空家である。公舎利用料は青森県公舎条例(昭和36年青森県条例第60号)及び青森県公舎条例施行規則(昭和37年青森県規則第1号)により定められており、老朽化が進んでいることもあることから、駐車料も含めて月額1万円台という安い家賃となっている。監査の結果、特に問題となる事項は見られなかった。

| (款) 使用料及び手数料、(目) 教育手数料 | | | |
|------------------------|---------|--------------|--|
| 科目 | 収入額(千円) | 摘要 | |
| 認定講習 | 313 | 上表(1)⑤の手数料 | |
| 免許状交付 | 8,978 | 上表(1)①～④の手数料 | |
| 証明 | 236 | 上表(2)の手数料 | |
| 合計 | 9,528 | | |

(3) 雜入
特に問題となる事項は見られなかった。

II 義務教育課

1. 概要

(1) 青森県教育職員免許法関係手数料

青森県教育職員免許法の規定による事務に係る手数料の徴収による歳入であり、青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例(平成12年3月24日青森県条例第92号)に基づき、

下表のとおり定められている。

| 手数料区分 | 手数料の名称 | 区分 | 手数料金額 |
|---------------------------|-------------------|----------------|------------------|
| ① 教員職員の免許状の授与に関する事務 | 教育職員免許状受与手数料 | 普通免許状 特別免許状 | 3,300円 3,300円 |
| ② 教育職員検定に関する事務 | 教育職員検定手数料 | 臨時免許状 | 1,700円 |
| ③ 新教育領域の追加の定めに関する事務 | 教育職員免許状新教育領域追加手数料 | 普通免許状 臨時免許状 | 3,300円 1,700円 |
| ④ 教育職員の免許状の書換え及び再交付に関する事務 | 教育職員免許状書換え再交付手数料 | 書換え 再交付 | 870円 1,100円 |
| ⑤ 免許法認定講習に関する事務 | 教育職員免許法認定講習受講手数料 | | 1単位610円 |

III 県立学校課

1. 授業料等の概要

(1) 授業料等の徴収

学校教育法第6条は、学校教育を提供する対価として授業料を徴収できることと、国立または公立の義務教育学校では授業料等を徴収できないことを定めている。この規定により我が国の公立高等学校においては授業料等を徴収しているが、授業料を徴収しなければならないという趣旨ではないと言っている。高等学校進学率が100%に近い状態になっている今日においては、無償化することによる不公平感は無いと主張する論者もいるが、地方財政の厳しさから、財源の確保について解決が図らなければ無償化は難しいのが現実であろう。

4. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

(2) 青森県証明事務手数料
県が行う証明事務の手数料は、青森県証明事務手数料徴収条例(昭和36年1月5日青森県条例第11号)の定めにより、下表の区分により納入することとされている。

| 手数料区分 | 手数料金額 |
|--|--------|
| ① 証明書交付 | 1通750円 |
| ② 文書受理に関する証明書、資格に関する証明書、成績、修了、卒業等に関する証明書 | 1通450円 |

(2) 授業料の単価について
「青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料徴収条例」(昭和40年3月31日青森県条例第7号)の定めるところにより、県は、県立高等学校の生徒からは授業料又は受講料及び入学科料を、入学者選抜手数料を徴収している。平成18年度、19年度入学の場合は以下の金額となっている。

上段：平成 18 年度
下段：平成 19 年度

円) より 1,000 円高い 3,200 円としている。

全国の都道府県立高等学校の平成 18 年度及び平成 19 年度の授業料は次のようになっています。

平成 18 年度

| 区分 | 授業料 | 受講料 | 入学料 | 入学者選抜手数料 |
|--------|--------------|-----|---------|----------|
| 全日制の課程 | 年額 115,200 円 | | 5,650 円 | 2,200 円 |
| 定時制の課程 | 年額 31,200 円 | | 2,100 円 | 950 円 |
| 通信制の課程 | 年額 32,400 円 | | 2,100 円 | 950 円 |
| 専攻科 | 年額 115,200 円 | | 5,650 円 | 3,200 円 |
| | 年額 118,800 円 | | 5,650 円 | 3,200 円 |

本県は、授業料の決定に関して地方財政計画単価（総務省が地方交付税算定基準として提示する基礎教科）を基準として、地方財政計画単価が改訂されれば改訂してきた。
平成 4 年度からの授業料等の推移は次のとおりである。

(単位：円)

| 年度 | 地方財政計画単価 制(専攻科) 授業料 | 青森県立高等学校全日 | 都道府県 | 授業料 | 備考 |
|---------|------------------------|------------|-----------------|-----------|---|
| 平成 4 年度 | 98,400 | 98,400 | 大阪府 | 144,000 円 | 同上 |
| 平成 5 年度 | 98,400 | 98,400 | 青森県を含む 20 県等 | 118,800 円 | 平成 19 年度改訂地方財政計画単価 |
| 平成 6 年度 | 98,400 | 98,400 | 徳島県、佐賀県など 8 県等 | 116,400 円 | 平成 16 年度改訂地方財政計画単価 (月額 100 円) を加算した額 |
| 平成 7 年度 | 104,400 | 98,400 | 秋田県、東京都など 17 県等 | 115,200 円 | 平成 16 年度改訂地方財政計画単価 |
| 平成 8 年度 | 104,400 | 98,400 | 鳥取県 | 111,600 円 | 平成 13 年度改訂地方財政計画単価 |

平成 18 年度の授業料は、大阪府と鳥取県を除いた県等すべてが平成 16 年度改訂地方財政計画単価と一致しているが、平成 19 年度は地方財政計画単価の改訂があり、各県等の対応にばらつきがあるものの、大阪府と鳥取県を除いてほぼ同じような授業料となっている。

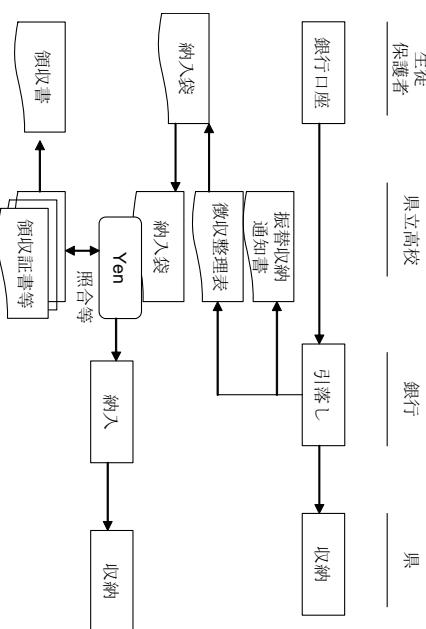
(2) 歳入事務等について

① 授業料の歳入事務フロー

授業料（公費）の納入人は、PTA 会費・生徒会費等の私費等と一緒に、入学時に保護者に口座振替のための手続きをしてもらい、基本的には毎月 23 日の月割納入の口座振替で行われる（口座振替には 4 月一括納入や口座振替を希望しない一部の生徒は窓口納入する方法もある）。1 年間分の納入額を 4 月から翌年 1 月までの 10 ヶ月で銀行口座より引き落とし、この結果は青森県立高等学校授業料等口座振替収納通知書で学校に通知される。口座振替がされなかつた場合には、青森県立高等学校授業料等窓口納入袋が生徒を通して渡され、後日渡された納入袋に現金を入れて納入期限までに持参することになる。窓口現金収納が行われると、領収証書原符が作成され、現金払込書（証券等受払票・証券等払込書）・領収証書により県の出納に送金される。この結果は現金日計表に記帳される。また、領収証書原符の日付を微収整理表の学校出納員微収分消印欄に押印し、納入済みを確認することになる。4 月から翌年 1 月まで 1 年間分の授業料を微収するが、振替不能等で微収されなかった授業料は 2・3 月で、私費等よりは授業料を最優先にして督促徴収され、3 月までに徴収されなかつた授業料は 5 月の出納閉鎖期間までには全額徴収される

のことであり、県内の県立高等学校では授業料の未収債権はない（ゼロである）ことを県立学校課から説明を受けた。青森県立学校学則（昭和39年4月1日県教委規則第5号）第24条には、授業料の滞納が納期限経過後2ヶ月に及ぶ生徒には退学を命じができる旨、規定されている。

（授業料歳入事務フロー図）



| 科目 | 収入済額 | 摘要 |
|----------|-----------|----------|
| 全日制高校授業料 | 3,435,217 | 専攻科も含む |
| 定時制高校授業料 | 26,440 | |
| 通信教育受講料 | 5,373 | |
| 土地建物等 | 3,092 | 校舎等賃借の貸付 |
| 合計 | 3,470,123 | |

| (款) 使用料及び手数料、(目) 教育手数料 | (単位:千円) |
|------------------------|---------|
| 科目 | 収入済額 |
| 証明手数料 | 5,249 |
| 入学科 | 62,369 |
| 入学試験手数料 | 36,061 |
| 中学校入学試験 | 561 |
| 合計 | 104,242 |

※本表は、県立学校の歳入実績である。

なお、本県の平成18年5月1日現在の高等学校生徒数は以下のとおりくなっている。
(単位:人)

| 区分 | 県立 | 市立・町立 | 私立 | 合計 |
|-----|--------|-------|--------|--------|
| 全日制 | 32,880 | 0 | 9,815 | 42,695 |
| 定時制 | 1,134 | 19 | 0 | 1,153 |
| 通信制 | 988 | 0 | 1,052 | 2,040 |
| 合計 | 35,002 | 19 | 10,867 | 45,888 |

3. 実施した手続（教育庁）

- ・歳入事務の手続きの流れを担当者に質問し、理解を深めた。
- ・授業料について、在籍者数と歳入金額の整合性をオーバーオールテスト（在籍者数に授業料単価を乗じ、授業料免除金額を差引した金額と実際の授業料歳入金額を比較する）を行った。
- ・授業料につきオーバーオールテストの結果、差異が大きい高校6校を任意抽出し、退学者名簿等で差異額が妥当かを検証した。

- ・抽出した6校につき授業料等の徴収状況について、調定票、口座振替通知書、現金収納票等の証憑を確認した。
- ・入学料について、入学者数との整合性をオーバーオールテストにより確認した。
- ・入学試験手数料について、志願者数との整合性をオーバーオールテストにより確認した。
- ・入学試験料につきオーバーオールテストの結果、差異があった高校のうち1校について証紙整理票を入手し、証紙の消印の状況を確認した。

③受講料・入学科・入学者選抜手数料の事務フロー

- ・受講料については、受講前に、入学科については入学の許可の日から7日までに青森県収入証紙で納入される。入学者選抜手数料については入学期提出時に青森県収入証紙で納入される。
- ・各種証明手数料も青森県収入証紙で納入される。学校事務は書類の不備がないことを確認し、貼付された証紙を消印し、消印したデータを適時にオンラインシステムで県立学校課に報告することになっている。

4. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】 入学者選抜手数料について（教育庁）

入学者選抜手数料について、志願者数との整合性を確認したところ、平成18年度歳入の計上漏れが発見された。詳細は「IV 3-1. 百石高校」の部分を参照願いたいが、このような収入未済が監査で簡単に発見される理由は、県立学校課の決算数値に対応する合理性チェックが甘いことも一因だと考える。選抜手数料は志願者数と比例して計上される性質のものであり、歳入決算上、手数料収入に計上されるべき概算金額は簡単に求められる。決算数値があるべき金額と不一致であれば、学校に報告漏れの有無について調査依頼を行うべきであるが、行われていないために収入未済が発見されたものである。県立学校課は県立高校の歳入歳出の全般的な総括を行うべき立場にあると考える。この点、授業料については予め生徒数に応じた調定を行うことで、収入未済を発見するシステムができている。手数料についても授業料に準じた収入未済を発見するための手続きをルール化・マニュアル化する必要がある。

【指摘②】 授業料の未収債権の存在について（教育庁）

「(2) 歳入事務等について①授業料の歳入事務フロー」にも記載したとおり、県立高等学校では授業料の未収債権はない（0円）ことを県立学校課から説明を受けていたが、監査の結果、実際は私費会計から授業料への立替払い等が行われていた高校があることが確認された。地方の景気低迷などを背景とした家計の収入減少による県立高校の授業料滞納は、他県等でも少なからず社会問題となっているものである。表面的に授業料の未納がないとする学校の会計処理は、未納がある実態を社会に對して隠蔽するものであり、即刻改めるべきものである。詳細は各高等学校の指摘を参照願いたいが、それとともに県立学校課の指導力が問われていると考える。都市部においては持続的な好景気が伝えられる中で、本県においては地域経済の低迷が更に長期化・深刻化している。そのような経済環境の中で、高等学校に通学する生徒の家計は益々厳しい状況であることは想像に難くない。本県の県民所得は日本で最下位を争っているのである。現実に、高等学校においては授業料等の未回収金額の増加に頭を悩ませている状況にあり、回収不能に関する対応策を相談する先は県立学校課である。未収の発生は認めないとする態度でいては、高校側としては不正な手続きによって事実を隠蔽するインセンティブを持つのは当たり前である。未収金の発生は好みではないが致し方ないのである、という前提に立って、学校と協調して回収や進級に関する対応に当たる必要があると考える。

IV 県立高等学校

1. 監査対象

県立高校の歳入事務の監査は、授業料や入学金が計上されている（教）使用料及び手数料と、農業高校については、それに加えて農産物収入等が計上されている（款）財産収入を対象とした。

2. 実施した監査手続

- ・ 歳入事務の手続きの流れを担当者に質問し、理解を深めた。
- ・ 授業料等の徴収状況について、調定票、口座振替通知書、現金収納票等の証憑を確認した。
- ・ 授業料について、在籍者数と歳入金額の整合性を確認した。
- ・ 手数料収入について、在籍者数と歳入金額の整合性を確認した。
- ・ 入学料について、入学者数との整合性を確認した。
- ・ 入学試験料について、志願者数との整合性を確認した。
- ・ 未納債権の管理状況について関連資料の閲覧、質問等を実施した。
- ・ 私費会計に関する決算報告書等を入手し、質問・閲覧等により概要、用途、承認及び監査の実施状況等を把握した。
- ・ 私費会計の預金残高につき通帳類と照合した。

3. 監査対象とした県立学校

3-1. 百石高校の概要

(1) 位置

青森県上北郡おいらせ町苗平谷地4 6番地

(2) 学科

普通科、商業科、食物調理科

(3) 生徒数（平成19年5月1日現在）

| 区分 | 定員（人） | 在籍生徒数（人） |
|---------|-------|----------|
| （普通科） | 360 | 333 |
| （商業科） | 120 | 100 |
| （食物調理科） | 120 | 116 |
| 合計 | 600 | 549 |

(4) 教職員数

58名

³³ デーリー東北新聞11月21日朝刊に、「全国私立学校教職員組合連合は平成19年11月20日に私立高校生の滞納調査結果を発表し、それによると本県の滞納者は153人、1校あたり13.9人である」と掲載されている。授業料の高い私立高校だけの問題かどうかは疑問のあるところである。

(5) 歳入実績

平成18年度の歳入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 57,062 |
| | | 土地建物 | 12 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 1,118 |
| | 入学試験手数料 | | 462 |
| | 証明手数料 | | 27 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|--------|---------|-----------------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA会費 | 6,000 | 兄弟姉妹在学の場合、兄弟6,000円免除 |
| 生徒会費 | 16,000 | |
| 後援会費 | 24,000 | 兄弟姉妹在学の場合、兄弟15,000円免除 |
| 進路指導費 | 1,000 | |
| 講会費 | 4,000 | |
| 情報教育費 | 1,000 | |
| 環境整備費 | 500 | |
| O B会会費 | 1,000 | |
| 合計 | 168,700 | |

(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】 入学者選抜手数料の歳入計上漏れについて

イ.経緯

本高校は、平成19年3月8日から3月12日までに受理した後期選抜入学願書に係る入学者選抜手数料について、証紙整理票の作成を失念しており、月末に証紙整理票の作成をする際にも気づかず平成19年3月分証紙報告を行ったため、入学者選抜手数料59,400円（出願者数27名×2,200円）が計上漏れとなつていた。当該事実は、今回の県立学校調査の包括外部監査期間において、監査人が平成18年度の入学者選抜手数料の計上金額が出願者数に対して少ないことを発見し、高校に対して確認してもらったところ明らかになつたものである。この事実発覚後、高校は速やかに県庁経理課に確認した上で平成19年9月4日に証紙報告が行われた。監査の結果として、平成18年度の入学者選抜手数料は、5ヶ月ほど遅れて平成19年度の歳入に計上されることになった。

【意見①】 証紙消印の訂正について

上記【指摘①】にも関連して、後期選抜の入学願書の証紙消印日につき訂正処理がなされているものが散見された。この原因は、後期選抜では志願者が少ないので、担当者がまとめて事務処理を行い、その際願書の中に記載された日付で消印としていたが、その後教務部から受取った各中学校別受付一覧により再度日付を確認したところ、消印日の間違いに気づき訂正したものであるとの説明であった。消印日は手数料収入の計上基準日となる重要なものであるため、書類の受付時に直ちに消印すべきであり、後日まとめて処理することは日付間違いや恣意性の介入を誘引することになり事務処理の適正性と内部統制の観点から望ましくない。日々の業務において管理職等によるチェックを行い適正な事務手続が行われるよう徹底する必要がある。

証紙は現金還付が直ちにできるものではないが現金等価物であり、それが一担当者の下に置かれ、誰にも気づかれないまま放置され続けていたことは、学校事務の適正性の欠如と内部統制の脆弱性を示す非常に問題の大きい事案である。

ロ.入試事務に係る事務フローについて

高校では各中学校から提出された出願書類について次の手順により受付事務処理を行つている。

| |
|---|
| ア.出願書類を受け付け、書類の確認をする（教務部） |
| イ.入学願書の証紙に消印する（事務部） |
| ウ.入学願書から氏名データをパソコンに入力する（教務部） |
| エ.書類を金庫に入れ施錠する（教務部） |
| オ.上記エ.までの作業が完了した段階で願書及び受検票に同一番号を打ち、受検票は願書と切り離して各中学校へ送付する（教務部） |
| カ.選抜業務終了後に願書を教務部から受け取り、証紙整理票を作成し入力する（事務部） |

3-2. 三本木高校の概要

(1) 位置

青森県十和田市西五番町 7 番 1 号

(2) 学科

普通科、理数科

(3) 生徒数 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

| 区分 | 定員 (人) | 在籍生徒数 (人) |
|-------|--------|-----------|
| (普通科) | 680 | 677 |
| (理数科) | 120 | 115 |
| 合計 | 800 | 792 |

(4) 教職員数

76 名

(5) 岐入実績

平成 18 年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額 (千円) |
|----------|----------|------|----------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 92,241 |
| | | 土地建物 | 6 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 1,576 |
| | 入学試験手数料 | | 677 |
| | 証明手数料 | | 177 |
| | 中学校入試手数料 | | 561 |

(6) 授業料等の金額

平成 18 年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は 1 年生の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額 (円) | 摘要 |
|----------|----------|--------------------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 4,500 | 兄弟入学会員は上級生分を免除・授業料免除者は免除 |
| 生徒会費 | 8,000 | |
| 部活動援助費 | 25,000 | |
| 後援会運営費 | 12,000 | 兄弟入学会員は上級生分を免除 |
| 施設設備拡充資金 | 12,000 | |
| 学習指導諸費 | 15,600 | |
| 合計 | 192,300 | |

(6) 授業料等の金額

平成 18 年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は 1 年生の納入金(全日制)を掲載した。

| 内訳 | 年間金額 (円) | 摘要 |
|--------|----------|---|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 10,200 | 兄弟姉妹在学の場合、兄姉 5,200 円免除 |
| 生徒会費 | 8,800 | |
| 後援会費 | 8,000 | |
| 部活動費 | 21,000 | |
| 進路指導費 | 5,000 | |
| 諸経費 | 14,418 | スクール教室 4,700 円 / クラス費 1,000 円 / 通信費 360 円含む |
| 合計 | 182,618 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

3-3. 三沢高校の概要

(1) 位置

青森県三沢市松園町一丁目 1 番地

(2) 学科

普通科、英語科、定時制 (普通科)

(3) 生徒数 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

| 区分 | 定員 (人) | 在籍生徒数 (人) |
|-------|--------|-----------|
| (普通科) | 720 | 705 |
| (英語科) | 120 | 100 |
| 全日制小計 | 840 | 805 |
| 定時制小計 | 160 | 83 |
| 合計 | 1,000 | 888 |

(4) 教職員数

全日制 68 名、定時制 12 名

(5) 岐入実績

平成 18 年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 内訳 | 年間金額 (円) | 摘要 |
|--------|----------|---|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 10,200 | 兄弟姉妹在学の場合、兄姉 5,200 円免除 |
| 生徒会費 | 8,800 | |
| 後援会費 | 8,000 | |
| 部活動費 | 21,000 | |
| 進路指導費 | 5,000 | |
| 諸経費 | 14,418 | スクール教室 4,700 円 / クラス費 1,000 円 / 通信費 360 円含む |
| 合計 | 182,618 | |

(6) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

3-4. 五戸高等学校の概要

(1) 位置

青森県三戸郡五戸町字根岸6番地

(2) 学科

普通科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|----|-------|----------|
| 1年 | 105 | 94 |
| 2年 | 105 | 104 |
| 3年 | 105 | 94 |
| 合計 | 315 | 292 |

(4) 教職員数

44名

(5) 島入実績

| 平成18年度の島入実績は下表のとおりである。 | | | |
|------------------------|---------|------|---------|
| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 32,143 |
| | | 土地建物 | 18 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 593 |
| | 入学試験手数料 | | 215 |
| | 証明手数料 | | 36 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|-------|---------|-------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA会費 | 17,600 | 兄弟在学者は弟妹分免除 |
| 生徒会会費 | 13,000 | |
| 後援会会費 | 21,600 | 兄弟在学者は弟妹分免除 |
| 学年経費 | 20,200 | |
| 進路指導費 | 2,500 | |
| 施設負担金 | 10,000 | |
| 合計 | 200,100 | |

(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】公文書等の書類作成誤りについて

授業料免除に関する監査を行った結果、公文書等の記載誤りが散見された。例示すると、校長から教育長に提出された「授業料免除申請書」(大間校120号)には免除対象申請期間が平成17年度になっていたこと、保護者に対する「授業料の充当について(通知)」(大間

3-5. 大間高校の概要

(1) 位置

青森県下北郡大間町大字大間字大間平20-43

(2) 学科

普通科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|----|-------|----------|
| 1年 | 105 | 88 |
| 2年 | 105 | 75 |
| 3年 | 105 | 77 |
| 合計 | 315 | 240 |

(4) 教職員数

32名

(5) 島入実績

平成18年度の島入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|-----|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 24,067 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 440 |
| | 入学試験手数料 | | 248 |
| | 証明手数料 | | 20 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|-------|---------|-------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA会費 | 17,600 | 兄弟在学者は弟妹分免除 |
| 生徒会会費 | 13,000 | |
| 後援会会費 | 21,600 | 兄弟在学者は弟妹分免除 |
| 学年経費 | 20,200 | |
| 進路指導費 | 2,500 | |
| 施設負担金 | 10,000 | |
| 合計 | 200,100 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

校179号)には免除充当期間が平成17年7月から同10月になっていた。いずれも原因は前年度の同内容の文書を基に作成した結果、生徒名等の情報は更新しても、期間に関する情報の更新を失念したものと考えられる。これらは軽微な誤りとは言えず、文書内容を直譲すると前年度の未授業料に充当するようにも受け取られかねない。これを基にした保護者の同意書の効力すら疑わしくなると考えられる。今後は学校事務にこのような誤りが発生しないよう、十分な注意が必要である。

【意見①】過疎校における内部統制の強化について

監査の結果、平成18年度の形態別の授業料入金状況は以下のとおりである。

| 入金形態 | 金額(千円) |
|--------------------|--------|
| 口座引落 | 19,651 |
| 現金収納(口座引落不能+本人希望) | 5,184 |
| 歳入戻戻等(退学・休学者等への返金) | △768 |
| 合計 | 24,067 |

監査人が集計した結果によれば、口座引落を行ったにもかかわらず引落ができずに、現金収納になった金額は4,771千円であり、実に全体の約20%が口座引落不能になっていることが明らかになった。口座引落不能分は現金収納に切り替わり、生徒が事務室等に持参して事務職員が出納表の作成を行い、銀行口座に入金することとなる。口座引落制度は昭和63年から運用が開始され、歳入事務手続きの効率化と確実性を主目的とした意図があつたと推測される。しかししながら、地域経済の落ち込み、保護者の意識や生活環境の変化によって、現金収納が増加している現状においては、歳入事務リスクが高まっていることが指摘できよう。また、口座引落に比較して事務コストもアップしていることも確かである。

一方で、コスト削減を目的とした人員削減も呼ばれる今日において、事務リスクを軽減するためには、内部統制組織を強化する方法が現実的である。特に、本校のように授業料減免率が高く、また口座引落不能率が高い過疎の町における学校事務の内部統制の強化は、喫緊の課題であると考えるものである。現実に目を向ければ、本校の場合には事務長を含めて事務員は3名のみである。その中での内部統制強化のためには、定期的な休暇取得や公務分掌の定期的変更、システムへのアクセス制限といった方法の他にも、教員からの監視や内部統制運用委員会からの監視、教頭や校長の意識の醸成・改革といったことも必要かつ効果的だと考える。

校179号)には免除充当期間が平成17年7月から同10月になっていた。いずれも原因は前年度の同内容の文書を基に作成した結果、生徒名等の情報は更新しても、期間に関する情報の更新を失念したものと考えられる。これらは軽微な誤りとは言えず、文書内容を直譲すると前年度の未授業料に充当するようにも受け取られかねない。これを基にした保護者の同意書の効力すら疑わしくなると考えられる。今後は学校事務にこのような誤りが発生しないよう、十分な注意が必要である。

3-6. 五所川原高校の概要

(1) 位置

青森県五所川原市字中平井町3番地3

(2) 学科

全日制：普通科、理数科

定時制：普通科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

(4) 教職員数

全日制57名、定時制14名

(5) 歳入実績

平成18年度の歳入実績は下表のとおりである。

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費収金額は下表のとおりである。

上記の他、入学料納入金としてPTA入会金などの納入金が全日制で40,800円、定時制で10,200円ある。

【意見②】証紙消印の訂正について

手数料の証紙消印の事務手続を監査した結果、消印日付2月7日のものは全て、一度3月7日の印が押印され、後日に3の部分のみ2の印が上から押し直されている形跡がある。証紙消印の入力事務は適正に行われていることから、単純な押印誤りであると推測はできたが、訂正方法については、適切とは思えなかった。最も適切な訂正方法は、一度押印した消印をハッキ印で消し、正しい消印を押印した後、訂正事務手続の実施者の押印と事務長の承認印を押印する方法である。今後消印の押印誤りが発生した場合には、最も適切な方法で対応をお願いしたい。

(7) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【意見①】授業料の徴収印押印について

定時制の授業料を徴収済みにもかかわらず、徴収簿に徴収印が押印されていないものが1件あつた。単純な押印漏れであり、県への報告は適切に行われているが、事務処理は確實に行わなければならない。

3-7. 弘前実業高校の概要

(1) 位置
青森県弘前市大字中野三丁目6番地10

(2) 学科

農業経営科、商業科、情報処理科、家庭科学科、服飾デザイン科、スポーツ学科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|-----------|-------|----------|
| (農業経営科) | 240 | 240 |
| (商業科) | 240 | 241 |
| (情報処理科) | 120 | 120 |
| (家庭科学科) | 120 | 121 |
| (服飾デザイン科) | 120 | 120 |
| (スポーツ学科) | 120 | 121 |
| 合計 | 960 | 963 |

【指摘①】授業料の私費による立替について

生徒の授業料及び私費の未収金について、学校による立替入金がある。立替金の対象者は1、2年生であり、いずれも卒業までは生徒から回収している。監査の結果判明した立替金額は授業料240千円、私費52千円である。本校は県教委に対して、年度末時点での授業料未収金はないと報告しており、事実とは異なっている。

県教委に対して徴収未済額があることが報告されないこととなった結果については、学校として十分反省しなければならない。また、学校事務の適正性と信頼性が損なわれたことについては、県教委の指導の下で、再発防止策の検討が必要不可欠である。
また、この未収金立替の原資は、上記の私費会計以外の学校独自の資金によるものである。当該資金の平成18年度末残高は1,214千円であり、内訳は下表のとおりである。この資金は私費会計としても取扱われていまい、本校独自で財源化したものである。

(6) 授業料等の金額
平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を参考とした。

| | 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|---------------|----|---------|----------|
| 授業料 | | 115,200 | 県費 |
| PTA会費(入会金を含む) | | 18,000 | |
| 同窓会費 | | 2,000 | |
| 後援会会費 | | 20,000 | |
| 生徒会会費(入会金を含む) | | 23,000 | |
| 高体連等負担金 | | 1,500 | 実費 |
| 進路指導費 | | 4,000 | |
| 保健費 | | 2,503 | 実費 |
| 学年費 | | 3,300 | |
| 修学旅行積立 | | 60,000 | |
| 芸術鑑賞費 | | 1,050 | |
| 会館等管理費 | | 10,000 | 後援会の特別会計 |
| 合計 | | 260,553 | |

上記の他に実習費の納入がある。納入額は学年及び科によって異なり、情報処理科3年の2,100円から家庭科学科3年の13,000円まで様々である。また、上記の他、3年次に卒業諸費を年間19,500円徴収している。

(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

(4) 教職員数
92名

(5) 歳入実績

平成18年度の歳入実績は下表のとおりである。

| 歳 数 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 96,422 |
| | | 土地建物 | 12 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 1,819 |
| | 入学試験手数料 | | 1,344 |
| | 証明手数料 | | 75 |

(単位：千円)

| 区分 | 平成18年度末残高 |
|-----------|-----------|
| 学校(内容は不明) | 753 |
| 預り金 | 614 |
| 授業料等立替 | △292 |
| 自転車ステッカー | 138 |
| 合計 | 1,214 |

預り金の中には後援会から部活動の灯油購入に充当するよう拠出された金額が含まれている。平成18年度の受領金額782千円に対し灯油の購入金額274千円である。学校側の説明によると、昨年は暖冬であったため購入不要であったこと及び担当者が当該資金の存在を熟知していなかったことであるが、精算状況に鑑みると、預り金というよりは寄付金である。寄付金であれば県への報告が必要であるが報告は行われていない。

また、平成11年頃、本校に高体連実行委員の事務局が設置されたが、高体連から拠出された金銭の残金238千円がそのままになっていることが後日発覚した。銀行からの照会で通帳があることが判明し高体連に返金を申し入れたが、会計年度を過ぎているとのことで返金を拒否されたため、通帳を解約して当該会計に残金を繰り入れた経緯がある。過去のことではあるが統制上問題があつたといわざるを得ない。また、本件についても県への報告は行われていない。

その他10円コピーの代金や自転車ステッカーの代金が当該会計で処理されている。本校は購買部を持たないため、学校が代金を徴収しているが、私費会計として取り扱わない場合には県の歳入とする必要がある。また、実費相当の授受であれば生徒会費や学級費同様に、私費会計として管理することも検討すべきである。

3-8. 弘前南高校の概要

(1) 位置

青森県弘前市大字大開4丁目1の1

(2) 学科

普通科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|----|-------|----------|
| 1年 | 240 | 240 |
| 2年 | 240 | 238 |
| 3年 | 240 | 236 |
| 合計 | 720 | 714 |

(4) 教職員数

64名

(5) 歳入実績

平成18年度の歳入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|-------|---------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 76,677 |
| | | 土地建物 | 57 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 1,361 |
| | | 入学試験手数料 | 1,012 |
| | | 証明手数料 | 225 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を参考とした。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|----------|---------|---|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA会費 | 18,200 | |
| PTA模試 | 17,850 | PTAの特別会計である |
| 後援会会費 | 24,000 | |
| 後援会施設整備費 | 15,000 | 後援会の特別会計である |
| 同窓会会費 | 3,000 | |
| 生徒会会費 | 21,000 | |
| 学生年賀費 | 15,253 | 内訳は諸費4,900円、学習費5,700円、芸術鑑賞費1,000円、各種納付金3,653円 |
| 合計 | 229,503 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3-9. 青森工業高校の概要

(1) 位置

青森県鰐田 3 丁目 16 番 1 号

(6) 授業料等の金額
平成 18 年度の授業料及び諸会費収金額は下表のとおりである。金額は 1 年生の納入金を参考とした。

(全日制)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|----------|-------|----------|
| (機械科) | 105 | 105 |
| (電子機械科) | 105 | 104 |
| (電気科) | 105 | 104 |
| (電子科) | 105 | 104 |
| (情報技術科) | 105 | 105 |
| (建築科) | 210 | 203 |
| (インテリア科) | 105 | 100 |
| 全日制計 | 840 | 825 |
| (工業技術科) | 80 | 34 |
| (機械科) | 80 | 34 |
| (インテリア科) | 80 | 13 |
| 定時制計 | 240 | 81 |
| 合計 | | 158,000 |

上記の他に PTA 入会金、実習費等の納入金がある。金額は、情報技術科(女子) 70,598 円から電子機械科(女子) 83,896 円まで学科ごとに異なる。また、2、3 年次に各科共通の納入金(2 年次 18,000 円、3 年次 16,450 円) がある。

(定時制)

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|---------|---------|----|
| 授業料 | 31,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 10,000 | |
| 後援会会費 | 10,000 | |
| 生徒会会費 | 8,000 | |
| 設備費 | 1,000 | |
| 給食費 | 20,000 | |
| 修学旅行積立金 | 31,850 | |
| 合計 | 112,050 | |

上記の他に PTA 入会金、実習費等の納入金 28,000 円がある。

(4) 教職員数
全日制 91 名、定時制 23 名

(5) 歳入実績
平成 18 年度の歳入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入総額(千円) |
|----------|---------|----------|----------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料(全日制) | 86,224 |
| | | 授業料(定時制) | 2,197 |
| | 教育手数料 | 土地建物 | 28 |
| | 入学料 | | 1,621 |
| | 入学試験手数料 | | 1,021 |
| | 証明手数料 | | 139 |

(7) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかつた。

3-10. 青森東高校の概要

(1) 位置

青森県青森市原別三丁目1番1号

(2) 学科

普通科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|----|-------|----------|
| 1年 | 280 | 282 |
| 2年 | 280 | 275 |
| 3年 | 280 | 273 |
| 計 | 840 | 830 |

(4) 教職員数

71名

(5) 岐入実績

平成18年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入済額(千円) |
|----------|---------|----------|----------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料(全日制) | 90,436 |
| | | 授業料(定時制) | |
| | | 土地建物 | 56 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 1,582 |
| | 入学試験手数料 | | 741 |
| | 証明手数料 | | 215 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を参考とした。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|---------|---------|--|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| 諸会費 | 34,000 | 内訳：PTA会費7,600円、PTA諸費11,900円、後援会13,000円、同窓会1,500円 |
| 学校整備援助費 | 15,000 | |
| 生徒会会費 | 14,000 | |
| 学年諸費 | 24,500 | |
| 合計 | 202,700 | |

3-11. 浪岡高校の概要

(1) 位置

青森県青森市浪岡大字浪岡字箱村101-2

(2) 学科

普通科、商業科

(3) 生徒数(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|-------|-------|----------|
| (普通科) | 210 | 202 |
| (商業科) | 105 | 95 |
| 合計 | 315 | 297 |

(4) 教職員数

38名

(5) 岐入実績

平成18年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|---------|---------|--|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| 諸会費 | 34,000 | 内訳：PTA会費7,600円、PTA諸費11,900円、後援会13,000円、同窓会1,500円 |
| 学校整備援助費 | 15,000 | |
| 生徒会会費 | 14,000 | |
| 学年諸費 | 24,500 | |
| 合計 | 202,700 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

3-12. 三本木農業高校の概要

(1) 位置

青森県十和田市大字相坂字高清水 78番地 92

(2) 学科

植物科学科、農業科、園芸科、動物科学科、農業機械科、農業土木科、農業経済科、生活科学科

(3) 生徒数（平成19年5月1日現在）

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|---------|-------|----------|
| (植物科学科) | 70 | 66 |
| (農業科) | 35 | 35 |
| (園芸科) | 35 | 26 |
| (動物科学科) | 105 | 101 |
| (農業機械科) | 105 | 106 |
| (農業土木科) | 105 | 102 |
| (農業経済科) | 105 | 99 |
| (生活科学科) | 105 | 99 |
| 合計 | 665 | 634 |

(4) 教職員数

107名

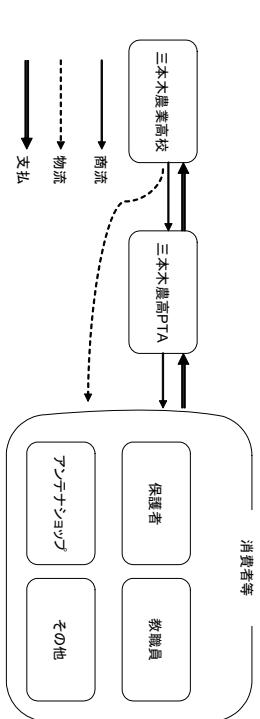
(5) 島入実績

平成18年度の島入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|-------|---------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 70,075 |
| | | 土地建物 | 210 |
| | 教育手数料 | 入学料 | 1,186 |
| | | 入学試験手数料 | 737 |
| | 財産収入 | 証明手数料 | 66 |
| | | 物品売払収入 | 9,610 |
| | | 生産物売払収入 | 34,294 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費収入金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を掲載した。



(上記フロー図の補足)

- 実際にはPTAではなく本校の教職員（各部門の担当者等）が消費者等へ販売を行い、農産物の受渡、集金等を行う
- 本校からPTAへの売払額とPTAから各消費者等への売払額は同額であり、利益等の上乗せはなされていない（とのことである）
- 消費者から集金した金額はPTA農産物会長名義の預金通帳に入金される
- 入金のおおむね翌月に本校（県）へ支払いがなされる（契約条件：月末締翌月25日入金）

上記の取引について、次のような問題点がある。

イ) P T Aからの名義借取引

本校(県)の売払先はP T Aになっているが、P T Aで消費するわけではなく、すべて他の消費者へ転売を行っていることとなっている。しかし、P T Aの決算書を見ても、当該農産物の売払収入及び仕入について何ら計上がなされておらず、取引の実態としては本校から直接消費者に販売している(この点、後述する私費会計の証拠書類の中に、P T Aではなく本校名でりんごジュースの購入領収書がつづられており、これを裏付けている)。したがって、取引の経済的実態から判断する限り、当該取引はP T Aの名義のみを借りた、本校と各消費者との取引であるといえる。この結果、契約条件に従って集金額をいつたんP T A名義の預金通帳(実態は本校にて保管・管理している)にアールした上で翌月25日までに県へ入金する状況となっている。この点、これらの取引が実質的に本校と各消費者の取引であるならば、当該預金通帳への入金が金銭領日となるため、青森県財務規則第172条関係運用第1項に規定する、当日ないし翌日における指定金融機関への払込み義務違反になるおそれがあり、形式的には契約条件等を満たし財務規則に適合しているとはいえ、取引の実態等を踏まえ実質的に判断するとこれで問題がないのか疑問が残る。したがって、取引の実態に鑑み、P T Aを介在させるのではなく、本校が消費者へ直接に売扱を行い、このようなく不自然な状態を解消することを検討すべきと思われる。

なお、参考までに申し添えると、P T Aから消費者へ農産物を販売する行為は、たとえ利益を上乗せしていないとしても、それが反復継続して実施されている限りにおいて、税務上の収益事業に該当する(法人税法第2条第13号、同施行令第5条第1項第1号、同基本通達15-1-4および15-1-9)。したがって、教職員はP T Aの構成員であり、高校ではなくP T Aが事業主体となつて当該取引を実施しており、上記指摘はあたらない、と主張するのであれば、法人税法第3条及び消費税法第3条(年間販売額が10百万円を超えていける)の規定によりP T Aが納税義務者となるため、留意が必要である。(参考)

青森県財務規則第172条

会計機関または分任出納員は、現金を領収した時は速やかに現金払込書(第26号様式)により指定金融機関等に払い込まなければならない。(以下省略)

青森県財務規則適用

第172条関係(現金の払込み)1項
会計機関または分任出納員が領収した現金は、現金を領収した日(現金を領収した日に払込みできない場合にはその翌日まで)に指定金融機関に払込まなければならないこと。ただし、特別の事由がある場合で、出納長の承認を受けたものについては、この限りでないこと。

ロ) 賞入額の調整可能性

当該取引は、いったんP T Aを介在させるため、各消費者からの実際の金銭の償取と県への歳入に契約上の要件に従い、一定のタイムラグが生じる(月末締25日支払条件のため)。

このような契約上必然的に生じるタイムラグのほか、当該取引はイ)に記載した実質的な名義借取引でありP T Aはその経理処理や支払処理に何ら介在していないという特殊な形態を勘案すると、恣意的なタイムラグを生じさせることができなくなっている。すなわち、本校からP T Aに販売してから、P T Aが転売しているというより、P T A(の名義を借りた本校)から消費者に販売してから本校(県)の調定額が確定する実態があるため、P T A側の販売額ではなく、P T Aから本校(県)への入金額に合わせて調定を行うことも可能である。ここで、現行の予算制度上、農産物売払見合額が高等学校管理費として各高校に配分される(産業教育振興法第4条)ことを勘案すると、以下のリスク・問題点が考えられる。すなわち、年度末の歳入の場合、それに見合う配分額に関して歳出需要がないこともありえるため、結果的に支出予算の未執行扱いとなり、本校にとって有利ではない状況が生じうる。したがって、P T Aを介在させ、契約に基づくもの以外のタイムラグをあてて生じさせることで、年度末の売払分を翌年度に繰り越すことが可能になるなどの対策を講じる可能性が懸念され、現行の単年度予算統制が不十分になる余地が生じうる(なお、次項ハ)に記載のとおり、利益を上乗せしていないにもかかわらずP T Aへの入金額と本校(県)への歳入額が整合しておらず、また多額の預金残があることから、契約に基づくタイムラグ以外にもタイムラグがあるのでないかと懸念される。この点、高校側に理由を質したが明確な回答は得られなかった。また、あくまでも別団体であるP T Aの会計に関するものであるとの県教委の主張により、これ以上の監査は実施できないため、ここではリスクの指摘にとどめることとする)。

したがって、このような事態を防止する観点から、P T Aを介在させる必要性・合理性について再検討を行うべきである。

参考) 産業教育振興法第4条

地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるよう努めなければならない。

ハ) 資金管理口座から県への入金額の網羅性

資金管理用の預金通帳と県の農産物歳入額を月別に照合した結果は次のとおりである。なお、この預金通帳はP T Aではなく本校が保管・管理しており、農産物の売り払い代金の受入れおよび県への入金のためだけに使用している預金通帳である。理論的には預金通帳入金額と県への歳入額が整合し、残高は契約で定められた1か月分を除き、原則として生じないはずである。

| | 歳入計上額A | 通帳入金額B | B-A |
|----------|------------|------------|------------|
| 平成18年4月 | 645,627 | 771,186 | 125,559 |
| 平成18年5月 | 655,194 | 4,410,450 | 3,755,256 |
| 平成18年6月 | 4,379,179 | 2,664,070 | △1,715,109 |
| 平成18年7月 | 2,891,625 | 523,500 | △2,368,125 |
| 平成18年8月 | 408,679 | 214,000 | △194,679 |
| 平成18年9月 | 482,187 | 507,820 | 25,633 |
| 平成18年10月 | 496,365 | 861,352 | 364,987 |
| 平成18年11月 | 3,479,106 | 3,978,900 | 499,794 |
| 平成18年12月 | 1,248,628 | 997,000 | △251,628 |
| 平成19年1月 | 940,545 | 600,535 | △340,010 |
| 平成19年2月 | 246,985 | 0 | △246,985 |
| 平成19年3月 | 462,502 | 1,128,000 | 665,498 |
| その他(利息) | | 736 | 736 |
| 計 | 16,336,622 | 16,657,549 | 320,927 |

18年度差額
前期繰越額
△1,314,203
次期繰越額
1,635,130

一年間の通帳入金額と県への納入金額の差額が320,927円（うち736円は利息）生じており、月別の入金額と歳入計上額にかなり乖離が生じている。この原因として考えられるのが、「月末締翌月25日支払」契約の存在であることから、1ヶ月のズレを補正して再度作成した資料は次のとおりである。

| 歳入計上額A | 通帳入金額B | B-A |
|----------|------------|------------------------------------|
| 平成18年4月 | 645,627 | 平成18年3月 628,300 △17,327 |
| 平成18年5月 | 655,194 | 平成18年4月 771,186 115,992 |
| 平成18年6月 | 4,379,179 | 平成18年5月 4,410,450 31,271 |
| 平成18年7月 | 2,891,625 | 平成18年6月 2,664,070 △227,555 |
| 平成18年8月 | 408,679 | 平成18年7月 523,500 114,821 |
| 平成18年9月 | 3,479,106 | 平成18年8月 214,000 △268,187 |
| 平成18年10月 | 496,365 | 平成18年9月 507,820 11,455 |
| 平成18年11月 | 3,479,106 | 平成18年10月 861,352 △2,617,754 |
| 平成18年12月 | 1,248,628 | 平成18年11月 3,978,900 2,730,272 |
| 平成19年1月 | 940,545 | 平成18年12月 997,000 56,455 |
| 平成19年2月 | 246,985 | 平成19年1月 600,535 353,550 |
| 平成19年3月 | 462,502 | 平成19年2月 0 △462,502 |
| その他(利息) | | 736 736 |
| 計 | 16,336,622 | 16,157,849 △178,773 |

18年度差額
△178,773

この場合、単純に月別に差額を取るよりも差額は小さくなっている（11月は学園祭のため、収入が大きいことから他の月とは取り扱いを異にしたと考えられる）。しかし、差額が生じている状況には違いない。さらに、いずれにしても売払代金保管用通帳に1百万円以上の残高が常に残っていることは、高校からPTAへ販売した額とPTAから各消費者へ

販売した額に差額があるということであり、PTAの販売額とは異なる調定額にしたがつて本校（県）への歳入としているか、あるいは結果的にPTA（またはPTA名義の通帳）に利益が生じていることを意味している（前述イに記載のとおり、整理の仕方によつてはPTAに課税が生じる）。

また、そもそも各消費者からPTA（またはPTAとしての教職員）が販売により集金した現金が当該資金管理口座へ適時に入金されていないおそれもあり、結果的にロ）に記載したようなリスクも懸念される。なお、上記表に示した差額1,635千円のうち、相当の金額は、本来であれば18年度までに県の歳入にすべきものが含まれているのではないかと懸念される（この点もロ）に記載した理由により、リスクの指摘にとどめる）。

したがつて、このようなリスクを防止する観点から、他の団体の名義を借りた取引は行うべきではない。

また、当該差額について、県教委側は県とPTAが締結した契約に従い、期日までに調定額どおりに入金がなされているために問題ない旨、また差額についてはPTAという私費会計の問題であり、県の関与するものではない旨の主張を繰り返したが、本件に関しては、実態として本校がすべて管理・経理処理しており、いわば県費と私費が表裏一体の関係となっているため、通常の私費会計と同視するのは妥当ではない。

むしろ、実質的な調査・監査を実施するためには、本件にかかるPTAの書類や預金通帳等もあわせて対象とすべきである。私費であることを理由とすることなく、本校において当該取引について本来調定すべき金額にて調定がなされているか、預金通帳に残っている1百万円を超える預金は県の歳入とすべきものではないのかどうか、県教委が責任ある対応をすることを強く希望する。

二) 事務処理負担

上記イ）のような、名目上PTAを介在させる行為は、本校が直接に売払をした場合の事務処理の負担が大きいため、その負担を回避することを意図したものであると、後日県教委側より説明を受けた。確かに県の財政が厳しい中で事務負担に対応する人的措置が難しい点は首肯できるものの、上記に指摘したようなリスクをはらんでいる点も看過できない。したがつて、事務担当者の人数が限られる中で、高校が直接売り払いする場合の現行ルールが過重な事務負担を強いる結果になつていないか、改めて検証する必要があると思われる。その検証結果を受けて、適正な事務運営や不正防止のための内部統制等の実効性を持たせつつ、事務負担との調和などをどのように図るかは、一高校に検討させる問題ではなく、県教委として検討すべき、今後の大きな課題といえる。

3-13. 名久井農業高校の概要

(1) 位置

青森県三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪方平1番地

(6) 授業料等の金額
平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は1年生の納入金を掲載した。

| (3) 生徒数(平成18年5月1日現在) | | |
|----------------------|-------|----------|
| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
| (農業科) | 70 | 46 |
| (生物生産科) | 35 | 32 |
| (園芸科) | 70 | 45 |
| (農芸化学科) | 70 | 43 |
| (園芸科学科) | 35 | 30 |
| (生活科学科) | 105 | 99 |
| 合計 | 385 | 295 |

(4) 教職員数

69名

(5) 岐入実績
平成18年度の岐入実績は下表のとおりである。

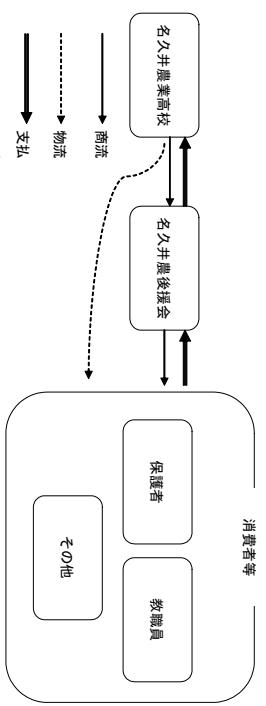
| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|--------|---------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 29,488 |
| | | 土地建物 | 37 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 531 |
| | | 入学試験手数料 | 220 |
| | 証明手数料 | | 14 |
| 財産収入 | 財産売払収入 | 物品売払収入 | 10,268 |
| | | 生産物売払収入 | 16,745 |
| | | | |

(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】後援会を通じた農産物売払収入の処理

本校の農作物の売払のうち、本校の後援会向けが大半を占めている(平成18年度実績：15,848千円)。売払のフローは図表のとおりであり、後援会に売り払い、各消費者等へ販売するが、農作物そのものは後援会で在庫保管することなく、本校から消費者へ受け渡しがなされている。



(上記フロー図の補足)

- 実際には後援会ではなく本校の教職員(各部門の担当者等)が消費者等へ販売を行い、農産物の受渡、集金等を行う
- 本校から後援会への売払額と後援会から各消費者等への売払額は同額であり、利益等の上乗せはなされていない
- 消費者から集金した金額は後援会名義の預金通帳に入金される
- 集金後県への納入期日に本校(県)へ支払いがなされる

上記の取引について、次のような問題点がある。

イ) 後援会からの名義借取引

3-12.(7) 指摘①イ) 参照

ロ) 賸入額の調整可能性

3-12.(7) 指摘①ロ) 参照。
ただし、本校の場合、三本木農業高校とは異なり、後援会の資金管理口座への入金額と県への賸入金額(は)に記載した金利分を除いてすべて整合していたことを申し添えておく。

ハ) 預金利息の帰属

後援会名義で作成した集金用の預金通帳において、集金から県への支払いまでの間に生じた利息相当85円が残高となっている。名義上は後援会に帰属することとなるが、当該預金口座は後援会の決算書には反映されておらず、県の賸入でも後援会会計でも会計処理されずに宙に浮いたものになっているが、実質的には県に帰属するものであると思われる。現状では低金利であり問題にならない水準ではあるものの、今後この残高をどのように取り扱うか検討が必要である。

(4) 教職員数
55名

(5) 賸入実績

平成18年度の賸入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 43,617 |
| | | 土地建物 | 39 |
| | 教育手数料 | 入学科 | 813 |
| | 入學試験手数料 | | 305 |
| | 証明手数料 | | 61 |

3-14. 野辺地高校の概要
(1) 位置
青森県上北郡野辺地町字松ノ木106番地の1

(2) 学科
普通科

(6) 授業料等の金額
平成 18 年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は 1 年生の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|--------|---------|---------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 7,000 | |
| 後援会費 | 12,000 | |
| 同窓会費 | 1,500 | |
| 生徒会費 | 11,250 | |
| 部活動支援費 | 25,700 | |
| 学年経費 | 15,097 | 修学旅行を除く |
| 進路指導費 | 1,300 | |
| 負担金・掛金 | 2,053 | 安全互助会等 |
| 合計 | 191,100 | |

(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】授業料の私費による立替処理について

授業料のうち、2 件 46,800 円について、実際には収納していないにもかかわらず、私費会計である学年費から立替払をおこなっていた。この理由は、授業料を完納しないと進級ができないため、教育的見地から、生徒に配慮して行ったことである。しかし、滞納者は授業料の免除規定を満たしているわけではなく支払期限は支払いに足る資力がないとされたものではない。また、本来授業料の支払いは 1 月が期限となつており、3 月末まで 2 ヶ月間の納付期間が残されていた。したがって、適切に納付した他の生徒とのバランスを考慮した場合、他の生徒も提出している学年費から立て替えて支払うことは妥当とはいえないと思料される。なお、当該立替分は 4 月 10 日に徴収が完了していることから、上記のようない立替行為を行わなくとも県の出納閉鎖期間に十分間に合つており、該当する生徒は 1 年生、2 年生各 1 名でいすれも卒業年度生ではないことから、このような配慮の必要性・合理性には疑問が残る。

教育的見地という美名を借りて、県教委に対して徴収未済額があることが報告されないこととなつた結果については、学校として十分反省しなければならない。また、学校事務の適正性と信頼性が損なわれたことについては、県教委の指導の下で、再発防止策の検討が必要不可欠である。

3-15. 八戸商業高校の概要

(1) 位置

青森県八戸市大字十日市字塚ノ下 3 番地 1

(2) 学科

商業科、国際経済科、情報処理科

(3) 生徒数(平成 19 年 5 月 1 日現在)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|---------|-------|----------|
| (商業科) | 240 | 238 |
| (国際経済科) | 120 | 119 |
| (情報処理科) | 120 | 118 |
| 合計 | 480 | 475 |

(4) 教職員数

59 名

(5) 岐入実績

平成 18 年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|-------|---------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | 50,208 |
| | | 土地建物 | 42 |
| | 教育手数料 | 入学校 | 904 |
| | | 大学試験手数料 | 851 |
| | 証明手数料 | | 53 |

(6) 授業料等の金額

平成 18 年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は 3 年生・商業科の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|--------|---------|----------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA 会費 | 6,000 | |
| 後援会費 | 24,000 | |
| 生徒会費 | 14,400 | |
| 学年経費 | 42,200 | |
| 進路指導費 | 3,600 | |
| 部活動援助費 | 12,000 | |
| 負担金 | 5,500 | 災害共済給付金、芸術鑑賞費等 |
| 合計 | 222,900 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

3-16. 八戸工業高校の概要

(1) 位置
青森県八戸市江陽1-2-27

(2) 学科

全日制：機械科、電子機械科、電気科、電子科、情報技術科、工業化学科、土木科、
材料技術科

定時制：工業技術科、機械科、電気科

(3) 生徒数（平成19年5月1日現在）

(全日制)

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|---------|-------|----------|
| (機械科) | 105 | 104 |
| (電子機械科) | 105 | 104 |
| (電気科) | 105 | 106 |
| (電子科) | 105 | 104 |
| (情報技術科) | 105 | 103 |
| (工業化学科) | 105 | 104 |
| (土木科) | 105 | 105 |
| (材料技術科) | 105 | 102 |
| 合計 | 840 | 832 |

(定時制)

| 区分 | 定員 | 在籍生徒数 |
|---------|-----|-------|
| (工業技術科) | 80 | 20 |
| (機械科) | 80 | 8 |
| (電気科) | 80 | 13 |
| 合計 | 240 | 41 |

(4) 教職員数

全日制92名、定時制23名

(5) 優入実績

平成18年度の優入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|----------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料(全日制) | 87,062 |
| | | 授業料(定時制) | 1,314 |
| | 土地建物 | | 28 |
| 教育手数料 | 入学科 | | 1,603 |
| | 入学試験手数料 | | 1,344 |
| | 証明手数料 | | 168 |

(6) 授業料等の金額
平成18年度の授業料及び諸会費収金額は下表のとおりである。金額は全日制1年生の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|---------|---------|----------------|
| 授業料 | 115,200 | 県費 |
| PTA会費 | 6,000 | |
| 後援会費 | 22,000 | |
| 同窓会費 | 2,400 | |
| 生徒会費 | 13,000 | |
| 学年経費 | 13,000 | |
| 修学旅行積立金 | 80,000 | |
| 諸費 | 5,253 | 災害共済給付金、ロッカ一代等 |
| 合計 | 256,853 | |

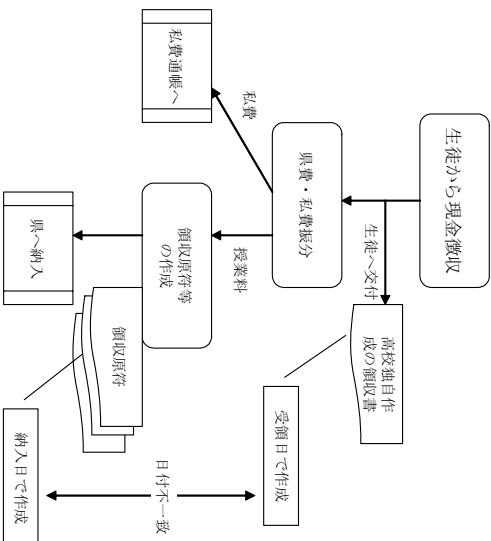
(7) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 授業料の現金収納管理

授業料その他諸費用の徴収は、原則口座引き落としの方法によっているが、一部生徒及び引落不能の場合には事務室の窓口で現金による徴収を行っている。

この場合、本来であれば当日付の領収書を本人へ交付したうえで県へ納入を行う手続きとなるが、本校では以下のような流れで徴収事務手続きを実施している。



生徒からの徴収時に本校独自の領収書を発行・交付する一方、数日間分の現金を事務室で保管のうえ、県へ納入するタイミングで本来の領収原符を作成している。すなわち、生徒に渡した領収書と、本来渡すべき正式な領収書の日付が異なっており、帳簿等の正式な書類上は、あたかも県へ納入した日に徴収し、即日納入手続きを実施したような記録となっている。

このような事務手続は（ア）一定期間現金保管による紛失や不正のリスクの増大や（イ）書類上の日付の不実記載がなされるため、問題である。

（ア）について3月徴収分に関する関連書類を閲覧したところ、実際の受領日と県への納入日の間に平均3日程度、中には6日程度の乖離が見られた。土日をはさんだ場合もあり、その間は事務室で現金が保管されており、紛失や盗難のリスクに必要以上の期間さらされる結果となっている。また、たとえば恣意的に県への納入期間を調整し、その間に別の預金口座で保管するなどの方法により金利を獲得する、あるいは他の使途にいったん流用し県への納入日までに返還するなどの方法により、不正を行うことも可能な状況になっている（実際にそのような事実が見受けられたわけではなく、そのような可能性が存在することのリスクの存在を示している）。また、現金受領後寸みやかに県に納入しないことについて、青森県財務規則第172条関係運用（3-1-2. 三本木農業高校（7）【指摘①】イ参照）に定める義務違反となっている。

（イ）については、事実と異なる記載が不当なのは言うまでもないが、つじつまを合わせるためにわざわざ領収書を2種類作成する手間を実施している点でも問題であるといえる。高校側は入金日ごとに銀行へ行く手間を回避するための方便であると主張したが、本校は僻地に存在するのではなく八戸市の市街地に所在する高校であり、このような主張には説得力がない。また、他の高校が前述の規則の定め通り原則として入金日の都度、納入を行っている以上、特に取扱いを異にする合理性はない。

したがって、入金日単位で事務処理を行う必要がある。また、事務の負担を主張するのであれば、たとえば引落しを翌月にも可能にすることや、授業料の引落日を保護者の給料日等に合わせ複数日からの選択制にする、あるいは前月引落不能者の保護者へ引落数日前に書面等で通知を行うなどの方法により、引落により徴収事務が完結する方法を検討すべきと思われる。

【指摘②】授業料による立替入金処理について（全日制）

授業料のうち、1件35,000円について、修学旅行費用として既に預かっている分をいつたん返金した処理を行い、未納授業料の徴収に充当している事例があった。この理由は、進級決定会議実施までに授業料を完納しないと進級ができないため、生徒に配慮して行ったことである。しかし、修学旅行代金からの返金は実際に本人になされたわけではなく、事務的に修学旅行の預金口座より引き出し、県へ納入手続きをしたにすぎない。また、立替時点で本人の修学旅行代金も一部未納が生じており、徴収未溶額の付け替えを行ったものであるといえる。本人に対する配慮は、進級決定会議において、年度末までの授業料

納入を条件とするなどの方法でも十分可能なはずであり、事務的な経理操作で配慮を行う合理性・必然性はない。

また、滞納者は授業料の免除規定を満たしているわけではなく支払期限は支払いに足る資力がないとされた者ではない。本来授業料の支払いは1月が期限となつておらず、3月末まで2ヶ月間の納付期間が残されていた。したがって、期限までに納付した他の生徒とのバランスを考慮した場合、他の生徒も拠出している修学旅行代金から立て替えて支払うこととは妥当とはいえないと思料される。なお、当該立替分は年度内に徴収が完了しているため、結果的には未納状況は解消している。

もし、他の会計から資金を立て替えることで県教委に対して徴収未溶額がないように取り繕うねらいが高校側に仮にあるとすれば、甚だ遺憾なことである。

【指摘③】授業料等長期未納者の私費による立替入金処理について（定時制）

本校は大規模校であり生徒数が多いことから、他校にも増して、生徒の授業料等未納は日常的に数多く発生している。しかしながら年度末現在では県費部分の未納額は0円であるとの報告を県教委には行い、実際に計算上の未納額は0円であった。

監査の結果、この未納額0円は学校事務の人為的な操作により偽装された見栄えの良い産物であり、実際には県費についても未納額が存在することが明らかになった。この操作は私費会計を利用したものであり、結論として、県は速やかに私費会計に当該金額を返金し、私費会計の適正化を図らなければならぬ。その後、学校は未納者に対して県費の回収のため具体的アクションを速やかに起こすことが必要である。

<立替処理を実施した具体的な流れ>

県費と私費会計の負担金は口座引落と同時に入金されることから、口座引落不能者については両者を合わせて現金入金が原則となる。事務員は、その未納者の個人別リストを作成し日常的に管理を行っており、特に年度末になると担任教師とともに督促・回収作業に明け暮れることになる。それでも未納である分については、私費決算用の未納内訳書を作成し、私費会計については未納扱いのままにしている。しかしながら、県費の未納は許されないために、事務員が職専免により事務を行っている私費会計の残金、具体的には学校後援費会計から県費未納金額を「生徒補助費（個人名あり）」という出金伝票で出金し、その金額を県費口座に入金していた。この出金伝票には教頭の承認印もあることから、組織的な承認の下で事務が行われていることは疑いのない所である。

<監査人への説明経緯>

結論が先になつたが、監査の経緯を少しく述べることにする。

夜食費補助費（県費）の監査を実施したところ給食未収金（私費会計）の存在が明らかになつたことから、未納者リストの提出を求めた。個人情報であることを理由に個人名は伏されていて、金額的に不一致であったため、更に詳細な未納者一覧表の提出を求めた。すると県費と私費の両方について未納者がいることを示すリストが提供されたため、その監査を行い、未納者の状況や督促状況、学校の債権管理状況について質問と回答を得た。その時点で、事務員は県教委の立会者や他の学校事務員の前で、「県費については生徒にお

願いして全額回収した」と監査人に対して回答した。監査人もその毅然とした態度を信頼し納得した。

その後、後援費会計の監査を行ったところ、前述の出金伝票が発見され、内容について質問した結果、前言を翻して私費会計の県費立替を認めた。事務員は「心苦しかった」と発言した。

このような経緯で未納金の存在が明らかになったのであるが、監査人としては、嘘をつかれたということ以上に、県費の未納を隠さなければならぬことに失望感を覚えた。県内の経済状況を考えれば、県全体で未納額が全く無いといふことはあり得ないと考えていたからである。経済的事実を隠蔽することは情報公開の理念に反するのみならず、学校事務の適正性や信頼性を著しく損ねる不法行為である。予備調査の段階から、県教委は監査人に対して未納額0円を強調していたことを思い出した。まさに、それは砂上の楼閣であった。学校が意図を持って県費に立替入金をしている事が判明したことにより、学校事務においては、未収金解消策の一つとして私費会計が利用されており、学校事務員は両者を自由自在に操作できる立場にあることが明らかになった。公立学校を舞台にした金銭に関する不正事件³⁴が頻発している中で、県教委は私費会計に対しても指導性を持ち、管理監督業務を厳格に行わなければならないと考える。

3-17. 八戸第二養護学校の概要

(1) 位置

青森県八戸市大字松館字水野平20-19

(2) 構成

小学部、中学部、高校部

(3) 生徒数（平成19年5月1日現在）

| 区分 | 定員(人) | 在籍生徒数(人) |
|-----|-------|----------|
| 小学部 | — | 95 |
| 中学部 | — | 90 |
| 高校部 | — | 104 |
| 計 | — | 289 |

(4) 教職員数 139名

(5) 岐入実績

平成18年度の岐入実績は下表のとおりである。

| 款 | 目 | 科目 | 収入額(千円) |
|----------|---------|------|---------|
| 使用料及び手数料 | 教育使用料 | 授業料 | — |
| | | 土地建物 | 6 |
| | 教育手数料 | 入学科 | — |
| | 入学試験手数料 | | — |
| | 証明手数料 | | — |
| 合計 | | | 35,700 |

(6) 授業料等の金額

平成18年度の授業料及び諸会費徴収金額は下表のとおりである。金額は高校部の納入金を掲載した。

| 内訳 | 年間金額(円) | 摘要 |
|-------|---------|---------|
| 授業料 | 0 | |
| PTA会費 | 8,100 | |
| 後援会費 | 3,600 | |
| 学級費 | 6,000 | 修学旅行を除く |
| 教材費 | 18,000 | |
| 合計 | 35,700 | |

(7) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

³⁴ 青森県の岩手県輕米町においては、小学校事務員が教職員積立金215万円を着服したとして、平成20年1月に懲戒免職になったと報道された。

第7章 授業料減免事務の監査

I 授業料減免制度の概要

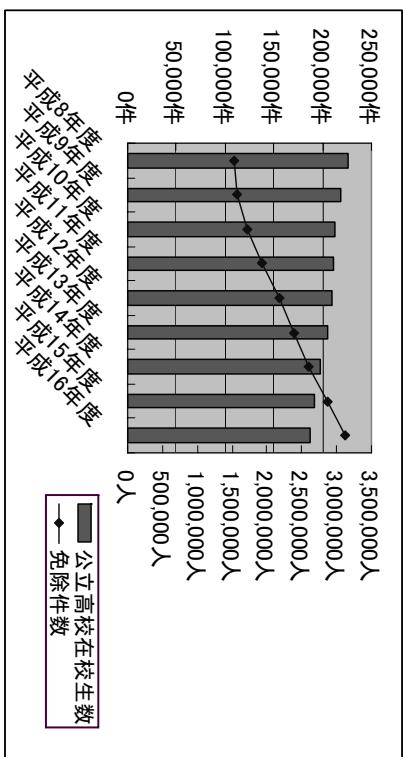
新教育基本法第4条第3項は、教育を受ける権利を保障するため、国と地方公共団体に対して、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な者に対する奨学の援助措置を講じるように求めており、一般論として財政には所得の再分配機能があると言われ、教育財政における所得の再分配機能の一につい低所得者に対する授業料の減免制度があげられる。

各都道府県は高等学校の就学者を対象に独自の基準を設けて授業料の全額もしくは半額免除を行っている。景気低迷を受けて全国的に見ても免除件数はここ数年顕著に増加しており各自治体の財政を圧迫している。その一方で、三位一体改革の結果生じた経済格差、地域格差といった格差社会の弊害など弱者保護のために授業料免除は拡大するべきとの意見もある。

1. 全国の減免データの推移

授業料減免者の全国推移は以下のとおりである。10年前と比較すると、全日制、定時制、通信制のすべての項目において増加が顕著である。

| 区分 | H8 ³⁶ | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全日制 | 102,411 | 103,679 | 113,938 | 127,830 | 143,381 | 155,881 | 169,795 | 187,502 | 203,271 |
| 定時制 | 5,947 | 6,438 | 7,319 | 8,587 | 10,325 | 12,268 | 13,584 | 14,979 | 16,760 |
| 通信制 | 1,304 | 1,441 | 1,529 | 1,859 | 2,039 | 1,929 | 2,333 | 2,500 | 2,479 |
| 合計 | 109,662 | 111,558 | 122,786 | 138,276 | 155,745 | 170,078 | 185,712 | 204,981 | 222,510 |



(出典：文部科学省ホームページ、文部科学統計要覧他)

平成16年度の文部科学省の調査によると、減免者は全国ベースで11人に1人にある8.8%（全日制は8.6%、定時制は18.7%）であった。この数字は統計を取り始めた平成8年度と比較して、生徒数で54ポイントも増加している、という。

また、生徒数ベースでの減免率の高い都道府県と低い都道府県は、以下のようになっている。

| 高い都道府県 | 減免率 (%) | 低い都道府県 | 減免率 (%) |
|--------|---------|--------|---------|
| 大阪府 | 24.6 | 静岡県 | 2.0 |
| 鳥取県 | 13.8 | 愛媛県 | 2.7 |
| 北海道 | 13.0 | 岐阜県 | 3.1 |
| 兵庫県 | 13.0 | 福井県 | 3.3 |
| 福岡県 | 12.8 | 栃木県 | 3.4 |
| 東京都 | 12.3 | 群馬県 | 3.9 |

このデータによると、本県の減免者の生徒数全体に対する割合は11.6%である。上表のとおり、都道府県別にみると大阪府の24.6%が突出しており、高い方に位置している。ただし、減免の対象者や審査基準が各県で異なっており、単純な比較はできない。例えば、本県では休学者・留学生や定時制及び通信制の併修者も減免にカウントしているが、他県では減免にカウントしていないところもある。平成16年度の免除件数4,383件について、休学者等888人について補正すると、本県の減免率は9.2%となる（減免件数4,383件÷減免数11.6% = 生徒数全体37,764件、(4,383件-休学等888件)÷37,764件=9.2%）。

減免金額の増加に悩む大阪府は、生活保護法の改正（高校等の就学費が生活保護費の中で給付されることになった。）のあった平成17年に、減免基準を生活保護基準から住民税所得割非課税基準へ大幅に厳しい方向に改正した。この改正により、生活保護世帯についているペアレントクラシー（parentocracy）は親の経済力が子どもの将来を決定する社会を意味し、家庭の経済的格差が子どもの世代へ相続される。即ち、例えば子どもの進学率などの実証からデータとして教育格差社会の弊害が表れることが呼ばれている。

ては要件に該当しても授業料減免の対象にならないこととなつた。基準の改正に当たり、大阪府教育委員会は当時の有識者会議において、府の減免率が高い根拠として、①生活保護世帯が多い、②減免制度の周知徹底ができる、③入学式などでの先生の説明や努力、をあげている。

また、沖縄県の減免制度には、全国都道府県で唯一、学校在籍生徒数の8%という減免者数の上限枠を設定していたようである³⁷。この社説の論調では、県の財政上の理由から上限枠を設けてきたことは理解できても、その数字に固執することで弱者救済を果たせなくなるのであれば、固執する必要はないという内容であった。このような見直しを求める声に応え、沖縄県教育委員会は上限枠を平成18年10月に撤廃したと伝えている³⁸。

参考までに、平成17年度における本県、鳥取県、大阪府の月額授業料を比較すると、以下とのおりである。

| (単位:円) | | | | |
|----------|-------|-------|--------|-------|
| 区分 | 青森県 | 鳥取県 | 大阪府 | 全国平均 |
| 授業料（全日制） | 9,600 | 9,000 | 12,000 | 9,619 |
| 授業料（定時制） | 2,600 | 2,400 | 2,600 | 2,339 |

全日制の授業料については全国的にほぼ横並びの9,600円であり、大阪府だけが突出している。定時制の授業料については山口県で900円、北海道、京都府、奈良県など1,500円未満の県もある。

このように授業料が全国的に横並びの状況の中で、制度の規定が異なるとはいえない減免率にこれだけの差が出る理由は、各都道府県の経済状況や家庭環境の違いが最も大きいと思われるが、その他にも、制度の運用上の違いもあるように考えるところである。

| 本県減免制度の要約表 | | | | |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|
| 項目 | 免除対象世帯区分 | | 免除金額 | 免除権限者 |
| ①要項 3条1項 | 生活保護受給世帯 | | 全額 | 校長 |
| ②要項 3条2項 | 市町村民税非課税世帯 | | 半額 | 校長 |
| ③要項 3条3項 | 保護者の疾病等による 長期入院などによる就労不能 | | 半額 | 校長 (教育長) |
| ④要項 3条4項 | 被災世帯 | | 全額又は半額 | 校長 |
| ⑤要項 3条5項 | 児童福祉施設入所者 | | 全額 | 校長 |
| ⑥要項 3条6項 | 市町村民税非課税かつ 母父子家庭 ³⁹ | | 全額 | 校長 |
| ⑦要項 3条7項 | その他の校長が必要を認 めた場合 | 両親が死亡・又は行方不明等 その他特に免除を必要とする世帯 | 全額又は半額 (教育長) | 校長 (教育長) |

(補足説明)

要項3条6項の父子・母子家庭は戸籍上の離婚が成立しておらずに別居状態にある父子・母子家庭の場合、所得水準を審査基準（後述）で判定して要件を充足すれば3条7項で救済される。また、3条2項の市町村民税非課税世帯とは具体的には均等割の発生しない世帯であるが、均等割が発生していても審査基準の要件を充足する場合は3条3項で救済される。

減免の決定実務においては、事実関係の確認が書類上明確な場合は校長が免除を決定し、書類上不明確であり判断の余地のある場合は学校間の取扱いの偏りや公平性を確保するため、教育長の承認を受けた後に校長決裁で決定している。

2. 青森県の授業料免除制度の概要
県教委は、県立高等学校に学ぶ生徒の保護者の教育費負担を軽減するために、県立高等学校の授業料減免制度を設けている。

(1) 概要

免除対象、免除金額、免除の決裁権限者については、「青森県立高等学校授業料、受講料、入学者選抜手数料徵収条例」、「青森県立高等学校授業料、受講料、入学科の免除に関する規則」、「青森県立高等学校授業料及び受講料の免除に関する要領」（以下、「要領」という。）に詳細に規定されている。下表はその概要を要約した表である。

³⁷ 沖縄タイムス（平成18年7月20日朝刊）社説をインターネットから検索した。
³⁸ 同（平成19年8月31日朝刊）より要約を抜粋した。

³⁹ 平成20年1月27日の東奥日報新聞朝刊によると、国の母子・寡婦福祉資金制度で県が貸し付けた金額のうち、1億8千万円が帶納状態であり、一般会計から5700万円もの金額を特別会計に繰り入れているという。貸付額の83%は高校や大学の授業料を支援する「修学資金」ということで、母子家庭の「自立」は遠い現状にあると報道された。私立高校に通う生徒や奨学金を受けられない学生を持つ家庭にとって、減免制度は大変魅力的に映ると思われる。

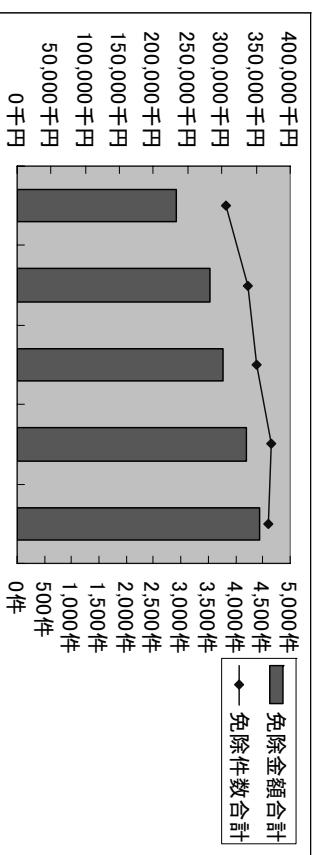
(2) 減免実績データ

平成18年度の区分別免除件数と免除金額は以下のとおりである。

(単位:件、千円)

| 区分 | 免除件数 | 免除金額 |
|-----|-------|---------|
| 全日制 | 3,726 | 346,727 |
| 定時制 | 285 | 7,407 |
| 通信制 | 585 | 1,745 |
| 合計 | 4,596 | 355,880 |

また、減免対象者の区分別の世帯数と免除金額の過去5年間の推移は以下のとおりである(○数字は、(1)の条項に対応している)。本県においても授業料免除は増加傾向にあることがわかる。平成14年からのデータでは件数にして約2割増し、金額にして5割増しがある。平成18年度の授業料収入は全日制3,435,217千円、定時制26,440千円であるため、金額ベースでの減免率はそれぞれ9.2%、21.8%と計算される。



<免除件数の5年間推移表>

(単位:件)

<免除金額の5年間推移表>

(単位:千円)

| 年 | 区分 | 免除金額 | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 | H18年 |
|------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ① | | | 35,552 | 38,226 | 37,444 | 37,058 | 37,844 |
| ② | | | 33,919 | 21,521 | 21,844 | 19,972 | 23,944 |
| ④ | | | 770 | 742 | 950 | 526 | 494 |
| ⑤ | | | 3,537 | 3,808 | 4,292 | 5,581 | 5,586 |
| ⑥ | | | 0 | 132,689 | 142,913 | 162,650 | 167,073 |
| ③又は⑦ | 校長決定(教員承認後) | 全額免除 | 0 | 17,864 | 23,187 | 26,601 | 29,264 |
| ③又は⑦ | 半額免除 | 0 | 19,207 | 24,297 | 26,391 | 27,558 | |
| ③又は⑦ | 半額免除 | 126,683 | 29,879 | 30,712 | 35,008 | 40,826 | |
| その他 | 休学又は留学他 | 9,742 | 8,679 | 7,569 | 9,073 | 9,097 | |
| | 免除金額合計 | 232,935 | 282,309 | 302,583 | 335,578 | 355,880 | |

上表からは、件数、金額ともに要項3条6項に基づく住民税非課税世帯の減免と、3条3項又は7項による校長決定または教育長承認に基づく減免の増加が著しいことがわかる。

これは市町村民税非課税世帯の増加に加え、非課税世帯にまで至らない生活困窮世帯、失業や転職等により世帯の収入状況が前年と比較して明らかに変化した家庭が増加していることを反映している。

学校別に見ると、一般的に実業高校の減免率が高い。今回の監査で住査した高校の中には、減免率が14.7%を最高に、12%台も数多くある。学校により減免制度に関して周知方法が異なることも一因だと思われる。

(3) 番査基準

市町村民税均等割が発生しない世帯は3条2項もしくは3条6項で救済されるが、均等割が発生する世帯については県教委独自の番査基準により免除の有無を判定する。その場合には、免除申請毎に所得金額と需要額(生活保護法の規定を準用したものであり、最低生活費に相当する)の比率を算定し、一定の数値基準を上回るか下回るかで客観的に免除の有無を判定している。

3. 実施した手続

① 教育庁

- ・免除制度の概要等について、県立学校課の担当者に質問した。
- ・教育長承認後の校長決定分676件のうち(申請自体は700件を超える)、38件を任意に抽出し、「要項」への準拠性を確かめた。

② 県立高校

往査した高校では、免除関連書類について閲覧するとともに、「要項」への準拠性を確かめた。特に校長承認による校長決定分に留意した。

4. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

ば、家計の資産、負債、課税所得、可処分所得の総合判断による審査がペーターという結論になる。

審査基準の客観性について

【指摘①】減免金額の集計誤り（教育庁）

授業料について、在籍者数と歳入金額の整合性をオーバーオールテストにより確認し、この結果、差異が大きい高校 6 校を任意抽出し、退学者名簿等で差異額が妥当かどうかを検証した。この監査手続により、弘前中央高校から報告を受けた減免金額について、提出資料の県立学校別減免区分別減免額一覧表に誤りがあることが発見された。原因は県立学校課事務担当者による集計ミスであり、生活保護世帯 6 人分の免除金額（691 千円）が集計漏れとなっていた。授業料減免金額については本県の行政改革推進委員会委員からも説明を求められているように、金額が大きく、県民の関心が高いデータである。したがって、金額の集計誤りには十分気をつける必要があるとともに、集計結果をチェックする仕組みが必要不可欠だと考える。なお、この集計誤りを補正した結果、平成 18 年度の最終的な减免金額は全日制 3,467,727 千円、定時制・通信制 9,153 千円の合計 355,880 千円であるため、免除金額の 5 年間推移表は、正しい数値で再作成して掲載した。

【意見①】減免制度について（教育庁）

青森県民の所得水準は全国的にも最低水準であることに加え、近年、都市と地方の経済格差はますます広がりつつある。失業率は相変わらず高水準で推移しており、県内においても所得格差、地域格差が広がっている。このような状況で、生活困窮世帯が増加して減免率が高水準化しているのは当然のことであるが、高い減免率が県財政の大きな負担となっていることも事実である。現在の減免制度の主な問題点は、集約すると以下の 2 点と考えられる。

【所得基準の客観性について】

現在、所得基準で減免の是非を判断しているが、所得基準のみでは非課税所得は判定の対象とならないこととなる。具体的には遺族年金や障害年金、児童扶養手当などである。また、世帯の所有資産や借入金の状況は反映していない。このことは、法人の場合に決算報告書上の当期利益があり、かつ税務申告上課税所得はあっても、例えば過去の過大投資に関する多額の借入金の返済負担によって、キャッシュフローが足りないために運転資金不足に陥ることに類似している。家庭の場合は家族構成や家庭環境は様々であり、例えば、所得があっても借金が多くれば家計は苦しいであろうし、所得が少なくても持ち家であれば家賃支払いの必要なないであろう。更に、免除と貸付は異なるとの理由から、学業成績等の条件が満たされれば奨学金受給者も同時に免除を受けることができる。一方、所得基準であれば事務処理上簡便であり、微収する書類も少なくて済むメリットがある。本県の免除制度は、戸籍上離婚の父子・母子家庭のみならず戸籍上離婚していない別居状態の父子・母子家庭を救済対象に加えるなど実質的公平性を重視している点は評価できるが、所得の状況だけでは家計の收支までも把握できないのが実情である。家計の実態を重視す

る生活に困窮している国民に、その困難の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することも、自立の助長を図ることを目的とする制度である。財源負担は国が 4 分の 3、地方が 4 分の 1 である。⁴⁰ 未収金がないとされていたが、監査の結果、実質的には未収金が存在することが判明した（第 6 章 歳入事務の監査を参照）。

【意見②】生活保護受給世帯について（教育庁）

平成19年10月に厚生労働省は、収入があることを隠すなどして不正に受給された生活保護費が、平成18年度については前年度を28%上回る約90億円であることを公表した。件数は約2,300件増の約14,700件で、1件あたりの不正受給は61万円ということがある。全国ベースの受給世帯は月平均で107万世帯と言われ、過去最高を続けている。本県においても増加傾向にあり、過去5年間の被保護世帯数と生活保護不正受給者の推移は以下のとおりである。

| 年 度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保護世帯数 | 14,507 | 15,409 | 16,305 | 17,105 | 17,908 |
| 不正受給者数 | 103 | 63 | 55 | 99 | 138 |

不正受給が明らかになった場合には、県健康福祉部の回答によれば、以下の手続きを行うこととされている。

- ①本人、雇用先等からの事実確認を行い、不正受給の有無、内容、金額を確定する。
- ②ケース診断会議により不正受給についての判断、その後の処分について検討し、確定する。

③不正受給と判断される場合には生活保護法第78条による不正受給額を徴収し、悪質な場合には告訴・告発等の措置を検討する。

さて、県の授業料免除制度は申し出⁴²のあつた生活保護世帯に対しては全額免除を行うものであるが、このような不正受給が発見され、要件に該当しないことが明らかとなった場合には、過去の免除額の返還を要請すべきと考える。このことについて県立学校課に質問したところ、年度末近くには各高校から福祉事務所に対して生活保護受給状況の照会を行っているとの回答を得た。しかしながら、不正受給者に関する情報は教育県立学校課と健康福祉部では共有されておらず、対応方法についての取り決めもないことが明らかとなつた。つまり、過去において減免を受けた世帯に不正受給が判明しても、例えば卒業や中退している場合の返還を要請する仕組みや、潜伏的な返還未収金の有無、返還の可能性に関する情報そのものが無い状である。この状態では県民負担による授業料減免制度の公平性は担保されないと考える。現在の高校における確認手続きに加えて、県健康福祉部との情報を共有する仕組みを早急に立ち上げることが期待される。

II 県立高等学校の減免事務

1. 百石高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のことおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 43 | 4,329 | 69.5 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 10 | 800 | 12.9 |
| 合計 | 66 | 6,230 | 100.0 |

(免除状況表の説明)

①県立学校課から提出を受けた高校別の条項別免除人員・金額の表を基に、明瞭性の観点から監査人が免除区分別に再集計した。

②本表にいう形式基準は、監査人独自の視点による表現であり、具体的には要項3条1,2,4,5,6項に該当する生活保護受給世帯等に該当するために、形式判断で免除が決定された世帯をいうことにする。また、要項3条3,7項に該当する世帯で、校長決定または教育長承認後の校長決定の金額については、事実認定するうえで判断の介入があることから、ここでは実質判断による免除という表現を用いることとした。

③構成割合は、免除金額合計に対する区分別割合である。

④以下に記載する高校別のデータも、この前提で作成した。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】授業料免除後の授業料銀行引落とし額修正の遅延について

授業料の免除額が平成18年10月に提出された2件について、同年11月8日付で保護者に授業料免除通知(全額)及び還付通知が出され、同年12月8日には授業料還付が行われたが、授業料の銀行引落とし額の修正処理が行われず平成18年12月25日(授業料平成19年1月・2月分)及び平成19年1月23日(授業料平成19年3月分)に授業料金額が銀行引落としになってしまった。後日、当該事実が明らかになり授業料金額は平成19年3月30日に返金された。保護者にしてみれば、経済的理由により免除申請しているわけでも、誤引落とは甚だ迷惑な行為であるばかりか、学校に対する信頼性を著しく損ねる誤った事務手続きである。授業料免除通知後は、授業料引落とし額の修正を速やかにかつ漏れなく確実に行う必要がある。また、生徒数、免除者数、引落とし依頼件数を照合するなど、修正漏れが事前に判明する仕組みを構築すべきである。

42 免除されることを恥と思う【ステイタス(捺印)感】ため、利用をしない家庭もある。

【意見①】生活保護受給継続の確認時期について

県教委作成の「授業料免除に係る問答集(平成16年度改訂版)」によれば、生活保護受給世帯の受給継続の確認については年度当初の他少なくとも1回以上確認し、確認の時期は当該免除期間の確定のため3月1日以降に行うこととされている。本校の生活保護受給証明書は、平成19年2月19日現在となっていた。免除期間の確定のためには、この県教委による問答集の記載に従って3月1日以降に行うことが望ましい。

2. 三木高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定、教育長承認の校長決定が全体の3割を占めている。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 10 | 1,151 | 34.1 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 8 | 690 | 20.5 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 16 | 1,530 | 45.4 |
| 合計 | 34 | 3,374 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

3. 三沢高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定、教育長承認の校長決定が全体の3割を占めている。

| (定期制) | 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|----|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | | 0 | 0 | 0.0 |
| 実質判断による免除(校長決定) | | 0 | 0 | 0.0 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 1 | | 31 | 100.0 |
| 合計 | | 1 | 31 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】生活保護受給継続の確認について

高校では、年度当初のほか少なくとも1回以上、福祉事務所に対して生活保護受給世帯の受給継続を確認する必要がある。これは年度内に異動があれば、授業料免除金額が変更になる可能性があるためであるが、翌年度の免除申請審査時期になれば生活保護受給証明書が入手できるとの理由から、高校では生活保護受給世帯の受給継続の確認を実施していないなかつた。免除対象者が3年生の場合は翌年度には卒業してしまい、対象年度中の異動については本人から報告がない限りは判らず、確認されないことになる。因みに本校の平成18年度の生活保護受給世帯は3年生3人であった。県教委による問答集に従って福祉事務所への生活保護受給世帯の受給継続の確認手続は省略せずに確実に実施すべきである。

【意見①】授業料免除決定後のフォローアップについて

規則第2条第1項(要項第3条第3項)のその他生活困窮世帯につき授業料の半額免除を受けているケースで次のようない事例があった。

父は無職で母はパートであり、授業料の半額免除を受けていた。父が就職し収入状況に変化があれば、免除額が変更になる可能性があるため高校に報告するように面接時には口頭で伝えていた。当該事例の平成19年度の免除申請書類を確認したところ父は平成18年度中に仕事に就き給与收入があったことが所得課税証明書から確認された。この収入を考

慮しても平成18年度の免除額判定には影響しなかったが、保護者が求職状態にある場合は年度中に就職するなど収入状況に変化がある可能性があり、本人からの報告漏れも上記の事案のように現実にあることである。このフォローアップ次第では免除金額に変動が生じる可能性があることから、一定のルールを制定し、時期を決めて免除決定後の異動状況について確認することが望ましい。

【意見②】世帯構成員の確認について

「青森県立高等学校授業料及び受講料免除に関する審査基準」によれば、世帯構成員は生徒と生計を同一にする者全員とし、同居している場合や別居していても同一生計である場合は状況に応じて判断すること、具体的には授業料免除願、戸籍謄本、住民票により確認する。別居していても同一生計である場合もあるわけであり、この確認は口頭で行っていることだった。

また、市町村民税非課税世帯かつ母子家庭で全額免除を受けているケースで次の事例があった。

授業料免除願によれば、世帯構成員は母と生徒で、別居し就職している兄がいる。収入内容は児童扶養手当を含めて月55千円で、1ヶ月の生活費すべてを賄う内容となっている。他に別居している兄からの仕送りがあるのではないか、別居してはいるが兄は同一生計なのではないかを質問したところ、保護者は口頭で別生計であることを確認しているとのことだった。後日の状況把握を明瞭かつ容易にするためにも、別居家族がいる場合の生計の別について確認時に文章で残すことが望ましい。参考までに、このケースでは兄の所得税計算上、生徒や母親が扶養家族になっていないかを、兄の源泉徴収票により確認するなどの方法も考えられるところである。

4. 五戸高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定、教育長承認の校長決定が全体の半分以上を占めている。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 14 | 1,554 | 46.5 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 8 | 690 | 20.7 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 10 | 1,093 | 32.8 |
| 合計 | 32 | 3,340 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

5. 大間高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 24 | 2,399 | 79.1 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 3 | 230 | 7.6 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 5 | 402 | 13.3 |
| 合計 | 32 | 3,033 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

7. 弘前実業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 94 | 9,426 | 67.2 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 36 | 2,879 | 20.5 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 22 | 1,728 | 12.3 |
| 合計 | 152 | 14,035 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

8. 弘前南高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 43 | 4,222 | 76.6 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 15 | 1,171 | 21.3 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 1 | 115 | 2.1 |
| 合計 | 59 | 5,510 | 100.0 |

10. 青森東高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 44 | 4,203 | 80.2 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 10 | 805 | 15.4 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 2 | 230 | 4.4 |
| 合計 | 56 | 5,241 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

【指摘①】減免金額の誤報告について

授業料等免除状況調査表において、半額免除者1名の免除金額を115,200円と県に報告しているが、57,600円の誤りである。このような誤った報告が発見された背景には、県教委に報告するにあたって、高校内部のチェック体制が機能しておらず、決裁手続きが形骸化していることをうかがわせるものである。また、報告を受ける側の県教委についても同じことが言える。高校及び県教委は再発防止に向けて、チェック体制の構築が必要である。

9. 青森工業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 89 | 8,993 | 72.8 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 29 | 2,183 | 17.7 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 20 | 1,171 | 9.5 |
| 合計 | 138 | 12,350 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

1.1. 浪岡高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定と教育長承認の校長決定が全体の3分の1を占めている。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 28 | 3,041 | 65.8 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 5 | 460 | 10.0 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 12 | 1,118 | 24.2 |
| 合計 | 45 | 4,622 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.2. 三本木農業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定と教育長承認の校長決定が全体の3割を占めている。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 44 | 4,779 | 69.9 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 16 | 1,324 | 19.3 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 10 | 742 | 10.8 |
| 合計 | 70 | 6,848 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 授業料免除処理の誤りによる歳入計上漏れ及び内部統制の運用状況

教育長へ授業料免除申請を行ったもののうち、免除要件を満たさないとして通知を受けたものについて、学校が誤って免除手続を行い、中途まで納付した授業料を返金している事例があった。この原因について、県教委からの通知文書の表題が免除許可の場合と同一となっており、不許可の場合には文章中に「該当しない」旨の記載がなされているのみであることから、見誤ったためとのことである。通知文書の記載様式が見誤りやすいとの高校側の主張は首肯しるものであり、県教委側に記載方法の改善が求められると考えられる。しかし一方で、当該通知文書には高校の教職員10名の押印がなされており、また、決裁文書(免除関連書類を決裁した一覧表)上も事務担当から校長まで7名もの決裁がなされている。このことは、高校側のチェック・決裁状況が形式化・形骸化しており、内部統制の運用状況が十分でないことをうかがわせるものである。

高校側は、再発防止に向けて、実効性のあるチェック体制を構築する必要がある。そのままでは、必要以上の決裁者数の存在が、事務負担を増大させ不効率を生じさせる可能性や責任の分散化によりかえってチェックを形骸化させる可能性についても十分に考慮することが望まれる。

(本事案の経緯)

| | |
|--|--|
| 平成18年11月6日 教育長宛に授業料免除承認申請書類提出(115,200円) | 11月15日 教育長より免除事由に該当しない旨の文書発出(11月17日收受) |
| 11月24日 マイナスの調定票を作成し、校長決裁 | 11月27日 免除決定通知書を生徒側へ発送 |
| 12月15日 納入済授業料86,400円を返還 | |
| 平成19年5月8日 「平成18年度授業料等免除状況調査表」を県へ提出したことにより、不符号が発覚 | 平成19年5月21日 生徒側より入金完了(平成19年度の授業料歳入に計上) |

※地方自治法施行令第142条第1項2号に該当するとして、平成19年度の歳入として取扱う措置を講じたとの説明を受けた。

1.3. 名久井農業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。校長決定と教育長承認の校長決定が全体の3分の1を占めている。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 26 | 2,609 | 62.4 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 8 | 518 | 12.4 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 12 | 1,051 | 25.2 |
| 合計 | 46 | 4,180 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.4. 舞辺地高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 57 | 5,743 | 82.7 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 4 | 287 | 4.1 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 11 | 911 | 13.2 |
| 合計 | 72 | 6,945 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

15. 八戸商業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 34 | 3,512 | 78.2 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 5 | 345 | 7.7 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 6 | 633 | 14.1 |
| 合計 | 45 | 4,492 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

16. 八戸工業高校

(1) 授業料等減免実績

平成18年度の授業料等免除状況は下表のとおりである。全日制については、校長決定と教育長承認の校長決定が全体の半分を占めている。

(全日制)

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 40 | 4,040 | 48.7 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 22 | 1,751 | 21.1 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 30 | 2,500 | 30.2 |
| 合計 | 92 | 8,294 | 100.0 |

(定期制)

| 区分 | 免除人員 | 免除金額(千円) | 構成割合(%) |
|-----------------------|------|----------|---------|
| 形式基準による免除 | 10 | 289 | 100.0 |
| 実質判断による免除(校長決定) | 0 | 0 | 0.0 |
| 実質判断による免除(教育長承認の校長決定) | 0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 10 | 289 | 100.0 |

(2) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

参考事項 私費会計の状況

学校の私費会計に対しては、協議の結果、包括外部監査人の監査権限が及ばないとの結論となつたため、監査の結果としては意見を表明することができない。しかしながら、看過できない重要な問題点については本報告書において参考事項として記載し、県民の情報公開ニーズに資するものとした。

I 私費会計の概念

私費会計という用語に明確な定義はないと思われる。これまでの公認会計士業務の経験の中でも馴染みの薄い用語であつた⁴³が、県教委の監査対応の中で一般的に使われている言葉の様子なので、本報告書においてもそのまま使用した。単純に言えば、公費に対する概念として、保護者から徴収した教育費のうち、県の歳入としない金額ということができる。参考になるのは、県教委が公表している「青森県の教育費調査」に財源別経費として以下の記載がある。しかし、いわゆる地方教育費調査の統計には「学校が生徒から徴収した学級費・実験実習費・修学旅行費・給食費などのように学校歳収金から支出された経費は、以下に取扱う地方教育費には含めていない。」と明記されているため、開闊の対象となつた経費はこの統計データにはほとんど含まれておらず、県民はおろか県教委も把握していない内容⁴⁴がほとんどである。

(1) 財源別経費

①公費

国及び地方公共団体が租税、使用料、基金運用収入、公費に組入れられた寄付金及び地方債等の財源から教育のために支出した経費をいい、次の項目に分けて調査している。

(ア) 国庫補助金…(省略)

(イ) 県支田金…(省略)

(ウ) 市町村支出金…(省略)

(エ) 地方債…(省略)

(オ) 公費組入れ寄付金…地方公共団体の歳入として決算に計上された寄付金、贈与金

②公費以外

私の団体又は個人が教育のために支出した経費であつて、公費に組入れられなかつたものをいい、次の項目に分けて調査している。

(ア) PTA 寄付金…PTAが直接学校に寄付したすべての金額

(イ) その他の寄付金…PTA以外の校友会、学校後援会、その他の団体又は個人が直接学校に寄付した金額

⁴³ 私立学校法人監査においては「学校法人会計」に対して「周辺会計」や「預り金会計」という用語が用いられることが多い。
⁴⁴ 県立学校元事務長による不正横領は、この私費会計の一つである周年記念事業会計について行われた、と報道された。

(185)

各学校はこの調査表作成の基礎となるデータの提出を県教委から求められ、その中で使途区分別の金額を把握している。使途区分別経費はかなり具体的に例示されており、学校はこの例示を参考にして負担する会計（県の令達予算か、私費か）を決めている。使途区分別経費の分類は以下のように規定されている。

(ア) 準公費…県費で負担すべき性質のもので、県費の不足からやむをえず私費負担している経費。

(イ) 中間経費…現段階では予算措置がされていないが、公費的性格を有する経費。

(ウ) その他の経費…上記(ア)(イ)以外の経費。

II 各学校の私費会計の全体像

1. 私費会計のウェイト

生徒から徴収する授業料以外の金額について、往査した各学校の金額を集計したもののが下表である。この表からは、私費会計の負担は、修学旅行費用を除いても全日制高校で約40%、定時制高校で約60%の高さとなっている。

(単位：円 生徒1人あたり)

| 学校名 (番号は、IVに対応) | (A)県費 | (B)私費 | (C)合計 (A)+(B) | (D)修学 旅行 | (E)差引 (C)-(D) | 私費比率 (B)/(E) |
|--------------------|-----------|-----------|------------------|-------------|------------------|-----------------|
| 全日制高校 | | | | | | |
| 1 三木農業高校 | 115,200 | 165,878 | 281,078 | 60,000 | 221,078 | |
| 2 八戸工業高校 | 115,200 | 141,653 | 256,853 | 80,000 | 176,853 | |
| 3 八戸商業高校 | 115,200 | 107,700 | 222,900 | | 222,900 | |
| 5 名久井農業高校 | 115,200 | 73,400 | 188,600 | | 188,600 | |
| 6 野辺地高校 | 115,200 | 75,900 | 191,100 | | 191,100 | |
| 7 弘前実業高校 | 115,200 | 145,353 | 260,553 | 60,000 | 200,553 | |
| 8 五所川原高校 | 115,200 | 84,700 | 199,900 | | 199,900 | |
| 9 弘前南高校 | 115,200 | 114,303 | 229,503 | | 229,503 | |
| 10 浪岡高校 | 115,200 | 87,500 | 202,700 | | 202,700 | |
| 11 青森工業高校 | 115,200 | 42,800 | 158,000 | | 158,000 | |
| 12 大間高校 | 115,200 | 84,900 | 200,100 | | 200,100 | |
| 13 五戸高校 | 115,200 | 164,603 | 279,803 | 80,000 | 199,803 | |
| 14 三沢高校 | 115,200 | 67,418 | 182,618 | | 182,618 | |
| 15 三木高校 | 115,200 | 77,100 | 192,300 | | 192,300 | |
| 16 百石高校 | 115,200 | 53,500 | 168,700 | | 168,700 | |
| 合計 | 1,728,000 | 1,486,708 | 3,214,708 | 280,000 | 2,934,708 | 0.41 |
| 定時制高校 | | | | | | |
| 2 八戸工業高校 | 31,200 | 71,600 | 102,800 | | 102,800 | |
| 8 五所川原高校 | 31,200 | 79,500 | 110,700 | 50,000 | 60,700 | |
| 11 青森工業高校 | 31,200 | 80,850 | 112,050 | 31,850 | 80,200 | |
| 合計 | 93,600 | 231,950 | 325,550 | 81,850 | 243,700 | 0.62 |
| 特殊教育諸学校 | | | | | | |
| 4 八戸第二養護学校 | 0 | 35,700 | 35,700 | | 35,700 | |

(注) 修学旅行の金額欄に数値が未記入の学校では修学旅行が行われていないという意味ではなく、保護者より旅行業者に直接支払がなされるなどの理由により監査上要求した資料に記載が無かったということを表している。

2. 私費会計の内容

私費会計は各学校単位で設定・管理されており、県教委は何ら関知していない。学校の歴史や地域住民の理解の違いなどから、徴収金額と徴収内容もそれぞれ異なっている。また、徴収内容は同じであっても、例えば後援会やOBC会が財団法人等の独立した法人格を有している場合と学校が直接管理する場合のように、徴収した金銭が帰属する会計が他の団体の管理下にある場合とそうでない場合がある。また、進学校であれば進路指導強化費、実業・工業高校であれば実習費のように、学校の専攻科によても異なるし、学年によっても金額は異なる。

以上のことから、私費会計を以下の3つに大きく整理することができると考える。

ア) 教育ないしその付随活動を行うための実費負担

- イ) 高体連、高文連等に対する生徒の個人負担金
- ウ) PTA、後援会等別団体の会費等

このうち、イ)、ウ)については高校にとって代理徴収の意味合いが強いが、ア)については、高校において資金管理及び執行がなされており、授業料その他の県費で負担される各種支出と同様、高校の教育活動及びその付随活動の一環として支出されている。

これら支出のうちには、本来であれば授業料その他の県の予算で賄うのが理想と思われるものも含まれているが、県の財政状況及び高校は義務教育ではないため相応の応益負担を行うという観点から、当該金銭を徴収することはやむをえないと考えられる。しかし、このような徴収の趣旨・意味合いを考えると、県費そのものではないものの、県費に準じるものも存在するといえる。

また、県費の授業料には減免制度があるが、私費会計の減免制度は学校により異なる。上で述べた実費負担の趣旨から減免制度を持っていない高校がほとんどであるが、兄弟同時在校の場合など、一部、減免している場合もある。

3. 私費会計の会計実務

私費会計は高校の事務室（事務長及び事務職員）と教職員室（教員）において会計業務が行われる。会計区分の数はそれぞれであり、会計担当者は校長が指名することについでいる。よって、事務長がすべての私費会計の存在と実態を熟知しているとは限らない。また、教職員は一定期間で転任となることから、引き継ぎ業務の欠如や失念から私費会計の存在そのものが忘れ去られるおそれもある。

生徒から私費負担金を徴収するのは、県費と同じく口座引落により入金されることが原則であり、入金分については高校の指定した銀行口座に自動的に振替入金される。口座引落が不能となった生徒については、現金入金される。会計区分が多くても、私費徴収金が入金された預金通帳から目的ごとに作成した預金通帳に振り替えていく方法がとられることが一般的であり、学年や学級別に設定された私費会計に入金された場合は、その後担当教諭により管理されることがほとんどである。

事務職員については、県職員が職務に専念する義務の免除⁴⁵を受けて各団体の会計を県の財務事務と並行して行う場合と、財政規模等の大きな団体であれば当該団体が雇用する職員が独立して会計を行う場合との両方がある。他の団体に属しない私費会計の決算報告書については、会計担当者が作成して、事務長、教頭、校長までの決裁を受ける運用が一般的には、なされている。

III 私費会計に対する監査権限

包括外部監査において、私費会計を監査することを想定して、最初の学校として青森東高校に往査したところ、立会人の県教委職員から、包括外部監査人の監査権限について疑惑があるとの主張があった。県の行政経営推進室に申し入れたところ、以下①②の理由から私費については包括外部監査人の権限外であるとの結論になった。

- ① 総務省、県監査委員によると、「私費の管理事務は県の財務事務にあらず、また、財政的援助を与えていない団体は監査できないとする行政実例がある」こと。
- ② これまで包括外部監査で私費会計を監査したのは都道府県においては山口県と群馬県だけであり、私費のみに対して指摘を行っていないこと。

(参考①)

地方自治法関係実例集 P945

問 私立学校のPTA、学校後援会などの経費につき公金に準じ監査ができるか。
答 補助金その他の財政的援助がある場合は、第199条第6項（現行法では第7項）の規定に基く監査はできるが、他の場合は監査できない。

(参考②)

行政実例集

問 市が何らかの財政援助をしていないPTA会計その他の団体で、公立学校長が受任代理の関係にある会計に違反又は不当の事実が発見された場合、監査委員としての措置はどうか。
答 （中略）一般的に学校長が受任代理者の立場に立つことの当否はあると思いますから、その面での任命権者の調査、それに基づく処分等はあるにしても、市に全く無関係の金の処理に係る違法、不当というものについて監査委員が監査することはできないものと解されます。

な対応の学校があつたことも事実である。包括外部監査人としては、県立青森高校元事務長による不正事件があつたこと、その対応として県教委が私費会計も含めた内部管理体制の充実強化を各学校に対して通知する対応をとつたことからも、会計の透明性・公正性に対する学校事務長の意識が高まっていることを期待していただけに残念であった。また、学校改革の一つとして「情報公開」「外部評価」が求められている今日、外部監査人は外部評価人の1人であることを忘れてはならない。学校の最高責任者は校長であり、事務長がそのような対応をとつたことについては、当然校長の承認があつてのことだと考えることから、その学校の学校改革や情報公開⁴⁶に対する意識の低さについては、今後の検討課題とする必要があろう。

また、上記の理由により、県監査委員監査⁴⁷や私費会計には及ばないことは驚きでもあった。現状では、私費会計の監査は各高校の定めるルールに基づき相当の教職員または保護者代表が行うのみであり、監査人の資質、監査の重要性に対する意識、監査時間の確保などの点から、扱う金額の大きさに対して十分な監査体制であるとは考えられない。

今回の包括外部監査においては、学校事務職員の協力の下、①県の令達予算から支出されるべき内容が私費会計から支出されていないか、②県の歳入と私費の収入が混在していないか、③監査体制及び内部統制⁴⁸組織は十分か、といった県費との関係を冒頭に置いて概況を把握した。

上述の背景があることによって、この監査結果報告書を作成するにあたり、私費会計のみに関して発見された問題点については、指摘事項とはしていない。しかししながら、事業の重要性を認識し、会計及び監査の専門家の意見に真摯に耳を傾けることを期待したい。

IV 各学校別の私費会計の実態

各学校の私費会計の状況を閲覧した結果は、以下に記載するとおりである。各学校の会計実務が一律ではないため、学校特有の問題もあるが、全般的には共通の問題点が多いと思われた。なお、Ⅲの冒頭にも記述したが、最初の往査対象校であった青森東高校においては、私費会計の概況把握を実施できなかつたため記載していない。

その後、県の行政経営推進室の協力により、包括外部監査人から県教委教育長に対して協力依頼文を提出し、県教委から各学校に対して協力を要請して頂けることとなつた。行政経営推進室と県教委の対応については、改めて感謝の意を表するものである。このような経緯を経て、各学校の監査に赴いたところ、大方の学校において非常に協力的な対応をして頂いた。各学校に対しても深謝したいところである。しかしながら、中には非協力的

⁴⁵ 職専免については、学校事務負担を軽減する観点から、学校長の判断で、多くの後援会や同窓会については特別の手続を経ることなく県職員が私費会計事務を行えるよう、県教委から承認の簡略化を容認する通知がされている（平成17年3月31日青教県第1366号）。

⁴⁶ 平成16年の私立学校法の改正により、学校法人には財務書類の公開（利害関係への開闘）が求められることがなった。

⁴⁷ 県の監査委員事務局による県立学校に対する実地定期監査は、概ね隔年のサイクルで行われている。

⁴⁸ 外部監査人が若い頃、公認会計士としての教育を受けた公認会計士の浜田康氏は、企業等の内部統制実務の専門家である。著書「不正を許さない監査」（日本経済新聞社）P102～103には、同窓会の幹事やクラブの会計係の仕事を例に、「内部統制の基本は2人でチェックしあうこと」「内部統制とは良い意味での緊張感を共有すること」と述べている。そして、「内部統制は外部の誰かのためのものと、ましてや監査人のためではなく、何かの事業を行う、限られたお金を使つて効率的に使う」ということのためには必要不可欠なものであるとも述べている。実に示唆に富んだ文脈である。

1. 三本木農業高校

(1) 概要

監査時に提出を受けた本校の私費会計は以下のとおりである（※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみである）。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|----------|---------|-------------------|----------------------------|
| PTA ※ | 団体職員 | 監査委員2名 | 3,794千円（一般会計）7,650千円（特別会計） |
| PTA後援会 ※ | 団体職員 | 監査委員2名 | 0円 |
| 志岳寮後援会 ※ | 団体職員 | 監査委員3名 | 497千円 |
| 後援会（財团）※ | 団体職員 | 監査委員3名 | 24,591千円（積立金を含む） |
| 生徒会 | 担当教員 | 校長（承認） 生徒会（監査） | 1,256千円 |
| 部活動費 | 担当教員 | 校長（承認） | 190千円 |
| 学科・学年費等 | 担当教員 | 校長（承認） | 21,156千円（うち修学旅行約12百万円） |

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計取扱規則の制定
 私費会計は県の会計ではないため、県の規則等による統制の対象外となっている。高校内の運用ルーラーで、一定の措置（決裁や監査）を行い、統制を行っているのが現状である。しかし、証拠書類や帳簿整備状況など、高校内の私費会計間でバラつきが見られ、必ずしも統一的な業務処理統制が図られているとは見受けられなかった。前述した、私費会計の県費に準じる性格に鑑み、これらの資金管理、決裁、帳簿等整備などの事務に関する取扱いは、内規等を設けて適切になさるようすべきである。

【意見②】証拠書類等の不備
 前述したとおり私費会計に関する事務取扱関連の規則がないため、以下のような証拠書類等の不備が生じている。これらは、請求者から主任、教頭、校長の決裁により支出がなされているが、チェックが十分でないと思われる。

| 月日 | 会計 | 内容 | 金額 | 備考 |
|-------|-------|-------------|----------|---|
| 9/4 | 諸納入金 | 退学に伴う生徒への返金 | 111,950円 | 担任の領収書のみで、生徒ないし保護者の領収書の添付なし（このほか、10/3、12/1など複数あり） |
| 11/27 | 諸納入金 | 農業科施設見学 | 705,260円 | 見積書のみ添付、領収書等の支払資料の添付なし |
| 3/9 | 農業クラブ | 手回発電機実験キット | 22,305円 | 請求書のみで領収書の添付なし |
| 3/9 | 農業クラブ | 一太郎 2007 | 7,560円 | 請求書のみで領収書の添付なし |

いずれもその後の支出事実の確認がなされていないものと思われるところから、不当な支払いではないが、領収書等の証拠書類は支出事実を証明する重要なものであるため、確實な入手と保管が必要である。

【意見③】監査のあり方について

PTA等別団体以外の私費会計の監査業務に関して、私費会計の決算報告書には校長等の承認・決裁印があるが、監査担当者の記載はなかった。実際には決裁者（決算書作成の最終責任者）が監査も兼ねて内容を確認しているとは思われるが、他校の例では保護者代表が監査を行っているものもあった。基本的に、決算書等の作成者と監査担当者は別人であることことが大原則であり、その二重責任体制をもって初めて決算報告書の適正性が担保され説明責任が果たされると言われている。預金残高が20百万円を超えていることもあり、今後の監査体制について検討する必要がある。

【意見④】徴収未済金の存在

平成18年度末時点で、1,467千円（7名）もの多額の徴収未済が生じている。このうち628千円（3名）は卒業ないし退学した者に係る分であり、卒業・退学者については、一定期間内に分割等により返済する誓約書を入手している。私費会計の多くは実費負担的意味合いが強いため、徴収できない場合、結果的に他の生徒の負担となることから、卒業までには徴収するよう、引き続き努力することが望まれる。なお、滞納者はいずれも授業料の免除を受けているが、私費については原則として免除制度がないことから、これら滞納者の生活資力を考慮すると、年間10万円を超えるこれらの諸会費等を負担するのは容易ではないと思われる。

【意見⑤】最終学年における学年費の取扱い

平成17年度の卒業生にかかる学年費について、卒業時点では922千円の預金残高であったが、卒業後に東京での同窓会や卒業記念品の購入等に充当し、残額が625千円（一人当たり約2,700円）となっていた。この残金については、18年度に雑収入として私費会計に繰り入れている。残金の処理については明確なルールがあるわけではないため、指摘すべき問題とまでは言えないが、前述したとおり、私費に関しては生活困窮者に対しても原則として免除制度がないことを考えると、余剩分は各生徒に返還するのが妥当であると思われる。また、モラルハザードの問題が生じる恐れがあるため慎重な判断が望まれるもの、生徒等の了解を前提に当該残余金を授業料免除者の諸会費負担緩和に活用することも考えられる。

2. 八戸工業高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校全日制の私費会計は以下のとおりである。定時制の私費会計は【意見⑦】に記載したものとの提示を受けた。

(※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみである)。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|------------|---------|---------|---|
| PTA ※ | 団体職員 | 監査委員 3名 | 1,091 千円 (一般会計) |
| 後援会※ | 団体職員 | 監事 3名 | 1 千円、他に積立金など計 25,995 千円あり |
| 同窓会※ | 担当教員 | 監事 3名 | 176 千円 (一般会計) |
| 生徒会 | 担当教員 | 校長 (決裁) | 4,193 千円 |
| 学年費 | 担当教員 | 校長 (決裁) | 1 年生 847 千円、2 年生 458 千円、3 年生 219 千円 |
| 部活動振興費 | 担当教員 | 校長 (決裁) | 2,246 千円 |
| 諸費 (ロッカ一代) | 担当教員 | 校長 (決裁) | 2,318 千円 |
| その他 | 担当教員 | 校長 (決裁) | 学年費から払い出した多数の学科学級費、委員会、検定料などの口座 (残高を有する口座も多数あり) |

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計取扱規則の制定と内部統制について

私費会計は県の会計ではないため、県の規則等による統制の対象外となっている。ただし、高校内の運用ルールで、一定の措置 (決裁や監査) を行い、統制を行っているのが現状である。しかし、証拠書類や帳簿整備状況など、高校内の私費会計間でバラつきが見られ、必ずしも統一的な業務処理統制が図られているとは見受けられなかった。

前述した、私費会計の県費に準じる性格に鑑み、これらの資金管理、決裁、帳簿等整備などの事務に関する取扱いは、内規等を設けて適切になされるようにすべきである (生徒会会計等の一部については規則を制定済である)。

また、全日制・定時制を合わせると非常に多数の私費口座が存在している状況にあり、事故や不正等が生じるリスクがそれだけ高い状況にあると考えられる。したがって、少なくとも別団体が管理する口座を除き、生徒から徵収した金銭に係る口座の一覧表等を作成し、学校長の管理下で、決算書の作成・提出漏れ防止や責任者交代の際の引継ぎ手続、預金残高水準の妥当性把握などに資するデータを整備することが望まれる。

| 種類 | 会計 | 内容 | 金額 | 備考 |
|----|---------|-----|----------|--|
| 誤り | 18年度入学生 | 郵送料 | 22,160 円 | 領収書は 22,250 円であり、精算ミスと思われる このほか、教員名の受領書のみのものや、支出向がなく領収書のみの支出など、証拠書類が不十分なものが散見された。 |

| 【意見③】預金通帳の保管について | | | | | |
|-----------------------|-----------|--|--|--|--|
| 平成16年度入学生 (平成18年度卒業生) | 平成18年度卒業生 | について、学年費及び学級費に係る私費会計を有しているが、電子機械料を除く全日制の各学級費及び学年費の預金通帳が保管されていない。該当する生徒が卒業したためと思われるが、決算書、証拠書類、預金通帳については【意見①】に記載した内部規定等で一定期間の保管を定めるなどの対応が望まれる。 | | | |

【意見④】修学旅行に係る決算書の未作成について

平成18年度入学生の修学旅行代金に係る決算書が作成されていない。理由は修学旅行は平成19年度 (2年生時) に実施されるものであり、事業が完了していないため、との説明を受けた。しかし、年間8万円を徴収する修学旅行代金は学年全体で2千万円を超える金額となることから、一定期間で区切って収支計算を行い、通帳残高と照合し、一定の決裁や監査を受けるのが内部牽制上必要であるといえる。一定の期間とは、最長でも一年を超えるべきではなく、したがって、各年度末ごとの作成及び承認が望まれる。

【意見⑤】修学旅行の残金について

平成16年度入学生の修学旅行代金の残金 1,512 千円は、卒業時に教職員と保護者により開催される卒業祝賀会に充当されている。

卒業祝賀会の収入内訳は次のとおりであり、主要な財源になっていることがわかる。

(単位: 千円)

| 収入内訳 | 金額 | 備考 |
|--------|-------|---------|
| 修学旅行残金 | 1,512 | |
| 来賓会費等 | 136 | |
| 職員会費 | 200 | |
| 保護者会費 | 800 | 一人 5 千円 |
| 計 | 2,648 | (注) |

(注) 支出のほぼ大半は市内のホテルへの支払 (2 次会費用を含む) 2,393 千円である

卒業祝賀会は、いわゆる従来の謝恩会に相当するものであり、生徒の保護者から教職員に対して謝意を表するものであり、社会通念上その開催が問題になることはないと思われる。ただし、修学旅行代金の残金は一人5千円を超える、決して少額ではない金額であり、また、実費微収という前提から、いったん精算・返金すべきであり、全く性格の異なる祝賀会に充当すべき性格のものではないと思われる。

また、生活困窮等による授業料免除対象者であっても、修学旅行代金などの実費の支払いは免除されおらず、当該生徒が参加するためには保護者は重い負担をしている状況を考慮しても、残金の清算・返金をすべきであると思われる。

なお、平成17年度入学生の修学旅行も同程度(1,229千円)の残金が生じており、そもそも微収金額の設定が妥当であるのか、疑問が残る。ひいては、最初から祝賀会の費用を織り込んだ微収金額の設定がなされているのではないかとの疑惑も生じるところである。したがって、祝賀会の費用は別途その旨明記したうえで諸費用としての微収を実施する、あるいは参加者の会費の範囲内で実施できる規模とするなどの対応も合わせて望まれる。

【意見⑥】 徴収未納金の存在について

定時制の私費会計には、以下の徵収未納金が存在している。

| 私費会計名稱 | 平成18年度未預 金残高(千円) | 摘要 | 監査人 |
|----------------|---------------------|--|------|
| PTA会費 | 262 | 監査人の監査日が平成18年3月14日になつているが平成19年の誤りである。 | 父兄2名 |
| 生徒会費 (一般会計) | 406 | 収入1,064千円に対して支出657千円と余剰金が多額である。 | 教員2名 |
| 生徒会費 (特別会計) | 195 | 特別会計の目的が不明確である。特定の目的が無ければ一般会計に戻すべきである。 | 教員2名 |
| 給食費 | 282 | 預金通帳残高と決算報告書残高が不一致である。 | 教員2名 |
| 行事費 | 504 | 決算報告書の対象年度の記載が前半分になつている。 | 教員2名 |
| 学校後援費 | 500 | 歳入事務の監査【指摘③】を参照願いたい。 | 教員2名 |
| 周年記念事業 | 232 | 預金通帳残高と決算報告書残高が不一致である。 | 教員2名 |
| PTA会費 | 67 | 平成11年に寄付を受けて以来、預金利息以外の取引が無い。使わないのであれば、速やかに他の会計と統合すべきである。 | 教員 |
| 合計 | 2,455 | | |

私費会計の預金残高は全体で245万円と多額になっている。多額の預金は不正の温床となりやすいため、速やかに返金するか、あるいは本来の目的に使用するべきである。

上表のように未納額が多額であり、中には退学して連絡もままならない元生徒もいる。これまで以上に積極的な督促回収作業が急務である。また、未納者から調定金額に満たない一部入金がある場合の事務処理を質問したところ、入金処理ができないために返金するという回答を得た。しかしながら、提出された給食費の未納者リスト上には「一部預かり」という表現が記載されており、預り金の存在を察わせる表現となっている。学校事務員の誠実性を信じるしかない立場ではあるが、管理目的の書類にこのような記載がある以上、学校事務の信頼性を確保するためには精査する必要があるものと考える。なお、監査人としては、全く未入金よりは一部入金もあった方が経済的に好ましく、回収した都度、遅滞なく部分入金をしたほうが望ましいと考える。

【意見⑧】 監査体制について

上述のとおり、私費会計は教育活動への貢献や管理上の観点から多くの問題点を内包している。学校には保護者や生徒への説明責任があり、決算報告書を作成しているところであるが、決算書の信頼性を担保する監査担当者の監査としては、質的量的に不十分であるのは明白である。決算報告書の真实性、信頼性を確保するためには、強い責任感を持つ十分な時間をかけて監査する人材が必要である。教員が監査人であることについては致し方ない面もあるが、今後は各人が意識を変えて、実効ある監査を行うよう期待したい。

3. 八戸商業高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみである)。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|--------|---------|---|-------------------|
| PTA ※ | 団体職員 | 監査委員3名 | 514千円 |
| 後援会※ | | | 1,001千円、他に積立金などあり |
| 生徒会 | 担当教員 | 事務長 | 779千円 |
| 学年費 | 担当教員 | 監査委員1名 1年生 199千円、2年生 837千円、 3年生 424千円(卒業後の激励会に使用する) | |
| 部活動賛興費 | 団体職員 | 監査委員3名 4,310千円 | |
| 進路指導費 | 団体職員 | 監査委員3名 711千円 | |
| バス会計 | 担当教員 | 事務長 220千円 | |
| 負担金 | 団体職員 | 校長(決裁) 304千円 | |

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計取扱規則の制定

1. 三木農業高校【意見①】と同内容である。

【意見②】証拠書類等の不備

前述したとおり私費会計に関する事務取扱関連の規則がないため、以下のような証拠書類等の不備等が生じている。これらは、請求者から校長他の決裁により支出がなされるが、チェックが十分でないと思われる。

| 会計 | 内容 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|--------|---|
| 生徒会 | 生徒会費の返還 | 4,400円 | 生徒への返金であるが、領収書名義は学年会計担当になっている(本人からの領収書は添付されていない)。 |

【意見③】帳簿の整備

第1学年諸経費(平成18年度入学生分)の収支簿が作成されていなかった。なお、決算報告書は預金通帳に基づいて作成している、とのことである。また、他の私費会計についても、今回の監査対応のために収支簿を後付けで作成したものや受領書を後日作成したものが多數ある、との説明を受けた(【意見②】に記載した分も事後作成のことであった)。

これらのこととは、【意見①】で述べたように、統一的なルールが存在しないことによって会計実務が各担当者の裁量にゆだねられ、各担当者の技量や意識の違いにより、私費会計の管理レベルに大きな差異が生じていることを意味している。
預金残高が決算報告書と一致していることは最低限のことであるが、金銭の収支記録や、その収支記録の裏付けとなる証拠書類等が保管されていることは、高校側の説明責任の観点から必要不可欠である。
また、収支簿を作成し、日常的に預金通帳との残高を照合することで過誤や不正の発見につながる効果もあるため、この点からも必ずタイムリーに作成すべきである。

【意見④】バス会計の資金の保管と無監査の決算書

後援会から補助を受け、高校の諸活動に使用するバスの運行経費について、バス会計を設けて管理している。収支決算書を預金通帳と照合したところ、以下のように差異が生じていた。この理由は、3月26日に収納した金額が4月4日に預け入れられていたためである。この間、現金で保有していたこととなり、そのような管理が紛失や不正防止の観点から妥当とはいえない。【意見①】で述べた内規によって金錢管理のルールを定め、それに準拠して管理を行うべきである。

| | |
|--------------|----------|
| 決算書残高 | 220,842円 |
| 預金通帳残高(3/31) | 117,192円 |
| 預金通帳残高(4/4) | 220,842円 |

なお、会計監査担当者として事務長の名が記載されているが、当人は会計監査担当者である事実を承知しておらず、また収支簿もないことから監査は行われていないものと思われる。

【意見⑤】卒業祝賀会について

第3学年諸経費(平成16年度入学生分)のうち1,256千円は、卒業時に教職員と保護者により開催される卒業祝賀会に充当されている。

卒業祝賀会の収入内訳は次のとおりであり、その大半を使用している。

(単位:千円)

| 収入内訳 | 金額 | 備考 |
|-------|-------|-----|
| 学生費より | 1,256 | |
| 祝儀等 | 150 | |
| 職員会費 | 172 | |
| 保護者会費 | 65 | |
| その他 | 73 | |
| 計 | 1,716 | (注) |

(注) 支出の大半は、市内のホテルへの支払1,179千円である

卒業祝賀会は、いわゆる従来の謝恩会に相当するものであり、生徒の保護者から教職員に対して謝意を表するものであり、社会通念上その開催が問題になることはないと思われ

る。ただし、祝賀会の性格を考えた場合、徴収時に学年費として徴収するよりも、事前に「卒業祝賀会代金」等と明示して徴収したほうが、保護者への説明責任の観点から望ましいといえる。また、学年経費からの充当は一人8千円であり、決して少額ではない金額である。この点は、生活困窮等による授業料免除対象者であっても、学年費の支払いは免除されておらず、卒業祝賀会について保護者は重い負担をしている状況からも、そのような配慮がなおさら望まれるところである。

【意見⑥】不用額の返還について

私費の徵収は、高校の教育及びそれに付随する諸活動に要する実費負担を前提としてなされている。その中でも、負担金のように代理徴収もしくは特定の支出と紐付けの性格の強い私費や、部活動費のように複数年にわたって生徒が受益するため必ずしも年度ごとの紐付けはできないものまでさまざまである。その他、学年費のように3年間にわたって生徒が受益し、卒業時に精算する性格のものもある。

これらを念頭に拝見した私費会計のうち、以下のものについては、徴収額と使用額に大きな差異が生じている。

| 事 項 | 徴収額(円) | 使用額(円) | 差額(円) |
|------------------|---------|---------|---------|
| ア. 進路指導費の「学力対策費」 | 500,000 | 44,669 | 455,331 |
| イ. 負担金の「教養行事費」 | 700,000 | 576,250 | 123,750 |

アの学力対策費は、公務員試験等の補習費用相当であるが、講師が公務員であり謝金を受け取れないために生じた余剰であり、イの教養行事費は他の高校と合同で芸術鑑賞会を開催するために経費が節約できたものである（これらの会計は、他の項目も剩余が生じており、会計全体として余剰となっている）。

このうち、アについては、公務員を講師に起用することが明らかであれば、謝金の支払いはできいため、進路指導費の徴収額の設定に見直しの余地があるのではないかと思われる。

イについては、負担金の一項目であり、芸術鑑賞会費用への紐付けが強いことから、残余代金は当該会計で繰り越さずには学年費に繰り入れを行なうなどの対応が考えられるのではないかと思われる。

PTAや後援会へ繰り入れる方法も考えられるところではあるが、生活困窮等による授業料免除対象者であっても、私費の支払いは免除されでいないことを考えると、各生徒に直接的に還元する方法で対応することがより望ましいと考える。

【意見⑦】事務委任契約について

上表の負担金会計については、団体の雇用職員が事務を担当している。負担金会計は県費ではないため、県の雇用職員が必ずしも事務を担当する必要はないと思われるが、事故があった場合の生徒等への弁済等が必要になった場合の責任分担を明確にする観点から、高校と後援会とで事務委託に関する書面の作成が望まれる。

【意見⑧】PTA打ち合わせ費用について

第2学年（平成17年度入学生）の学年費の支出に、PTAでの会合にかかる費用（打ち合わせ茶菓等）が以下のとおり含まれている。

PTA関係打ち合わせ費用の学年費負担（第2学年）

| 月日 | 金額(千円) |
|-------|--------|
| 9/22 | 10 |
| 10/26 | 7 |
| 3/12 | 15 |

この費用を学年費で負担した理由は、PTA全体（1~3学年）での打ち合わせではなく、学年単位の打ち合わせであつたため、とのことであった。

一方、他の学年においては、このような打ち合わせ費用は個人負担となつており、PTA及び学年費いざわからも支出はなされていなかった。説明責任を果たすことができる限り、いざれが負担すべきかは問題とはならないと思われるが、同じ高校内で取扱いが異なることは好ましいことではなく、統一的な取扱いが望まれる。

【意見⑨】徴収未済の私費の存在

平成18年度末時点で、10千円（1名）の生徒会費の徴収未済が生じている。私費については実費負担の意味合いが強いため、徴収できない場合、結果的に他の生徒の負担となることから、卒業までには徴収するよう、引き続き努力することが望まれる。

【意見⑩】激励会収支決算書の誤記載

平成18年度卒業生の学年費の残金424千円及び卒業祝賀会の残金151千円で、県内外で卒業後に激励会を実施しており、これをもって学年費その他生徒の負担した私費を還元している。この激励会については、収支決算書を作成し、全額を支出した扱いとなっていたが、内容を検証したところ、利息相当額356円が計算上反映されておらず、収支がゼロになるように操作的に作成された決算書となっていた。その後、高校側に調査を依頼したことから、支出明細の集計誤りであり、収入相当額全額を支出に充当していることから、結論として収支決算書の記載誤り及び計算誤りであったことが判明した。当該決算書は学年会計担当者が作成のうえ、教頭が決裁を行っているが、決裁事務が十分機能していない恐れがあるため、決裁の前提として監査担当者による監査を実施する体制を構築する必要があると考える。

4. 八戸第二養護学校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみである)。

| | | | |
|-------|---------|---------|-------------|
| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
| PTA ※ | 学校職員 | 監事2名 | 215千円 |
| 後援会 ※ | 学校職員 | 監事2名 | 911千円 |
| 学級費 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 残高なし |
| 教材費 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 残高なし |
| 給食費 | 担当職員 | 校長(承認) | 残高なし |

(2) 閲覧の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかつた。

5. 名久井農業高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみであり、☆は当日担当教員の都合がつかず、後日、預金残高の情報のみを入手したものである)。

| | | | |
|----------------------|---------|-----------|---------------------------------|
| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
| PTA ※ | 担当教員 | 監査委員2名 | 2,146千円 |
| クラブ活動援助費※ | 担当教員 | 監査委員2名 | 1,712千円 |
| (PTA特別会計) | | | |
| 後援会※ | 担当教員 | 監事2名 | 1,676千円 |
| 名岳寮☆ | 担当教員 | 校長・教頭・事務長 | 450千円 |
| 生徒会☆ | 担当教員 | 校長・教頭・事務長 | 1,722千円 |
| 農業クラブ☆ | 担当教員 | 校長・教頭・事務長 | 573千円 |
| 家庭科☆ | 担当教員 | 校長・教頭・事務長 | 0千円 |
| 学年費・進路指導費、図書費、魔術館維持費 | 担当教員 | 校長・教頭・事務長 | 16,444千円(左記の私費を同じ預金通帳にて管理している。) |

(学年費等の内訳)

(単位:千円)

| | 内訳 | 17年度未残高 | 18年度収入 | 18年度支出 | 18年度未残高 |
|-----------|----|---------|--------|--------|---------|
| 進路指導費 | | 397 | 788 | 935 | 250 |
| 生徒研究資料援助費 | | 2,595 | 0 | 360 | 2,234 |
| 特定目的維持費 | | 6,885 | 1,929 | 1,291 | 7,522 |
| 図書費 | | 1,958 | 293 | 254 | 1,997 |
| 学年費(1年) | | — | 1,912 | 1,876 | 36 |
| 学年費(2年) | | 231 | 1,713 | 1,721 | 223 |
| 学年費(3年) | | 528 | 1,563 | 2,092 | — |
| 学校環境対策費 | | 394 | 562 | 911 | 45 |
| 体育教材費 | | 278 | 188 | 359 | 106 |
| 情報処理費 | | 335 | 188 | 129 | 393 |
| 家庭科実習費 | | 591 | 666 | 615 | 642 |
| 生徒部販売 | | 55 | 0 | 97 | ※ △41 |
| 卒業諸経費 | | 49 | 3,670 | 3,719 | 0 |
| スクール教室 | | 724 | 1,428 | 1,466 | 686 |
| 芸術教室 | | 1,972 | 737 | 274 | 2,435 |
| 入学時徴収金 | | 102 | 4,240 | 4,240 | 102 |
| 立替金 | | △190 | 0 | 0 | △190 |
| 合計 | | 16,911 | 19,882 | 20,348 | 16,444 |

(2) 閲覧の結果及び意見

概況把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】 私費会計取扱規則の制定

1. 三本木農業高校 【意見①】 と同内容である。

【意見②】 学年費等の預金残高の内訳について
学年費や進路指導費は同じ預金通帳で一括して管理しているが、帳簿上はそれぞれ区分して管理されている。内訳をみると、年間支出額に比して残高が多額のものやマイナス残高になっているものがある。

下表の特定目的維持費、図書費、芸術教室については、支出額に比して預金残高が多額であり、特に特定目的維持費及び芸術教室については、年間徴収額と年間支出額の差異も多額である。従って、必要額以上の徴収が行われている懸念がある。授業料と異なり、これらについては実費負担の趣旨から生活困窮者に対する免除制度がなく、少なからぬ負担をしていることを考えると、收支バランスや預金残高水準を十分考慮し、適正な徴収金額の設定が望まれる。また、不用途が生じた場合には年度ごとに精算し生徒に返還する、あるいは学年費に繰り入れて生徒の在学中に直接還元できる方法を検討すべきと思われる。

また、立替金及び生徒部販売は残高がマイナスになっているが、理由は不明とのことであった。マイナス残高ということは、他の私費会計から資金的な借入を行っていることが推測されるところであり、適切な状態ではない。原因を早急に究明し、適切に処理すべきである。学年費等の内訳は下表のとおりである。

【意見③】監査体制のあり方について

PTA 等別団体以外の私費会計の監査の実態について質問したところ、私費会計の決算報告書は校長・教頭が学期ごとに監査・決裁を実施している旨、説明を受けた。学期ごとに行っている点は好ましいことであるが、他校の例では保護者代表が監査を行っているものもあった。本校の預金残高はトータルで 20 百万円近いこともあり、外部の監査担当者の方がより適切だと思われる。

【意見④】学校環境対策費について

学校環境対策費は、生徒の入学時に徴収されるものである。内容は、校内の修繕等への充当が大半であるが、このほか近隣学校に対する祝儀⁴⁹や慶弔金に充当されているものもあり、環境維持費という名目からは違和感のある用途に充てられたものが散見された。私費会計のため、掲げるべき規則等がなく、どのような名目で徴収し何に使用するかは高校の裁量に任せているものであることは確かであるが、私費の実費負担の趣旨や生活困窮者への免除制度がないことなどを十分考慮した上で、祝儀や慶弔金の類を生徒に負担させることが妥当かどうか検討する余地があると考える。

(2) 閲覧の結果及び意見
概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計取扱規則の制定

1. 三本木農業高校【意見①】と同内容である。

【意見②】証拠書類等の不備

前述したとおり私費会計に関する事務取扱関連の規則がないため、以下のような証拠書類等の不備が生じている。これらは、請求者から校長他の決裁により支出がなされているが、チェックが十分でないと思われる。

| 日付 | 会計 | 内容 | 金額(千円) | 備考 |
|-------|----------|--------|--------|---------------------------------|
| 5/18 | 16 年度入学生 | ワープロ検定 | 143 | 担任教員の領収書のみ(同様のものが他学年においても散見される) |
| 11/13 | 18 年度入学生 | 半紙代 | 29 | 納品書のみ添付(領収書添付なし) |
| 11/13 | 18 年度入学生 | 家庭科実習費 | 350 | 支出用のみ添付 |

証拠書類は会計の適正性の根拠になるものであるため、必ず入手し一定期間保管しておかなければならぬ。

【意見③】帳簿の不備

学年費のうち、平成 17 年度入学生について、預金通帳および個々の支出用の積み上げで決算書を作成しているが、収支簿が作成されていない。他の学年では日付順の収支簿を作成しており、帳簿残高と預金通帳残高が常時照合可能なになっているのに対し、当該学年では年度末に決算書が作成された後でなければ、預金通帳と預金残高の照合手続きが可能とはならない。

6. 野辺地高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(※は別団体の会計であるため、決算書を入手したのみである)。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|-------|---------|--------|-----------------------------------|
| PTA ※ | 団体職員 | 監事 3 名 | 4,501 千円(一般会計) 4,867 千円(特別会計) |
| 後援会※ | 団体職員 | 監事 3 名 | 2,883 千円、他に奨学金英基金など計 20,027 千円あり |
| 同窓会※ | 事務職員 | 監事 2 名 | 971 千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 監査委員会 | 844 千円 |
| 学生費 | 担当教員 | 校長・事務長 | 1 年生 67 千円、2 年生 1,313 千円、3 年生残高なし |
| 部活動費 | 団体職員 | 監事 3 名 | PTA 一般会計に含まれている |
| 進路指導費 | 団体職員 | 監事 3 名 | PTA 一般会計に含まれている |
| 負担金 | 団体職員 | 校長(決裁) | |

⁴⁹ 報道によると、平成 20 年 1 月 25 日、千葉地方裁判所は、学校の入学式等で来賓からもらった御祝儀等は寄付金であり会計上は受領時に船橋市の収入になると考えられることから、これを学校の収量で懇親会費等に使ったのは違法であることから学校に不当利益が認められ、元校長に返還を命令した。祝儀が自治体への寄付金にあたるとした司法判断は初めてというが、学校の収量確はそれほど広くはないことを示していると考える。

また、当該学年については、決算書の収支差額残高と預金通帳残高が一致していないかった。高校の監査上は問題なしどうしているが、これは春期休暇の都合上、3月末以前に監査を行っているためである。監査の結果として、歳入の章で指摘した授業料の立替え分がこの決算書に未反映であったため、差異が生じたものであることが明らかとなつた。

このように、日々の収支簿を作成していないために、預金通帳残高と不一致が生じてもすぐには気がつかない恐れがあり、また内部牽制も不完全になる恐れがあるため、日常的に収支簿を作成する必要がある。

【意見④】謝金の源泉徴収について

8月24日に進路指導部が実施した講演会の講師謝金について、県事業である仕事学び推進事業からの支出のほか、不足分を以下のように進路指導費から拠出している。県の事業費不足を私費会計が補っている訳であるが、これに関して、進路指導費負担部分の謝金の源泉徴収が行われていない。私費会計とはいえ、当然源泉徴収義務があるため、会計処理には十分な注意が必要である。

| | |
|------|---------|
| 県費負担 | 11,600円 |
| 私費負担 | 18,400円 |
| 計 | 30,000円 |

【意見⑤】事務委任契約について

私費のうち、部活動、進路指導費、負担金（安全互助会掛金・学校健康センター掛金）について、団体雇用職員が事務を担当している。このうち、部活動、進路指導費はPTAの一般会計にて経理処理がなされているため、団体雇用職員が担当している、とのことであるが、負担金については別個の会計になつていて、いずれも県費ではないため、県の雇用職員が必ずしも事務を担当する必要はないと思われるが、負担金についてはPTAの会計で経理していないこともあり、事故があつた場合の生徒等への弁済等が必要になつた場合の責任分担を明確にする観点から、高校とPTAとの間で事務委託に関する書面の作成が望まれる。

また、進路指導費や部活動費などは本来PTAの会計に属するものではないと思われる。現状の処理では残金が生じた場合にPTAの財産に組み込まれる結果（注）になることから、正しくは別会計とするべきであり、団体雇用職員に事務委託する場合、前述の通りの処置が望まれる。なお、平成18年度の部活動費及び進路指導費の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

| | 部活動費 | 進路指導費 |
|----------|--------|-------|
| 18年度収入 | 13,278 | 1,402 |
| 18年度支出 | 12,279 | 1,015 |
| 18年度収支差額 | 998 | 386 |
| 前年度繰越 | 1,423 | 703 |
| 次年度繰越 | 2,421 | 1,089 |

（注）一般会計の繰越額の内訳として、部活動費及び進路指導費の内訳が示されている。

7. 弘前実業高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|---------|---------|-------------------|--|
| PTA | 担当教員 | 監事3名 | 3,556千円。校舎環境整備特別会計2,545千円及び定期預金7,008千円 |
| 後援会 | 担当教員 | 監事2名 | 471千円。会館特別会計1,990千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 校長（承認） 生徒会（監査） | 8,142千円 |
| 同窓会 | 担当教員 | 監事3名 | 普通預金1,447千円、定期預金11,471千円 |
| 高体連等負担金 | 事務職員 | 校長（承認） | 0千円 |
| 芸術鑑賞 | 事務職員 | 校長（承認） | 35千円 |
| 修学旅行 | 担当教員 | 校長（承認） | 1学年△45千円、2学年0円 |
| 保健費 | 事務職員 | 校長（承認） | 41千円 |
| 進路指導部 | 担当教員 | 校長（承認） | 1,328千円 |
| 学生経費 | 担当教員 | 校長（承認） | 1学年386千円、2学年32千円、3学年0千円 |
| 卒業証費 | 担当教員 | 校長（承認） | 0円 |
| 各実習費 | 担当教員 | 校長（承認） | 農業経営科実習費160千円、農業クラブ95千円、商業科実習費221千円、商業クラブ66千円、スポーツ科実習費△1千円、スポーツ科学科3年実習費0千円、実習費10千円、スポーツ科学科3年実習費△1千円、スポーツ科学科2年実習費10千円、実習費△1千円、家庭科学科1年実習費109千円、家庭科学科2年実習費6千円、家庭科学科3年実習費0千円、服飾デザイン科1年実習費66千円、服飾デザイン科2年実習費299千円、服飾デザイン科3年実習費0千円、家庭基礎実習科実習費0千円、家庭科検定料0千円、学校家庭クラブ102千円 |

（2）閲覧の結果及び意見
概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計の監査体制について

PTA 等別団体以外の私費会計の監査について、私費会計の決算書を綴ったファイルには学年主任、教頭、校長の決裁印があるが、監査が実施された形跡がない。最終的な決裁者は作成に関する最終責任者である校長であり、この決裁印は作成に係る責任者としての印であり、監査とは意味合いが異なるものと思われる。したがって決算書の適正性の担保や説明責任の観点から監査担当者を明確にしておく必要がある。他校では収支決算書に、監査担当者が「監査の結果、相違ないことを認める」旨記載して、日付とともに署名押印している例もあり、参考にすべきと思われる。

【意見②】多額の預金残高について

生徒会会計の預金残高は8,000千円を超えており、そもそも多額になる理由を確認し、徴収金額が妥当かどうかを検討する必要があるとともに、徴収目的に従った事業費の適切な使い方を生徒会と協議のうえで決定しなければならない。なお、本校の会計事務フローについて説明を受けたところ、会計担当者の出納事務については事務長と校長の決裁を受けて行われており、内部統制については一定のレベルが確保されているとのことであった。

【意見③】会計のマイナス残高について

本校は、PTA 等別団体を除く私費会計すべてを一つの預金通帳で管理しているため、各会計間で資金を立替える行為が常態化している。このような管理方法の目的は、立替え処理することによって、入学当初や学期初めに多額の金銭的負担を父母に強いることを避け、年間の徴収額を平準化することにあるようである。

このうち修学旅行会計においては積立金を生徒から徴収して一旦学校の預金通帳にペーパー化し、定期的に旅行業者が一定額をまとめて引落している。この修学旅行会計におけるマイナス残高は当該引落し金額に不足が生じたため、他会計で立替えたことによるものである。同様に、スポーツ科学科1年実習費会計においてもマイナス残高が生じている。

しかしながら、預金通帳は一般的には会計ごとに管理するのが基本であり、一つの預金通帳は、立替えが常態化する一因にもなっている。私費会計の立替えが必要とならないよう、各会計の年間の支出計画に沿って金額を徴収するのが本来であろう。

(2) 閲覧の結果及び意見
概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計の手続きの適正性について

事業年度終了前に収支決算書が作成され、監査が終了しているケースが見受けられた。(3学年会計、家庭科実習費会計)。この点については、担当者が転勤のため事業年度終了を待つて作成できないなど、やむを得ない事情のあるケースも存在するとのことである。従つて、決算対象期間を予め規定化する必要があるものと考える。

このほか、事業年度末日付の記載ミス(五高会館会計及び記念館食堂会計について3月30日となっているが31日の誤りである)、収支決算書への承認もれ(生徒会会計について生徒会の承認が無かった)など、事務手続上の誤謬、不備が見受けられた。

これらも私費会計の取扱規定を制定することにより、再発を防止できるものと思われるため、検討が望まれる。

8. 五所川原高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(全日制)

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|--------|---------|---------------------|--|
| PTA | 団体職員 | 監事3名 | 2,277千円 |
| PTA後援会 | 団体職員 | 監事3名 | 1,470千円 |
| 財)後援会 | 団体職員 | 監事2名 | 2,071千円及び定期預金20,000千円。 |
| 生徒会 | 担当教員 | 監査委員(教員) | 4,991千円 |
| 進路指導費 | 担当教員 | 校長(承認) | 1,511千円 |
| 学年経費 | 担当教員 | 学年費:家庭科実習費:監査委員(教員) | 1学年213千円、2学年282千円、3学年223千円(生徒会費に組入)、五高会館222千円、記念館食堂1,150千円及び定期預金2,000千円、芸術鑑賞2,788千円、家庭科実習61千円、PTA進学支援1学年301千円、同2学年243千円、同3学年70千円(進路指導費・組入) |

(定期制)

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|--------|---------|-------|-------------|
| PTA | 事務職員 | 監事2名 | 98千円 |
| PTA後援会 | 事務職員 | 監事2名 | 284千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 教頭 | 121千円 |
| 給食費 | 事務職員 | 教頭 | 69千円 |
| 修学旅行積立 | 事務職員 | 教頭 | 1,155千円 |

【意見②】 収支決算書未作成について

給食費会計（定時制）については収支差額が生じるにもかかわらず収支決算書を作成していない。給食費も生徒から実費徴収している金額であり、他の諸費用と区分する必然性がない以上、使用状況や預金残高については説明責任があり、最低限の説明責任を果たす上で収支決算書の作成は不可欠であると考える。

【意見③】 私費会計の監査体制について

定時制高校においては、授業料（公費）の徵収事務と私費会計の管理の両方を、学校事務職員一人が行っており内部統制組織が非常に脆弱である。逆に、全日制の校内私費会計については各会計それぞれに2名の教職員を監査担当者として配置しており、校長に対し監査日時、場所、監査結果、所見を文書で報告する体制を整えている。他校では見られない優れた取り組みであるが、収支計算書を閲覧した限りでは、残念ながら適用は一部にとどまっていると感じられたため、全面的な適用を期待したい。

【意見④】 多額の預金残高について

生徒会会計の預金残高は約5,000千円ある。担当教員1人で管理するには著しく多額の残高であり、内部統制上の危険性が高いと考える。そもそも多額になる理由を確認し、徵収金額が妥当かどうかを検討する必要があるとともに、徵収目的に従った事業費の適切な使い方を生徒会と協議のうえで決定しなければならない。また、預金管理については、内部統制の視点を十分考慮しなければならないと考える。

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】 私費会計の会計処理について

生徒会会計を閲覧した結果、領収書の添付のない支出が発見された（No132. 備品費ラン引き他 102千円）。適正な会計処理であることを証明するためには、領収書等の証憑類の保管が必要であるため、改善が必要だと考える。

また、生徒会会計と学年経費会計を一つの預金通帳で管理しているが、徵収目的が異なる負担金を会計処理するにあたっては、預金通帳を分けたほうが会計実務の簡便性に資すると言える。加えて、学年経費会計は預金通帳が一つであるが学年費会計と学習指導費会計に区分されているため、別途残高内訳表を作成している。2学年の学年費と学習指導費について、合計数値では一致しているものの内訳表上の預金残高と収支決算書上の預金残高が一致していなかつた。これらの点について今後検討する必要があると考える。

【意見②】 私費会計の監査体制について

収支決算書には学生主任、事務長、教頭、校長の決裁印があるが、監査担当者の押印はない。最終的な決裁者は校長であるが、これは決算書の作成に係る最終責任者としての決裁であり、監査とは意味合いが異なるものと思われる。したがって監査担当者を明確にしておく必要がある。他校では収支決算書に、監査担当者が「監査の結果、相違ないことを認める」旨記載して、日付とともに署名押印している例もあり、参考にすべきと思われる。

9. 弘前南高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|---------|---------|-------------------|--|
| PTA一般会計 | 団体職員 | 監事3名 | 4,746千円 |
| PTA模試会計 | 団体職員 | 監事3名 | 1,091千円 |
| 後援会 | 団体職員 | 監事2名 | 3,479千円及び定期預金12,652千円、特別会計4,72千円及び定期預金2,382千円、販売部現金95千円及び定期預金3,474千円、その他預金26,890千円 |
| 同窓会 | 担当教員 | 監査委員3名 | 195千円、特別会計2,249千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 校長（承認） 生徒会（監査） | 12,397千円 |
| 学年経費 | 担当教員 | 校長（承認） | 1学年260千円、2学年1,129千円、3学年576千円、芸術鑑賞781千円、卒業諸費402千円、進路指導部2千円 |

【意見③】後援会への寄付について

学年経費について、3学年終了時点の残高1,066千円（内訳は学年費174千円、学習指導料402千円、卒業諸費490千円）を後援会に寄付している。これらは実費相当額を徴収する性格であることや、生活困窮者に係る免除制度がないことを勘案すると、不用額は卒業時に返金した方が望ましいと考える。結果的に卒業諸費等の徴収金額が過大であった訳であるが、今後徴収金額を決定するにあたっては、このような余剰額に関するデータを基にするべきものと考える。

【意見④】多額の預金残高について

生徒会会計の預金残高は1千万円を超えており、担当教員1人で管理するには著しく多額の残高であり、内部統制上の危険性が高いと考える。そもそも多額になる理由を確認し、徴収金額が妥当かどうかを検討する必要があるとともに、徴収目的に従った事業費の適切な使い方を生徒会と協議のうえで決定しなければならない。また、預金管理については、内部統制の視点を十分考慮しなければならないと考える。

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計の適正性について

第2学年の学年経費会計につき、校長決裁を受けた収支決算書の預金残高と預金通帳残高が2,500円不一致であった。この事実を指摘したところ、提出した収支決算書は修正前のものとのことで、修正後の収支決算書が改めて提出された。修正後の収支決算書の預金残高と預金通帳残高は一致していたが、両者の照合手続きは会計処理上も内部統制上も基本的事項であり、決裁前の牽制が形骸化していることをうかがわせるものである。今後は実効性のある決裁行為が望まれる。

【意見②】私費会計の監査体制について

最終的な決裁者は作成に関する最終責任者である校長であるが、決算書の適正性の担保や説明責任の観点から監査担当者を明確にしておく必要がある。他校では収支決算書に、監査担当者が「監査の結果、相違ないことを認める」旨記載して、日付とともに署名押印している例もあり、参考にすべきと思われる。

【意見③】私費会計の現金管理について

授業料等を窓口で現金受領する場合、授業料については県の預金口座に入金し、私費については各担当教員に現金を手渡しているが、他校では私費についても事務側で該当する預金口座に一旦入金し、担当教員に報告する例もある。現金の取扱いは不正や過誤・失念につながる可能性が高いため、極力避ける方が望ましいと考えることから、速やかに口座に入金を行う事務処理とすることが望まれる。

10. 浪岡高校**(1) 概要**

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|------|---------|--------|--|
| PTA | 団体職員 | 監事3名 | 一般会計1,739千円、その他に積立金5,245千円、退職積立金1,002千円、芸術鑑賞積立金400千円、会館基金14,639千円、後援会559千円、後援会積立金2,499千円、後援会退職金501千円、学校整備援助費805千円、施設・教育機器等積立金6,000千円 |
| 同窓会 | 事務長 | 監事2名 | 一般会計330千円、積立金1,593千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 生徒会 | 933千円 |
| 学年経費 | 担当教員 | 校長（承認） | 1学年193千円、2学年223千円、3学年0千円 |

11. 青森工業高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

(全日制)

| | | | |
|---------|---------|----------------|--|
| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成 18 年度末預金残高 |
| PTA | 団体職員 | 監事 3 名 | 2,377 千円 |
| 後援会 | 団体職員 | 監事 2 名 | 5,083 千円及び定期預金 13,402 千円。 |
| 生徒会 | 団体職員 | 監事 (父兄) 生徒会 | 500 千円及び定期預金 1,000 千円 |
| 同窓会 | 担当教員 | 監事 2 名 | 592 千円。特別会計に普通預金 216 千円及び定期預金 4,504 千円。 |
| 特別活動振興費 | 団体職員 | 監事 (父兄) | 1,261 千円 |
| 家庭科実習費 | 担当教員 | 教頭 | 67 円 |
| 応援団費 | 担当教員 | 事務長 | 218 円 |
| 芸術鑑賞 | 担当教員 | — | 4 円 |
| 修学旅行 | 担当教員 | 監事 (父兄) | 12 千円。残高は学年費に組入。 |
| 保健部保険費 | 担当職員 | 事務長 | 16 千円 |
| 進路指導部 | 担当教員 | 事務長 | 122 千円 |
| 学生経費 | 担当教員 | 監事 (父兄) | 1 学年 65 千円、2 学年 46 千円、3 学年 148 千円。3 学年の残高については返還されている。 |

上記の会計の他、入学時の納入金があり、受け入れ時に一旦別の預金通帳で管理している。平成 18 年度末時点では 19 年度の入学生からの納付金が当該預金通帳に入金されており、金額は合計で約 22 百万円である。年度初めに各会計に振り替えられている。

(定時制)

| | | | |
|-------|---------|--------|---------------|
| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成 18 年度末預金残高 |
| PTA | 担当教員 | 監事 2 名 | 2,176 千円 |
| 設備充実費 | 担当職員 | 監事 2 名 | 1,155 千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 生徒会 | 269 千円 |
| 後援会 | 担当教員 | 監事 2 名 | 3,045 千円 |
| 給食費 | 担当教員 | 教頭 | 25 千円 |
| 旅行積立 | 担当教員 | 教頭 | 3,301 千円 |

上記の会計の他、入学時の納入金があり、別の預金通帳で管理している。PTA 会計以外は実費負担であり、18 年度末の預金通帳残高は 57 円である。

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計の会計期間について

全日本の家庭科実習費、保健部保険費、進路指導部、3 学年経費、応援団費、定時制の生徒会会計については、事業年度終了前に収支決算書が作成され、監査が終了していた。そのうち定時制の生徒会会計では、収支決算書作成後に入金があり、事業年度末の預金通帳残高と収支決算書の数値に 8 千円相違がみられた。また全日本の応援団費については通帳記帳を済ませずに収支決算書を作成した結果、預金利息が会計処理されていない。ただし、この点については、担当者が転勤のため事業年度終了を待つて作成できないなど、やむを得ない事情のあるケースも存在することである。従って、決算対象期間を規定として明文化する必要があるものと考える。

【意見②】決裁権限者について

本校においては全体的に収支決算書の作成及び監査については適切に行われているが、最終的な決裁者が不明である。私費会計に係る最終責任者は学校長であり、収支決算書の作成内容に関する報告を受けた時点で、内容の適正性に関して分析検討し、校長としての決裁が必要だと考える。

【意見③】収支決算書の未作成について

定時制の給食費会計について、収入支出があるにもかかわらず収支決算書を作成していない。この定時制の夜食費については県の補助制度も関連があるため、他の私費会計にも増して会計処理が適正に行われなければならない。また、不正防止や生徒や保護者に対する説明責任の観点から、証拠書類に裏付けられた帳簿に基づいて決算書を作成することが求められる。

12. 大間高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|-------|---------|-------|--|
| PTA | 担当教員 | 父兄3名 | 1,387千円、この他に記念事業積立1,000千円、生徒減少対応特別会計がある。 |
| 生徒会 | 学校職員 | 教頭 | 1,000千円 |
| 後援会 | 事務長 | 監事 | 394千円、この他会館改修等積立金がある。 |
| 学年経費 | 事務長 | 教頭 | 1学年343千円、2学年166千円、3学年0 |
| 進路指導費 | 担当教員 | 教頭 | 291千円 |
| 負担金 | 事務長 | 教頭 | 0 |

注：学年経費については更に3学年分に分かれている。

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】私費会計の適正性について

①本校のPTA会費に関する預金残高は学校規模に比較して多少多くなっている。この中には将来の生徒減少に備えるための特別会計もあり、現在の生徒父兄が負担することが適切かどうか、見極めが必要である。特に、少子高齢化、過疎の町にあっては、都市部と比較して将来生徒数が減少することは確実であり、それに備えて財源を確保したいという意識が強いものと想像される。また、支出内容の面では、学校後援費1,637千円のうち研修補助526千円や家庭訪問指導費、公務外出交通費補助などは本来的には公費にて負担する性質である可能性もあると考える。いずれにせよ、今後は規約に従って適正に処理する必要がある。

②未収金の存在

授業料等の県費収入分については未収金がないが、私費会計については未収金が発生している（2学年費28千円、3学年費12千円）。金額的には少額であるが、現金収納の増加と内部統制の強化、負担の公平性と同様の趣旨で、未収金残高の適切な把握と回収促進が図られるべきである。

(2) 閲覧の結果及び意見

概況把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】別団体の銀行口座名義について

PTA、後援会の銀行口座について平成18年度までの口座名義人は教頭の名義であり、教頭の私印が銀行取引用印鑑であった。これらの点については、平成19年度より各々PTA会長名義・理事長名義に、使用印鑑も会長印・理事長印に改められた。PTAや後援会は学校とは別団体であり、銀行取引に疑惑を生じさせないよう名義を改めたことは正しい判断であったと考える。

【意見②】私費で購入した物品の管理について

本校では、平成18年4月1日施行の「私費で購入した物品の管理規程」を作成している。これによれば、下記のように定められている。

私費で物品を購入しようとする場合は、あらかじめ物品購入時に見積書を添付し校長、教頭、事務長及び事務局長の承認を得ること。ただし、簡易な物品についてはこの限りではない。30万円以上の物品については、入札又は見積合わせに付すこと。

前2条により取得した備品は、速やかに私費備品台帳を作成して、適正に管理すること。廃棄処分しようとするときには、使用者が校長の承認を得てからおこなうこと。

13. 五戸高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|----------|---------|---------|-----------------------------|
| PTA | 団体職員 | 監事3名 | 3,044千円 |
| 後援会 | 団体職員 | 監事2名 | 2,556千円（一般会計）4,991千円（奨学生会計） |
| マイクロバス | 団体職員 | 校長（承認） | 188千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 事務長 | 1,291千円 |
| 進路指導C | 担当教員 | 担当以外の教員 | 1,581千円 |
| 図書（芸術鑑賞） | 担当教員 | 事務長 | 1,590千円（講習検定模試会計） |
| スキー教室 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 72千円 |
| 調理実習費 | 担当教員 | 校長（承認） | 1千円（次期家庭科実習費に繰越） |
| 家庭科 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 0千円 |
| 1学年 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 252円 |
| 2学年 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 346千円 |
| 3学年 | 担当教員 | 事務長 | 0円 |

私費で購入した物品の管理規程を知らない高校もある中で、管理規程を作成したことは評価できるが、実務上全く運用・利用されていない状況であった。

事実、平成18年度においても進路指導会計においてプロジェクター（155千円）・液晶テレビ（94千円）・HDDレコーダー（99千円）、講習検定模試会計においてデスクトップパソコン（162千円）・ノートパソコン（157千円）・プリンター（31千円）等多数の備品が私費会計で購入されている。物品管理が行われていなかったため、公費で購入したものとの区別が直ちには判然としないばかりか、誰かが持ち出しても分からず状況となっている。この点は改善すべきであり、物品管理規程に準拠し適正な運用がなされることが望まれる。

また、講習検定模試会計においてパソコンを購入しているが、当会計は全生徒から一律に徴収するものではなく、講習検定模試を受ける一部生徒からの徴収金によりなるものであるため、受益者負担が明確でないパソコン等の備品を購入することは望ましくないと考えられる。

【意見③】証拠書類等の不備

監査担当者が諸帳簿を監査した結果、適正に処理されていることを確認した旨の記載があるにもかかわらず、以下のような証拠書類等の不備が生じていた。形式的な監査が行われていたことが推認される事案である。

| 日付 (年月日) | 会計区分 | 内容 | 金額 | 備考 |
|-------------|--------|--------------------------|------------------|-------------------------|
| 18.5.12 | 講習検定模試 | 秘書検定問題集返金 | 3,266円 | 証憑添付なし |
| 18.9.7 | 講習検定模試 | 生徒宿泊費・食事代 五戸町スポーツ振興公社 | 215,900円 | 領収書添付なし(後日入手し てもらった) |
| 18.11.15 | 講習検定模試 | 監督料 K教諭 監督料 M教諭 | 8,000円 4,000円 | 受領印なし |
| 19.1.11 | 講習検定模試 | 教員分(夜間指導費) O教諭 | 6,000円 | 受領印なし |

監査担当者は監査責任の重さを自覚して、実効ある監査を実施するよう心がけるべきである。

【意見④】公費・私費会計処理の区分について

PTA会計から支出された学習指導費（403千円）・生徒指導費（57千円）・研修費（253千円）・福利厚生費（221千円）・補助費（476千円）・諸会費（469千円）・負担金（138千円）の一部が、「県費で負担すべき性質のもので、県費不足からやむをえず私費負担している経費」⁵⁰あるいは「現段階では予算措置がなされないが公費的性格を有する経費」⁵¹となっている。主な支出内容を例示すると、職員室コピーチャージ料・家庭訪問指導手当

・校務外出手当・宿直代行員の職員健診診断料・非常勤講師報酬・校長会・教頭会・事務長会、青森県高等学校教育研究会、防火管理者協会等の会費等である。家庭訪問指導手当は、PTAの規程により時間給100円と1キロメートル20円の交通費が支払われている。

非常勤講師謝礼は、授業以外の拘束時間に係る報酬（1時間あたり2,800円）であるとの説明を受けたが、授業日数等確認簿では何のための拘束時間であるか確認することはできなかった。公費との区別を明確にするためにも何のための拘束時間であったかを明記することが望ましい。また会費については、宛先は高校（あるいは校長）宛であるが、PTA会計より高校名義で直接支払っているものである。

これらについては他校でも必ずしも統一的な取扱いがなされておらず、私費会計の負担金額も様々である。統一的に公費・私費の区分を判断する基準・規程等の整備が必要である。

【意見⑤】後援会の奨学生会計について

後援会会計の奨学生貸与事業において、平成17年度償還終了予定の1件60千円が奨学生の償還期間を過ぎても償還されていない。貸与者本人には連絡等はしているが返答はないとのことである。高校の奨学生貸与規定によれば、奨学生の償還を怠った場合は違約金の徴収を考慮すること、奨学生の償還を1年以上延滞した場合には奨学生全額の即時償還を命じることの規定がある。督促状の送付（内容証明郵便）や連帯保証人からの回収の検討など、奨学生貸与規定に則り所定の手続を進める必要がある。

【意見⑥】図書会計（芸術鑑賞会計）について

図書会計につき、平成18年度決算報告書の預金残高を確認したところ、平成15年度に行つた芸術鑑賞の残金であることがわかった。決算内容は、平成18年度に3年分の利息（80円）が計上されており預金残高は168千円である。芸術鑑賞は3年に1回行われており、平成18年度も実施されたが、諸負担金で全額支出されたため、当会計を使用しなかった。当会計については、平成16年度・平成17年度には決算報告は行われておらず、担当教諭が継続して預金通帳を保管していたが紛失し、再発行を受けている。決算報告による預金通帳の残高確認も受けずに、自ら銀行取引印を持つ担当教諭が預金通帳を3年もの間保管していたことは、資金管理上及び内部統制上非常に大きな問題である。使用していない会計についても年度末には決算報告を行い、預金残高の確認等の監査を受ける必要があるし、3年間継続して收支実績がないことから考えると、内部統制の観点からは会計を開鎖することも現実的な対応方法である。

【意見⑦】スキー教室会計について

1、2年生がスキー実習を行うために徴収する1人あたり4,500円は、諸経費会計からスキー教室会計に振り替えられ、実習費に当たられる。平成18年度期首総額は134千円、期末総額は72千円と、欠席者等への返金は行っているものの、当会計の預金残高は多くなっている。実費負担が原則であるため、生徒に返金すべきものであったと考える。

⁵⁰ 前述した「地方教育費調査」における「準公費」のことであり、以下も同様である。

次善策として、余剰金をキー教室会計に残すよりは、諸負担金会計に戻したほうが透明性の観点から適切だと判断される。

14. 三沢高校

(1) 概要

【意見⑧】2学年会計について

学年運営費とバス遠足代として1人4,000円を徴収している。決算書は3月26日現在で作成され、残高は130千円になっているが、普通預金通帳の残高は346千円で215千円の不一致が発生している。この差額内容は修学旅行費用の残金である。この決算報告に対しでは、2学年の教諭が監査委員として適正処理である旨の監査報告をしているが、何をもって適正と判断したのか理解しかねる。このことから、監査や決算行為が形骸化していることがうかがわれるため、今後は実効性のある決算事務や監査の実施が望まれる。

【意見⑨】クラス担任への渡し切り経費について

文化祭活動費、体育祭活動費などの名称で学年運営費から1クラス1万円を担任教諭に支出することが慣例になっている。クラスの展示会経費や活動費として適正に支出されている旨の説明を受けたが、担任教諭の領収書のみにより支出され、実際の支出明細は不明である。同じ学年運営費から支出されるのであるから、1万円の上限予算を設定し、支出の領収書を添付して学年運営費から支出することのほうが、より適正かつ透明な事務処理であり、また実費負担という私費会計の趣旨に合致すると思われる。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度末預金残高 |
|-------|---------|-------------|--|
| PTA | 団体職員 | 監査委員3名 | 2,652千円 |
| 生徒会費 | 担当教員 | 担当以外の教員 | 1,257千円 |
| 後援会費 | 団体職員 | 監事2名 | 3,450千円（一般会計）、217千円（生徒会館特別会計） 775千円（授業基金特別会計） |
| 部活動費 | 担当教員 | 教頭 （金あり） | 3,612千円（【意見②】他に簿外の10,000千円定期預 |
| 進路指導費 | 担当教員 | 教頭 | 1,119千円 |
| 給食費 | 担当職員 | 教頭 | 116千円 |
| 芸術鑑賞 | 担当教員 | 校長（承認） | 0円 |
| 1学年 | 担当教員 | — | 0円 |
| 2学年 | 担当教員 | — | クラス費160千円、通信費12千円、【意見④】修学旅行297千円、理科総合学習5千円（次期繰越） |
| 3学年 | 担当教員 | — | 0千円（【意見⑤】残金154円は平成19年度1学年） |
| キー教室 | 担当教員 | — | 0円【意見⑦】 |
| 卒業祝賀会 | 保護者 | 保護者 | 0円 |

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】監査体制の整備について

学年会計については、預金通帳残高や証憑笑合等を行った結果、決算報告書が適正であることを確認する監査担当者の記載はなく、また、校長は決算報告を受けているとの説明があつたが、目に見える形での承認印等の証跡はない。私費会計といえども生徒からの徴収金であり、その使途・収支状況・予算の執行状況等については生徒・保護者に対して説明責任がある。加えて不正防止の観点からも監査体制を整備し、説明責任を充分に果たすことが望まる。

【意見②】簿外定期預金について

平成18年3月9日に部活動会計から預け入れした定期預金（預金証書金額10,000千円 平成21年3月9日満期：三沢高校部活動基金教頭名義）が、平成18年度の部活動費決算報告において報告漏れとなっていることが発見された。部活動会計は平成19年3月22日に決算を早めて締めており、預金残高3,612千円を報告しているが、この定期預金は平成19年3月29日に一旦解約され（同日付普通預金残13,601千円）、同年4月9日に再度定

期預金が組まれている(同日付普通預金残3,574千円)。会計年度を早く締める理由は、年度末は忙しくなるためとの説明を受けた。

故意ではないにしても10,000千円もの定期預金が決算書上報告漏れとなり、帳簿外とされたことは内部統制上、資金管理上とともに非常に大きな問題である。再発防止の観点から、適正な決算報告と実効性のある監査を徹底する必要がある。

【意見③】公費・私費会計処理の区分について

PTA会計から支出された教育援助費(1,361千円)の一部、後援会会計から支出された学校で使用される体育館手動巻上げワインチの購入費(180千円)、第一体育館舞台巻上装置の修理費(317千円)及び図書館のコピー・ファーマンス料は、「県費で負担すべき性質のもので、県費不足からやむをえず私費負担している経費あるいは現段階では予算措置がなされていないが公費的性格を有する経費」となっている。

PTA会計の教育援助費の内容は校務・教科等負担金・校務等旅費・研修費・家庭訪問等の生徒指導費等である。研修会の旅費は県の旅費規程を準拠とのPTA旅費規程に準拠して、交通費・日当が支払われている。家庭訪問等の生徒指導費として、教員に対して県の旅費条例よりは低い1キロメートル30円で換算した交通費が支払われている。公費で支払うか私費で支払うかの基準は明確ではなく校長に一任されており、また旅費等の単価に関する規定もない。

他校でも必ずしも統一的な取扱いがなされておらず、私費会計の負担金額も様々である。統一的に公費・私費の区分を判断する基準・旅費規程等の整備が必要である。

【意見④】2学年会計の残金の精算について

2学年会計の預金残高の修学旅行の残金(297千円:参加者1人当たり約1,200円)については、全額が学級費へ繰り越されている。修学旅行については不参加者もあり、また参加者全員が卒業まで在籍することは限らず、教育機会やサービスの提供を受けるとは限らない。修学旅行など実費負担相当として徴収された費用は、残額が生じたら繰り越さずその時点で負担者本人に返金するが原則であると考えられる。

なお、この残金については、平成19年4月のPTA総会において、7月の文化祭で3学年生徒のTシャツの購入費用に充当することが承認されている、との説明が後日あったことを申し添える。

【意見⑤】預金通帳の保管・校外持ち出しについて

本校への往査日において、3学年の学年費会計の預金通帳を確認することができなかつた。理由は会計担当教員が他校に転任になり、確認したいことがあるとのことで本校に預金通帳を残さず、無断で赴任先へ持つて行ってしまったとの説明を受けた。後日入手した預金通帳残高は154円であり、この金額は平成19年度1学年へ繰り越しすることである。預金通帳の保管責任が最終的には校長にあることは言うまでもないが、そもそも私費といえども生徒からの預り金であり、その預金通帳を一担当教員が独断で校外に持ち出

すことは資金管理上、非常に大きな問題である。教員の私費会計に対する意識改革も含めで資金管理を徹底する必要がある。

【意見⑥】給食費の未収金管理について

定期制高校の給食費に関して平成18年度に未収金70千円(1年生1名15千円2年生3名55千円)が生じている。平成18年度以前には未収金は発生していないかったとのことである。高校では、未収金の総額・個人別の未収金額を把握していないため、監査上の必要性から往査時に依頼して、集計してもらった。今後は、回収管理や不正防止の観点から継続的に未収残高を把握・管理していく必要があるとともに、回収努力により未収金を速やかに解消する必要がある。

【意見⑦】スキー教室会計の決算報告書について

本校1年生と2年生は授業の一環としてスキー教室に全員が参加しており、参加経費として1人4,700円を徴収している。このスキー教室の会計を行いうに当たり、普通預金通帳を一つ新規に作成し、1学年経費と2学年経費から所要額を振り替えてスキー場やバス代の支払いに当てる。この決算報告書を閲覧したが、日付や参加人数、会計担当者印も監査人印も押印されていないもので、極めて不十分な内容であった。また、実費負担とはいうものの残金が少額あり、生徒に返金するか、または翌年度の経費に充当するために寄付を受入れるかの判断がなされるべきものである。

15. 三本木高校

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未領金残高 |
|---------------|---------|--------|---|
| PTA | 団体職員 | 監事3名 | 2,939千円 |
| 生徒会 | 担当教員 | 校長(承認) | 686千円 |
| 部活動援助 | 担当教員 | 校長(承認) | 13,524千円 |
| 後援会 | 団体職員 | 監事3名 | 5,424千円(一般会計) 10,998千円(特別会計) |
| 学習指導諸費 | 担当教員 | 校長(承認) | 0円(1年1,674円 2年1,650円 3年1,656円 を学年へ返金後) |
| 進路指導費 | 担当教員 | 校長(承認) | 3,203千円 |
| スキーアクティビティ実習費 | 担当教員 | 校長(承認) | 0円 |

(2) 閲覧の結果及び意見

概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】監査体制の整備について

PTA、後援会については監事監査が行われているのに対し、他の私費会計については、校長・教頭・事務長の承認印が付されてはいるが、預金通帳残高や証憑交合等を行い決算報告書が適正であることを監査した監査担当者の記載はない。私費会計といえども生徒からの徴収金であり、その使途・収支状況・予算の執行状況等については生徒・保護者に対して説明責任がある。加えて不正防止の観点からも監査体制を整備して説明責任を充分に果たすことが望まれる。

【意見②】公費・私費会計処理の区分について

PTA会計から支出された旅費(642千円)・負担費(1,104千円)の一部、後援会会計から支出されたコピー機リース料(639千円)等は、「県費で負担すべき性質のもので、県費不足からやむをえず私費負担している経費あるいは現段階では予算措置がなされないが公費的性格を有する経費」となっている。

主な内容を例示すると、負担費には、校長会、教頭会、事務長会、青森県高等学校教育研究会、防火管理者協会等の会費があり、宛先は高校(あるいは校長)宛であるが、PTA会計より高校名義で直接支払っているものである。旅費は、各種研修会・会議・打合せ・家庭訪問の旅費で県の旅費条例を準用するPTA旅費支給規程に準拠して、交通費・日当が支払われている。公費で支払うか私費で支払うかの基準は明確ではなく、他校でも必ずしも統一的な取扱いがなされておらず、私費会計の負担金額も様々である。統一的に公費・私費の区分を判断する基準・旅費規程等の整備が必要である。

【意見③】後援会会計の負担した校章デザイン料、学校案内デザイン料について
平成19年度の県立中学校開校に当たり、校章と学校案内のデザイン料を後援会会計から支出している。支出先はデザインを担当した本校元教諭であるが、記念すべき県内初の併設型県立中学校の校章デザイン料ならも県費で負担しないことに驚きを覚える。学校の創設にあたり必要不可欠な事業費については、予め予算化して県費で支出するべきである。特に、デザイン料については今後の著作権の帰属を明確にしておかなければならないと考えることから、元教諭または後援会から無償譲渡を受けておくことが必要である。

16. 百石高校

(204)

(1) 概要

監査時に提示を受けた本校の私費会計は以下のとおりである。往査した高校の中で最も多い33会計に区分となっている。

| 会計名 | 会計事務担当者 | 監査担当者 | 平成18年度未預金残高 |
|---------|---------|--------|---|
| PTA | 団体職員 | 監事3名 | 3,548千円 |
| 生徒会 | 当任教員 | 校長(承認) | 2,621千円 |
| 後援会(財团) | 団体職員 | 監事3名 | 5,134千円(一般会計)、8,570千円(創立記念事業特別会計)、1,912千円(奖学基金会計) |
| 進路指導 | 当任教員 | 校長(承認) | 196千円 |
| 諸会費 | 事務長 | 校長(承認) | 90千円 |
| 情報教育 | 当任教員 | 校長(承認) | 785千円 |
| 環境整備 | 当任教員 | 校長(承認) | 823千円 |
| OB会 | 団体職員 | 監事3名 | 453千円(一般会計)、1,170千円(創立記念事業特別会計)、1,216千円(在校生預り分) |
| 同窓会 | 団体職員 | 監事2名 | 328千円(2,055千円(特別会計)) |
| 1学年 | 当任教員 | 校長(承認) | 2,15千円(平成19年度に繰越) |
| 2学年 | 当任教員 | 校長(承認) | 1,688千円(修学旅行残金927千円含む) |
| 3学年 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 1年食物調理 | 当任教員 | 校長(承認) | 102千円 |
| 2年食物調理 | 当任教員 | 校長(承認) | 283千円 |
| 3年食物調理 | 当任教員 | 校長(承認) | △3千円 |
| 集団調理技術 | 当任教員 | 校長(承認) | 18千円 |
| 1年普通科 | 当任教員 | 校長(承認) | 188千円 |
| 2年普通科 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円(72千円クラス返金) |
| 3年商業科 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円(1千円クラス運営費) |
| 調味料代 | 当任教員 | 校長(承認) | 108千円 |
| 家庭クラブ | 当任教員 | 校長(承認) | 43千円 |
| 商業科問題集 | 当任教員 | 校長(承認) | 160千円 |
| 全商検定試験 | 当任教員 | 教頭 | 0円 |
| 漢字検定 | 当任教員 | 校長(承認) | 0千円 |
| 国語科副教材 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 数学検定 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 保健体育 | 当任教員 | 校長(承認) | 6千円 |
| スキー教室 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円(91千円は1学年費) |
| 音楽科 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 芸術科 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 書道科 | 当任教員 | 校長(承認) | 42千円 |
| 英語科 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |
| 英語検定 | 当任教員 | 校長(承認) | 0円 |

- (2) 閲覧の結果及び意見
概要把握の結果、抽出された問題点は以下のとおりである。

【意見①】監査体制の整備について

PTA、後援会、OB会、同窓会、全商検定試験については監事監査等が行われているのに對して、他の私費会計については、校長・教頭・事務長の承認印が付されているが、預金通帳残高や証憑写合等を行った結果、決算報告書が適正であることを監査担当者の記載はない。私費会計といえども生徒からの徵収金であり、その使途・収支状況・予算の執行状況等については生徒・保護者に対して報告義務がある。加えて不正防止の觀点からも監査体制を整備して説明責任を充分に果たすことが望まれる。

【意見②】私費会計の整理について

本校は、33もの私費会計を有している(部活動奨励費会計を含めれば37会計)。私費会計の中には、情報教育会計・環境整備会計のように年1回あるいは数回の実施で予算を消化するものがある。このようなものについてまで会計を区分して、個々に預金通帳を作成し管理していくのは事務手続上、効率的ではないと思われる。他にも、他会計と統合しても差し支えないと思われるものの(調味料代会計等)は会計区分を統合・整理し、私費会計の管理・監督の実効性を高めることが望まれる。この点については、平成19年度から会計区分を減らす方向にあるとの回答を事務長から得た。

【意見③】公費・私費会計処理の区分について

PTA会計で支出した負担金(574千円)・教職員研修費(673千円)・生徒指導費(160千円)の一部、後援会会計で支出したコピー使用料(999千円)等が、「県費で負担すべき性質のもので、県費不足からやむをえず私費負担している経費あるいは現段階では予算措置がなされていないが公費的性格を有する経費」となっている。主な内容を例示すると、負担金には、校長会、教頭会、事務長会、青森県高等学校教育研究会、防火管理者協会等の会費があり、宛先は高校(あるいは校長)宛であるが、PTA会計より高校名義で直接支払っているものである。教職員研修費は、各種研修会・会議・打合せの旅費で県の旅費条例を準用するPTA旅費支給規程に準拠して、交通費・日当が支払われている。生徒指導費は、他校訪問・家庭訪問等で慣例として県の旅費条例よりは低い1キロメートル20円で換算した交通費が支払われている。公費で支払うか私費で支払うかの基準は明確ではなく校長に一任されており、また旅費等の単価に関する規定もない。他校でも必ずしも統一的な取扱いがなされておらず、私費会計の負担金額も様々である。統一的に公費・私費の区分を判断する基準・旅費規程等の整備が必要である。

【意見④】私費会計の残金・不足額の精算について

修学旅行の残金が927千円（参加者1人当たりで換算すると約5,500円）と多額に発生したこともあり、2学年会計の預金残高は1,688千円にのぼっている。全額3学年会計へ繰越されたとのことだが、現実には修学旅行の不参加者もおり、また参加者全員が卒業まで在籍するとは限らず、教育機会やサービスの提供を受けるとは限らない。修学旅行など実費負担相当として徴収された費用は、事業が終了し、残額が生じたら繰り越さずその時点で負担者本人に返金することが原則であると考えられる。

また、3年食物調理科会計については年度末に3,636円の不足が生じており、この金額については担当教諭が立替払いしておき、次年度の会計より差引精算したとのことだが、本来は不足額が発生しないよう幾高管理し、実費負担相当として徴収された費用に不足額が生じた場合は対象者より追加徴収するのが原則であろう。

【意見⑤】会計証拠書類の保管について

進路指導会計により支払われている県外企業訪問経費245千円（6人分）の他に、3人分の旅行代金につき卒業祝賀会残金から支払った旨の記載があり、この証拠書類を求めたところ「平成17年度の決算のため書類は残っていない」との返答を得た。県外企業訪問は平成18年6月ごろ行われ、平成18年度の3年生の就職のためだけでなく平成17年度の卒業生を激励する意味もあり、平成17年度の卒業祝賀会残金からも支払われたとのことだが、証憑書類等は残っていないとのことである。書類の保管については直近年度分を保管していくれば良いというわけではなく、生徒・保護者への説明責任を果たすためには適切な保管年限を定めて対応する必要がある。また、卒業祝賀会残金から県外企業訪問経費という公費に近い性質の経費を支払う必要性と処理の妥当性についても理解に苦しむところであり、徴収目的に合致した支出かどうか、説明責任は十分か、といった観点から、改めて見直す必要があるものと考える。

以上

| |
|---|
| (発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号 |
| (印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番会七 社号 |

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行